秋田城跡

平成十年度秋田城跡調査概報

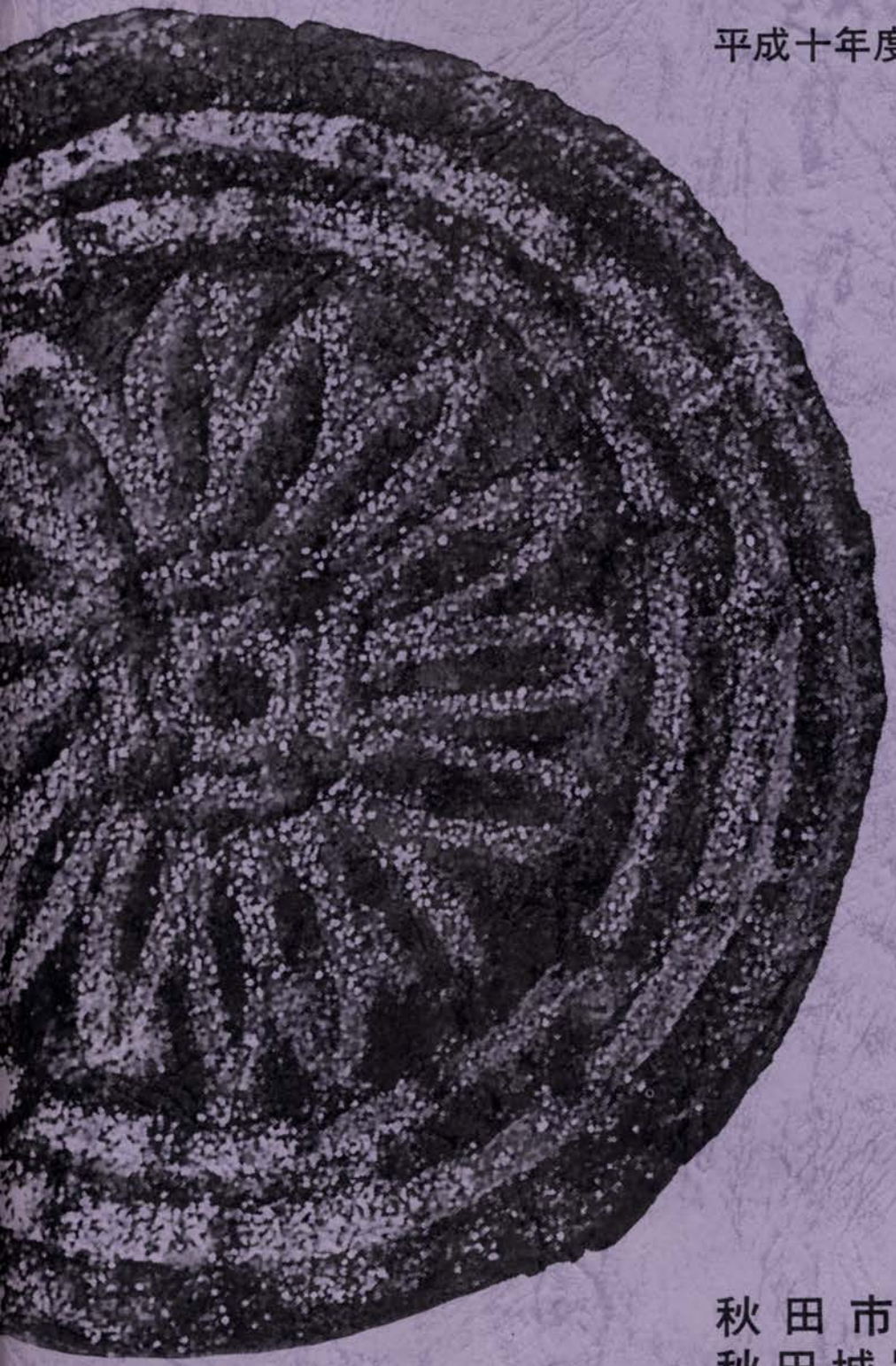

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

平成十年度 秋田城跡調査概報

正　誤　表

ページ	行	誤	正
例　言	上から17行目	渡辺育子	渡部育子
第１図		平成８年度	平成９年度
第１図		平成９年度	平成10年度
2	下から４行目	壊さた	壊された
34	第44図	１（７－475）	１（７－498）
49	下から６・７行目	ＳＫ1556	ＳＫ1555
57	上から11行目	めりごめ	ぬりごめ
57	下から８行目	第81図	第82図
58	上から10行目	第81図	第82図
60・61		小札観察表	小札甲観察表
67	上から10行目	各孔位置に基づく小札分類	小札各孔位置関係分類
67	下から２行目	44、49の２例	22、44、49の３例
69	上から４・８行目	第88図　図３－１	第89図・図３－１
69	上から７行目	下搦(したから)技法について（第89・図３）	下搦(したから)み技法について（第89図・図３）
78	下から６行目	埋土より形態及び	埋土より、形態及び
78	下から２行目	ＳＩ1548	ＳＩ1549
79	下から16行目	ＳＩ1647	ＳＩ1547
80	上から２行目	ＳＩ1543	ＳＩ1542
80	下から３行目	ＳＢ1553	ＳＢ1533
81	上から６行目	ＳＢ1545	ＳＩ1545
82	上から５行目	ＳＩ1445	ＳＩ1545
82	上から９行目	ＳＢ1533	ＳＢ1532
82	上から11行目	ＳＡ1539や材木列塀	ＳＡ1539材木列塀
154(17)	下段左から11行目	保菅	保管
160(11)	上段右から12行目	小高部公	小高野公
160(11)	下段右から３行目	男（　）	女（　）

平成十年度秋田城跡調査概報

秋　田　城　跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

序　　文

平成10年度秋田城跡発掘調査は、政庁南東側の一画にあたる大畑地区を中心に調査を実施しました。

調査の結果、平安時代における２つの画期的な発見があり、全国的にも注目を集めました。一つは非鉄製の小札甲（こざねよろい）であり、もう一つは死亡帳を初めとする多数の漆紙文書であります。非鉄製の小札甲については、平安時代前期のものとしては発掘例はもちろんのこと伝世品としても例が無く、日本の武具の変遷を知る上で画期的な成果となりました。漆紙文書死亡帳については、その内容がわかるものとしては全国初の出土例であり、ともに出土した戸籍などとともに、平安時代における行政及び地域社会の実態を知る上で極めて重要な成果となりました。

また、平成10年に完成いたしました外郭東門は、周囲の歴史公園とともに市民の学習の場や憩いの場として活用され、親しまれております。

このように、秋田城跡の調査が大きな成果をあげ、史跡の管理と整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁、秋田県教育委員会、整備指導委員の諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導、ご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

平成11年３月31日

秋田市教育委員会

教育長　石　黒　俊　郎

目　　次

例言・凡例

Ⅰ　調査の計画…… 1

Ⅱ　第72次調査
1）調査経過…… 2
2）検出遺構と出土遺物…… 11
3）基本層序及び各層出土遺物…… 53
4）ＳＩ1547出土の小札甲について…… 54

Ⅲ　第73次調査…… 73

Ⅳ　第74次調査
1）調査経過…… 74
2）検出遺構と出土遺物…… 75
3）基本層序及び各層出土遺物…… 77

Ⅴ　まとめ…… 78
(1) 第72次調査検出遺構の年代と変遷について…… 78
1）各遺構の年代について…… 78
2）調査地の利用状況の変遷について…… 82
3）小札甲について…… 82
(2) 第74次調査検出遺構と年代について…… 83

Ⅵ　秋田城跡環境整備事業…… 85

Ⅶ　秋田城跡から出土した小札甲の材質について…… 87

Ⅷ　秋田城跡第72次調査出土漆紙文書について……170

例　言

1．本報告書の執筆、編集は伊藤武士、進藤靖があたり、日野久が補佐した。
2．遺物の実測、トレースは、伊藤のほか、補助員の渡辺由孝、原田久美子、長嶋英子があたり、発掘調査、遺物整理は、小栗玲子、高階弥重子、小塚裕姫子、(専修大学大学院)、京野恵子、蓮沼素子(東北大学大学院)、齋藤恵里(宮城学院女子大学)、佐藤一樹(秋田大学)、佐々木彩子(國學院大学)が協力した。
3．遺構写真は伊藤、進藤、遺物写真は伊藤があたった。
4．墨書土器の解読は国立歴史民俗博物館教授平川南氏、弘前大学人文学部教授鐘江宏之氏にお願いした。
5．漆紙文書の解読、執筆は平川南氏にお願いした。
6．小札甲の実測、分類等は、栃木県教育委員会文化財課津野仁氏の指導・協力の下、伊藤が行った。
7．小札甲の材質の分析は、パリノ・サーヴェイ株式会社に委託した。
8．鉄製品の錆取りについては、東北歴史資料館保存科学科長手塚均氏の協力を得て進藤が実施した。
9．発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、本中眞、坂井秀弥、小林克、磯村幸男、小林謙一、山中敏史、樹崎彰一、仲野浩、鈴木靖民、酒寄雅志、大平聡、熊田亮介、渡辺育子、松田泰典、佐川正敏、平野卓治、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史資料館、多賀城跡調査研究所、東北芸術工科大学、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

凡　例

遺物

1．土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2．土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。
　黒色処理
　転用硯
3．土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。
　煤
　漆
4．調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。
　○回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
　○ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
　○切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
　○底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
　○実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて１／３である。

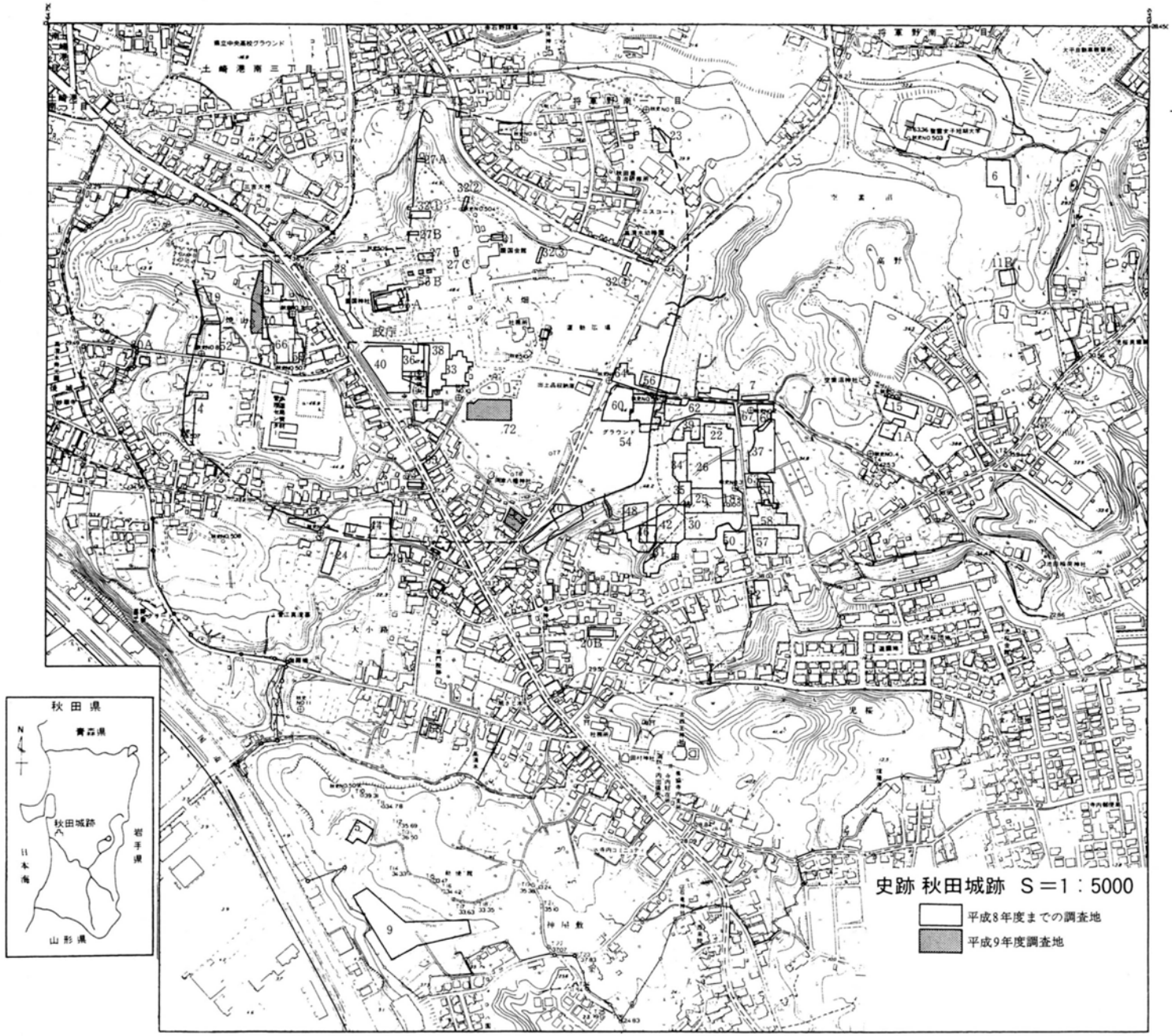

第1図　秋田城跡発掘調査位置図

秋田市教育委員会

Ⅰ 調査の計画

平成10年度の秋田城跡発掘調査は、第72次、第73次、第74次を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,750万円のうち国庫補助額875万円(50%)、県費補助額437,5万円(25%)、市437,5万円(25%)となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表1　発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積㎡(坪)	調査予定期間
第72次	大畑地区中央部	1,200㎡ (363)	4月13日～7月31日
第73次	焼山地区北部	1,000㎡ (303)	8月1日～10月31日
計		2,200㎡ (666)	

平成10年度は秋田城跡第六次5ケ年計画の2年度にあたり、第五次5ケ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査地となっている部分と第六次5ケ年計画に従い新たに大畑地区中央部を調査対象としている。

第72次調査は、政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、政庁域の南東側に隣接している大畑地区中央部の一画を調査対象とした。従来から学校跡地を含む広い未調査域が存在し、その実態が明確でなかった大畑地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡5棟、柱列3列、材木列塀跡2列、竪穴住居跡6軒、竪穴状遺構1基、竪穴状工房跡3棟、鍛冶炉跡10基、土坑14基、溝跡4条等多数の遺構の存在を確認し、鍛冶工房域や建物群などといった形で周辺の利用状況を把握することができた。また、多数の漆紙文書や非鉄製小札甲などの重要遺物が出土するなど大きな成果を得た。

第73次調査は、政庁から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる焼山地区北部の一画を調査対象とした。前年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に基づく、掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査については、第72次調査の期間が延長されたことにより、調査期間が短縮されたため、調査区域の表土剝ぎ及び抜根作業を実施するにとどまった。

秋田市教委指令第139号の指示に基づき、大畑地区南部における現状変更と緊急調査が実施され、古代の遺構として土坑や溝跡が検出されるなどしたため、第74次調査とした。調査の結果、土坑1基、溝跡2条を検出した。

10月10日に第72次調査の現地説明会を開催し、270名の参加者を得た。

9月18日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

平成10年度の発掘調査実施状況は下記表２のようになっている。

表２　発掘調査実施状況

調査次数	調　査　地　区	発掘調査面積㎡(坪)	調査実施期間
第72次	大畑地区中央部	1,300㎡（394）	４月13日～12月９日
第73次	焼山地区北部	1,000㎡（303）	10月27日～11月６日
第74次	大畑地区南部	50㎡（ 15）	11月30日～12月２日
計		2,350㎡（712）	

II　第 72 次 調 査

１）調査経過

第72次調査は、大畑地区中央部を対象に平成10年４月13日から12月９日まで実施した。発掘調査面積は1,300㎡(394坪)である。調査地は政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南東コーナー部より35m離れたところに位置し、調査地北西側の第33次調査地では、掘立柱建物跡や、竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後、平坦に整地され、雑木の生える荒地となっていた。

調査は従来未調査地が多かったこの地域の周辺の遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず、雑木の伐採及び抜根作業を行い、その後、調査区の設定を行った(４月13日～４月16日)。

表土除去作業を調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には、表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは20㎝～40㎝と比較的薄くなっていた。調査区西側から中央部にかけては、表土直下で褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北側と南側では、表土直下が撹乱と削平により地山飛砂層面とその下層である地山腐植土層面となっていた。調査区東側では、表土直下で暗褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。また、調査区のほぼ全域にわたり、小学校体育館の基礎である幅１m前後の布堀り溝が、北西から南東方向にかけてとそれに直交する北東から南西方向にかけて地山粘土層面を掘り込み、底部に拳大の玉石を敷き詰めた状態で数条確認された。表土除去作業が終了した調査区東側から土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行っていった(４月17日～５月13日)。

表土除去作業終了後、再び調査区西側より土層観察用ベルトを除去しながら、遺構の精査を行っていった。調査区西側では表土直下で複数の撹乱穴や畝状撹乱を多数検出し、これらに一部切られるかたちでＳＤ1551とこれに重複するＳＤ1552を検出した(５月14日)。調査区北西部では基礎撹乱によって３分の１ほど壊さたＳＢ1531を検出した(５月18日)。調査区中央部、ＳＢ1531の南側では焼土面とその周辺に鍛造剝片が認められ、鍛冶炉跡と判断し、ＳＸ1568とした(５月20日)。調査区中央部南側では焼土、炭化物を含む褐色土のプランが確認され、ＳＩ1544とした。また、この南側でＳＡ1536を検出した(５月21日)。調査区中央部では建物の一部が第４層褐色土層によって判然としないものの、

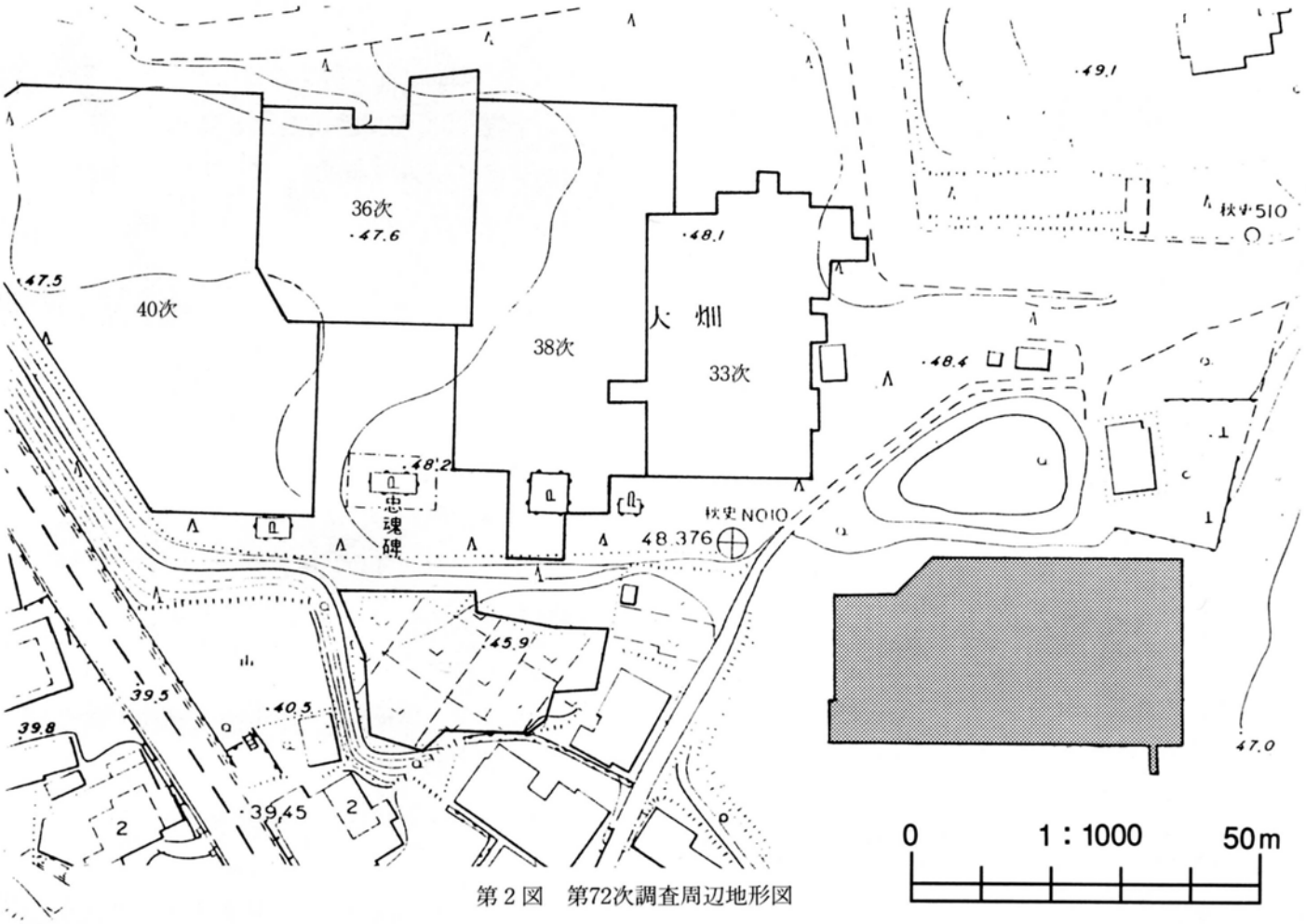

第２図　第72次調査周辺地形図

ＳＢ1532を検出した（５月22日）。調査区北東部では炭化物と赤褐色土器が主体を占める遺物が多量に含まれた落ち込みプランを検出し、ＳＫ1555とした。調査区東側中央部でもＳＫ1555より小規模ではあるが、同様に多量の炭化物と遺物を含むＳＫ1556とこれに重複するＳＩ1541を検出した。ＳＫ1555の南西側でＳＫ1557、ＳＫ1558を、また、ＳＫ1555、ＳＫ1557、ＳＫ1558と重複する大規模なＳＫ1559を検出した（５月26日）。

表土除去後の撹乱、遺構の検出状況について調査区の全景写真撮影を行った（５月27日）。

調査区西側から中央部にかけての畝状撹乱や撹乱穴を掘り下げた。調査区南西部のやや大規模な撹乱穴は形状と埋土から出土した遺物から、近世以降の土取り穴と考えられ、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区北西部のＳＢ1531について検出状況の写真撮影後、断ち割り、掘り下げを行った後、土層断面の実測と写真撮影を行った。調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区西側から平面実測を開始した（５月28日～６月９日）。

調査区西側から中央部にかけての平面実測と並行して調査区東側の撹乱穴を掘り下げた。調査区北東部のＳＫ1555、ＳＫ1557、ＳＫ1558、調査区東側中央部のＳＫ1556、ＳＩ1541の検出状況の写真撮影を行った。調査区東側から中央部にかけて遺構の再精査を行い、ＳＢ1533の南東隅柱掘り方以外を検出し、この段階での検出状況の写真撮影を行った。調査区南東部の撹乱穴と畝状撹乱を掘り下げ、平面実測後、旧耕作土を除去し、第３層褐色土層面でＳＡ1537を検出した。ＳＡ1537の西側で第３層褐色土層を除去し、ＳＢ1533の南東隅柱掘り方及びＳＩ1452、ＳＫ1560を検出した。ＳＢ1533は東廂

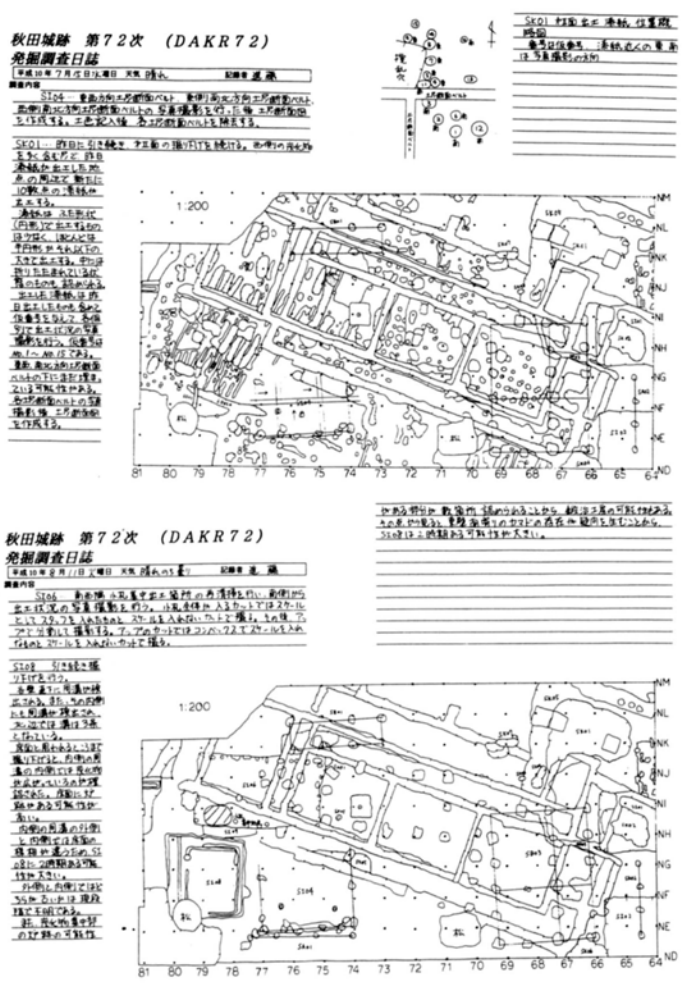

南北棟の掘立柱建物跡であることが確認された。調査区東側で検出したＳＢ1533、ＳＡ1537、ＳＫ1555(１面)、ＳＫ1556、ＳＫ1557、ＳＫ1558、ＳＫ1561について断ち割りと掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(６月10日～７月９日)。

調査区東側の表土直下検出遺構及び重複関係上位遺構の完掘状況、調査区西側の撹乱穴、畝状撹乱掘り下げ後の状況、ＳＢ1531完掘状況の写真撮影を行った(７月10日)。

調査区西側のＳＤ1551、ＳＤ1552の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区中央部南側のＳＩ1544の周辺を再精査し、重複したＳＩ1545を検出した。ＳＩ1544の断ち割り、掘り下げを行ったところ、床面でＳＸ1569、ＳＸ1570、柱掘り方を数基検出し、ＳＩ1544は竪穴状工房跡と考えられた。これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。それに並行して調査区北東部のＳＫ1555２面の断ち割り、掘り下げを行ったところ、埋土から漆紙が十数点出土した。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(７月13日～７月17日)。

ＳＫ1555１面の出土遺物の取り上げをすると同時に３面の断ち割り、掘り下げ後、写真撮影、実測を行った。ＳＫ1555３面の埋土からも漆紙が新たに数点出土した(７月18日～８月５日)。

調査区西側から中央部にかけて、土層観察用ベルトを設定し、第４層褐色土層面で遺構精査を行った。第４層褐色土層は10㎝～20㎝と薄く、この下に第５層黄褐色土層を確認した。調査区中央部で数基の柱掘り方、調査区北西部でＳＩ1547とこれに重複するＳＩ1550、ＳＫ1562を検出した。調査区西側中央部のＳＤ1552の平面実測終了後、第４層褐色土層を少しずつ除去し、ＳＩ1548を検出した。土層観察用ベルトの写真撮影、実測を行い、終了後これを除去した。ＳＩ1547、ＳＩ1548、ＳＩ1550、ＳＫ1562の検出状況の写真撮影を行った(７月18日～７月29日)。

ＳＩ1547の断ち割り、掘り下げを行ったところ、ＳＩ1547南西部の埋土から非鉄製、漆仕上げの小札甲がまとまって出土し、床面でＳＸ1572、ＳＸ1573、ＳＸ1574や柱掘り方、壁際でピット列を検出し、ＳＩ1547は竪穴状工房跡と考えられた。これらの断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。ＳＩ1548の断ち割り、掘り下げを行ったところ、壁直下とこの内側に周溝を検出した。内側の周溝が東壁南寄りに確認したカマドを切っていることが判明したことと、土層断面の観察からＳＩ1548とほぼ同じ位置で規模を縮小して建て替えられたと考えられるＳＩ1549を検出した。また、

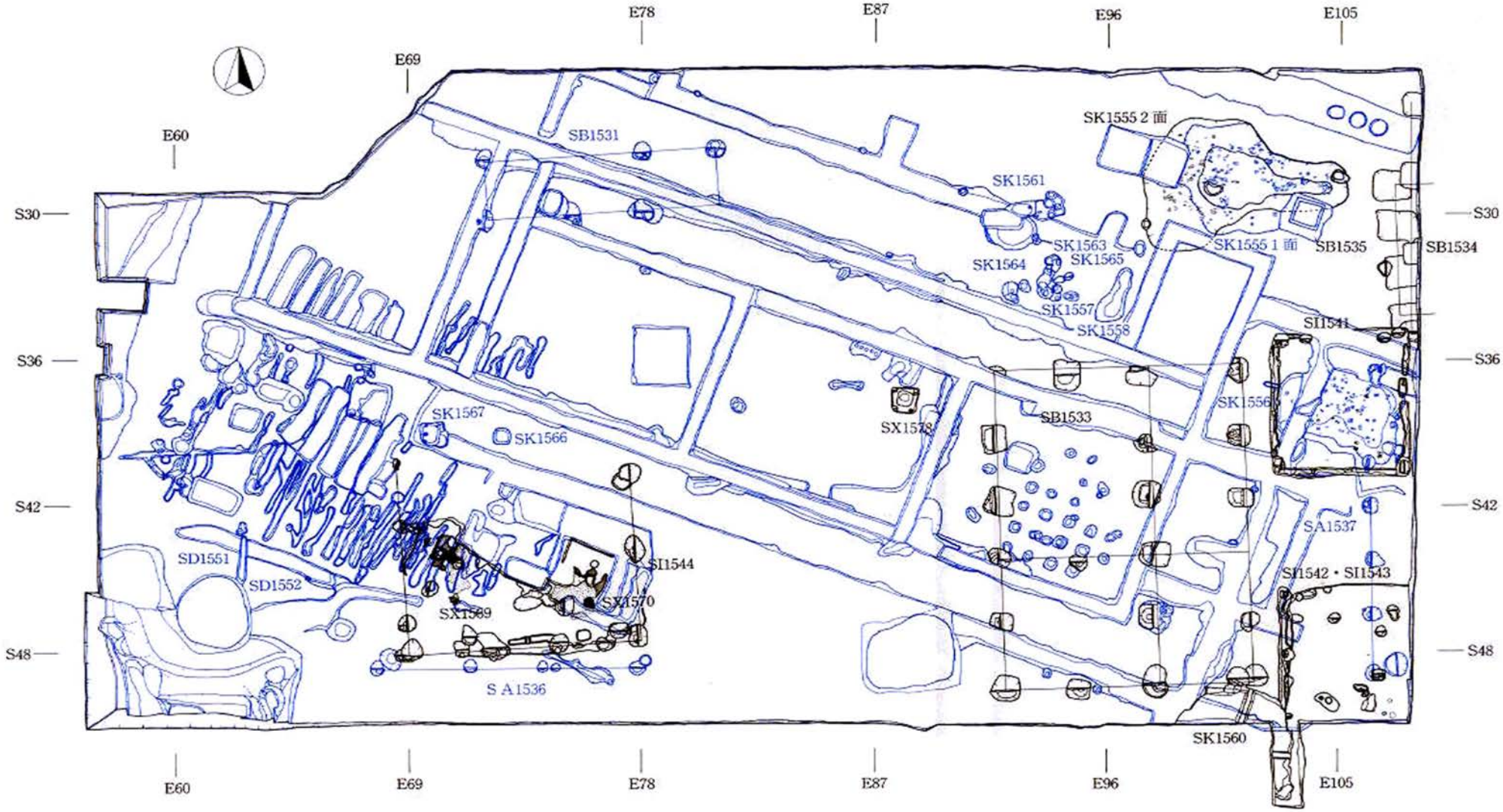

0 1：200 10m

第３図　第72次調査検出遺構図①　　※青色：撹乱及び重複関係上位遺構

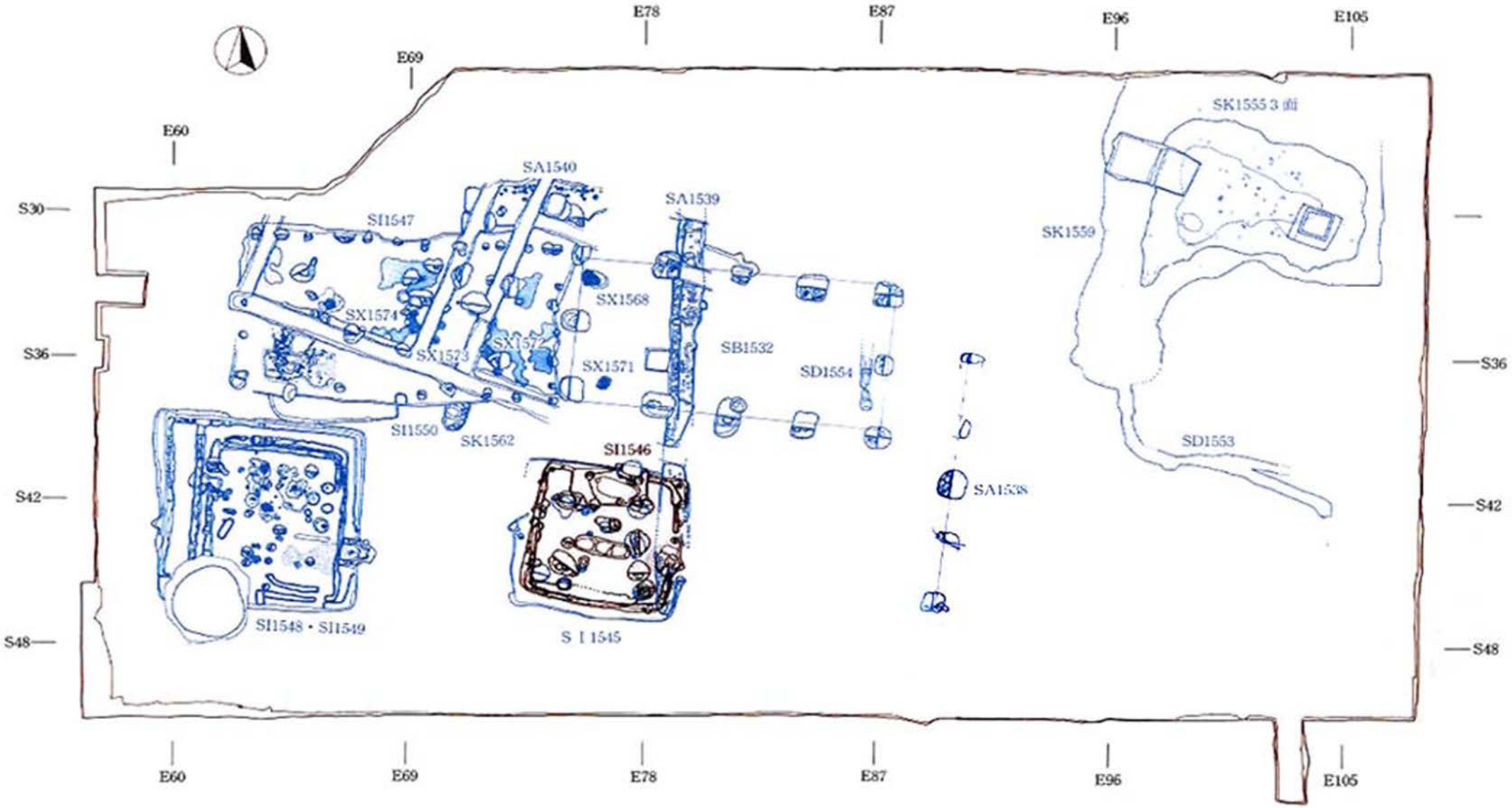

第４図　第72次調査検出遺構図②

※青色：撹乱及び重複関係上位遺構
遺構破線部分は撹乱及び重複関係上位遺構に切られているところである。
なお、撹乱、重複遺構については第３図参照のこと。

0　1：200　10m

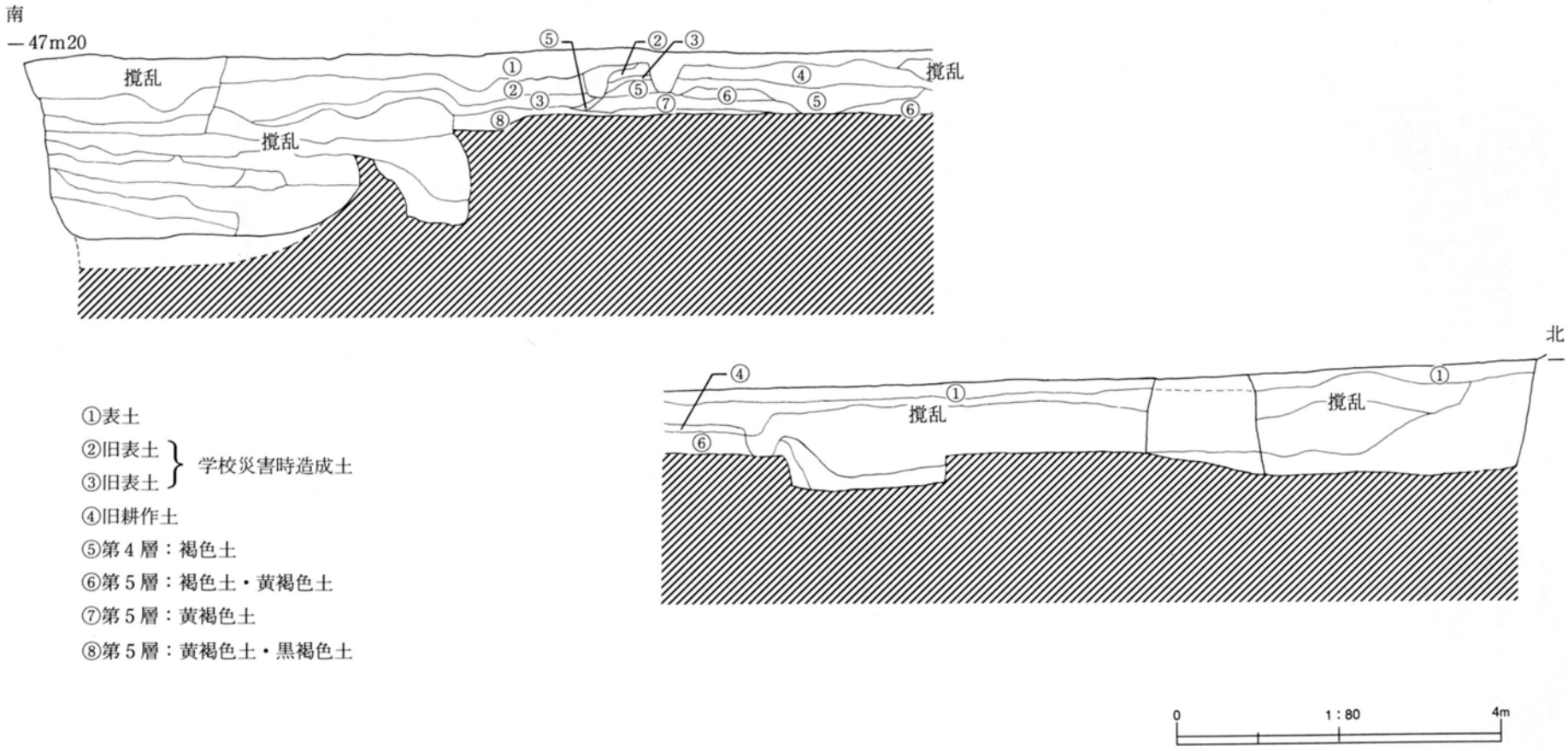

第5図　第72次調査地西壁土層断面図

西壁直下とこの内側の周溝はＳＩ1548に伴うもので、更に内側の周溝はＳＩ1549に伴うものであることが判明した。ＳＩ1548の床面で支柱穴、ＳＩ1549の床面でＳＸ1575、ＳＸ1576、ＳＸ1577を検出し、ＳＩ1549は竪穴状工房跡と考えられた。これらの断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。ＳＫ1562の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(７月30日～９月４日)。

調査区中央部北東側で検出されていたＳＫ1563、ＳＫ1564、ＳＫ1565の再精査を行い、断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影と実測を行った。ＳＫ1563の埋土からは漆紙と漆膜が付着した赤褐色土器、風字硯が出土した(８月21日～９月３日)。

調査区中央部のＳＢ1532の周辺を再精査し、これと重複するＳＡ1539を検出した。ＳＢ1532とその東側に検出されたＳＡ1538の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。その後、ＳＡ1539の断ち割り、掘り下げを行ったところ溝の底面に多数の小柱掘り方を検出し、ＳＡ1539は材木列塀と考えられた。また、布堀り溝に重複が認められ、塀が二時期あった可能性があると考えられた。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区中央部で検出されたＳＡ1536、ＳＡ1540、ＳＫ1566、ＳＫ1567を再精査し、各遺構の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(８月26日～９月８日)。

調査区西側から中央部にかけて各遺構の完掘状況の写真撮影を行った(９月９日～９月10日)。

調査区西側から中央部にかけて平面実測を行うと同時に調査区東側のＳＩ1541、ＳＩ1542の断ち割り、掘り下げを行った。ＳＩ1541の埋土から漆紙が出土し、床面で周溝と各隅柱掘り方を検出した。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。ＳＩ1542の埋土からも漆紙が出土した。床面まで掘り下げたところ、西壁直下に周溝、柱掘り方を検出した。また、ほぼ同じ位置にＳＩ1542よりも古く、小規模なＳＩ1543を検出した。ＳＩ1542、ＳＩ1543は東側及び南側が調査区外のため全体プランが把握できないため、ＳＩ1542の床面を検出した時点で掘り下げをやめ、ＳＩ1542の残りの部分とＳＩ1543の調査は次年度行うこととした。ＳＫ1560についてはＳＩ1542、ＳＩ1543よりも新しいことを確認した。埋土上層を掘り下げた時点で更に深くなることが判明し、南側の大部分が調査区外であるため全体プランが把握できないため、調査の続きは次年度に行うこととした。調査区東側のＳＩ1541北側の第３層褐色土層をを除去しながら遺構精査を行い、ＳＢ1534、ＳＢ1535の西側柱列を検出した。いずれも大部分が東側調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。各遺構の掘り下げ、検出後、平面実測を行い、ＳＩ1541、ＳＩ1542の完掘状況の写真撮影を行った(９月14日～10月30日)。

調査区北東部のＳＫ1559の断ち割り、掘り下げを行った。ＳＫ1559は規模も大きく、深いため、今次調査では埋土上層の埋まり方を把握するところまで行い、続きの調査は次年度に行うこととした(10月14日～10月30日)。

調査区中央部南側のＳＩ1545の再精査を行い、南西部でＳＩ1544床面直下に数基の小掘り方と土坑を検出し、東側ではＳＡ1539の南部分を検出し、これに切られていることが判明し、これらを断ち割り、掘り下げ、写真撮影、実測を行った。終了後、ＳＩ1545の断ち割り、掘り下げを行ったところ、ほぼ同じ位置でＳＩ1545よりも古く、小規模なＳＩ1546を検出し、床面で柱掘り方を数基検出した。

これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った。ＳＩ1546の断ち割り、掘り下げを行ったところ、床面で周溝と柱掘り方、土坑を検出し、東壁南寄りにカマドを確認した。これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った。終了後、床面を少しずつ除去していき、南東隅寄りに柱掘り方、南側に溝を検出し、断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(10月19日～10月30日)。

調査区北西部のＳＩ1550、調査区中央部の検出されていたＳＤ1554、ＳＸ1578について断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った(10月20日～10月23日)。

調査区全域の遺構調査を終了した状況で全景写真撮影及び航空写真撮影を行った(11月４日～11月６日)。

調査区西壁の写真撮影と土層断面実測を行い、また、調査区中央部の落ち込みの写真撮影、実測を行った。それと同時に調査区西側から中央部にかけての主要遺構の埋め戻しを行った(11月19日)。

ＳＩ1546床面掘り下げ後の平面実測と調査区中央部の平面実測の補足調査を行い、調査を終了した(11月11日)。

ＳＩ1547埋土出土の小札甲の取り上げ、搬出を行った(11月24日～11月30日)。

発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した(12月９日)。

９月18日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

10月10日に現地説明会を行い、270名の参加者を得た。

２）検出遺構と出土遺物

ＳＢ1531掘立柱建物跡(第６図、図版8)

調査区北西部の第４層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。梁間１間(2.4m)、桁行３間(3.0m＋3.0m＋3.0m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約２度西に振れる。柱掘り方は大部分が撹乱により壊さ

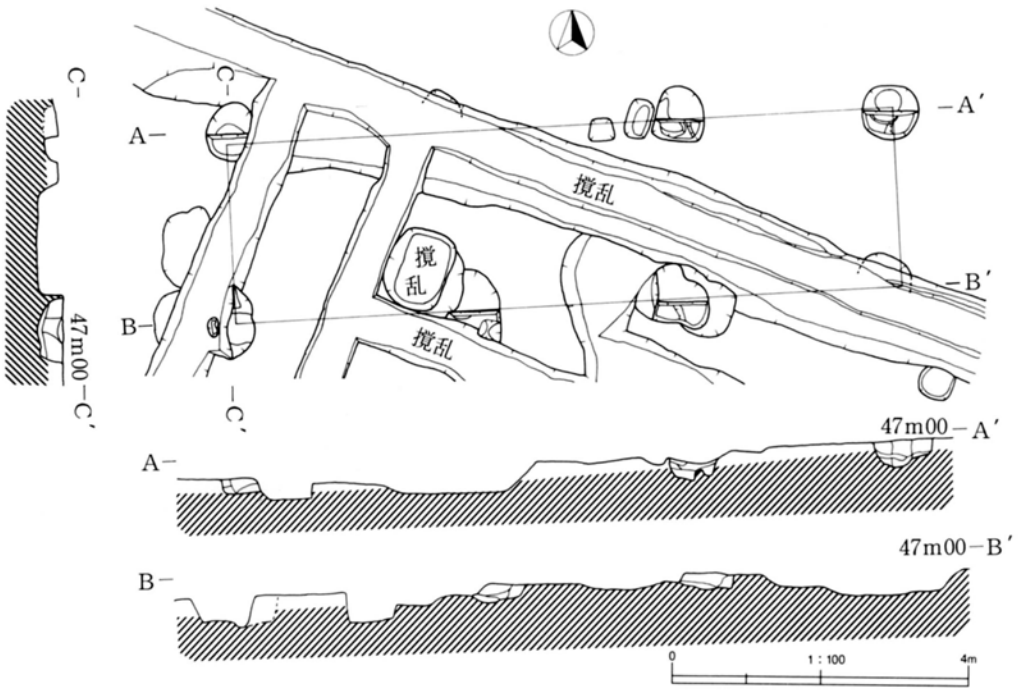

第６図　ＳＢ1531掘立柱建物跡

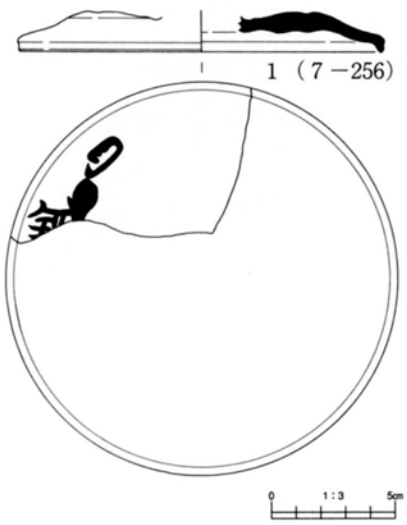

第7図　ＳＢ1531掘立柱建物跡出土遺物

れているが、長径75㎝～80㎝×短径65㎝～80㎝の楕円形で、深さ20㎝～35㎝である。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。ＳＡ1540と重複し、これより新しい。

ＳＢ1531出土遺物（第7図、図版38）

須恵器（1）：柱掘り方埋土出土の蓋の破片である。ヘラ切り後、天井部に軽いナデ調整を施す。口縁近くの天井部内面に判読不能の墨書がある。

ＳＢ1532掘立柱建物跡（第8図、図版9）

調査区中央部の第4層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。梁間2間（3.0m＋3.0m）、桁行4間（3.0m＋3.0m＋3.0m＋3.0m）の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約5度東に振れる。柱掘り方は67㎝～107㎝×80㎝～

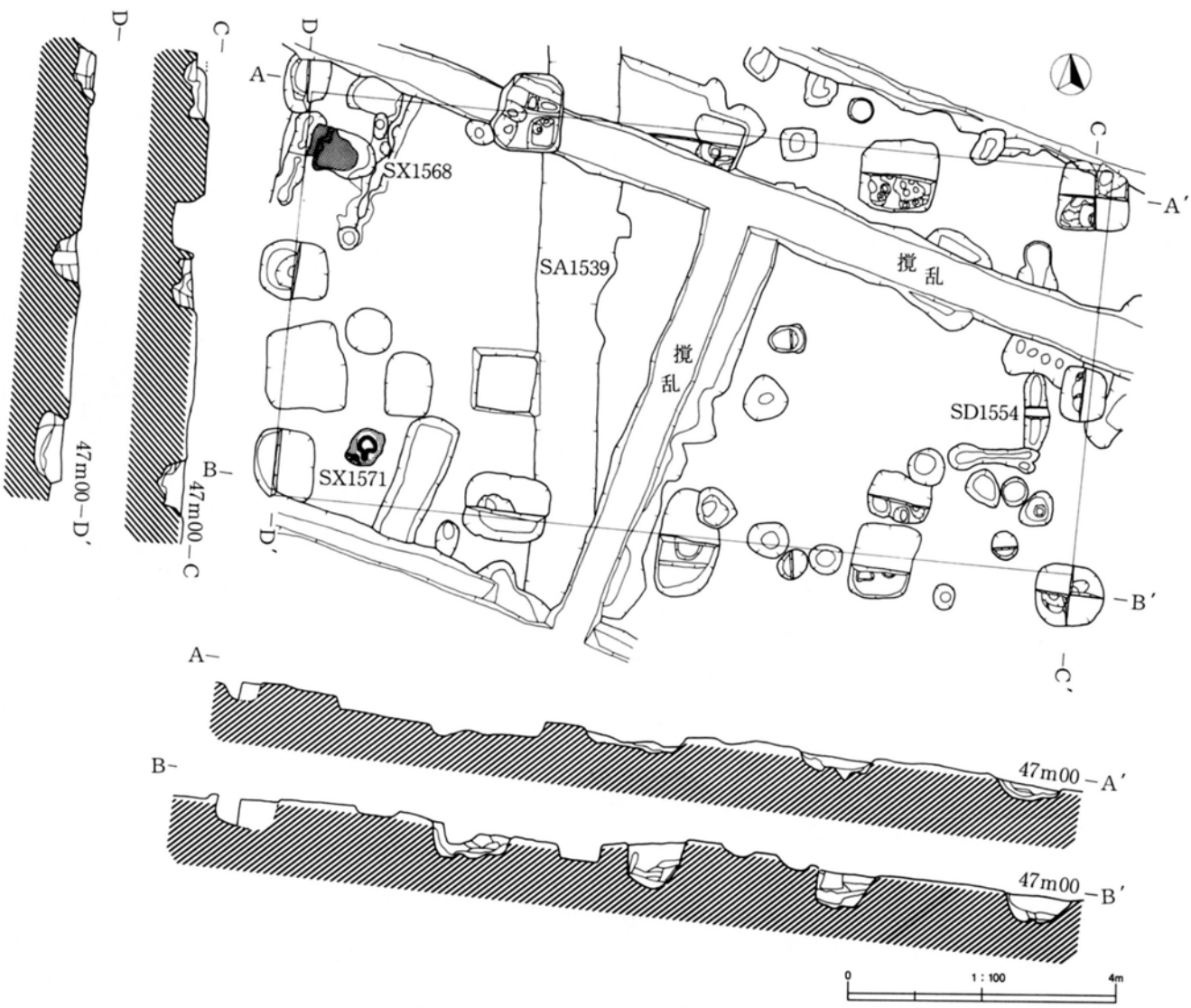

第8図　ＳＢ1532掘立柱建物跡

120㎝の方形及び長径80㎝～159㎝×短径68㎝～92㎝の楕円形で、深さ30㎝～80㎝である。柱痕跡は直径約20㎝である。ＳＡ1539、ＳＤ1554と重複し、これらより新しい。

ＳＢ1532出土遺物(第９図、図版38)

赤褐色土器(１)：柱掘り方抜き取り部分出土の糸切り無調整の坏である。

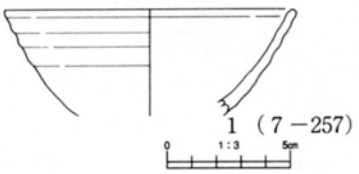

第９図　ＳＢ1532掘立柱建物跡出土遺物

ＳＢ1533掘立柱建物跡(第10図、図版10)

調査区東部の第４層褐色土層面及び第３層暗褐色土層を除去した遺物包含層面・地山腐植土層面で検出された。梁間３間(3.0m＋3.0m＋3.6m)で西側２間が身舎、東側１間が廂部分となり、桁行５間(2.7m＋2.7m＋2.4m＋2.7m＋2.7m)で北から３間目に間仕切りが認められる東廂南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約２度西に振れる。柱掘り方は88㎝～125㎝×73㎝～110㎝の方形及び長径60㎝～135㎝×短径76㎝～108㎝の楕円形で、深さ35㎝～60㎝である。柱掘り方全てに抜き取りが入るが、柱痕跡は直径約25㎝である。ＳＤ1553、ＳＫ1559と重複し、これらより新しい。

ＳＢ1533出土遺物(第11図、図版38)

赤褐色土器(１～３)：１～３は柱掘り方抜き取り部分出土である。１は糸切り無調整の皿である。２・３は糸切り無調整の坏である。３は底部に「小」の墨書がある。

ＳＢ1534掘立柱建物跡(第３図、図版7)

調査区北東部の第３層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で西側柱列のみが検出された。建物の東側は大部分が調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。現状では、西側柱列の柱掘り方は４基検出されており、それぞれの柱間隔は3.0mと考えられる。平面で確認した限りではＳＢ1535、ＳＩ1541と重複し、ＳＢ1535よりも新しく、ＳＩ1541よりも古い。

ＳＢ1535掘立柱建物跡(第３図、図版7)

調査区北東部の第３層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で西側柱列のみが検出された。建物東側大部分が調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。現状では、西側柱列の柱掘り方は４基検出されており、それぞれの柱間隔は1.8mと考えられる。平面で確認した限りではＳＢ1534、ＳＩ1541と重複し、これらより古い。

ＳＡ1536柱列(第12図、図版6)

調査区南部中央の地山飛砂層面で検出された。４基の掘り方よりなる東西方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位はほぼ真東を向いている。柱間間隔は西より3.6m＋2.7m＋3.6mである。柱掘り方は直径40㎝～60㎝の円形で、深さは15㎝～20㎝と浅い。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

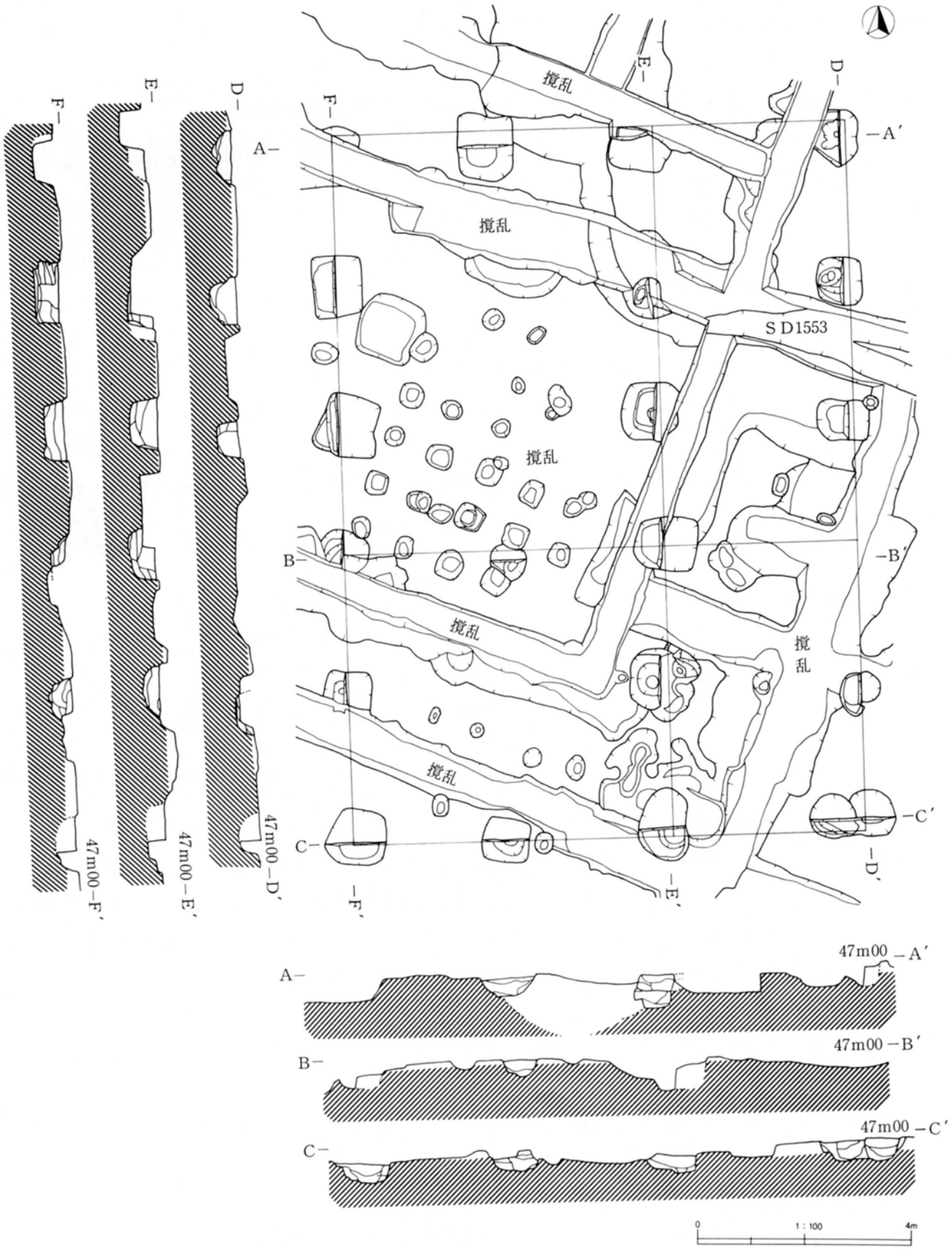

第10図　ＳＢ1533掘立柱建物跡

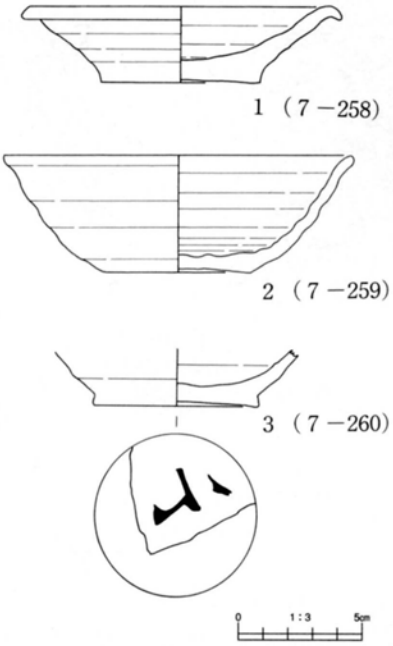

第11図　ＳＢ1533掘立柱建物跡出土遺物

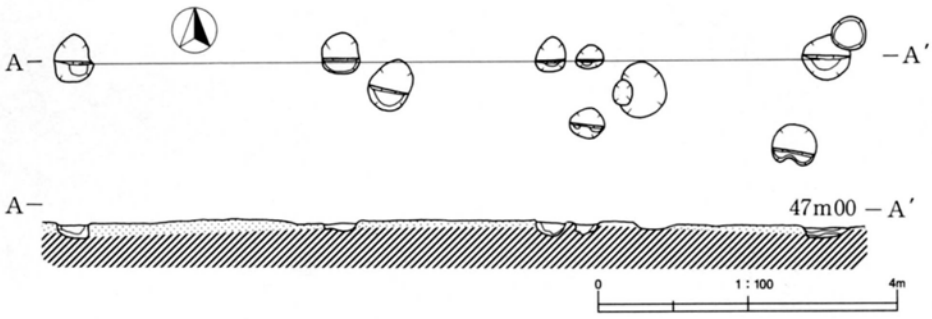

第12図　ＳＡ1536柱列

ＳＡ1537柱列（第13図、図版11）

調査区東側の第３層暗褐色土層面で検出された。４基の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約１度西に振れる。柱間間隔は2.4m＋2.4m＋2.4mである。柱掘り方は直径60㎝の円形及び長径70㎝×短径60㎝の楕円形で、深さは15㎝～30㎝と浅い。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

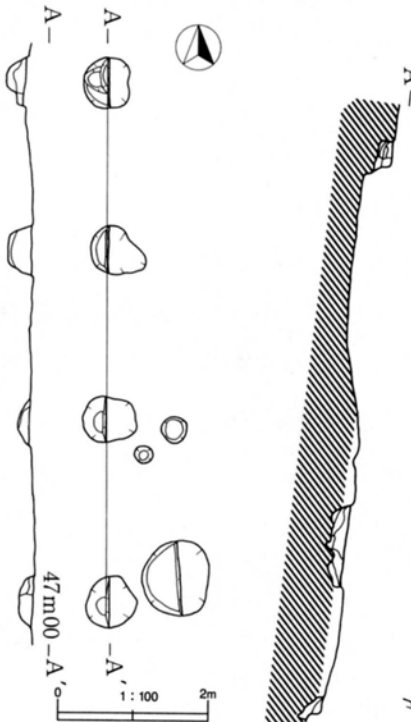

第13図　ＳＡ1537柱列

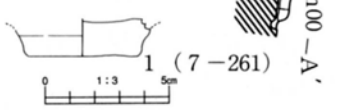

第14図　ＳＡ1537柱列出土遺物

ＳＡ1537出土遺物（第14図、図版38）

赤褐色土器（１）：柱掘り方埋土出土である。糸切り無調整の小型皿の底部で、厚みを持ち、やや柱状を呈している。

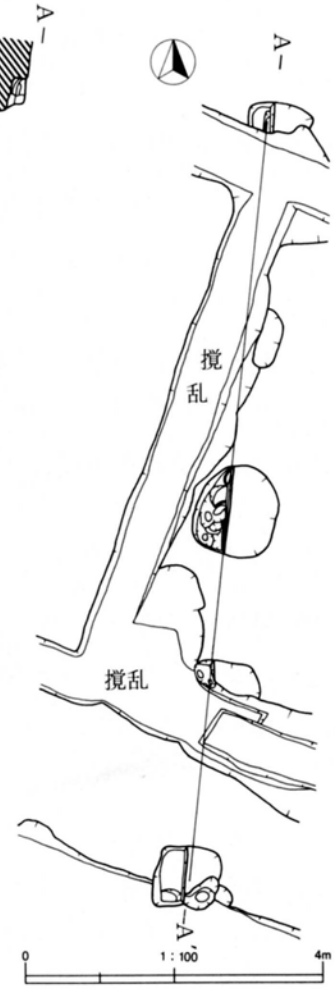

第15図　ＳＡ1538柱列

ＳＡ1538柱列（第15図、図版12）

調査区中央部の第４層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。削平と松の木のため不明であるが、５基以上の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約５度東に振れる。柱間間隔は北より2.7m＋2.7m＋2.4m＋2.7m＋…である。柱掘り方は長径1.2m×短径1.1mの楕円形及び90㎝×80㎝の方形で、深さ15㎝～25㎝と浅い。確認できた柱掘り方では抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

ＳＡ1539材木列塀跡（第16図、図版13）

調査区中央部の地山腐植土層面・地山粘土層面で検出された。布掘り溝は幅

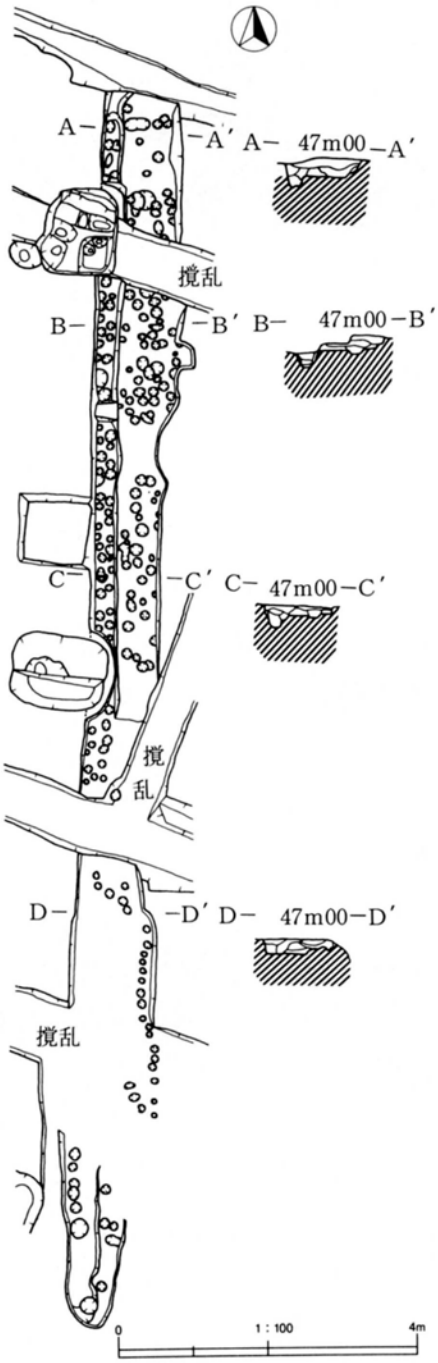

第16図　ＳＡ1539材木列塀跡

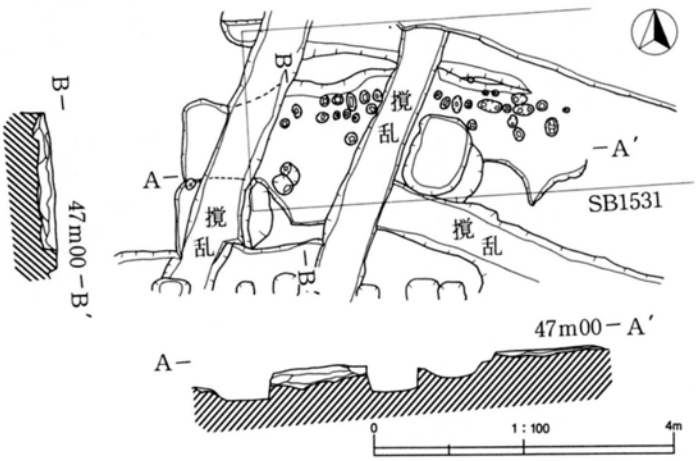

第17図　ＳＡ1540材木列塀跡

0.9m～1.2m、長さは南北方向に16.5m以上で、溝の底部に径10㎝前後の小さな柱痕跡が多数検出されたことから材木列塀となると考えられる。布掘り溝の方向は北で約２度東に振れる。布掘り溝の重複状況から塀が２時期あった可能性がある。ＳＢ1532、ＳＩ1545、ＳＩ1546と重複し、ＳＢ1532よりも古く、ＳＩ1545、ＳＩ1546よりも新しい。

ＳＡ1540材木列塀跡（第17図、図版14）

調査区北西部の地山腐植土層面で検出された。削平により判然としないが、北辺部に径10㎝前後の小さな柱痕跡が多数検出されたことから材木列塀となる可能性がある。布掘り溝と考えられる部分は幅1.9m前後、長さは東西方向に5.5m以上で、方向は西側で西で約８度南に振れ、東側で西で約10度北に振れる。ＳＡ1539と同一遺構の可能性がある。ＳＢ1531と重複し、これより古い。

ＳＩ1541竪穴住居跡（第18図、図版14）

調査区東部中央の第３層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西5.5m×南北6.0mの方形を呈し、西壁は北で約１度西に振れる。カマドは検出されない。北辺は基礎攪乱により壊されているため判然としないが、北辺以外に幅20㎝～25㎝、深さ10㎝～15㎝の周溝が検出された。四隅と北壁直下には柱掘り方が伴う。住居壁高は20㎝を計る。ＳＢ1534、ＳＢ1535、ＳＫ1556と重複し、ＳＢ1534、ＳＢ1535よりも新しく、ＳＫ1556よりも古い。

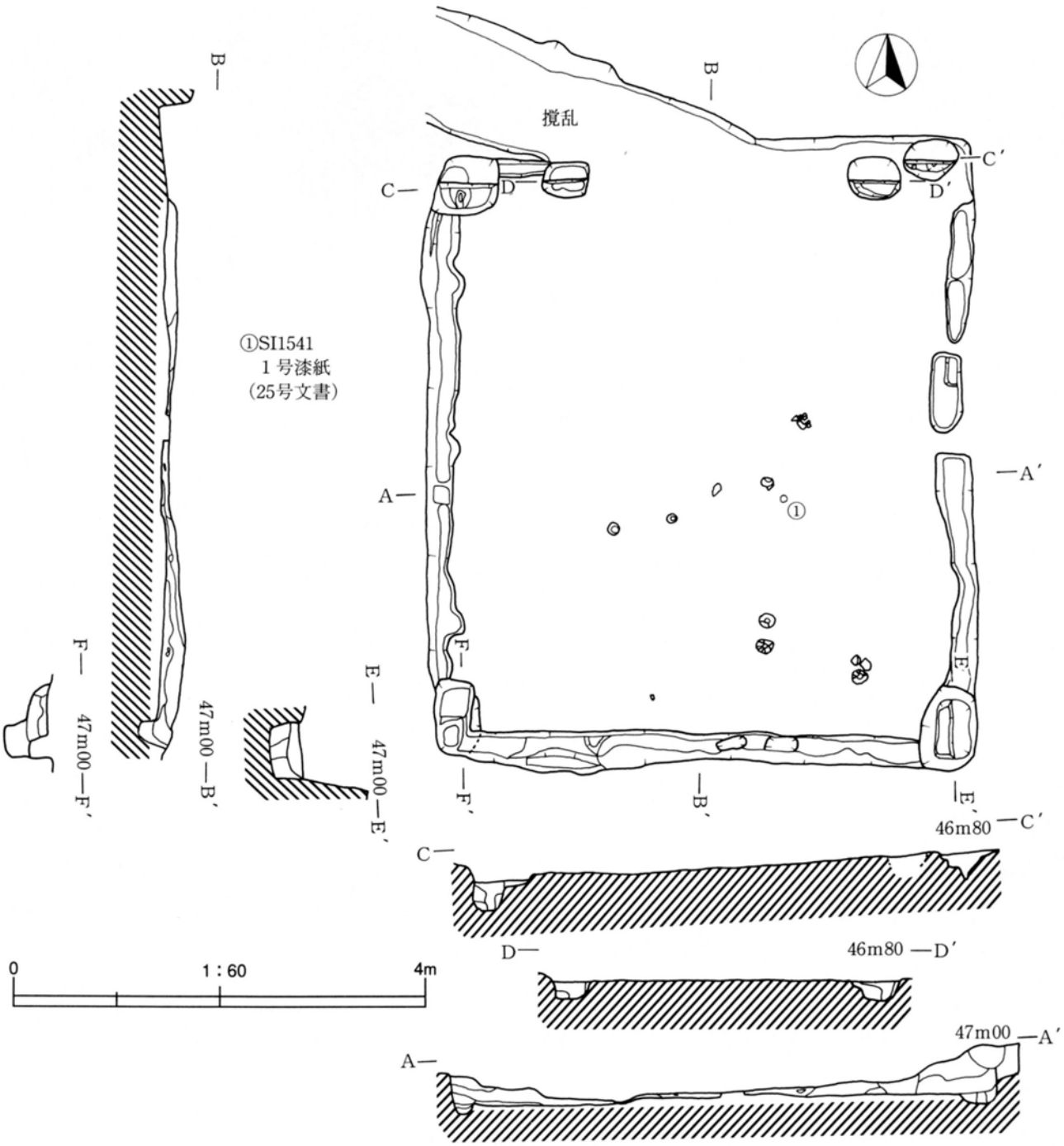

第18図　ＳＩ1541竪穴住居跡

ＳＩ1541出土遺物(第19図、図版38・39)

いずれも埋土出土である。埋土下層よりＳＩ1541漆紙１号（25号文書）が出土している。

土師器（１）：糸切り無調整の坏である。内面底部から体部にかけて横方向のミガキ、外面口縁部に横方向のミガキを施す。

赤褐色土器（２～８）：２は糸切りで体部下端から下半にかけてケズリ調整を施す坏である。３～６は糸切り無調整の坏である。３は体部内外面に漆が付着する。５は底部に「荒ヵ」、６は底部に「厨」の墨書がある。７は小型甕である。８は甑の耳部分と考えられる。

緑釉陶器（９）：底部及び体部内外面に施釉され、釉は淡い緑色を呈する。削り出しの高台を持つ埦

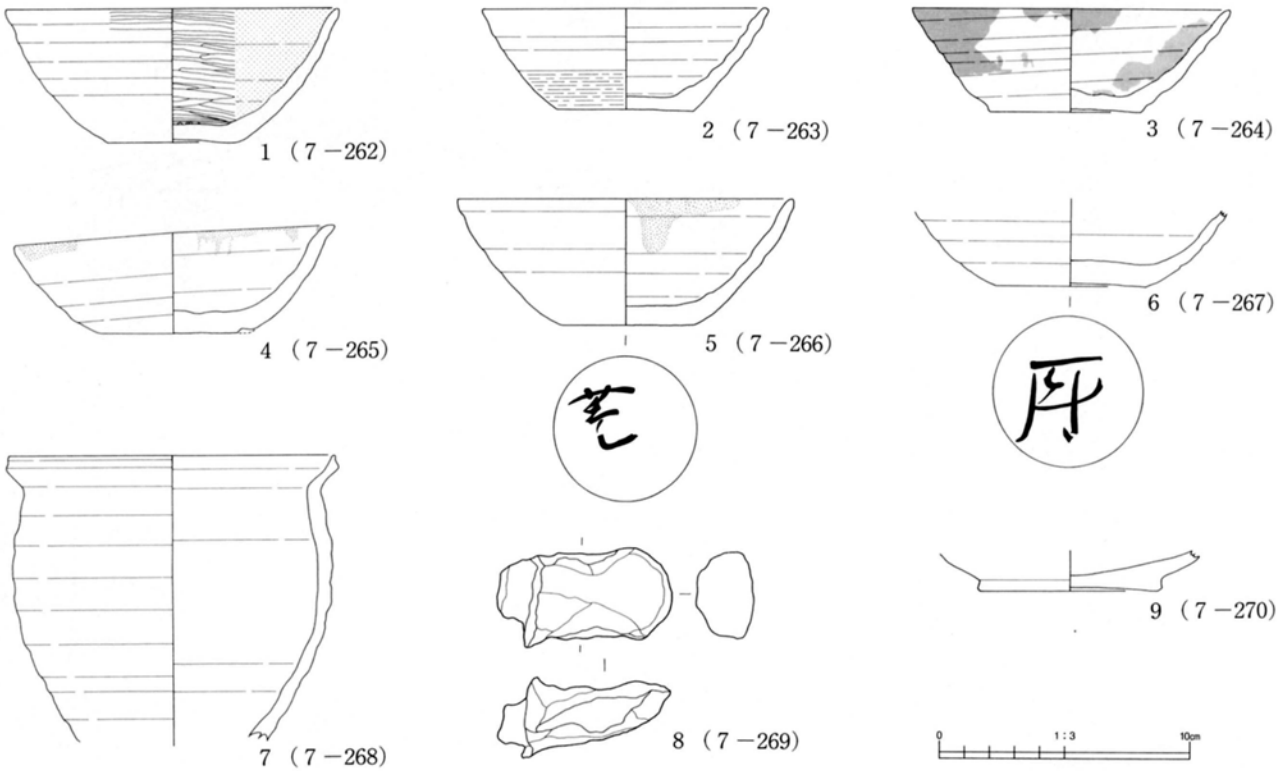

第19図　ＳＩ1541竪穴住居跡出土遺物

と考えられる。

ＳＩ1542竪穴住居跡（第20図、図版15）

調査区南東部の第３層暗褐色土層を除去した遺物包含層面で検出された。ＳＩ1543とほぼ同じ位置で建て替えられていることが確認された。平面形は東側、南側が調査区外のため不明であるが、現状で東西5.1m以上×南北8.0m以上の方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは現状では検出されない。西辺に幅25㎝～30㎝、深さ14㎝の周溝が検出された。北西隅及び西壁直下には柱掘り方が伴う。住居壁高は30㎝を計る。ＳＩ1543、ＳＫ1560と重複し、ＳＩ1543よりも新しく、ＳＫ1560よりも古い。

ＳＩ1542出土遺物（第21図、図版39）

いずれも埋土出土である。

須恵器（１～３）：１は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。２、３は糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器（４～７）：４～７は糸切り無調整の坏である。７は底部に「弩」の墨書がある。

鉄製品（８）：鉄釘である。

ＳＩ1543竪穴住居跡（第20図、図版15）

調査区南東部のＳＩ1542床面より検出された。平面形は東側、南側が調査区外のため不明であるが、現状で東西4.8m以上×南北8.0m以上の方形を呈し、西壁は現状でほぼ真北を向いている。カマドは

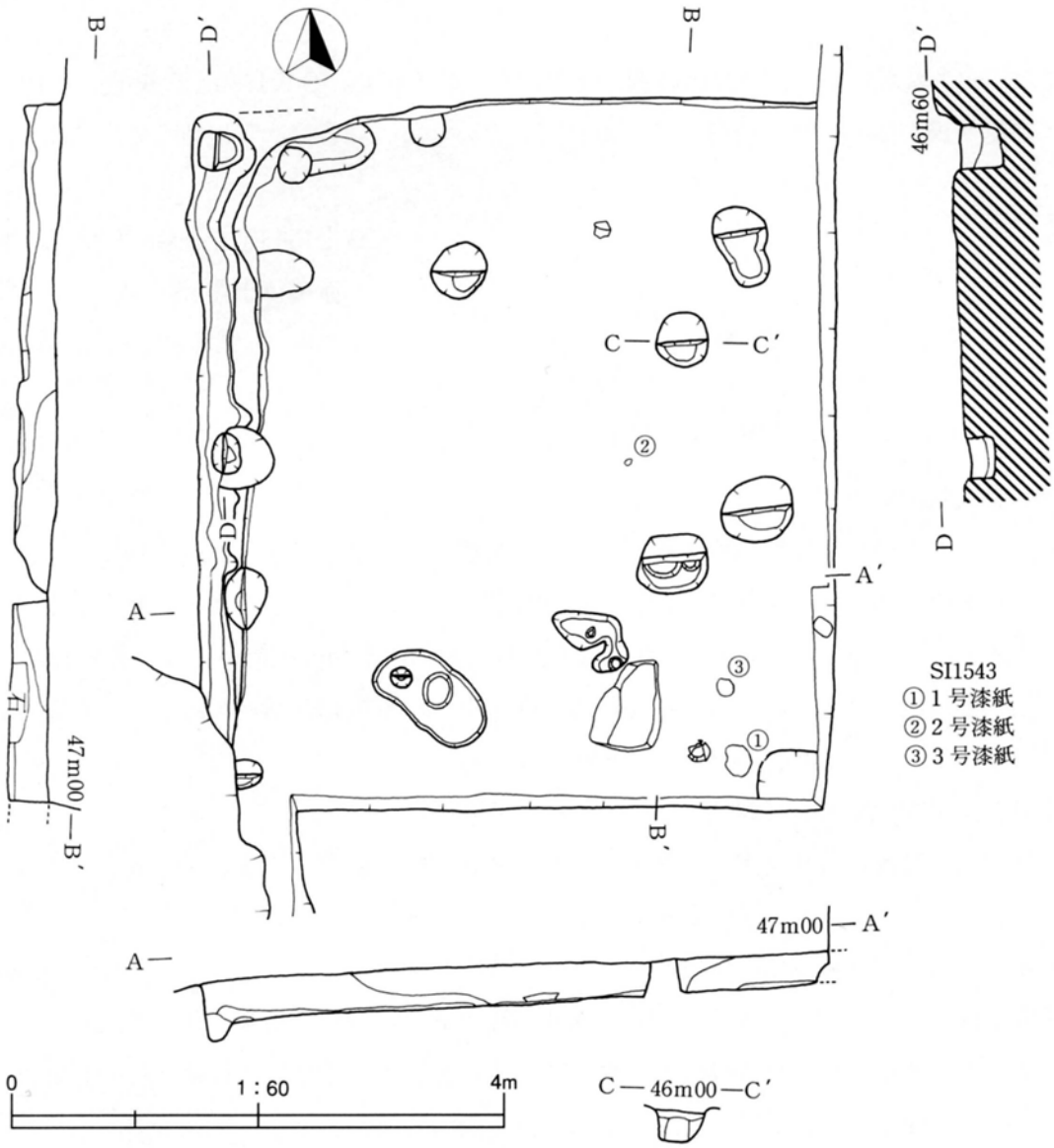

第20図　ＳＩ1542・ＳＩ1543竪穴住居跡

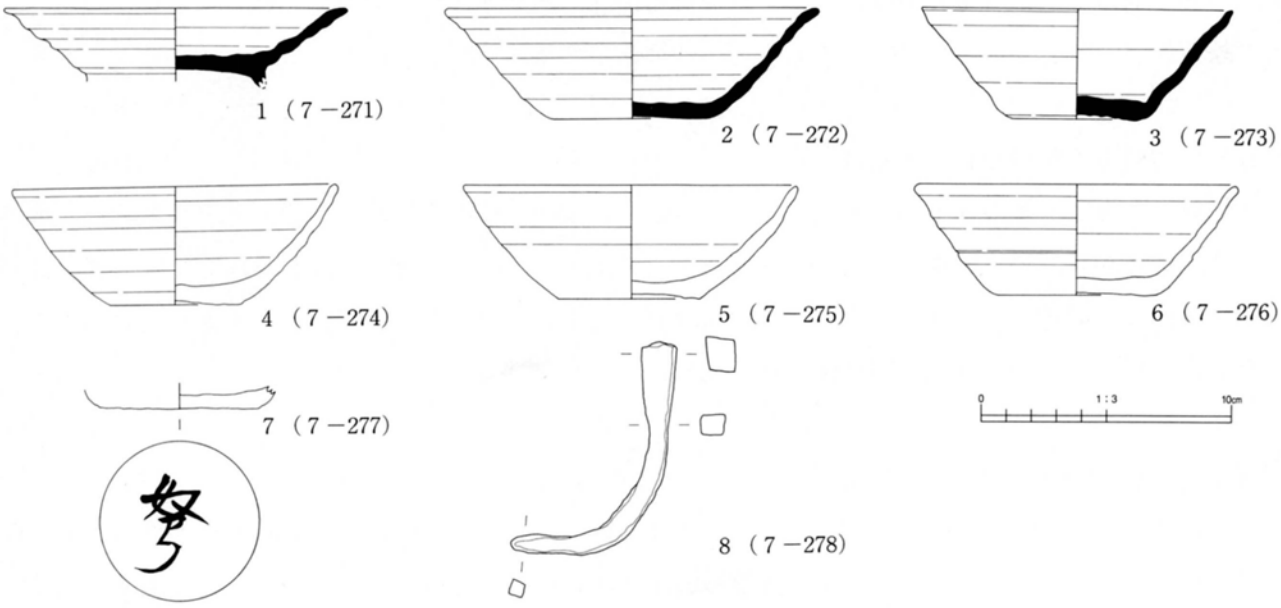

第21図　ＳＩ1542竪穴住居跡出土遺物

現状では検出されない。北西隅には柱掘り方が伴う。ＳＩ1543、ＳＫ1560と重複し、これらより古い。東側、南側が調査区外のため全体プランが判明しないため、調査は次年度行うこととした。

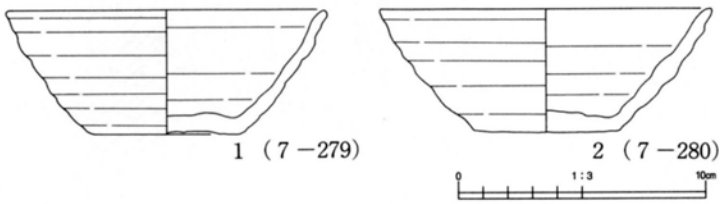

第22図　ＳＩ1543竪穴住居跡出土遺物

ＳＩ1543出土遺物（第22図、図版39）

赤褐色土器（１～２）：いずれも床面出土である。１、２とも糸切り無調整の坏である。

ＳＩ1544竪穴状工房跡（第23図、図版15）

調査区中央部南側の第４層褐色土層面及び地山飛砂層面・地山腐植土層面で検出された。平面形は削平により不明であるが、現状で東西9.0m×南北7.5m以上の方形を呈する。傾斜面を利用した竪穴状の掘り込みと、北側を除く３辺に不規則な掘立柱列を組み合わせた構造になっていると考えられる。建物方位は東辺柱列が北で約２度西に振れる。西辺寄りにＳＸ1569鍛冶炉跡、南東辺寄りにＳＸ1570鍛冶炉跡を伴う。ＳＩ1545、ＳＩ1546と重複し、これらより新しい。

ＳＩ1544出土遺物（第24図、図版39・40）

１、７、12は柱掘り方埋土出土、２、５、８、９、13は床面出土、３、４、６、７、10、11は埋土出土である。

須恵器（１）：糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器（２～６）：２、４は糸切り無調整の坏である。３は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。５は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。６は坏類体部破片である。３は底部に「小支」、５は底部に「厨」、４、６は判読不能の墨書がある。

土製品（７）：須恵器甕体部破片転用し、円盤状に打ち欠き加工した不明土製品である。

フイゴ羽口（８・９）：８、９ともフイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

鉄製品（10～13）：10～12は鉄釘である。13は鉄鏃である。

ＳＸ1569鍛冶炉跡（第25図、図版15）

調査区中央部南側のＳＩ1544西辺中央から南寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面の部分は直径約45cmの円形を呈し、その中央部がくぼむ形となる。北側に1.4m離れた位置で焼土面が検出された。炉跡と焼土面の周囲には炭化物面が、焼土面の北西側には明褐色粘土面が認められた。全体に削平を受けており、詳細な構造は不明である。

ＳＸ1570鍛冶炉跡（第26図、図版15）

調査区中央部南側のＳＩ1544南東隅寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面の部分は直径約45cmの円形を呈し、その中央がくぼむ形となり、北側にフイゴ羽口が設置されたと考えられるくぼみと南側に焼土面が確認された。北東側に20cm、西側に1.1m離れた位置で明褐色粘土面が検出さ

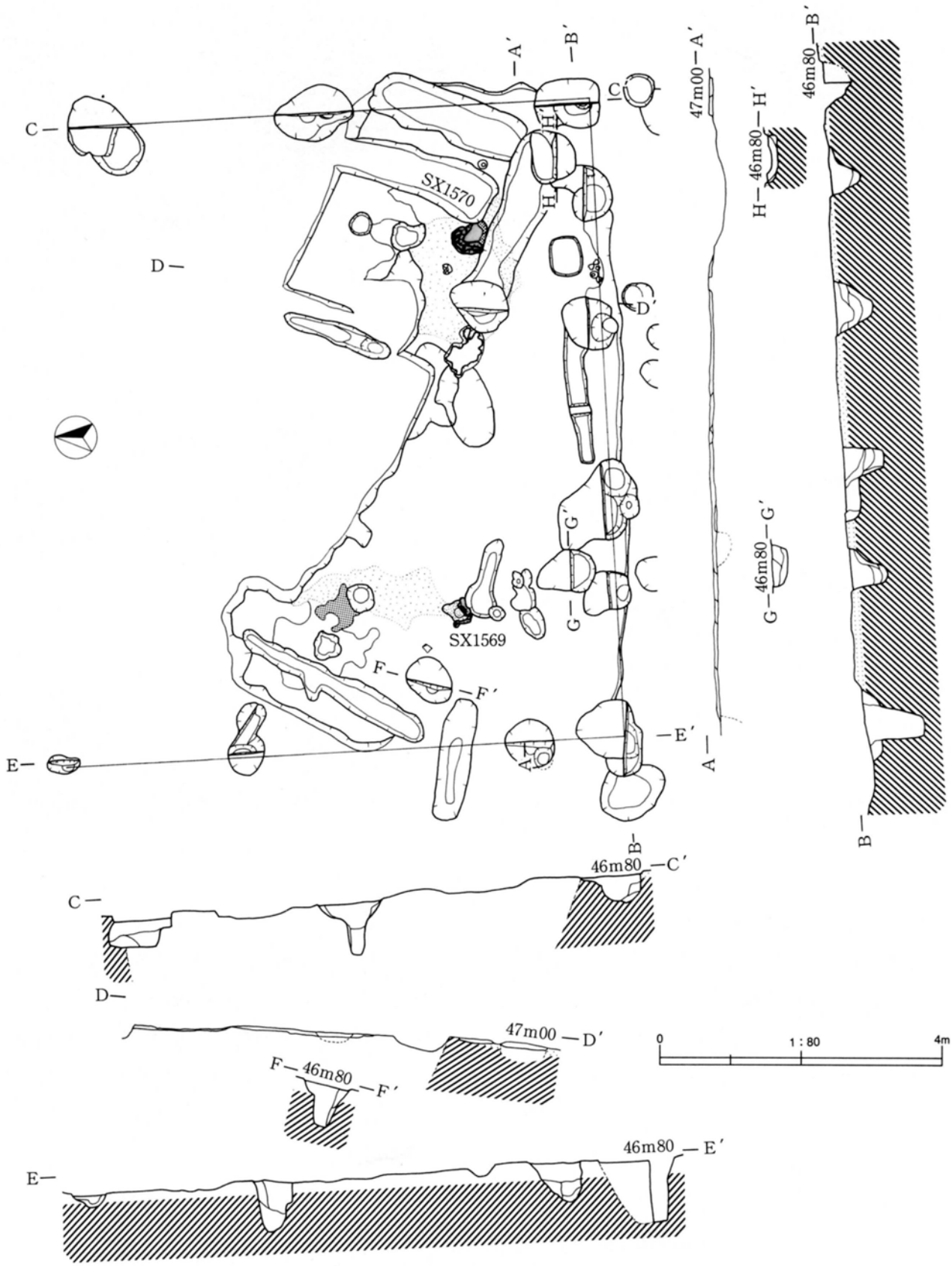

第23図　ＳＩ1544竪穴状工房跡

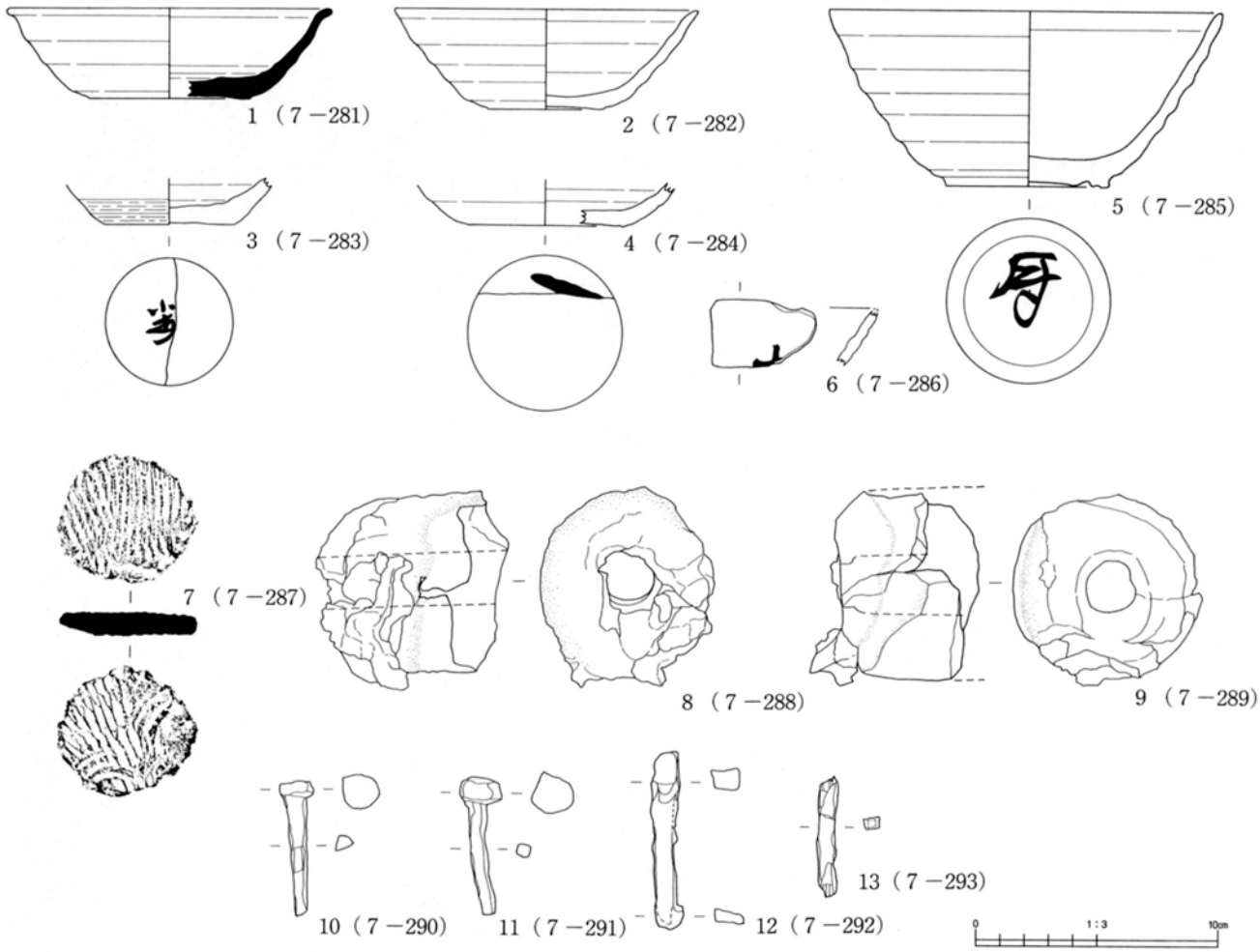

第24図　ＳＩ1544竪穴状工房跡出土遺物

れた。炉跡及び明褐色粘土面の周囲には炭化物面が認められる。全体に削平を受けており、詳細な構造は不明である。

ＳＩ1545竪穴住居跡（第27図、図版16）

調査区中央部南側のＳＩ1544の床面を除去し、検出された。ＳＩ1546とほぼ同じ位置で建て替えられていることが確認された。平面形は東西6.4m×南北6.2mの方形を呈し、南壁は西で約７度北に振れる。カマドは検出されない。四隅寄りに柱掘り方が伴うが、配置は不規則である。住居壁高は10㎝～25㎝を計る。ＳＡ1539、ＳＩ1544、ＳＩ1546と重複し、ＳＡ1539、ＳＩ1544よりも古く、ＳＩ1546よりも新しい。

ＳＩ1545出土遺物（第28図、図版40）

須恵器（１）：埋土出土の蓋である。天井部はヘラ切り後、撫で調整を施す。ボタン状に近い擬宝珠のつまみが付き、天井部内面は硯に転用されている。

ＳＩ1546竪穴住居跡（第29・30図、図版16）

調査区中央部南側のＳＩ1545の床面で検出された。平面形は東西5.7m×南北5.8mの方形を呈し、

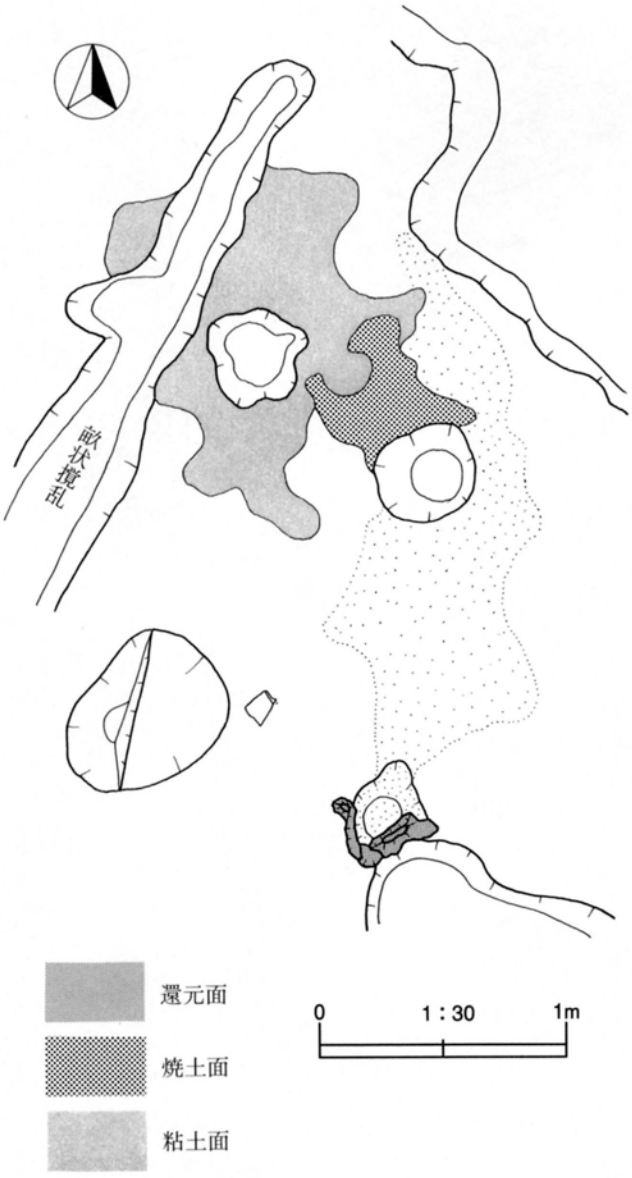

第25図　ＳＸ1569鍛冶炉跡

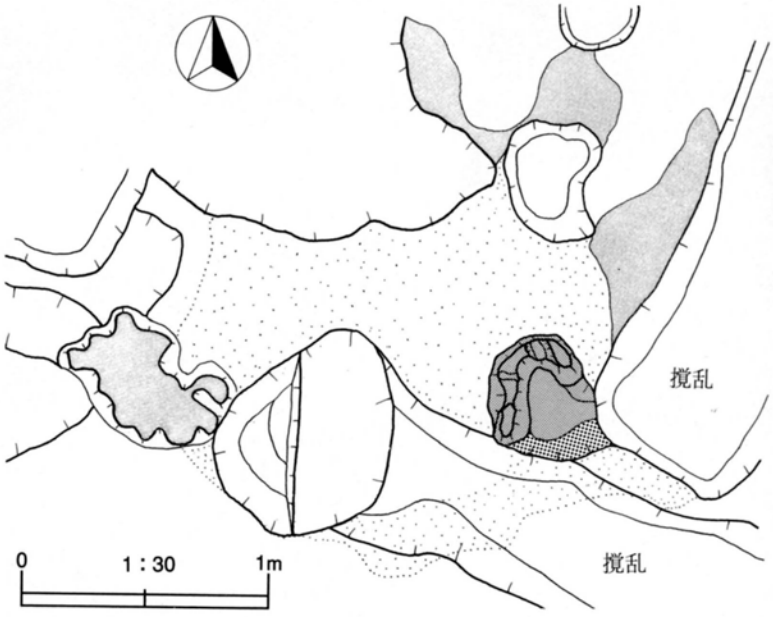

第26図　ＳＸ1570鍛冶炉跡

西壁は北で約11度東に振れる。カマドは削平され、遺存状況は悪いが、東壁南寄りに土混じりの粘土で構築されている。四辺に幅25cm～30cm、深さ７cm～10cmの周溝が検出された。四隅寄り及び中央部に柱掘り方、北辺直下及び中央部に土坑を伴う。住居壁高は10cmを計る。ＳＩ1544、ＳＩ1545、ＳＡ1539と重複し、これらより古い。

ＳＩ1546出土遺物（第31図、図版40）

１、４、７は埋土出土、２、３、５、６は床面出土である。

須恵器（１）：糸切り無調整の坏である。底部に判読不能の墨書がある。

土師器（２～６）：２は非黒色処理の丸底の坏である。外面体部上半から底部にかけて不定方向の手持ちケズリ調整を施す。外面口縁部に横方向、内面底部には放射状のミガキを施すも、内面はさらに撫で調整を施しており、ミガキは不明瞭である。３～６は甕である。３は外面体部上半から下端にかけて縦方向、体部下端から底部にかけても不定方向のカキ目調整を施す。内面は体部上半から底部にかけて横方向のカキ目調整を施す。口縁部は内外面とも撫で調整を施す。４は外面体部上半に縦方向のケズリ調整、外面口縁部及び内面口縁部から体部上半にかけて撫で調整を施す。５は外面体部上半に縦方向のカキ目調整、口縁部に撫で調整を施す。内面は口縁部に横方向及び斜方向のカキ目調整を施す。６は外面体部上半から下半にかけて縦方向、体部下端に横方向のカキ目調整を施す。内面は体部に横方向のカキ目調整、底部には渦巻状に押圧痕が残る。外面底部は砂底状である。

石製品（７）：凝灰岩質の砥石である。４面を使用している。

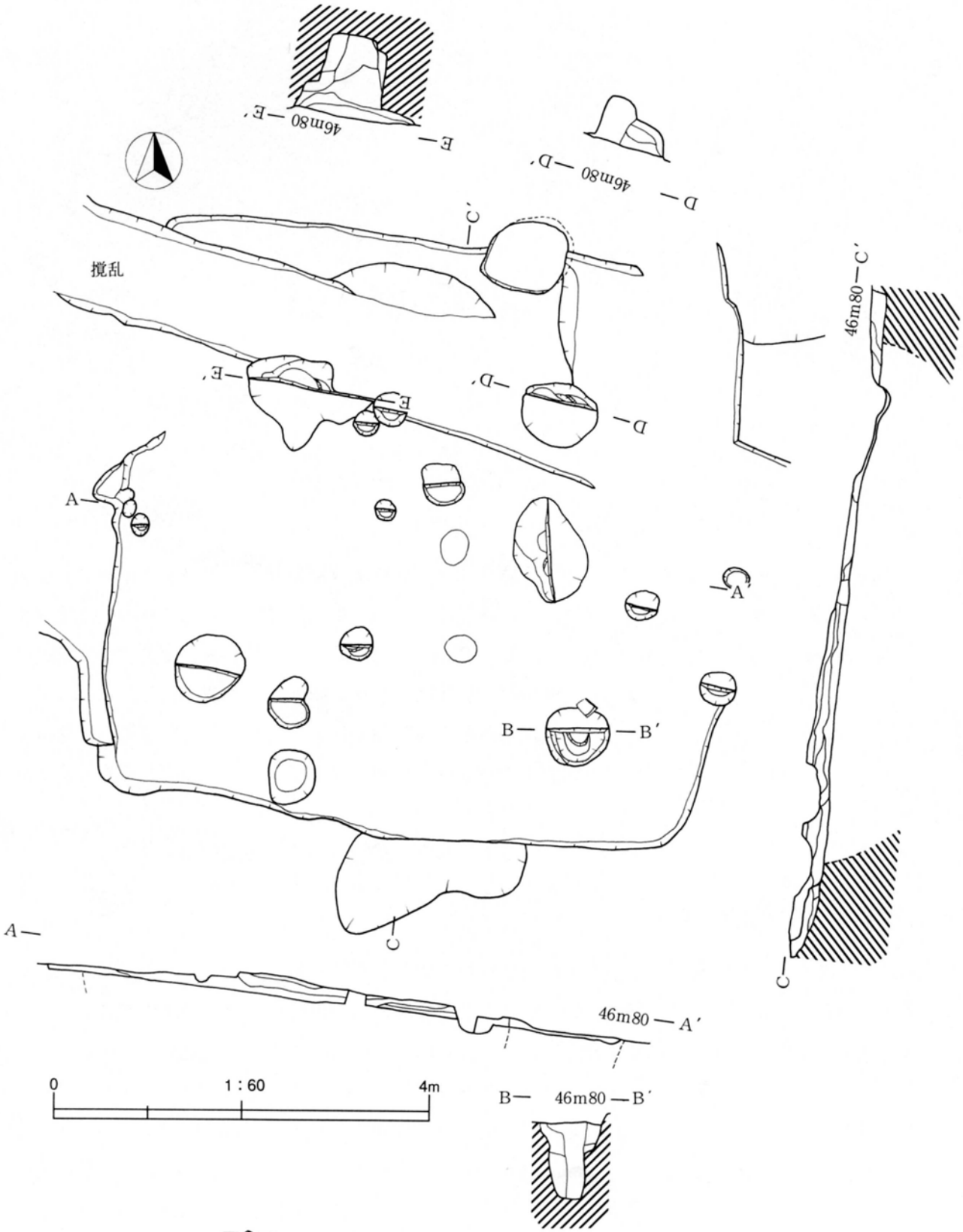

第27図　ＳＩ1545竪穴住居跡

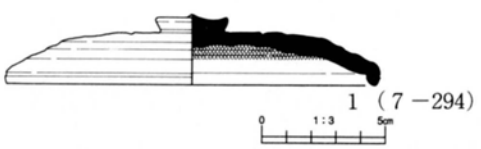

第28図　ＳＩ1545竪穴住居跡出土遺物

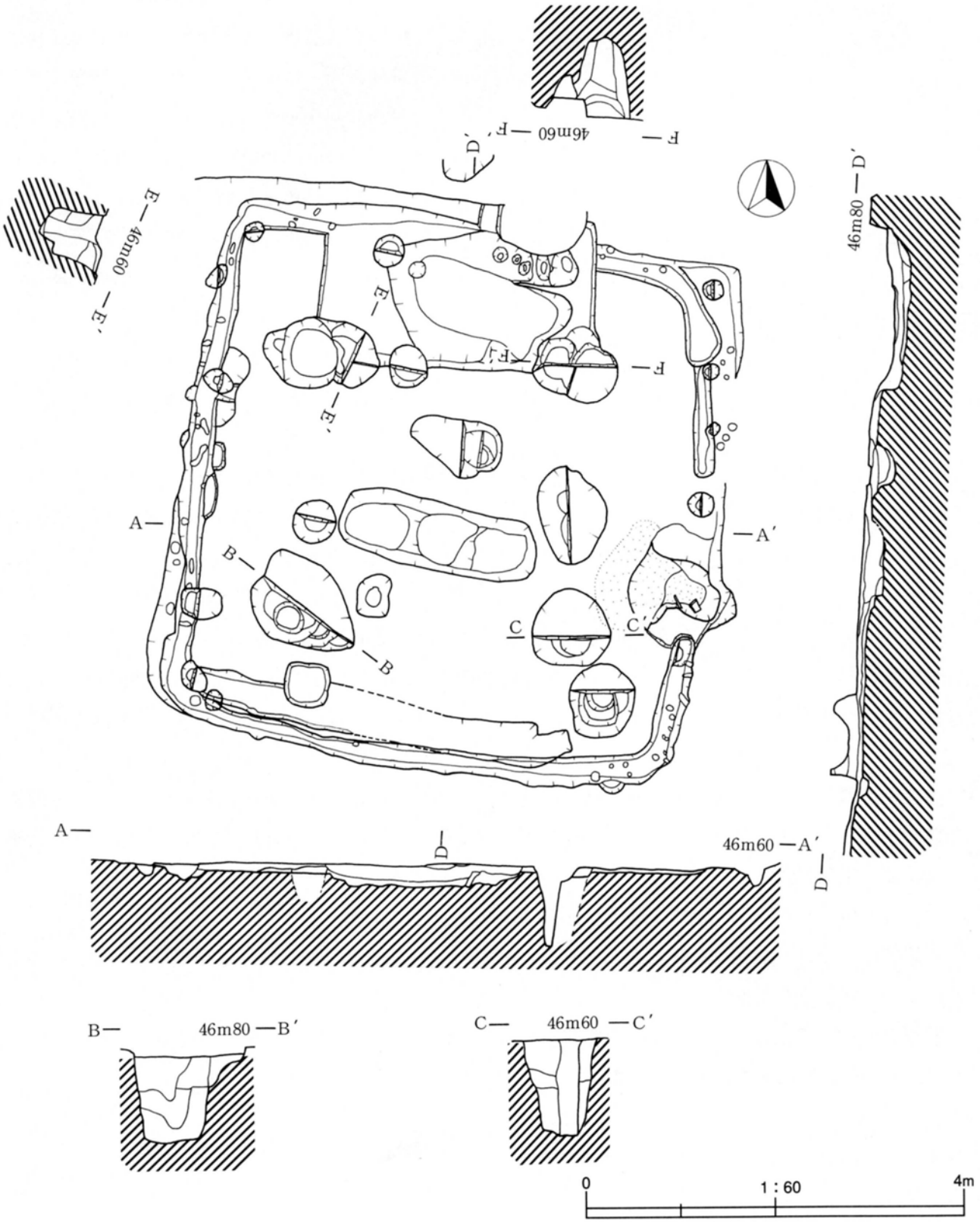

第29図　ＳＩ1546竪穴住居跡

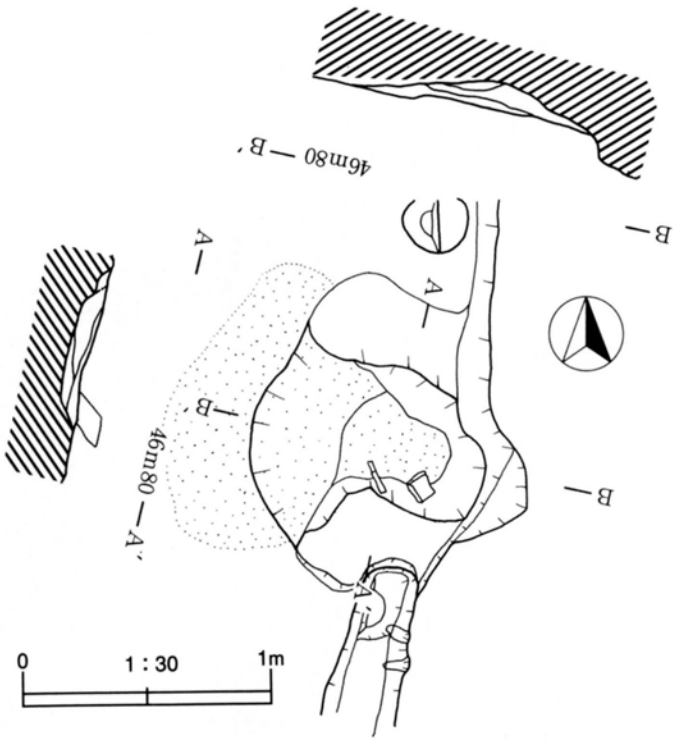

第30図　ＳＩ1546カマド

ＳＩ1547竪穴状工房跡(第32図、図版17)

調査区西側の第４層褐色土層面及び地山飛砂層面・地山腐植土層面で検出された。平面形は東西12.5m×南北7.0mの方形を呈し、西壁は北で約５度東に振れる。竪穴状の掘り込みと梁間１間(3.0m)、桁行２間(西から3.6m＋3.9m)の掘立柱列を組み合わせた構造になっている。南東隅寄りにＳＸ1572鍛冶炉跡、中央部南寄りにＳＸ1573鍛冶炉跡、西辺寄りにＳＸ1574鍛冶炉跡を伴う。ＳＩ1550、ＳＫ1562と重複し、これらより新しい。

ＳＩ1547出土遺物(第33図、図版40・41)

５、８、11、15、16は柱掘り方埋土出土、7､23は床面出土、１～４、６、９、10、12～14、17～22は埋土出土。６、10は小札甲と位置的に共伴して出土している。埋土下層から床面にかけて非鉄製有機質の小札甲が出土している。

須恵器(１～７)：１、３、５はヘラ切り撫で調整の坏、２、４はヘラ切り軽い撫で調整の坏である。６はヘラ切り無調整の坏である。３、４は底部に、５は体部に判読不能の墨書がある。７は小型短頸壷である。

赤褐色土器(８～13)：８は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。９～12は糸切り無調整の坏である。11は底部に「厨上」、12は底部に判読不能の墨書がある。13は口縁部内外面に撫で調整を施す甕上半部である。

フイゴ羽口(14)：フイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

鉄製品(15～22)：15は紡錘車である。16は鉄釘である。17～21は鉄鏃であるが、完形のものはない。22は用途不明の金具である。

石製品(23)：花崗岩質の石を厚い円盤状に加工している。片面中央にくぼみが認められる。用途不明であるが紡錘車の未製品の可能性も考えられる。

ＳＸ1572鍛冶炉跡(第34図、図版18)

調査区西側のＳＩ1547南東隅寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面、焼土面の部分は長径65cm×短径55cmの不整形を呈する。中央部に南北方向に５cm程離して径10cm～15cmの礫が並べて置かれ、礫の中間部が還元面となっている。この部分にフイゴ羽口がさし込まれた可能性がある。炉跡から北側に0.5mと1.2m離れた位置にも焼土面が検出された。

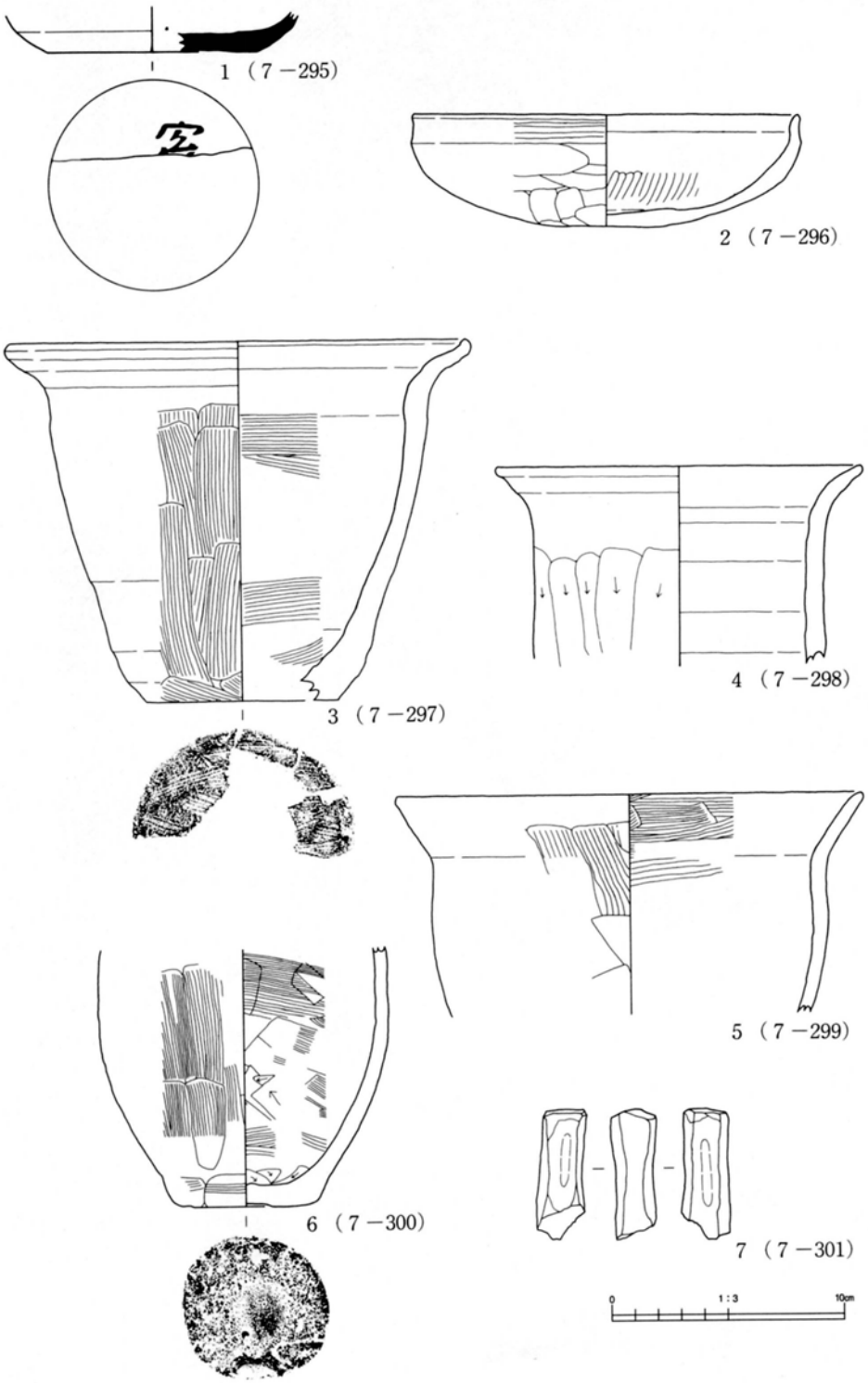

第31図　ＳＩ1546竪穴住居跡出土遺物

ＳＸ1573鍛冶炉跡（第35図、図版18）

調査区西側のＳＩ1547中央部南寄り、ＳＸ1572西側の床面で検出された。炉跡と考えられる還元面、焼土面の部分は撹乱基礎により壊されているため不明であるが、現状で東西26cm以上×南北35cmの楕円形を呈すると考えられ、還元面は南東部の長径18cm以上×短径15cmの楕円形を呈すると考えられる。全体的に削平を受けており、平坦となっている。北東側に35cm、南西側に60cm離れた位置で焼土面、西側に70cm離れた位置で明褐色粘土面が検出された。

ＳＸ1574鍛冶炉跡（第36図、図版18）

調査区西側のＳＩ1547西辺寄り、ＳＸ1573西側の床面で検出された。長径95cm×短径60cmの楕円形の浅い落ち込みがあり、南西側が更に一段落ち込んでいる。中央に炉跡と考えられる、長径25cm×短径20cmの楕円形を呈する還元面とその外周に幅10cm～20cmの焼土面が確認され、全体としては

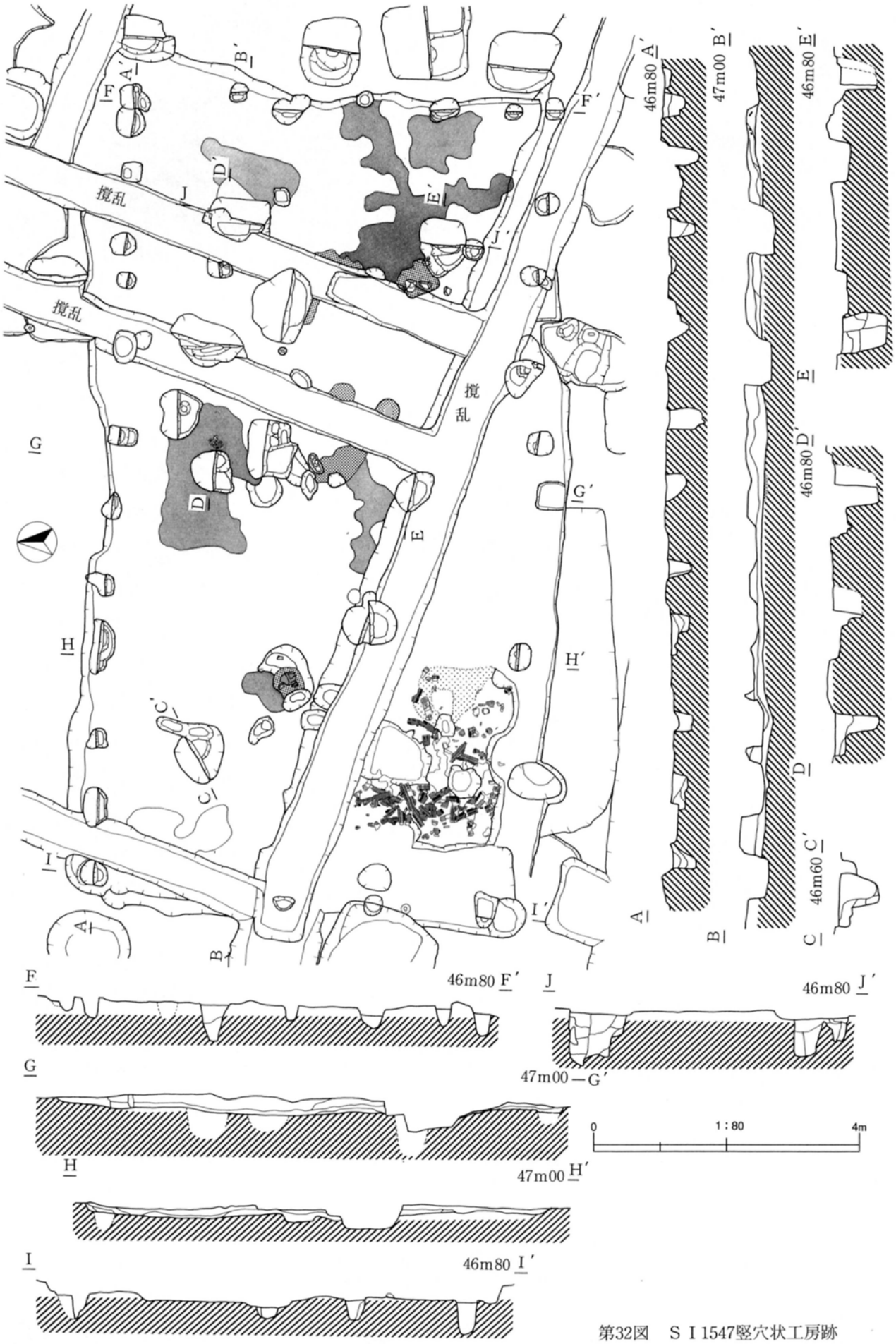

第32図　ＳＩ1547竪穴状工房跡

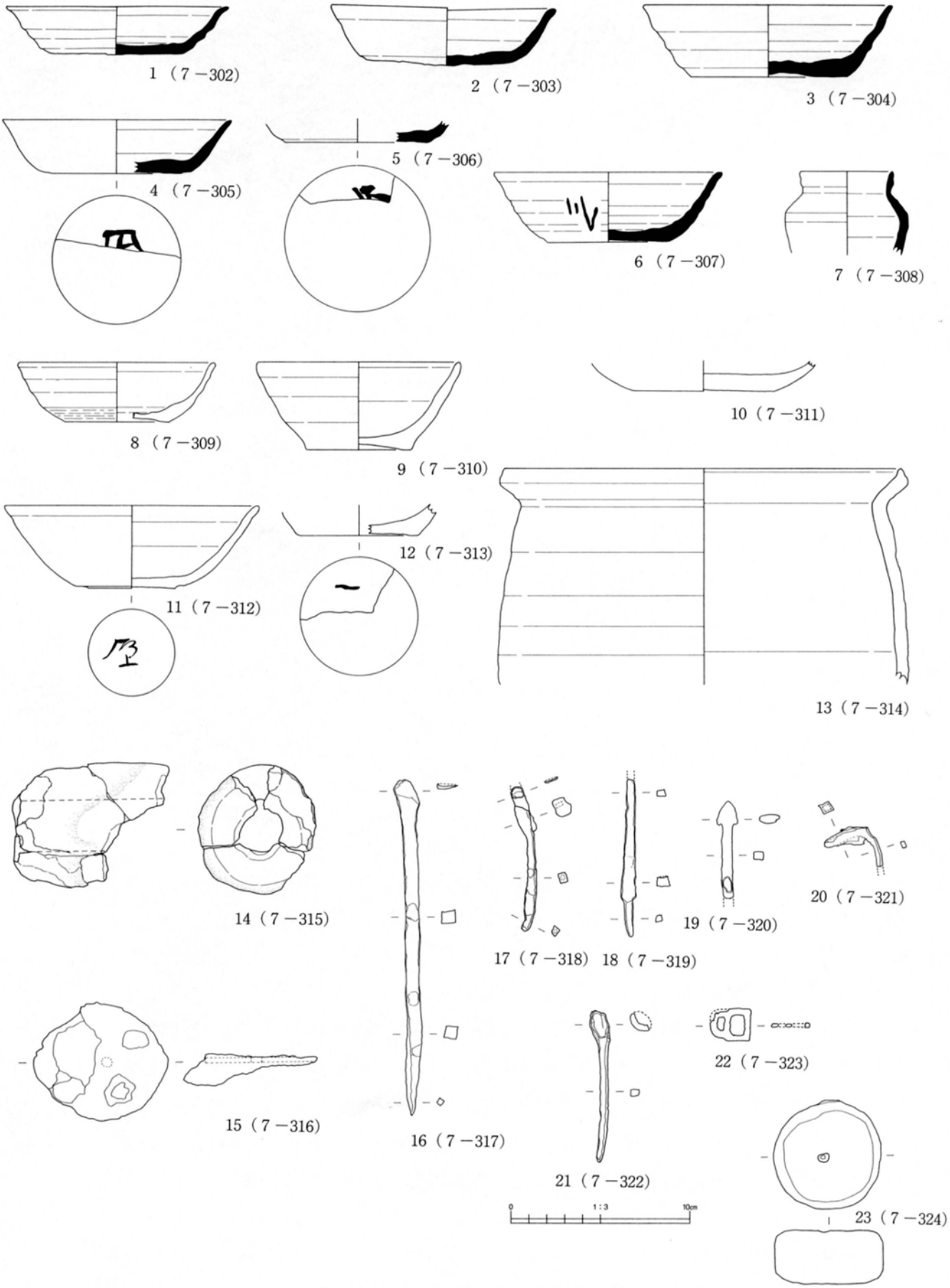

第33図　ＳＩ1547竪穴状工房跡出土遺物

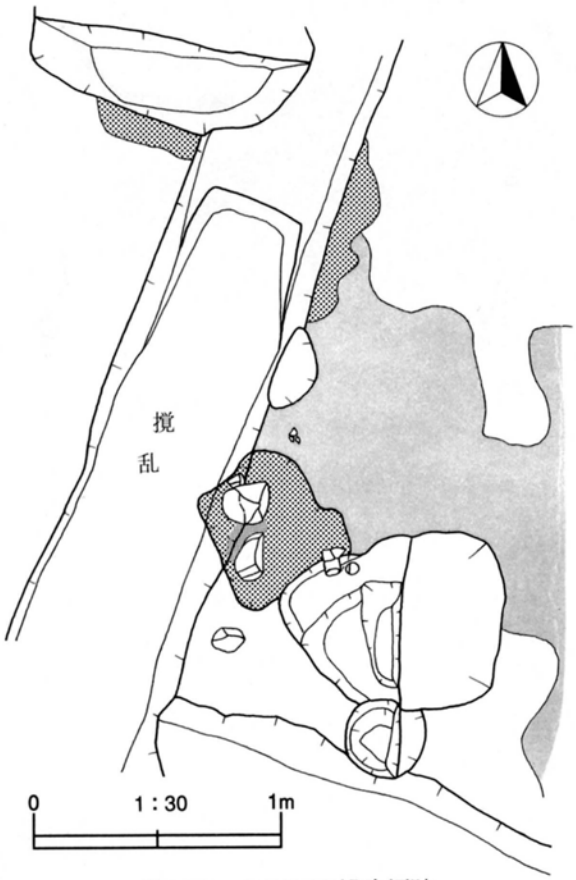

第34図　ＳＸ1572鍛冶炉跡

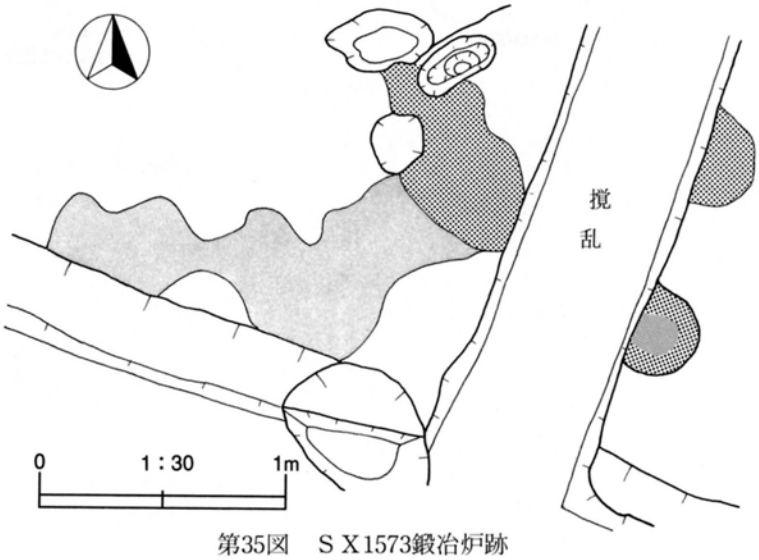

第35図　ＳＸ1573鍛冶炉跡

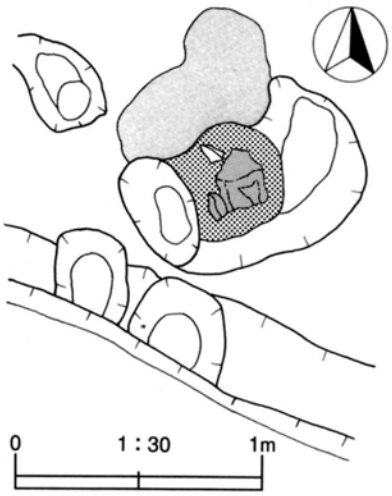

第36図　ＳＸ1574鍛冶炉跡

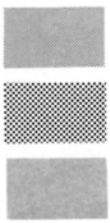

直径40㎝の歪んだ円形を呈する。炉跡の北側に接して長径75㎝×短径25㎝～45㎝の不整形を呈する明褐色粘土面が検出された。炉跡に15㎝×10㎝の礫片が認められた。

ＳＩ1548竪穴住居跡（第37・38図、図版18・19）

調査区南西部の第５層黄褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西7.9m×南北8.0mの方形を呈し、東壁は北で約４度東に振れる。カマドは東壁南寄りに粘土で構築されており、ＳＩ1549東側周溝により切られている。南辺を除く三辺に幅30㎝～40㎝、深さ15㎝～20㎝の周溝と、西壁から中央側に1.1mのところに外側の周溝よりも古い幅25㎝～30㎝、深さ15㎝～20㎝の南北方向の溝が検出された。北東、北西、南東寄り及び中央部に柱掘り方が伴う。住居壁高は35㎝～40㎝を計る。ＳＩ1549、ＳＩ1550、ＳＤ1551、ＳＤ1552と重複し、これらより古い。

ＳＩ1548出土遺物（第39図、図版42）

土師器（１）：カマド内出土の甕下半部で、外面体部下半から下端にかけて縦方向のカキ目調整を施

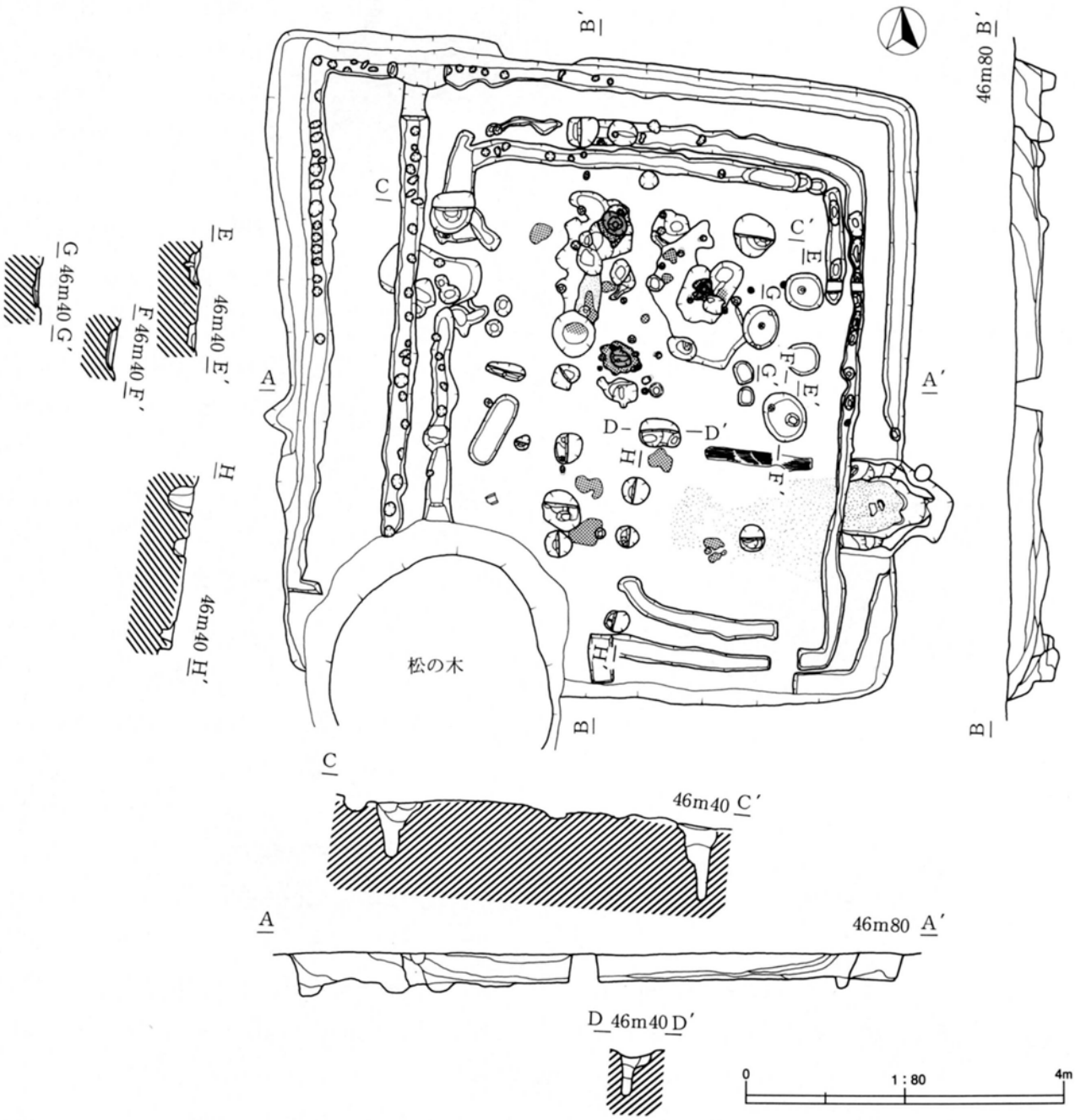

第37図　ＳＩ1548竪穴住居跡・ＳＩ1549竪穴状工房跡

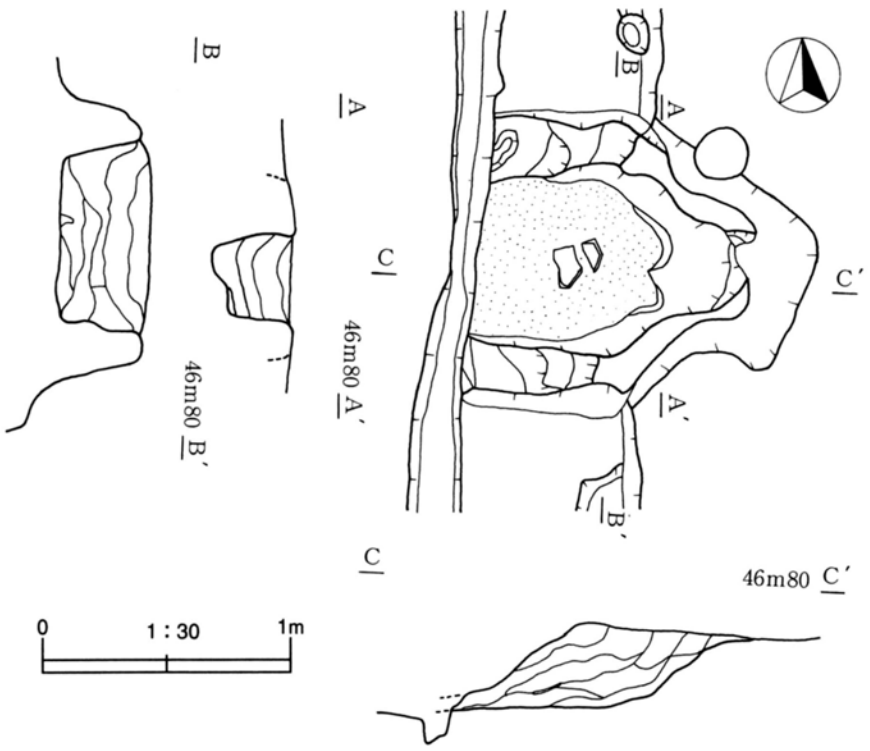

第38図　ＳＩ1548カマド

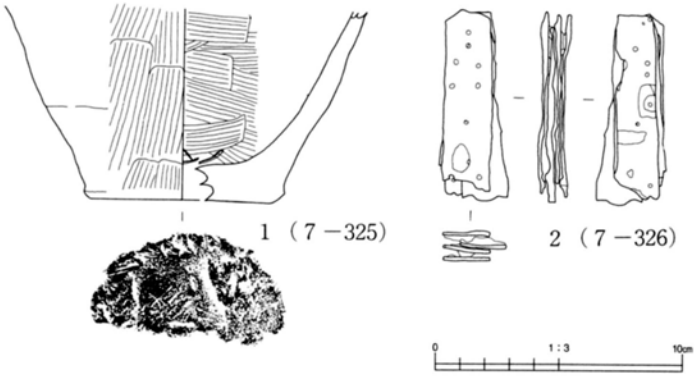

第39図　ＳＩ1548竪穴住居跡出土遺物

し、底部には粗いケズリ調整を施す。内面は体部下半に横方向及び斜方向のカキ目調整を施し、底部には篦状工具の押圧痕が認められる。

鉄製品（2）：4枚が重なった小札で、いずれも札尻が欠損していると考えられる。上面の札は札幅2.0cm、長さ7.4cm以上で、札頭は角が丸味を帯びる方形である。縅孔は1列で第3縅孔まで確認できる。綴孔は2列で第2綴孔まで確認できる。下面の札は札幅1.6cm、長さ7.4cm以上で、札頭は角ばった方形である。上面タイプと比べ上部縅孔は1孔しか確認できない。

ＳＩ1549竪穴状工房跡（第37図、図版18）

調査区南西部の第5層黄褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。ＳＩ1548とほぼ同位置で規模を縮小して竪穴状工房として建て替えられていると考えられる。平面形は東西5.4m×南北6.7mの方形を呈し、東壁は北で約2度東に振れる。四辺に20cm～30cm、深さ10cm～15cmの周溝が検出された。周溝は北辺と南北及び東辺の一部で2条になっているのが確認された。中央部から北辺寄りにかけてＳＸ1575・ＳＸ1576・ＳＸ1577鍛冶炉跡を伴う。ＳＩ1548、ＳＤ1551、ＳＤ1552と重複し、ＳＩ1548よりも新しく、ＳＤ1551、ＳＤ1552よりも古い。

ＳＩ1549出土遺物（第40図、図版42）

2は床面、1、3～9は埋土の出土である。

須恵器（1～4）：1はヘラ切り撫で調整の坏である。2、3は台付坏である。2はヘラ切り撫で調整で、台周縁にも撫で調整を施し、外面体部に一条の沈線が巡る。3はヘラ切り撫で調整で台周縁にも撫で調整を施す。4は天井部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す蓋で、擬宝珠のツマミがつく。

瓦（5）：格子目平瓦の破片である。凸面に格子目のタタキ痕が認められ、凹面に布目が残る。

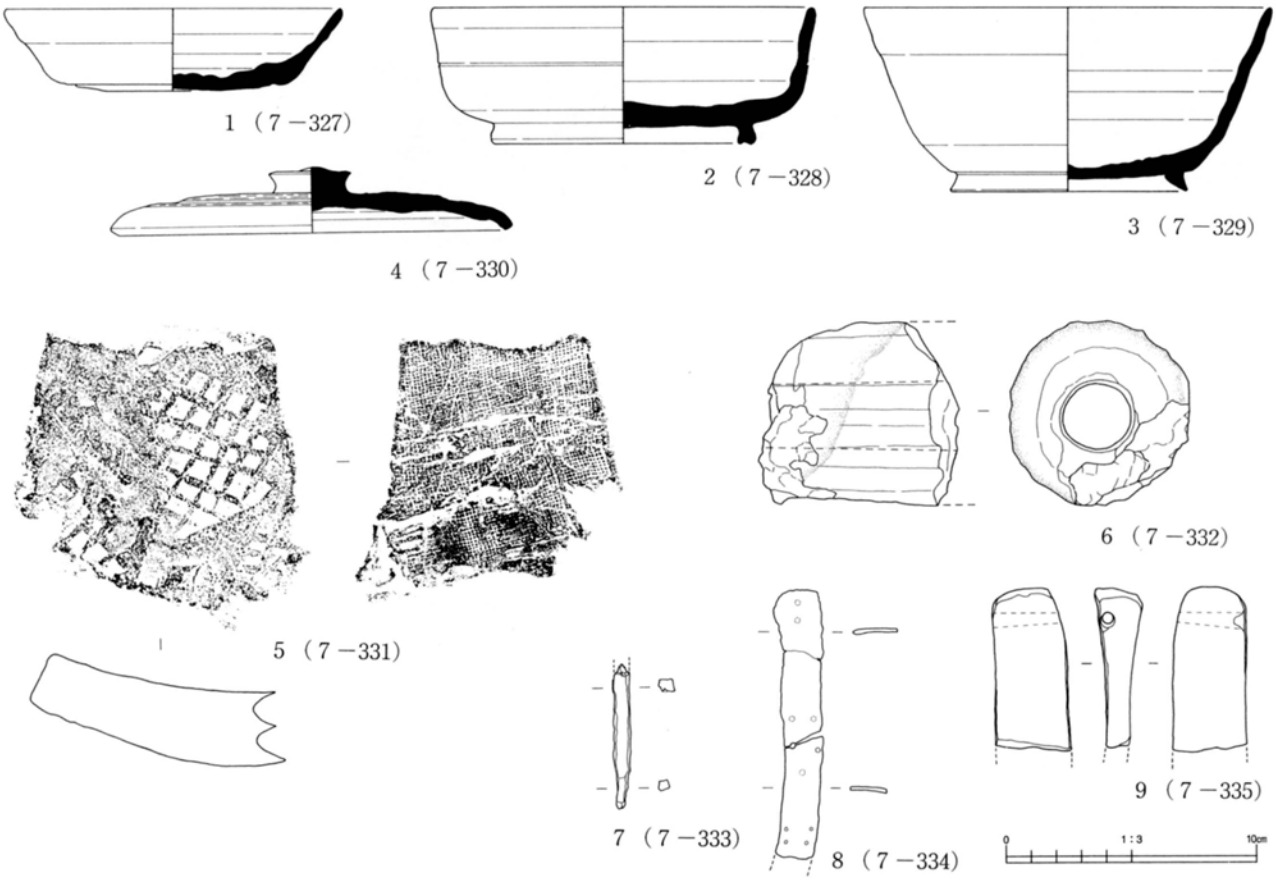

第40図　ＳＩ1549竪穴状工房跡出土遺物

フイゴ羽口（6）：フイゴ羽口先端部で、基部は欠損している。

鉄製品（7・8）：7は鉄鏃で先端部が欠損している。8は小札で下部が欠損している。札幅1.5㎝、長さ10.6㎝以上で、札頭は上辺がやや丸味を帯びる方形である。縅孔は1列で第3縅孔まで確認できる。綴孔は2列で第2綴孔まで確認できる。

石製品（9）：凝灰岩製の提砥石である。上部に穿孔がある。4面を使用している。

ＳＸ1575鍛冶炉跡（第41図、図版20）

調査区南西側のＳＩ1549中央北辺寄りの床面で検出された。長径2.05m×短径0.4m～0.85mの不整形の浅い落ち込みがあり、中央と西側が更に一段落ち込んでいる。北東側に炉跡と考えられる長径55㎝×短径35㎝の楕円形を呈する落ち込みが検出された。中央の長径35㎝×短径25㎝の楕円形を呈する部分は還元面となっており、その南側は焼土面となっているのが認められた。外縁部と周辺に小ピットが数基検出され、西側の小ピットは南北方向に一列となっている。

ＳＸ1576鍛冶炉跡（第42図、図版20）

調査区南西側のＳＩ1549中央、ＳＸ1575南東側の床面で検出された。炉跡は平面形が長径60㎝×短径35㎝の歪んだ楕円形を呈する落ち込みで、中央部の長径35㎝×短径30㎝の楕円形を呈する部分は還元面となっており、その外周が焼土面となっているのが確認された。外縁部と周辺に小ピットが数基

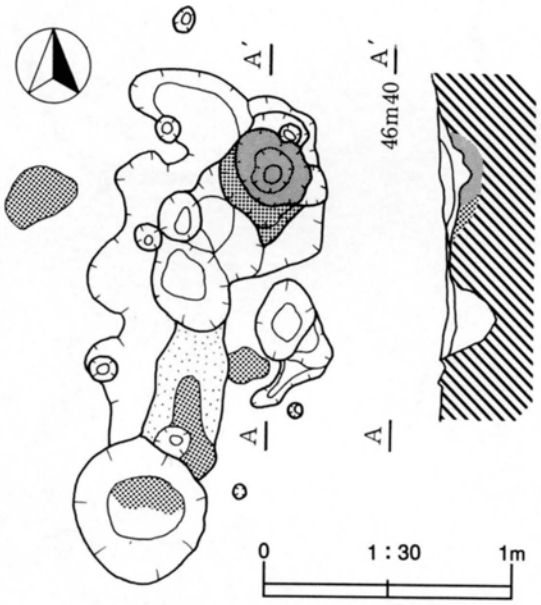

第41図　ＳＸ1575鍛冶炉跡

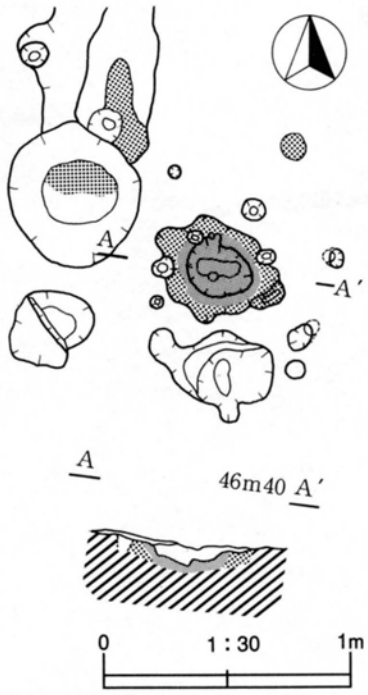

第42図　ＳＸ1576鍛冶炉跡

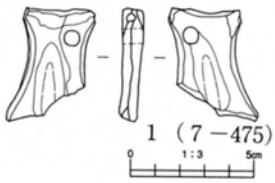

第44図　ＳＸ1577鍛冶炉跡出土遺物

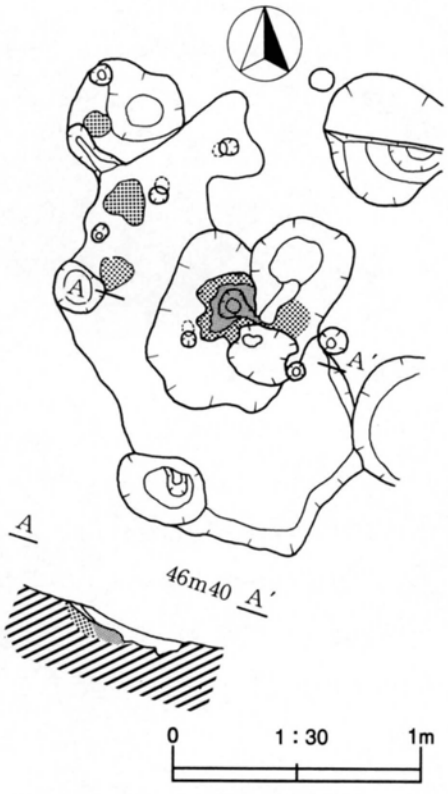

第43図　ＳＸ1577鍛冶炉跡

検出され、北側の小ピットは東西方向に一列となっている。

ＳＸ1577鍛冶炉跡（第43図、図版20）

調査区南西側のＳＩ1549中央北辺寄り、ＳＸ1575東側、ＳＸ1576北東側の床面で検出された。長径2.1m×短径0.4m～1.15mの不整形の浅い落ち込みがあり、北側及び中央南西側が更に一段落ち込んでいる。中央落ち込み部の中央に炉跡と考えられる長径30㎝×短径25㎝の不整形を呈する落ち込みが検出された。中央の長径25㎝×短径20㎝の楕円形を呈する部分は還元面となっており、北東側に小さい溝状のくぼみが付く。還元面の外周には焼土面が確認された。炉跡の北西側に25㎝離れた位置から北側に三箇所焼土面が確認された。外縁部と周辺に小ピットが数基検出され、北西側の小ピットは東西方向に一列となっている。

ＳＸ1577出土遺物（第44図、図版51）

石製品（１）：炉内埋土出土である。凝灰岩製の提砥石である。２面使用で、上部に１孔を穿っている。

ＳＩ1550竪穴状遺構（第45図、図版21）

調査区西側中央部のＳＩ1547の床面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は削平とＳＩ1547の小札甲一括出土地点の下になっているため不明であるが、現状で東西4.8m×南北3.1m以上の方形を呈し、南壁は東で約５度北に振れる。東辺寄りに柱掘り方が伴い、中央部付近と考えられるところで東西方向の溝が一条検出された。壁高は20㎝を計る。ＳＩ1548と重複し、これより新しい。

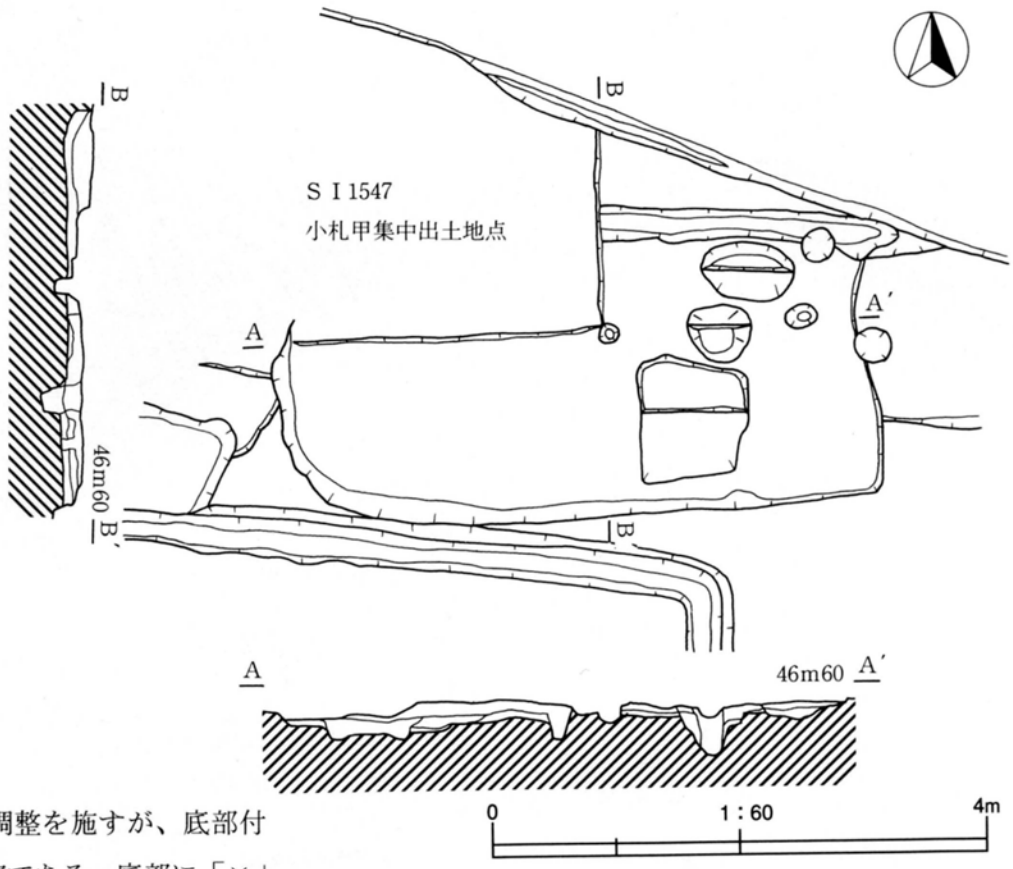

第45図　S I 1550竪穴状遺構

S I 1550出土遺物（第46図、図版42）

いずれも埋土出土である。

土師器（1）：台部分の欠損した大型の台付埦である。外面口縁部から体部上半にかけて横方向のミガキ調整を施し、内面は口縁部から体部にかけて横方向のミガキ調整を施すが、底部付近は磨滅により不明瞭である。底部に「×」の焼成前のヘラ記号が認められるが、これを消すために強く撫でつけているため、切り離しは不明である。

赤褐色土器（2）：糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。

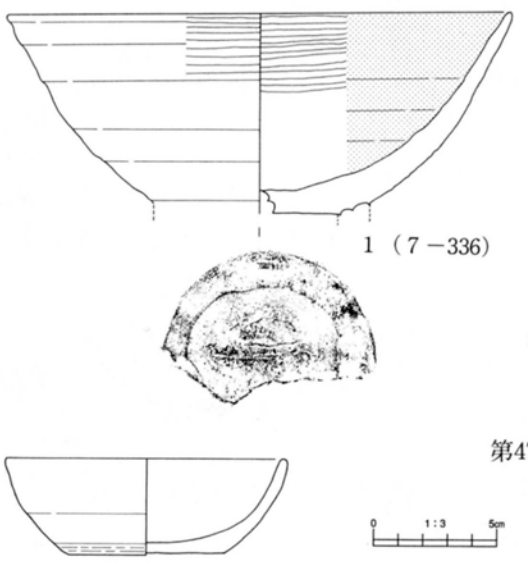

第46図　S I 1550竪穴状遺構出土遺物

S D1551溝跡（第47図、図版21）

調査区西側の第4層褐色土層面で検出された。幅20cm～35cm、深さ18cm、長さ1.9m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ真北を向く。S I 1548、S I 1549、S D1552と重複し、これらより新しい。

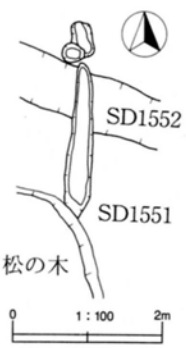

第47図　S D1551溝跡

S D1552溝跡（第48図、図版22）

調査区西側の第4層褐色土層面で検出された。幅30cm～75cm、深さ10cm～20cmで、東から2.5mのところで北西方向に7.4m、南西方向に4.3m以上の二又に分かれている溝跡である。全体に削平により浅くなっており、特に南西部の南辺は完全に削平されている。溝の方向は東側において東で約10度南に振れ、北西側において西で約18度北に振れ、南西側において西で約7度南に振れる。S I 1544、S I 1548、S I 1549、S D1551と重複し、S I 1544、S I 1548、S I 1549よりも新しく、S D1551よりも古い。

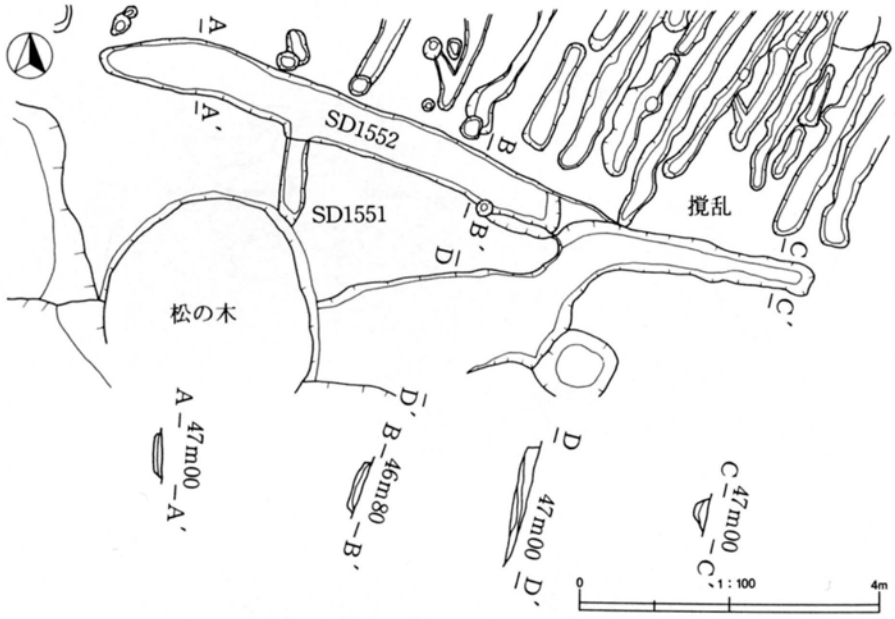

第48図　ＳＤ1552溝跡

ＳＤ1552出土遺物（第49図、図版42）

須恵器（１・２）：いずれも埋土出土である。１はヘラ切り撫で調整の坏である。２は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋であり、内面天井部を硯に転用している。１は底部に「官ヵ」、２は外面天井部に「成」の墨書がある。

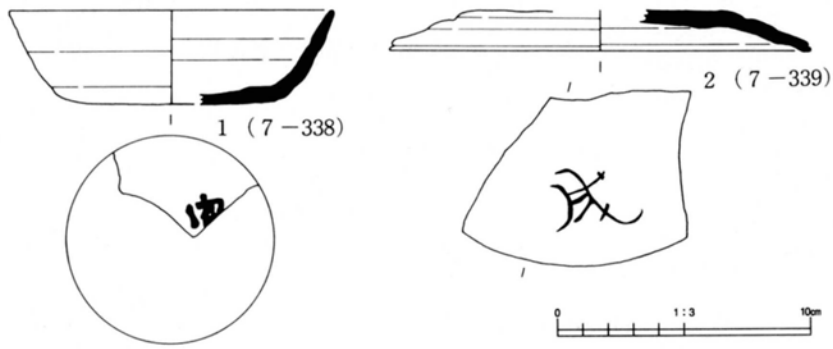

第49図　ＳＤ1552溝跡出土遺物

ＳＤ1553溝跡（第４図、図版9）

調査区東側の地山腐植土層面・地山粘土層面で検出された。次年度調査を行うＳＫ1559との何らかの関連性がある可能性があるため、次年度調査を行うこととした。

ＳＤ1554溝跡（第50図、図版9）

調査区中央部の地山腐植土層面で検出された。削平により北側が壊されているため不明であるが、現状では幅25㎝～45㎝、深さ15㎝～20㎝で、長さ2.2m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約１度東に振れる。ＳＢ1532と重複し、これより古い。

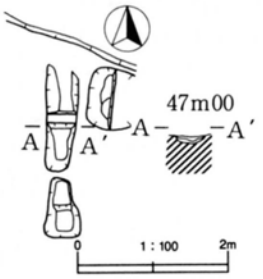

第50図　ＳＤ1554溝跡

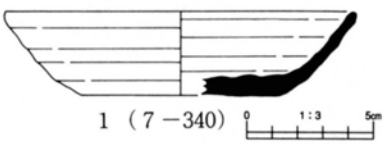

第51図　ＳＤ1554溝跡出土遺物

ＳＤ1554出土遺物（第51図、図版43）

須恵器（１）：埋土出土のヘラ切り軽い撫で調整の坏である。

ＳＫ1555土坑（第52～54図、図版23・24）

調査区北東部のＳＫ1559上面で検出された土坑である。埋土は大きく分けて、最上層の第１層、第２層炭化物層、第３層炭化物層（漆紙出土層）、第４層炭化物層（漆紙出土層）となり、第２層最下層面、第３層最下層面、第４層最下層面で検出された段階で平面形の形状、規模に変化がみられたため、それぞれ１面、２面、３面と区別することとした。１面は長径6.7m×短径1.9m～4.6m、深さ35㎝の不整形を呈する。２面は、１面の西側が大きく、深くなり、長径7.85m×短径1.9m～5.4m、上面か

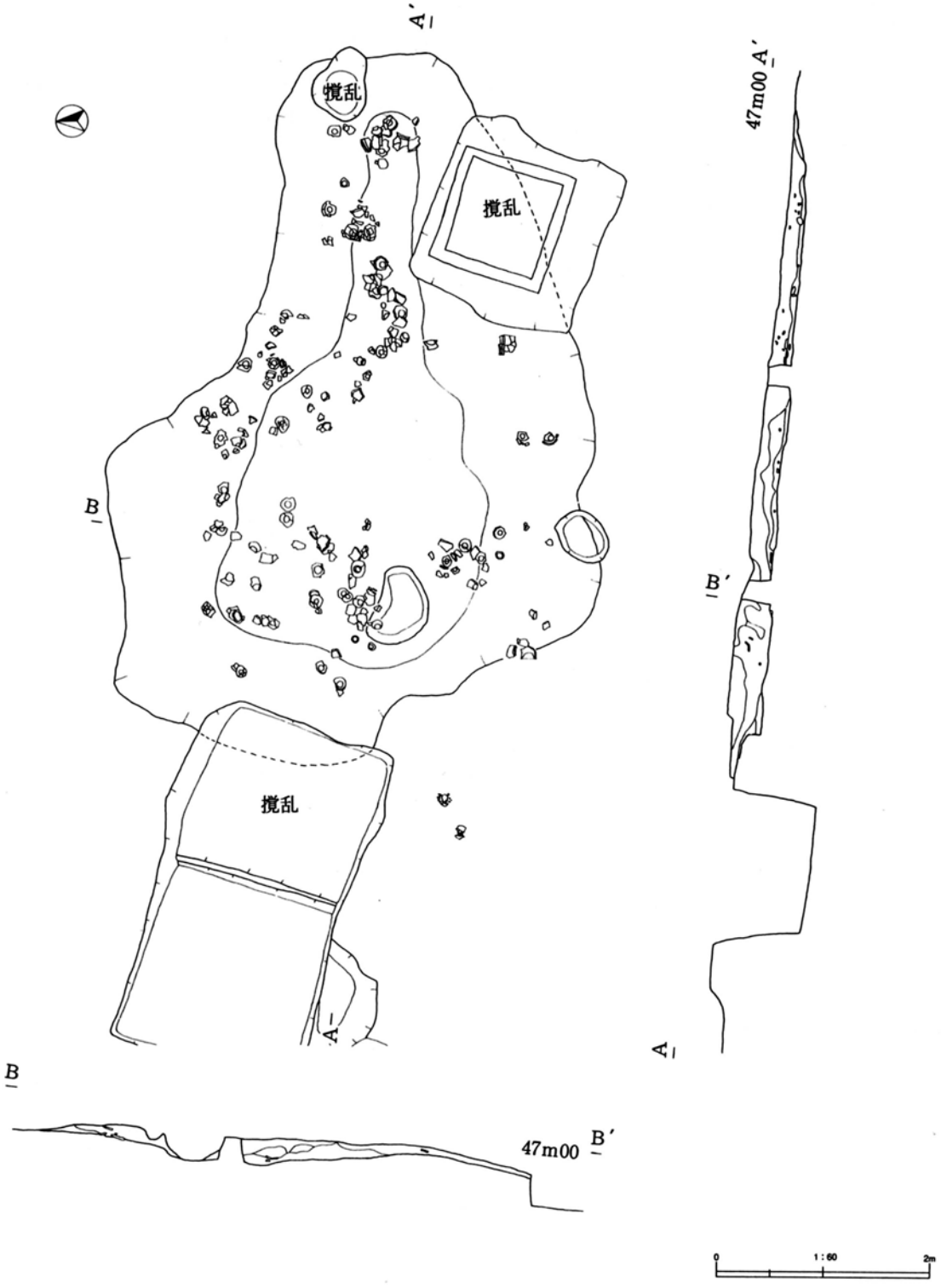

第52図　ＳＫ1555土坑１面検出状況（第２層最下層面検出状況）

①1号漆紙（19号文書）　⑥6号漆紙（18号文書）　⑪11号漆紙　⑯16号漆紙
②2号漆紙（20号文書）　⑦7号漆紙　⑫12号漆紙　⑰17号漆紙
③3号漆紙　⑧8号漆紙　⑬13号漆紙（23号文書）　⑱18号漆紙
④4号漆紙　⑨9号漆紙　⑭14号漆紙　⑲19号漆紙　㉑21号漆紙
⑤5号漆紙（4号文書）　⑩10号漆紙　⑮15号漆紙　⑳20号A・B漆紙（16号・17号文書）　㉒22号漆紙

第53図　ＳＫ1555土坑２面・３面検出状況（第３層最下層面検出状況・第４層最下層面検出状況）

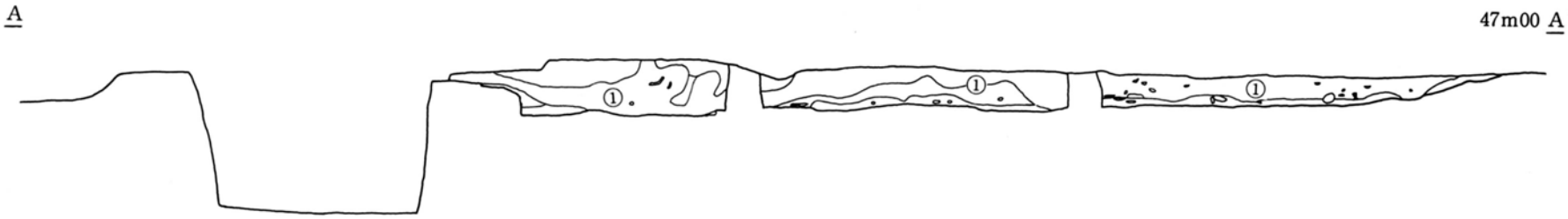

SK1555土坑東西ベルト土層断面図①（上層）

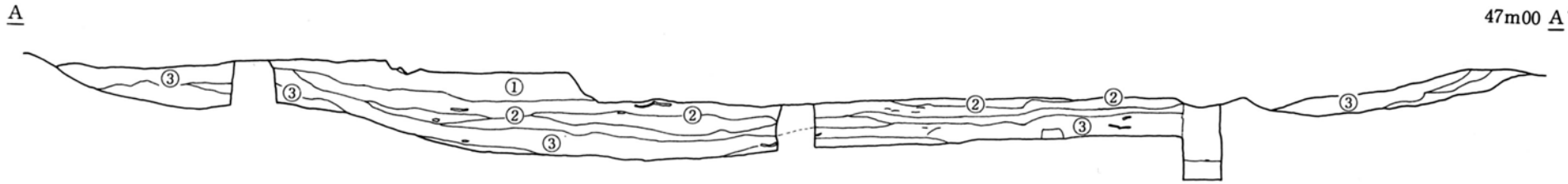

SK1555土坑東西ベルト土層断面図②

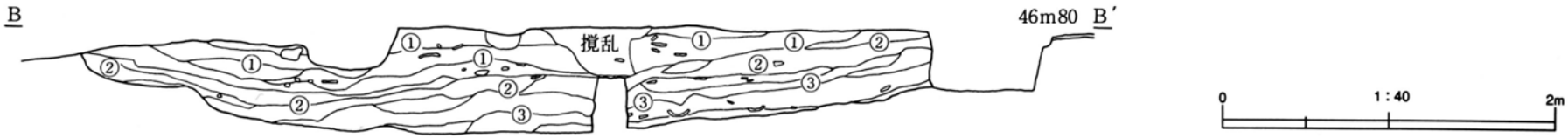

SK1555土坑南北ベルト土層断面図

第54図　SK1555土坑土層断面図

らの深さが65cmの不整形を呈する。３面は更に大きく、深くなり、長径8.15m×短径4.5m～7.2m、上面からの深さが95cmの不整形を呈する。ＳＫ1559と重複し、これより新しい。

ＳＫ1555出土遺物(第55～60図、図版43～48)

ＳＫ1555土坑の出土遺物は、埋土最上層にあたる第１層、第２層炭化物層、第３層炭化物層(漆紙出土層)、第４層炭化物層(漆紙出土層)に分けて報告する。

ＳＫ1555第１層出土遺物(第55図、図版43)

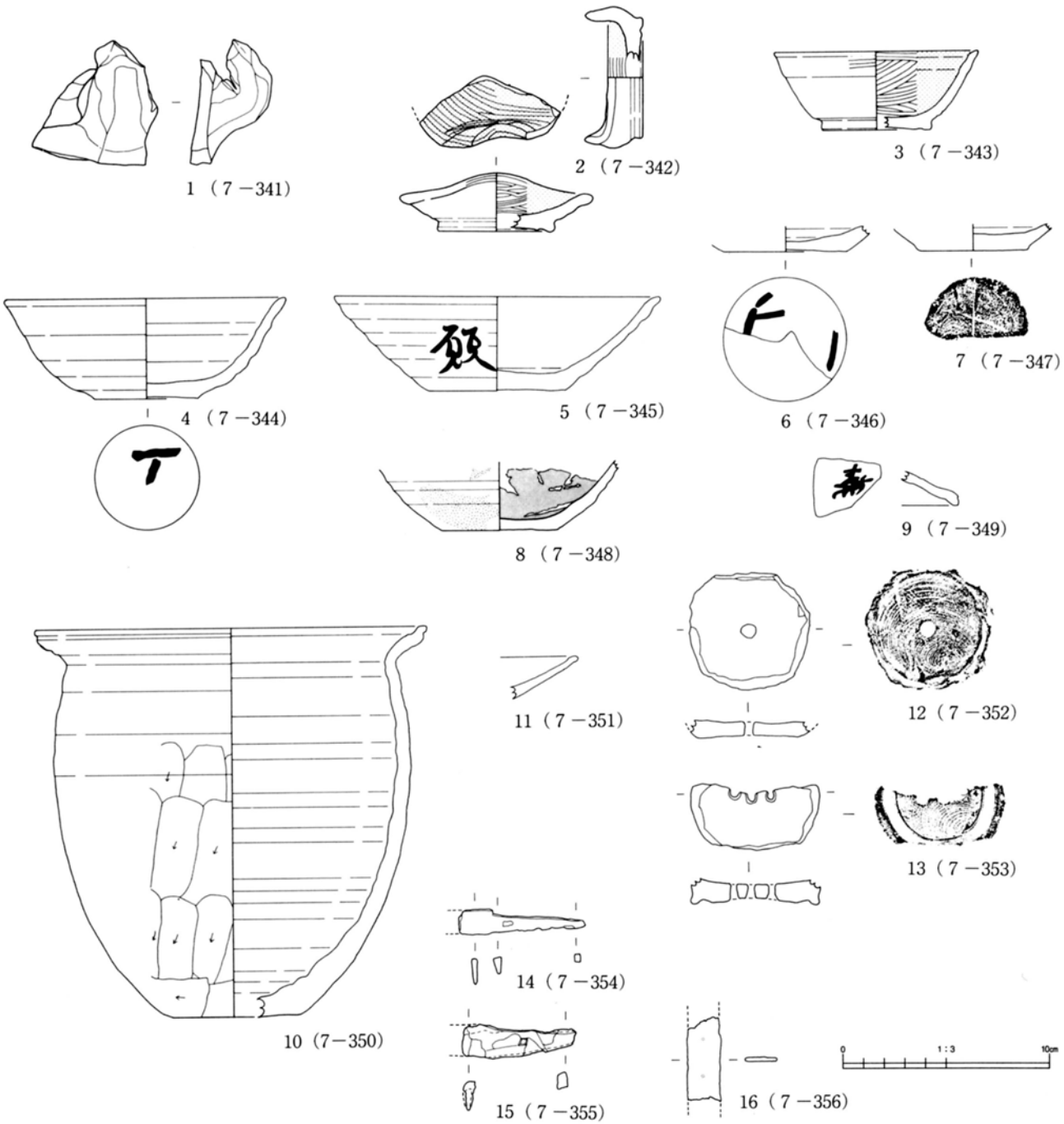

第55図　ＳＫ1555土坑第１層出土遺物

須恵器(１)：双耳鉢の耳部分と考えられる。

土師器(２～３)：２は台付の耳皿で、糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。外面と内面口縁部に横方向または斜方向のミガキ調整を施す。３は小型の台付埦で、内面と外面口縁部に横方向または斜方向のミガキ調整を施す。

赤褐色土器(４～10)：４～８は糸切り無調整の坏である。４は底部に「T」、５は体部に「願」、６は底部に「厨カ」の墨書がある。７は底部に「×」の篦記号がある。８は内面に漆膜が付着している。９は蓋の破片であり、外面口縁部付近に判読不能の墨書がある。10は平底の中型甕である。外面体部上半から下半にかけて縦方向、下端に横方向のケズリ調整を施し、外面口縁部から体部上半にかけてと内面全体に撫で調整を施す。

灰釉陶器(11)：皿の口縁部破片である。口縁部から体部上半にかけて刷毛塗りで施釉されている。

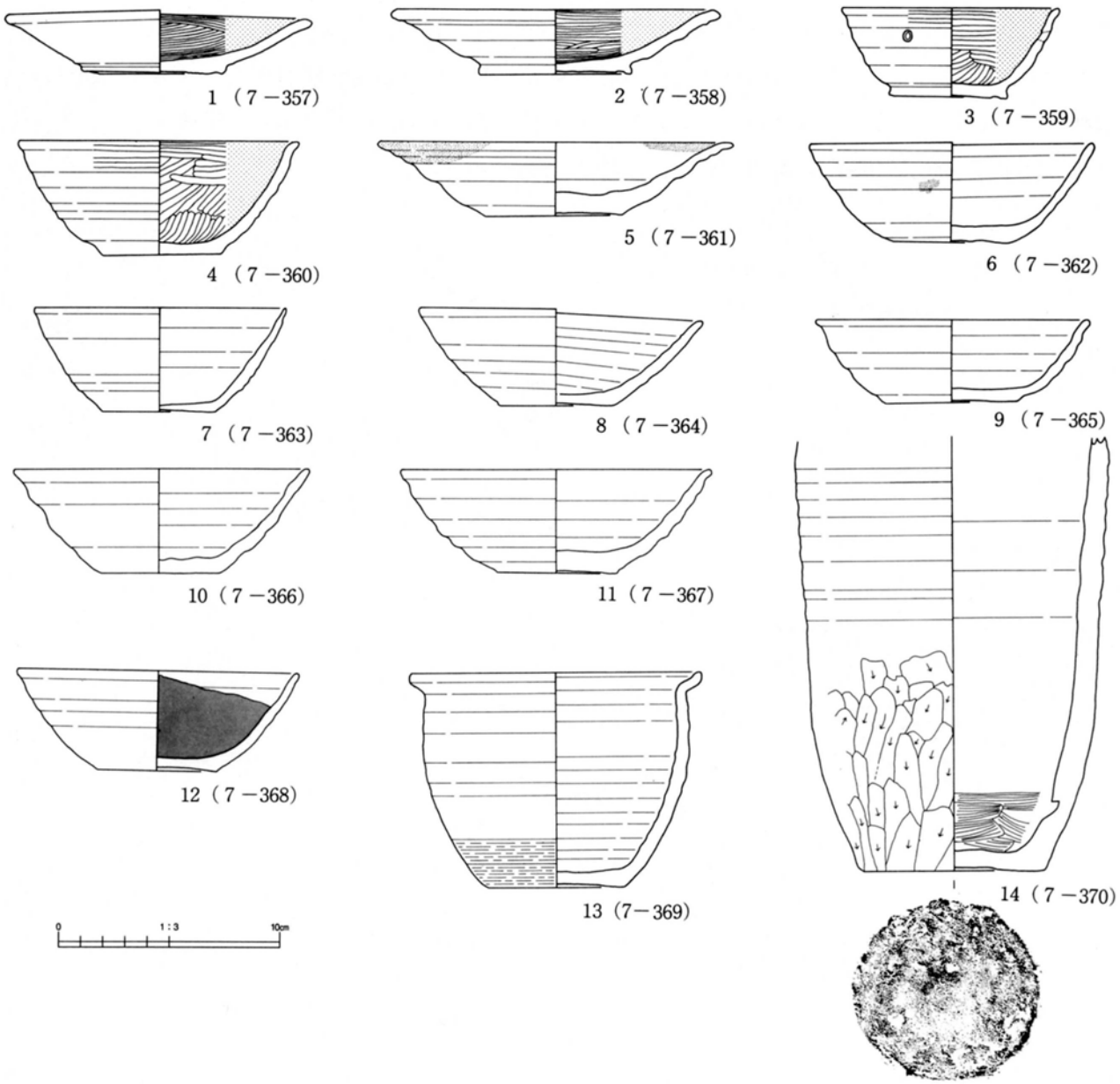

第56図　ＳＫ1555土坑第２層炭化物層出土遺物

土製品(12・13)：12は赤褐色土器坏の底部を転用し、13は赤褐色土器台付坏の底部を転用した紡錘車と考えられる。12は中央に１孔、13は一列に並ぶ形で３孔穿孔されている。

鉄製品(14～16)：14、15とも刀子で刀身部が欠損している。15の茎部には一部柄と思われる木質の遺存が認められる。16は札頭側と札尻側が欠損した小札である。

ＳＫ1555第２層炭化物層出土遺物(第56図、図版44)

土師器(１～４・14)：１、２は台付皿である。ともに糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施し、内面は口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。３は小型の台付埦で、外面口縁部と内面体部に横方向、内面底部に斜位のミガキ調整を施す。また、体部に小さな穿孔がある。４は糸切り無調整の埦で、外面口縁部に横方向、内面は体部に横方向及び斜方向、底部に放射状のミガキ調整を施す。14は長胴甕で体部上半から口縁部が欠損している。外面は体部上半に回転を利用し、木口状工具で撫で調整を施し、体部下半に縦方向のケズリ調整を施す。内面は体部に撫で調整を施し、底部に木口状工具で強い撫で付けを行う。外面底部は砂底状である。

赤褐色土器(５～13)：５は糸切り無調整の皿である。６～12は糸切り無調整の坏である。12は内面に漆膜が付着している。13は平底の小型甕で、体部下半から下端にかけてケズリ調整を施す。

ＳＫ1555第３層炭化物層出土遺物(第57図、図版25・26・44・45)

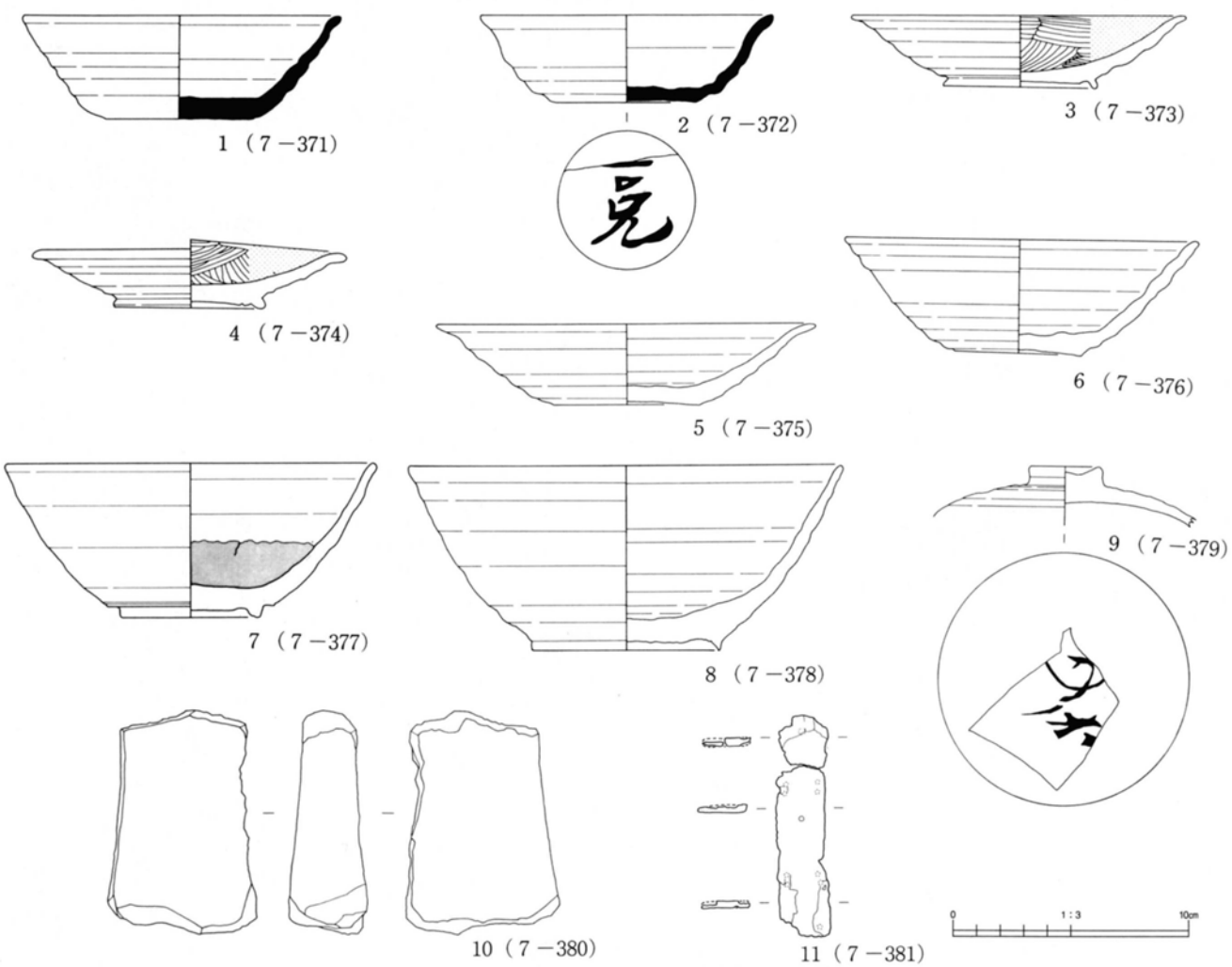

第57図　ＳＫ1555土坑第３層炭化物層出土遺物

ＳＫ1555出土漆紙１号～19号の出土層である。また多数の漆付着土器片が出土している。

須恵器（１～２）：１、２は糸切り無調整の坏である。２は底部に判読不能の墨書がある。

土師器（３・４）：３、４は台付皿である。ともに糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施し、内面は口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。

赤褐色土器（５～９）：５は糸切り無調整の皿である。６は糸切り無調整の坏である。７、８は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。７は内面に漆膜が付着する。９は蓋で、内面天井部に判読不能の墨書がある。

石製品(10)：砂岩質の砥石である。３面を使用している。

鉄製品(11)：小札と考えられるが劣化が著しく孔の位置関係も不明確である。

ＳＫ1555第４層炭化物層出土遺物（第58～60図、図版25・26・45～48）

ＳＫ1555出土漆紙20号～22号の出土層である。また、多数の漆付着土器片が出土している。

須恵器（１～11）：１、４はヘラ切り後、底部周縁に軽い撫で調整を施す坏である。２、３～７、９、10はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。８は底部から体部下端にケズリ調整を施すため切り離し不明の坏である。８は内面に漆膜が付着する。９は底部に「厨」、10は底部に「呈ヵ」の墨書がある。11は脚付の硯であるが、欠損により形態は明確でない。

土師器(12～19)：12は台付の耳皿、13、14は台付皿、15～17は台付埦である。いずれも糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。12は耳部分の内外面に横方向、内面口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。13は外面と内面口縁部に横方向、内面体部に斜方向、底部に交差状のミガキ調整を施す。14は外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に一定方向のミガキ調整を施し、外面体部には判読不能の墨書がある。15は内面口縁部に横方向、体部に斜方向のミガキ調整を施す。16は外面口縁部から体部下半にかけて横方向、内面は口縁部から体部にかけて横方向、底部は放射状のミガキ調整を施す。17は底部に「土」の墨書がある。18は底部静止糸切りの小型甕である。外面と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に交差状のミガキ調整を施す。19は脚付の硯であり、全体に面取り後、ミガキ調整を施している。

赤褐色土器(20～48)：20は糸切り無調整の耳皿である。21は糸切り無調整の皿である。22は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。外面体部に「×」の刻書がある。23～35は糸切り無調整の坏である。36～41は糸切り無調整の坏底部破片である。42は坏類体部破片である。34は底部に「木」、35、38、40は底部に「厨」、37は底部に判読不能、39は底部に「目」、41は底部に「与」、42は体部に「上」の墨書がある。43は糸切りで台周縁部及び底部に撫で調整を施す台付坏である。44～46は蓋である。44、45は天井部にケズリ調整を施すため切り離し不明、46は撫で調整を施すため切り離し不明である。45、46とも外面天井部に判読不能の墨書がある。47は糸切り無調整の小型甕である。内面口縁部と外面口縁部から体部にかけて漆が付着する。48は平底の甕で底部に丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。口縁部から体部下半にかけてロクロ利用のカキ目調整、体部下端にケズリ調整を施す。

灰釉陶器(49・50)：49は三足盤である。内面口縁部から底部まで刷毛塗りにより施釉している。50

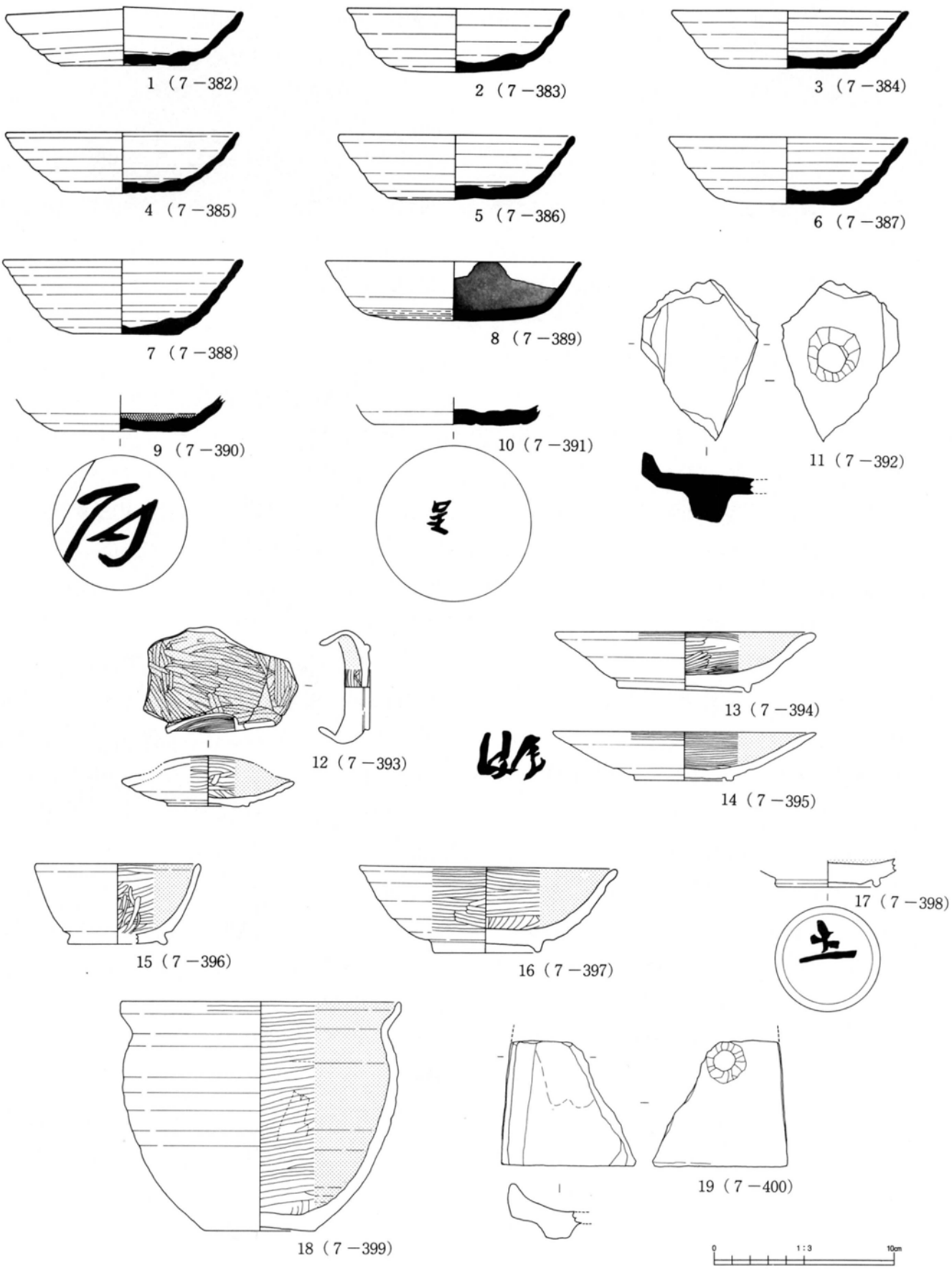

第58図　ＳＫ1555土坑第４層炭化物層出土遺物①

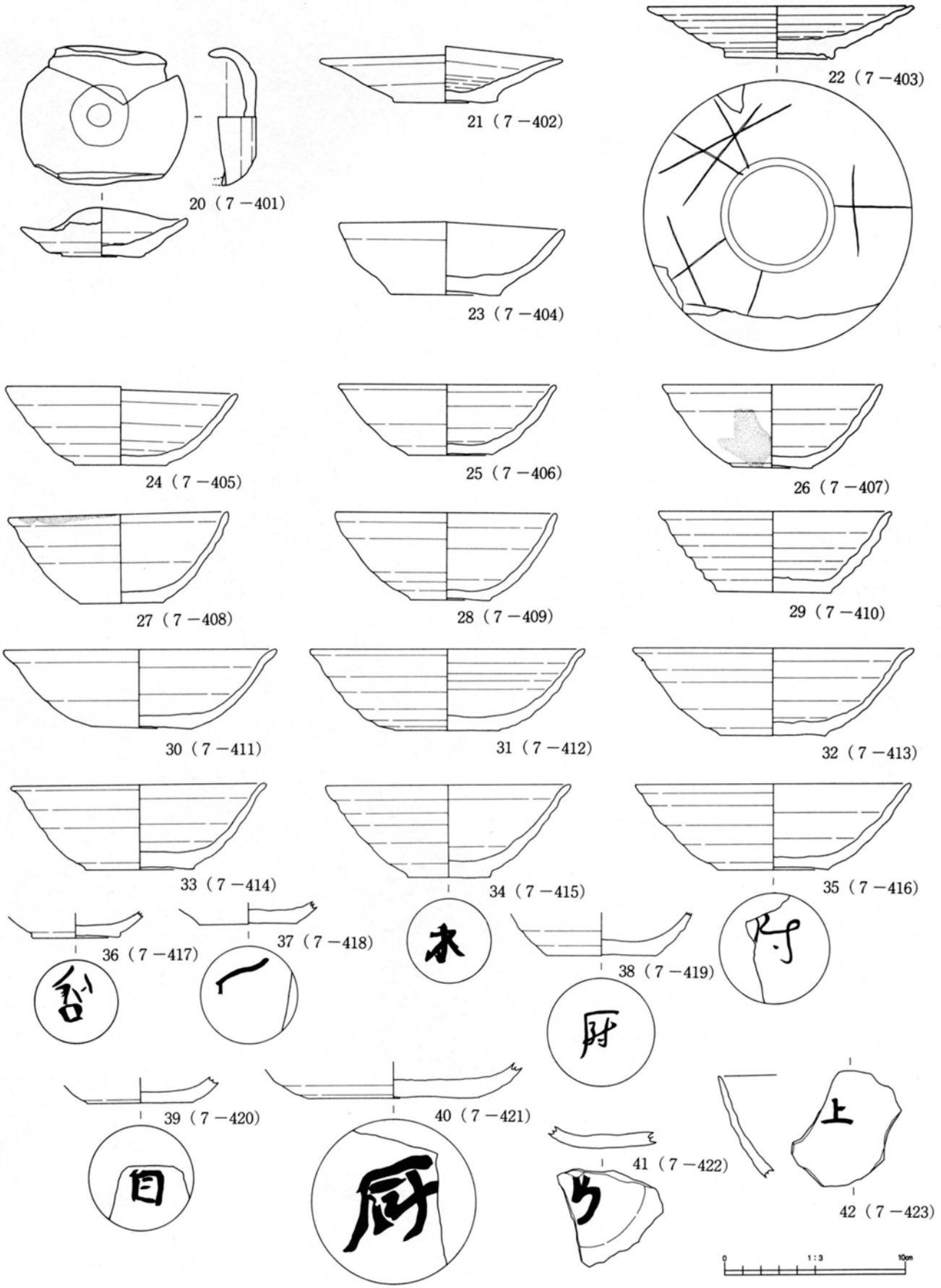

第59図　ＳＫ1555土坑第４層炭化物層出土遺物②

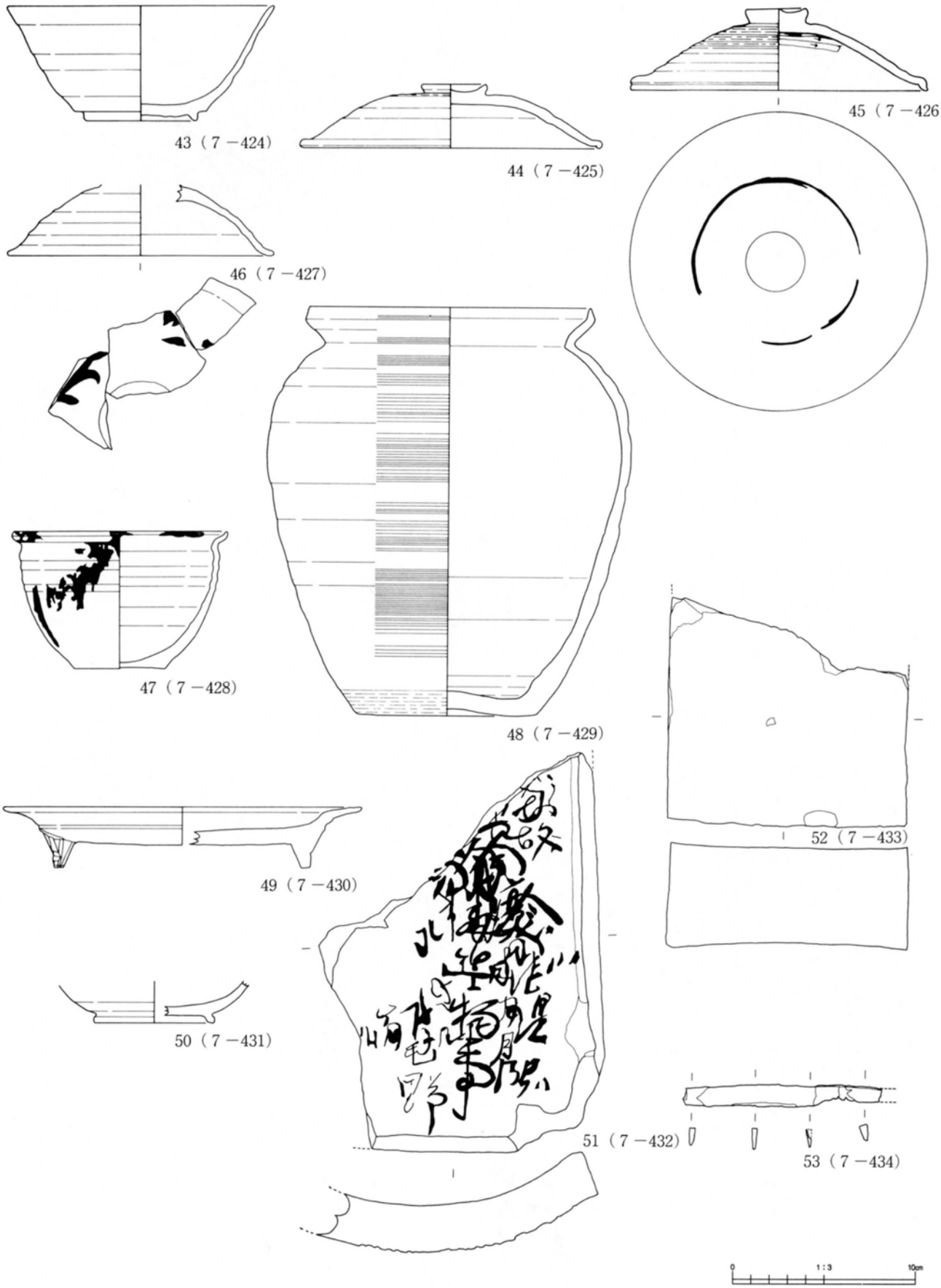

第60図　ＳＫ1555土坑第４層炭化物層出土遺物③

は台付埦で、内面に施釉しているが施釉方法は不明である。

瓦(51)：凹面に墨書がある平瓦である。内容は習書で、「故故念法弘・法月月月卩・念念・進上物事下毛野」が各々重複している。

塼(52)：半分以上が欠損した塼である。

鉄製品(53)：刀身及び茎が欠損した刀子である。

ＳＫ1556土坑(第61図、図版27)

調査区東側中央部の第３層暗褐色土層を除去した、ＳＩ1541上面で検出された。長径5.2m×短径2.6m～3.1m、深さ45cmの歪んだ楕円形の土坑である。ＳＩ1541と重複し、これより新しい。

ＳＫ1556出土遺物(第62・63図、図版27・49・50)

すべて埋土出土である。埋土最下層面から漆紙１号(24号文書)が出土している。

須恵器(１)：糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部に判読不能の墨書がある。

第61図　ＳＫ1556土坑

土師器(２・３)：２は底部糸切り無調整の小型埦である。外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に交差状のミガキ調整を施している。底部に「×」の篦記号がある。３は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す埦である。外面口縁部と内面口縁部に横方向のミガキ調整を施すが、磨滅により不明瞭である。

赤褐色土器(４～18)：４、５は糸切り無調整の皿である。６～11は糸切り無調整の坏である。12～13は糸切り無調整の坏底部である。９は底部に「丈」、10、11、12は底部に「厨」、13は底部に判読不能の墨書がある。14はツマミなしの蓋で、天井部糸切り後、ケズリ調整を施す。15はリング状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す。外面天井部に「卌」の墨書がある。16は鍋である。外面体部下半から底部にかけて不定方向の手持ちケズリ調整を施し、外面口縁部から体部上半及び内面口縁部から底部にかけて撫で調整を施す。17、18は脚付鍋の脚部である。

緑釉陶器(19)：削り出しの蛇ノ目高台を持つ小型埦である。体部外面にケズリ調整を施す。内外面

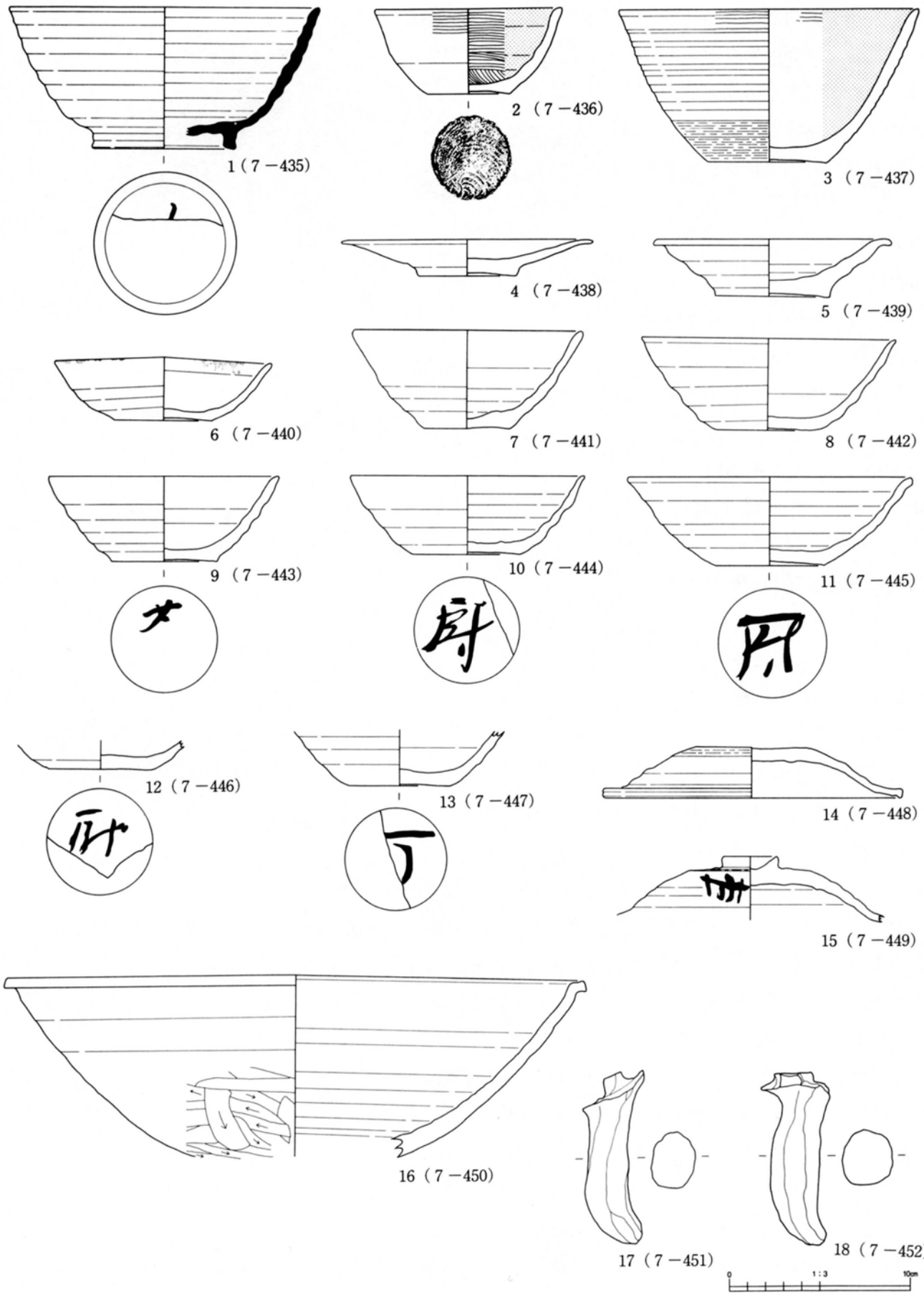

第62図　ＳＫ1556土坑出土遺物①

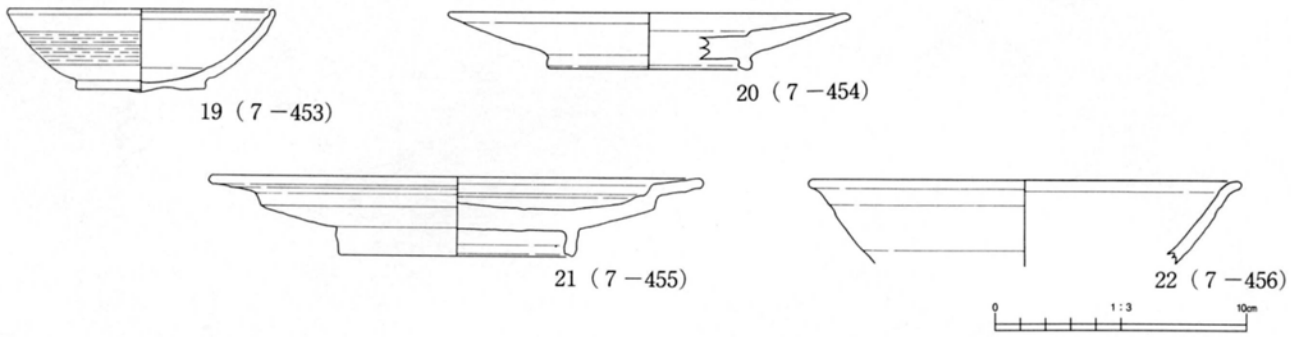

第63図　ＳＫ1556土坑出土遺物②

及び底部に施釉がなされ、釉は色調にむらがあり緑色及び黄緑色を呈する。

灰釉陶器(20～22)：20、21は段皿で、ともに内面口縁部から底部にかけて刷毛塗りにより施釉されている。20は底部外面に、21は底部内外面に焼成時のトチンの痕跡が認められる。22は埦口縁部から体部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉されている。

ＳＫ1557土坑(第64図、図版28)

調査区北東部の地山腐植土層面及びＳＫ1559上面で検出された。長径60㎝×短径40㎝、深さ20㎝の楕円形の土坑である。ＳＫ1559と重複し、これより新しい。

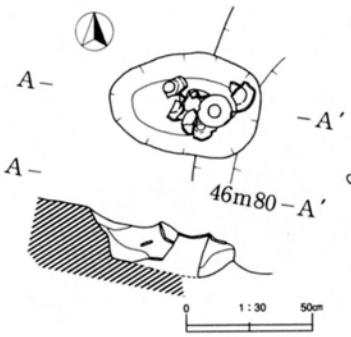

第64図　ＳＫ1557土坑

ＳＫ1557出土遺物(第65図、図版50)

赤褐色土器(１～３)：いずれも埋土出土である。１は糸切り無調整の皿である。２は糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す台付皿である。３は糸切り無調整の坏である。

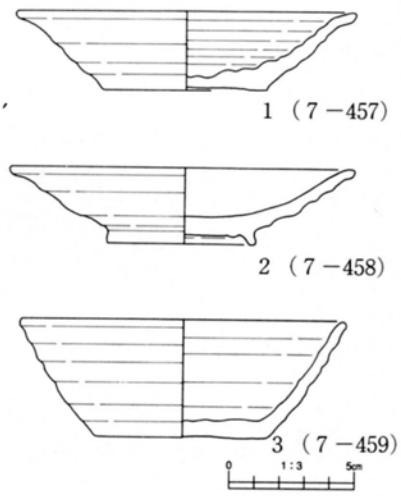

第65図　ＳＫ1557土坑出土遺物

ＳＫ1558土坑(第66図)

調査区北東部のＳＫ1559上面で検出された。長径2.45m×短径0.5mから1.05m、深さ10㎝の不整形の土坑である。

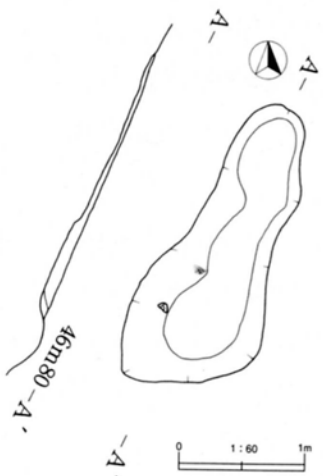

第66図　ＳＫ1558土坑

ＳＫ1559土坑(第４図、図版7)

調査区北東部の地山腐植土層面及びＳＫ1556の底面を掘り下げて検出された大型の土坑である。ＳＫ1556の底面よりも更に１m以上掘られていると考えられる。調査期間の関係により、調査は次年度に行うこととした。ＳＢ1533、ＳＫ1555、ＳＫ1557、ＳＫ1558と重複し、これらより古い。

ＳＫ1560土坑(第３図、図版28)

調査区南東部の第３層暗褐色土層を除去して検出された土坑である。南側大部分が調査区外であり、

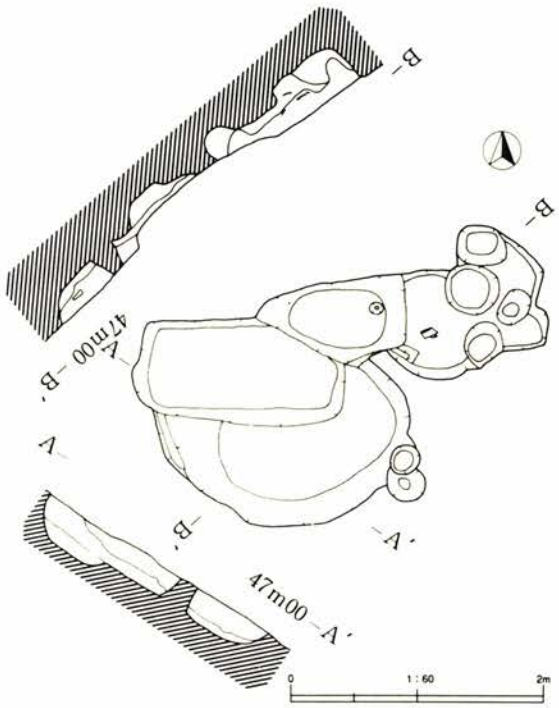

第67図　ＳＫ1561土坑

全体プランが不明であるため、調査は次年度行うこととした。ＳＩ1542、ＳＩ1543と重複し、これらより新しい。

ＳＫ1561土坑（第67図、図版28）

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。直径3.25m×短径0.6m～1.9m、深さ40cmの不整形の土坑である。

ＳＫ1561出土遺物（第68図、図版50）

赤褐色土器（１・２）：いずれも埋土出土である。１は糸切り無調整の皿である。２は糸切り無調整の坏底部破片で、底部に「与」の墨書がある。

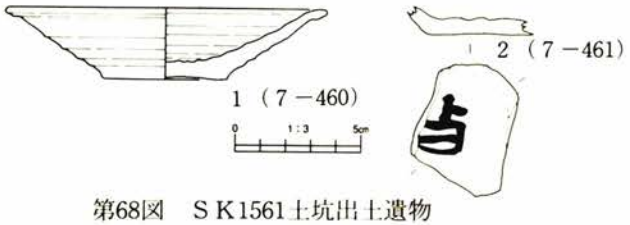

第68図　ＳＫ1561土坑出土遺物

ＳＫ1562土坑（第69図、図版29）

調査区西側の地山腐植土層面で検出された。長径1.6m×短径0.9m、深さ25cmの楕円形の土坑である。ＳＩ1547と重複し、これより古い。

ＳＫ1563土坑（第70図、図版29）

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径1.9m×短径0.35m～0.95m、深さ25cm～60cmの不整形の土坑

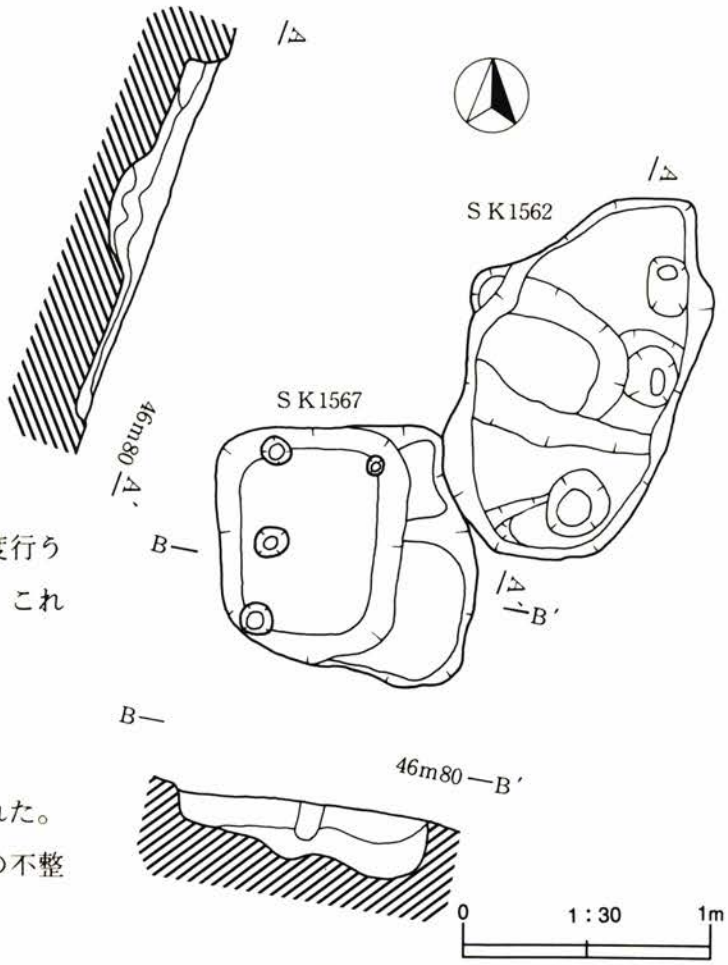

第69図　ＳＫ1562・ＳＫ1567土坑

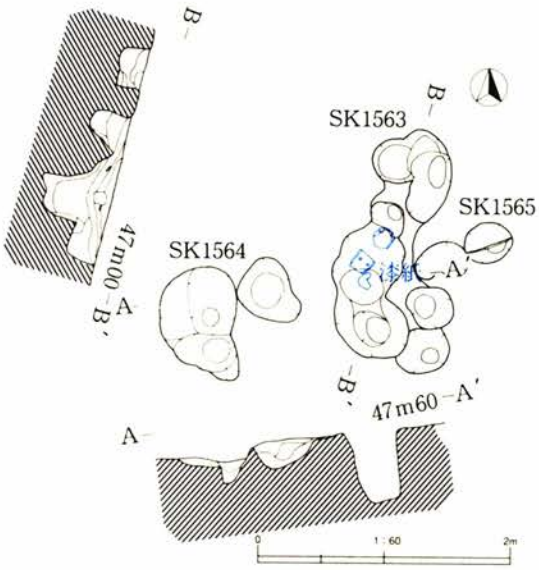

第70図　ＳＫ1563・ＳＫ1564・ＳＫ1565土坑

である。

ＳＫ1563出土遺物（第71図、図版50・51）

いずれも埋土出土である。

赤褐色土器（１・２）：１は糸切り無調整の皿で、内面に漆膜が付着する。２は台付皿である。糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。

須恵器（３）：脚付の風字硯である。底部下面は細かい不定方向の手持ちケズリにより整形されており、側面も手持ちケズリにより面取りされている。上面もケズリ整形が施されたと考えられるが、使用により明確でない。上面には使用時の墨痕が残る。

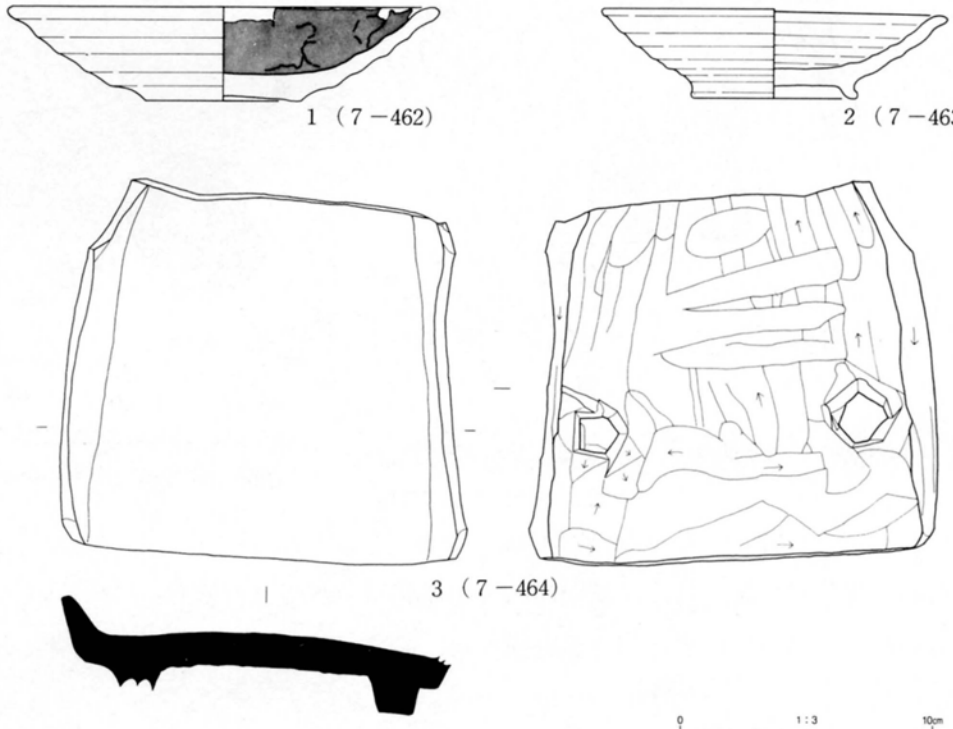

第71図　ＳＫ1563土坑出土遺物

ＳＫ1564土坑（第70図、図版29）

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径90cm×短径45cm～60cm、深さ25cm、長径55cm×短径25cm～40cm、深さ20cmの２基の不整形の小土坑からなる土坑である。

ＳＫ1565土坑（第70図、図版29）

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径40cm×短径35cmの楕円形の土坑である。

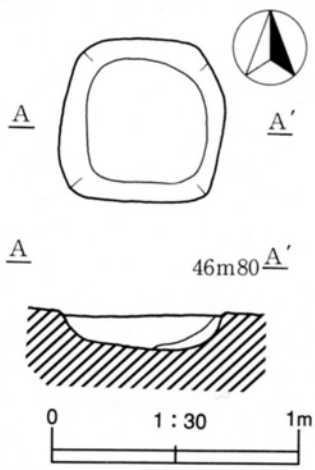

第72図　ＳＫ1566土坑

ＳＫ1566土坑（第72図、図版29）

調査区西側の地山腐植土層面で検出された。径65cm、深さ25cmの隅丸方形の土坑である。

ＳＫ1567土坑（第69図、図版29）

調査区西側の地山腐植土層面で検出された。東西90cm～105cm×南北80cm～105cm、深さ25cmの不整形の土坑である。北辺直下及び西辺直下に小掘り方を伴う。

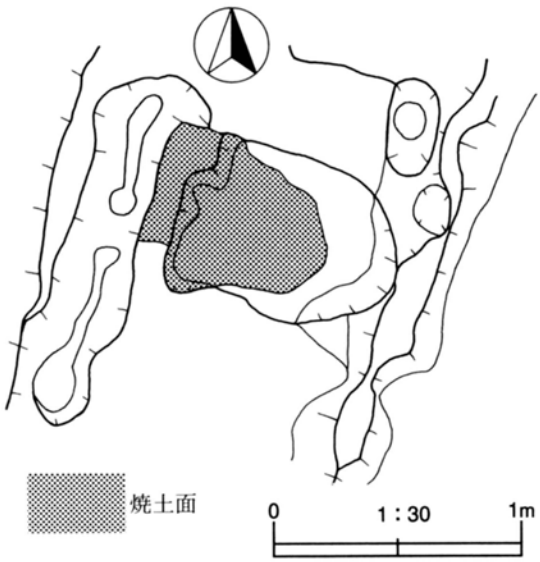

第73図　ＳＸ1568鍛冶炉跡

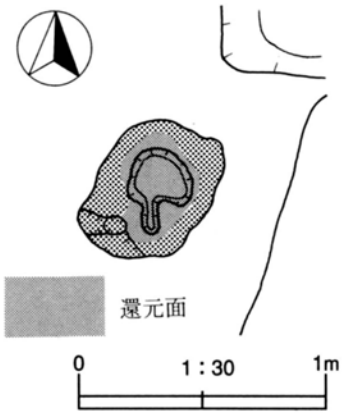

第74図　ＳＸ1571鍛冶炉跡

ＳＸ1568鍛冶炉跡（第73図、図版30）

調査区中央部北西側の第４層褐色土層面で検出された。北辺と南辺が削平されている長径93㎝×短径65㎝の楕円形の浅い落ち込みがあり、その中央から西側縁外にかけて炉跡と推定される酸化・橙色化した部分が検出された。長径74㎝×短径40㎝～67㎝の不整形を呈するが、削られて凹凸がなくなっていた。周囲からは鍛造剝片が確認され、鍛冶炉跡と考えられる。

ＳＸ1571鍛冶炉跡（第74図、図版30）

調査区中央部の第４層褐色土層面で検出された。長径35㎝×短径30㎝の楕円形の範囲に還元面、その外周に幅５㎝～10㎝の焼土面が確認された。全体としては長径60㎝×短径45㎝の楕円形を呈し、その中央がくぼむ形となっている。

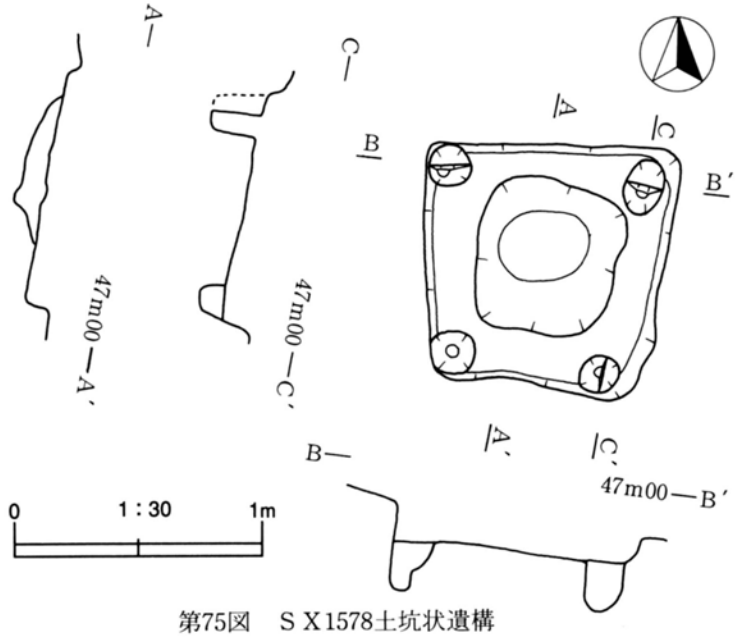

第75図　ＳＸ1578土坑状遺構

ＳＸ1578土坑状遺構（第75図、図版30）

調査区中央部の第４層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西85㎝～100㎝×南北95㎝～105㎝の隅丸方形を呈する。確認面から埋土を10㎝程掘り下げたところで、中央に長径60㎝×短径55㎝、深さ10㎝の楕円形を呈する浅い落ち込みが検出され、丸底のものが埋設されていた可能性がある。埋土はグライ化した灰黄褐色土が主体となっている。また四隅には直径15㎝前後、深さ10㎝～20㎝の円形の小柱掘り方が検出され、何らかの上屋構造を支える柱が立てられていたと考えられる。

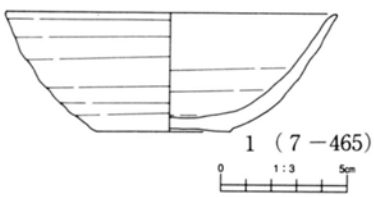

第76図　ＳＸ1578土坑状遺構出土遺物

ＳＸ1578出土遺物（第76図、図版51）

赤褐色土器（１）：埋土出土である。糸切り無調整の坏である。

3）基本序層及び各層出土遺物

基本層序(第５図)

第72次調査では調査区の東西で層堆積の状況が異なっているが、調査区全体として堆積時期の変遷をもとに基本層序として位置付けると以下のようになる。

第１層　表土・造成土：現表土と小学校造成時の造成土。

第２層　旧耕作土：小学校造成以前の畑地耕作土。

第３層　暗褐色土層：調査区東側に堆積する。今次調査区では最上層の古代の遺物包含層。

第４層　褐色土層：調査区西側から中央にかけて堆積する。古代の遺物包含層。堆積時期により細分される可能性がある。

第５層　黄褐色土層：調査区西側から中央の一部にかけて堆積する。出羽柵造営前の縄文時代の遺物包含層。

地山粘土層・地山飛砂層：調査区西側の一部は飛砂層が地山になり、それ以外は基盤粘土層が地山となっている。

各層出土遺物

○表土・表採・旧耕作土出土遺物(第77図、図版51)

須恵器(１)：口縁が欠損している蓋である。天井部静止糸切り後、ケズリ調整を施す。天井部内面を転用硯として使用している。

赤褐色土器(２～４)：２、３は糸切り無調整の坏底部破片である。２、３は底部に「厨」の墨書がある。４は坏類の体部破片で、「今」の墨書がある。５は甑の耳部分と考えられる。

灰釉陶器(６)：段皿口縁部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉してある。

銭貨(７・８)：７、８とも寛永通宝(初鋳年1636)である。

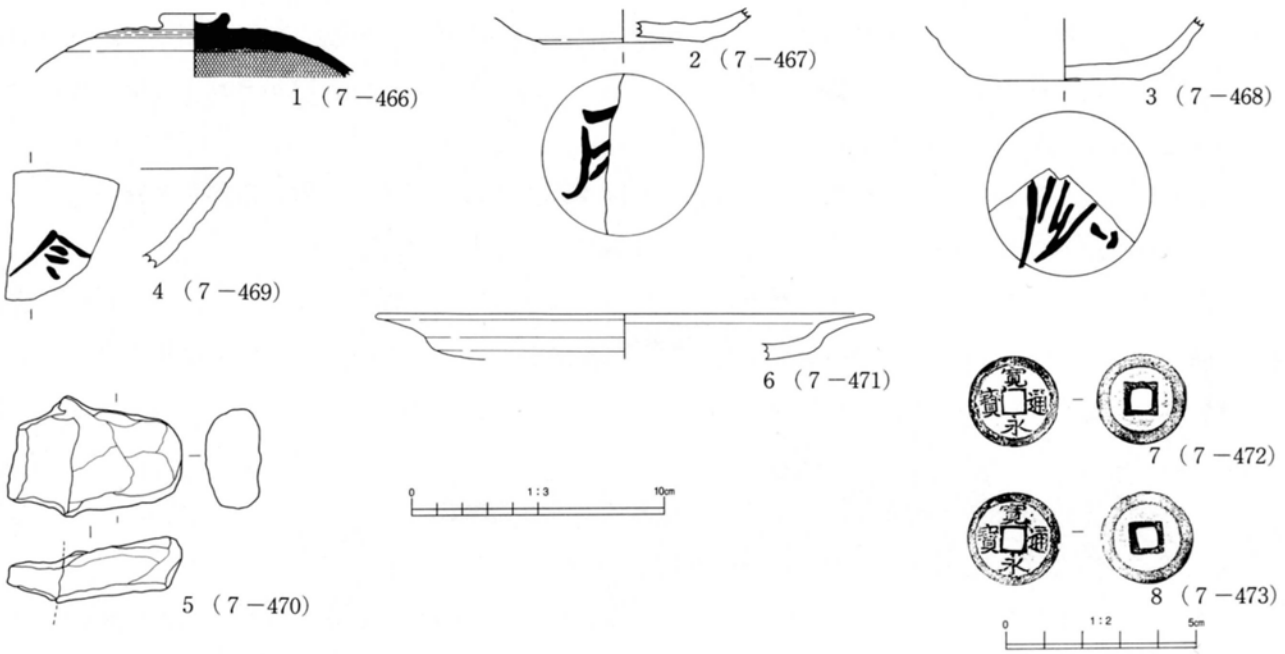

第77図　表土・表採・旧耕作土出土遺物

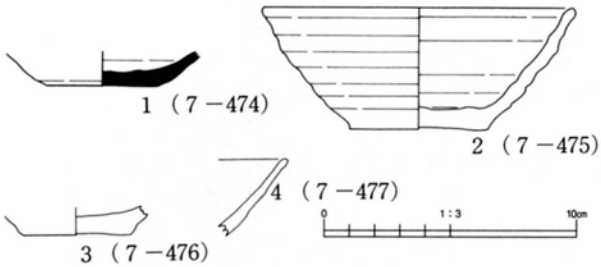

第78図　第３層暗褐色土層出土遺物

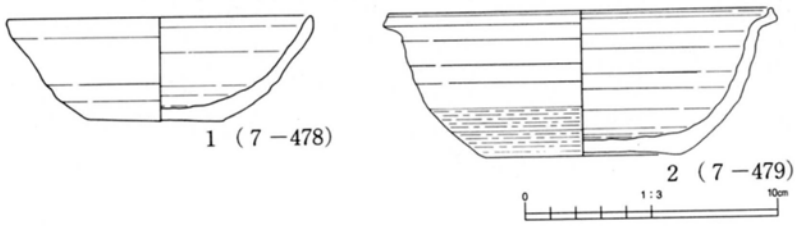

第79図　第４層褐色土層出土遺物

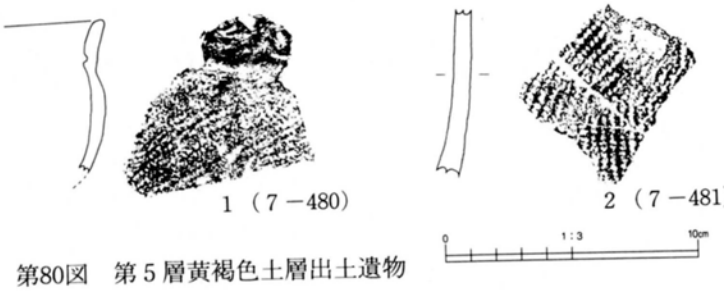

第80図　第５層黄褐色土層出土遺物

○第３層出土遺物(第78図、図版52)

須恵器(１)：糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器(２・３)：２は糸切り無調整の坏である。３は糸切り無調整の坏底部である。

灰釉陶器(４)：埦口縁部破片である。刷毛塗りにより内面に施釉されている。

○第４層出土遺物（第79図、図版52)

赤褐色土器(１・２)：１は回転糸切り無調整の坏である。２は糸切りで体部下半にケズリ調整を施す小型鉢である。

○第５層出土遺物(第80図、図版52)

弥生土器(１)：浅鉢形土器の口縁部破片で、地文はＲＬ単節斜縄文(縦位回転)である。口縁部内面に一条の沈線が廻る。

縄文土器(２)：深鉢形土器の体部破片で、地文はＬＲ単節斜縄文(横位回転)である。

４）ＳＩ1547出土の小札甲(こざねよろい)について(第81～第90図、図版31～35)

○出土位置及び出土状況と甲(よろい)の概要

調査区西側のＳＩ1547竪穴状工房跡の埋土下層から床面にかけて、甲(よろい)を構成する部品である、非鉄製有機質の小札が多量に出土した。位置的には、ＳＩ1547竪穴状工房跡南西部の埋土下層から床面にかけてそのほとんどが集中して出土しており、その他少量(２段分)がそれより離れた中央付近床面から出土している。

小札のほとんどが集中するＳＩ1547竪穴状工房跡南西部では、小札は竪穴南辺から0.7m～2.8m北側に離れた位置に東西約2.5m、南北約2.0mの範囲で検出されている。

小札甲は小札一枚一枚が、横方向に重ねられながら連結された(綴(とじ)られた)甲のパーツ(札板(さねいた)・横縫(よこぬい)の板)ごとに折り重なるように検出されている。本来はその一段一段のパーツが更に紐で縦方向に何段も重ねられ(縅(おど)され)、小札甲を構成していたと考えられる。また、縅紐は腐食によるものか全く検出されない。

各段が上下であまりまとまりが無く、バラつきのある状況で出土していることから、縦方向の連結(縅(おど)し)については、廃棄時にすでにある程度解けていた可能性がある。

また、北西側に特に段の重なりが多く集中して検出されることから、南辺側から北西側に向けて投棄された可能性がある。北東側部分では炭化物を伴って検出されている。

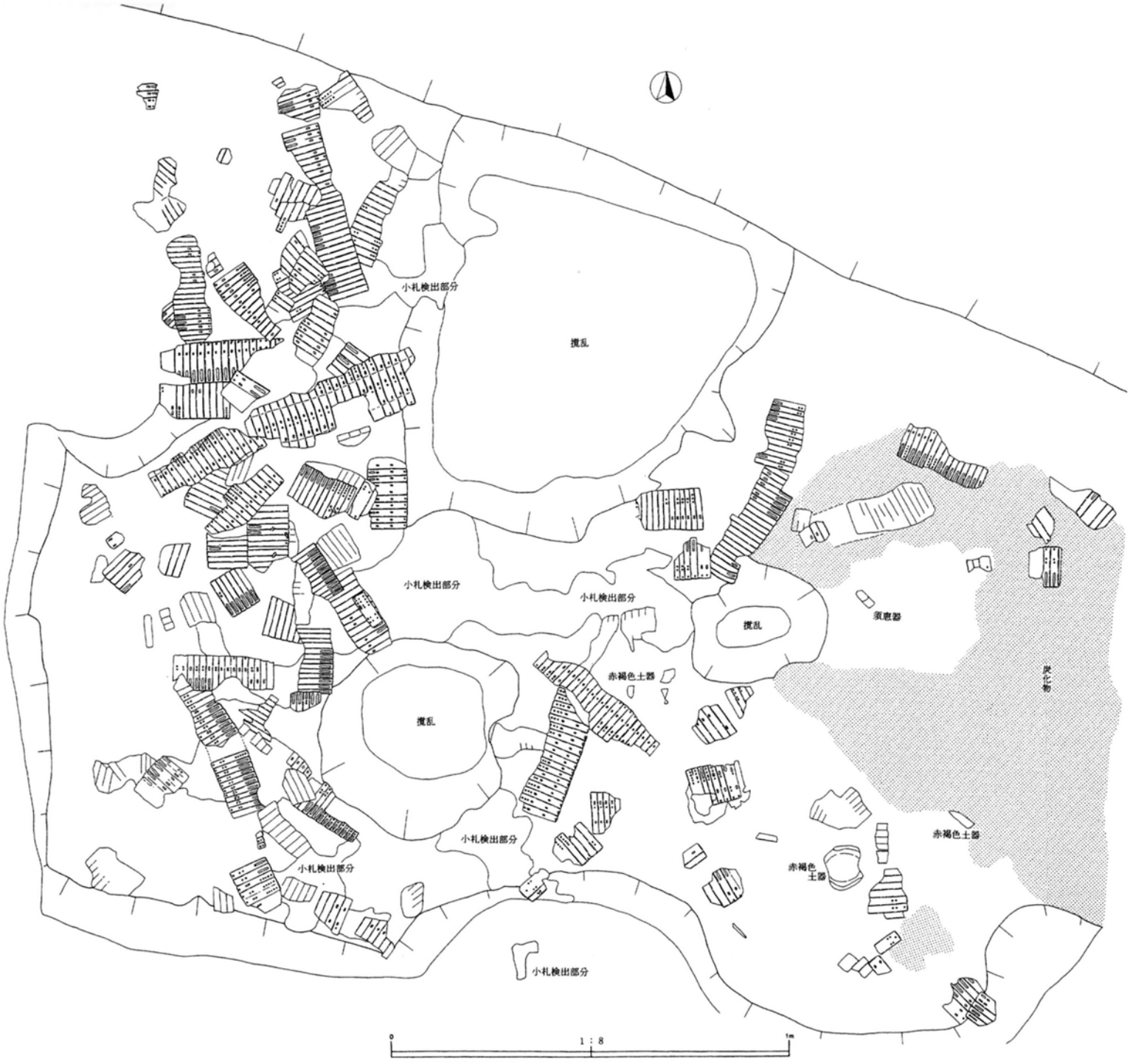

第81図　ＳＩ1547出土小札甲全体図

検出状況から、ＳＩ1547南西側出土の小札甲は、竪穴状工房がその機能を停止し廃絶した後、時期差を置かず、その落ち込みに埋土とともにまとめて廃棄されたものと考えられる。ＳＩ1547中央付近出土の小札甲部分は、床面出土であることから、工房の廃絶直後に廃棄された可能性と、工房廃絶時直前までそこに存在もしくは遺棄されていた可能性も考えられる。前者と後者の関係は位置的にやや離れており明確でない。

小札の枚数は、重複して確認できないものや腐食して確認できないもの、撹乱を受けたものを除き、ＳＩ1547南西側集中部で740枚以上が確認されている。『延喜式』兵庫寮の甲製作工程の規定に「挂甲一領。札八百枚。(以下略)」とあることや失われたり確認できないものなどを考慮した場合、今回出土の小札甲も甲１領分以上あるものと判断される。

小札は一枚一枚漆塗りで仕上げられてから、横方向に２枚重ねで綴られて札板・横縫の板を形づくり、その後一段分ごとにさらに漆で固められている。いわゆる塗籠(ぬりごめ)札と判断される。表面の最終仕上げの漆色調については黒色と暗赤褐色の２タイプがある。

小札本体の材質については非鉄製の有機質であることは確認されるが、有機質の何であるかは分析検討を継続中である。

小札甲は後述の各段の観察などに基づいた場合、現状では胴体部が中心となっている。腰(こしざね)札以外には特殊な小札はない。また、他に付属具に関係する部分は確認されないことから、現状では甲(よろい)の形態で「挂甲」タイプとなる可能性がある。確認される各段の長さについては、胴部の一段（札板）と考えられるもので、約44.5㎝が最も長く、腰札一段の長さも約44.5㎝である。後述の現状観察による一段の長さや一段が塗籠札でかつ直線的な状況を考慮した場合、出土した小札甲は両当(りょうとう)式となる可能性がある。

○小札甲(こざねよろい)の観察について(表１～３・第82～88図)

検出された小札甲全体について、横方向に連続して綴られた「一段」(札板・横縫の板）として把握される部分ごとに観察を行ったものが、表１～３の小札甲観察表である。観察表は大きく、段を構成する小札自体についてと段全体の状況についてとに分けられる。各段の通し番号は小札甲拡大図①～⑤の番号に対応する。小札甲は本体が腐食し、漆膜を主体とする状況で検出されており、遺物自体極めて軟質で、破損や土圧によりつぶれるなどして形態等が不明瞭な部分も多い。可能な範囲で観察を行ったが、若干の不正確さが生じている可能性も附記するものである。

各観察項目の詳細な解説は以下のとおりである(第81図、凡例参照)。

札幅(さねはば)については小札の横幅、長さについては札頭(さねがしら)から札足(さねあし)端部までの長さを示す。欠損しているものについては「～」と表示した。

札頭・札足形態については、方形・円形・隅切り形の３タイプを示した。欠損により不明なものは「不明」と示した。方形については角ばった真四角ではなく、短辺が極めてゆるやかな円形を呈するように観察されるものが多い。

確認できる縅孔(おどしあな)及び綴孔(とじあな)と下搦孔(したがらみあな)については、各々確認できるものを「○」、孔内に紐の痕跡のようなものが認められるものは「◎」、孔部分が破損してつながったり、つぶれたりしてやや不明確な

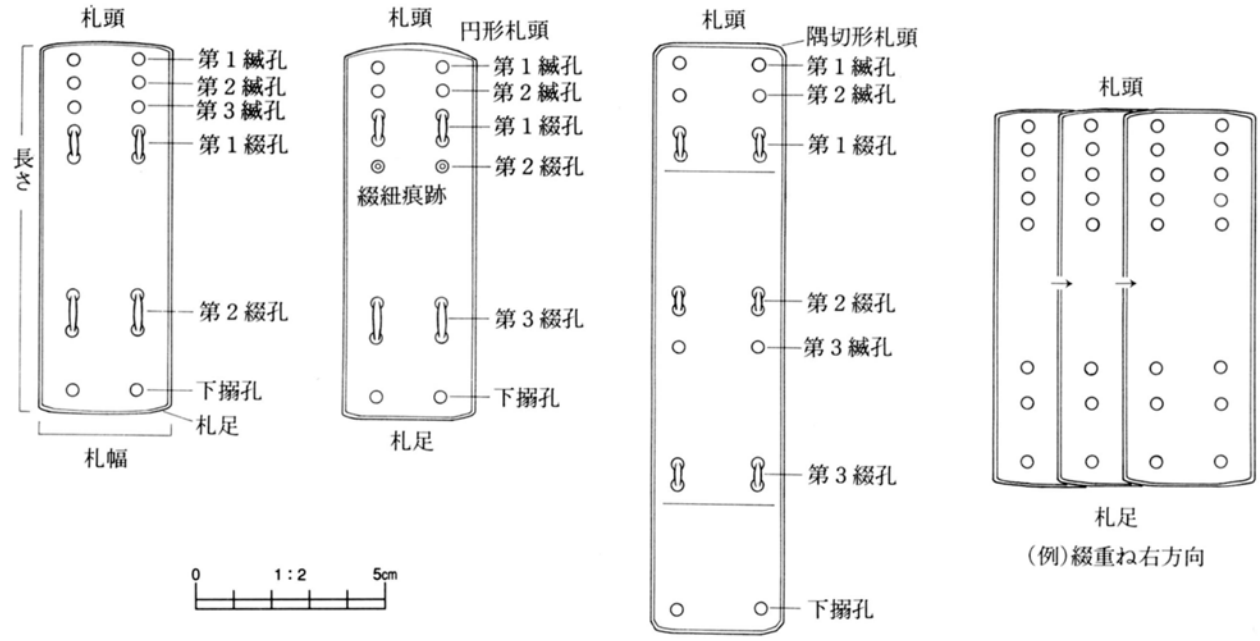

第82図　小札関係凡例図

ものについては「Δ」、不明なものについては「－」で表示した。

縅孔と綴孔の判別については、特に綴孔の観察状況を基にした。綴孔部分は綴重ね後、段として仕上げる段階に綴紐上から漆で塗り固めるため、綴の２孔上にまたがる形で縦方向の漆膜の盛り上がりが確認されるものがある。綴紐はほとんど腐食している。また、反対側の面では綴孔から綴孔へ斜行状に綴紐の痕跡が確認されるものもある。綴孔については連結時強く固定されるため中間部のみが欠損し、２孔がつながる形で検出されるものが多い。一方、縅孔については、漆での塗り固めがなく、縅紐も腐食しているため、各々の孔が漆におおわれずに単独で明確に確認されることとなる。下搦孔については段として仕上げる際に斜行状に札足をからんで連結され、漆で塗り固められた痕跡を示すものがある。また、札頭側の縅孔及び綴孔との位置関係で把握されるものもある。第１～第３縅孔及び第１～第３綴孔、下搦孔の各々の孔の札上における呼称と位置関係については第81図凡例に示した。段（札板）の長さと枚数については、欠損により完全な形で遺存しているものは少ないと判断されたため、現状での長さ及び確認できる枚数を示した。中間部分の小札が失われているものもあるため、必ずしも長さと枚数は一致しない。

札頭の方位については、不明確なものは（　）で表示した。

綴重ねの方向（横縫の方向）については、「面」の項のａ面を基準とした場合の方向を示しており、ｂ面と判断したものについては表面上の方向に対し逆転して示してある。

面については、①観察面の綴孔２孔に縦方向に漆を上塗りし仕上げた盛り上がりの痕跡があるもの、②観察面の綴孔に縦方向の漆膜の盛り上がりがなく、２孔が明確に分かれているもの、③観察面の綴孔部分に斜行状の綴痕跡があるものの３点を基準に、①が確認できるものをａ面、②・③が確認できるものをｂ面とした。また、不明確だが可能性が高いものを（　）で表示した。

漆色調については、表面の仕上げ漆の色調が黒色を呈するものと暗赤褐色を呈するものと２タイプ

小札甲観察表1

札													段					
番号	札幅(cm)	長さ(cm)	札頭・札足形態	形態分類	確認できる縅孔			確認できる綴孔			下搦孔	縅綴技法孔配列分類	長さ(cm)	枚数	札頭方位	綴重ね方向	面	漆色調
					第1	第2	第3	第1	第2	第3								
1	3.0	10.5	方形・方形	II	−	○	○	○	−	−	−	(A)	6.5	(3)	東	右	不明	黒色漆
2	3.0	10.5	方形・方形	II	○	○	○	○	○	−	○	A	9.0	(7)	南西	右	b	黒色漆
3	3.5	9.9	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	44.5	29	南西	左	b	黒色漆
4	3.4	10.2	方形・方形	I	○	○	○	○	−	−	−	(A)	13.5	(8)	南西	左	不明	黒色漆
5	3.4	9.4〜	方形・方形	I	−	−	−	○	○	−	−	(A)	25.0	(15)	南東	左	不明	黒色漆
6	3.5	9.9	方形・不明	I	−	−	−	−	○	−	−	不明	12.5	(7)	北	左	不明	黒色漆
7	3.4	8.4〜	方形・不明	I	○	○	○	○	−	−	−	(A)	7.0	(4)	南	左	不明	暗赤褐色漆
8	3.5	8.6〜	不明・不明	I	−	−	−	○	○	−	−	(A)	10.5	(7)	(南東)	左	不明	暗赤褐色漆
9	3.5	4.5〜	不明・不明	I	−	−	−	−	−	−	−	不明	10.0	(6)	(南東)	左	不明	暗赤褐色漆
10	(2.8)	10.5	方形・方形	II	○	○	−	○	−	−	○	(A)	14.5	(9)	南西	右	(a)	黒色漆
11	3.4	10.0	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	25.3	(16)	北東	左	a	黒色漆
12	2.8	9.0〜	不明・方形	II	−	Δ	Δ	Δ	○	−	○	(A)	26.5	(22)	西	右	(a)	黒色漆
13	3.5	10.2	方形・方形	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	(A)	30.7	(15)	南	左	a	暗赤褐色漆
14	3.4	9.5〜	方形・不明	I	○	○	○	○	○	−	−	A	17.4	(9)	南	左	(a)	暗赤褐色漆
15	3.4	10.0	方形・方形	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	不明	8.0	(2)	南東	不明	不明	黒色漆
16	3.5	8.8〜	不明・不明	I	−	−	○	○	○	−	−	A	14.0	(9)	北西	右	不明	暗赤褐色漆
17	3.5	6.3〜	方形・不明	I	Δ	Δ	Δ	Δ	−	−	−	不明	8.9	(5)	北西	左	不明	暗赤褐色漆
18	3.5	15.5	隅切り・隅切り	IV	○	○	○	○	○	○	○	D	45.5	(23)	北西	左	(a)	暗赤褐色漆
19	3.5	10.0	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	29.0	(16)	北西	左	a	暗赤褐色漆
20	3.4	9.0〜	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	22.0	(13)	北西	左	(a)	暗赤褐色漆
21	3.3	9.8〜	不明・方形	I	−	Δ	Δ	Δ	−	−	○	不明	12.0	(7)	南東	左	(a)	黒色漆

小札観察表2

札													段					
番号	札幅 (cm)	長さ (cm)	札頭・札足形態	形態分類	確認できる縅孔			確認できる綴孔			下搦孔	縅綴技法孔配列分類	長さ (cm)	枚数	札頭方位	綴重ね方向	面	漆色調
					第1	第2	第3	第1	第2	第3								
22	3.0	10.5	方形・方形	II	○	○	−	○	◎	○	○	B	15.0	(10)	北東	左	b	黒色漆
23	3.0•3.3	10.1〜	不明・方形	I・II	−	−	−	○	−	−	○	(A)	13.6	(5)	北東	左	(b)	黒色漆
24	3.5	9.8	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	18.3	(9)	西	左・右	a	黒色漆
25	3.0	10.3	方形・方形	II	○	○	○	○	○	−	○	(A)	17.2	(12)	西	左・右	b	黒色漆
26	3.0	10.0〜	方形・不明	II	○	○	○	○	−	−	−	A	9.2	(6)	西	左	b	黒色漆
27	2.9	10.5	方形・方形	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	8.5	(6)	南東	左	a	暗赤褐色漆
28	3.1	10.3	方形・方形	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	8.0	(5)	南西	右	(a)	黒色漆
29	2.7	7.5〜	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	Δ	−	−	−	不明	16.8	(11)	北東	右	(a)	黒色漆
30	3.4	9.5〜	方形・不明	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	21.8	(13)	北東	左	(a)	暗赤褐色漆
31	3.4	9.2〜	方形・不明	I	○	○	○	○	○	−	−	A	−	(1)	北西	−	(a)	暗赤褐色漆
32	2.7	8.8	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	Δ	−	−	−	不明	16.8	(13)	東	右	(a)	暗赤褐色漆
33	3.0	5.3〜	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	Δ	−	−	−	不明	7.6	(4)	北	右	(a)	黒色漆
34	2.7	8.6〜	不明・不明	II	−	−	−	−	−	−	−	不明	10.4	(8)	不明	不明	不明	黒色漆
35	3.0•3.5	9.2〜	方形・方形	I・II	○	○	○	○	○	−	○	A	24.8	(15)	南	右	(a)	黒色漆
36	3.0	9.8	方形・方形	II	○	○	○	○	○	−	○	(A)	38.0	(24)	北東	右	(a)	黒色漆
37	3.0	9.0〜	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	12.0	(4)	北西	不明	不明	黒色漆
38	2.8	9.9	方形・方形	II	○	○	○	○	○	−	○	A	16.3	13	南西	左	b	黒色漆
39	3.5	9.9	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	13.0	5	北東	右	a	黒色漆
40	4.0	10.0	方形・方形	III	−	−	○	○	○	−	−	(A)	7.6	4	南	左	(a)	黒色漆
41	3.4	6.9〜	不明・不明	I	−	−	−	−	−	−	−	不明	10.4	6	不明	不明	(a)	黒色漆
42	3.4	10.0	方形・方形	I	−	−	○	○	○	−	○	A	37.4	(22)	南西	右	a	(黒色漆)

小札観察表3

札													段					
番号	札幅 (cm)	長さ (cm)	札頭・札足形態	形態分類	確認できる縅孔			確認できる綴孔			下搦孔	縅綴技法孔配列分類	長さ (cm)	枚数	札頭方位	綴重ね方向	面	漆色調
					第1	第2	第3	第1	第2	第3								
43	3.6	10.3	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	A	32.6	(18)	北西	左	a	(黒色漆)
44	3.0	10.6～	不明・不明	II	−	−	−	○	◎	○	−	B	7.4	(5)	北	左	(a)	黒色漆
45	3.5	9.8	方形・方形	I	○	○	○	○	○	−	○	(A)	10.4	(5)	北西	左	(a)	黒色漆
46	3.5	8.5～	不明・方形	I	−	−	−	−	○	−	○	C	5.1	2	北東	右	b	黒色漆
47	3.9	9.8～	不明・不明	III	−	−	−	○	○	−	−	不明	8.8	5	不明	不明	(a)	黒色漆
48	3.4	7.9～	不明・不明	I	−	−	○	○	−	−	−	不明	6.2	4	北西	不明	不明	黒色漆
49	3.5	10.0	方形・方形	I	○	○	−	○	◎	○	○	B	13.2	6	北	右	a	黒色漆
50	3.5	9.2～	不明・方形	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	不明	9.4	4	北西	右	(a)	暗赤褐色漆
51	3.7	10.0～	不明・方形	I	−	−	−	−	○	−	○	不明	12.6	7	西	左	(b)	暗赤褐色漆
52	3.0	6.7～	不明・方形	II	−	−	−	−	○	−	○	C	−	(1)	北東	−	(b)	暗赤褐色漆
53	3.6	9.5～	不明・方形	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	C	10.3	5	北西	右	(a)	黒色漆
54	3.1	7.4～	円形・不明	II	○	○	○	○	−	−	−	(A)	7.4	4	北西	右	(a)	暗赤褐色漆
55	3.0	7.8～	不明・不明	II	−	−	Δ	Δ	−	−	−	不明	8.0	4	北東	左・右	(a)	不明
56	3.5	10.1	方形・方形	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	不明	8.0	4	南	右	(b)	不明
57	3.0	10.0	方形・円形	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	不明	23.0	15	南西	右	(a)	不明
58	3.6	10.0～	方形・不明	I	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	17.3	12	北西	左	(b)	黒色漆
59	3.6	9.8～	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	−	不明	31.5	22	南東	不明	不明	黒色漆
60	2.7	10.3～	方形・方形	II	−	−	○	○	○	−	−	不明	16.6	12	北	右	(b)	黒色漆
61	3.2	10.3	方形・方形	II	Δ	Δ	Δ	Δ	○	−	○	不明	9.2	5	北	左	(b)	黒色漆
62	3.5	10.1	方形・方形	I	Δ	Δ	Δ	○	○	−	○	C	15.0	7	北東	左	(b)	黒色漆
63	3.0	10.1～	方形・不明	II	Δ	Δ	Δ	○	○	−	○	C	14.9	10	南西	左	(b)	黒色漆

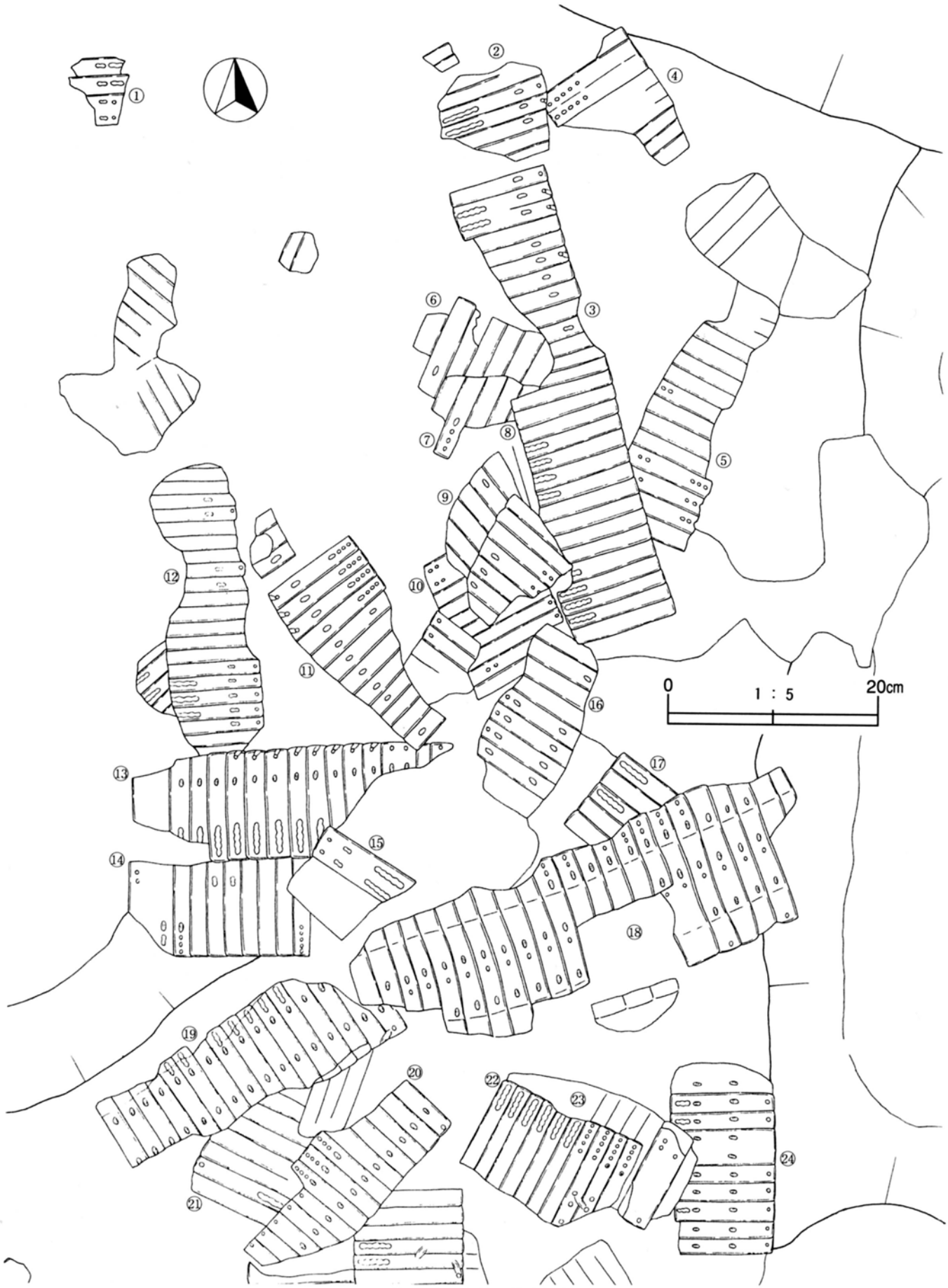

第83図　小札甲拡大図①

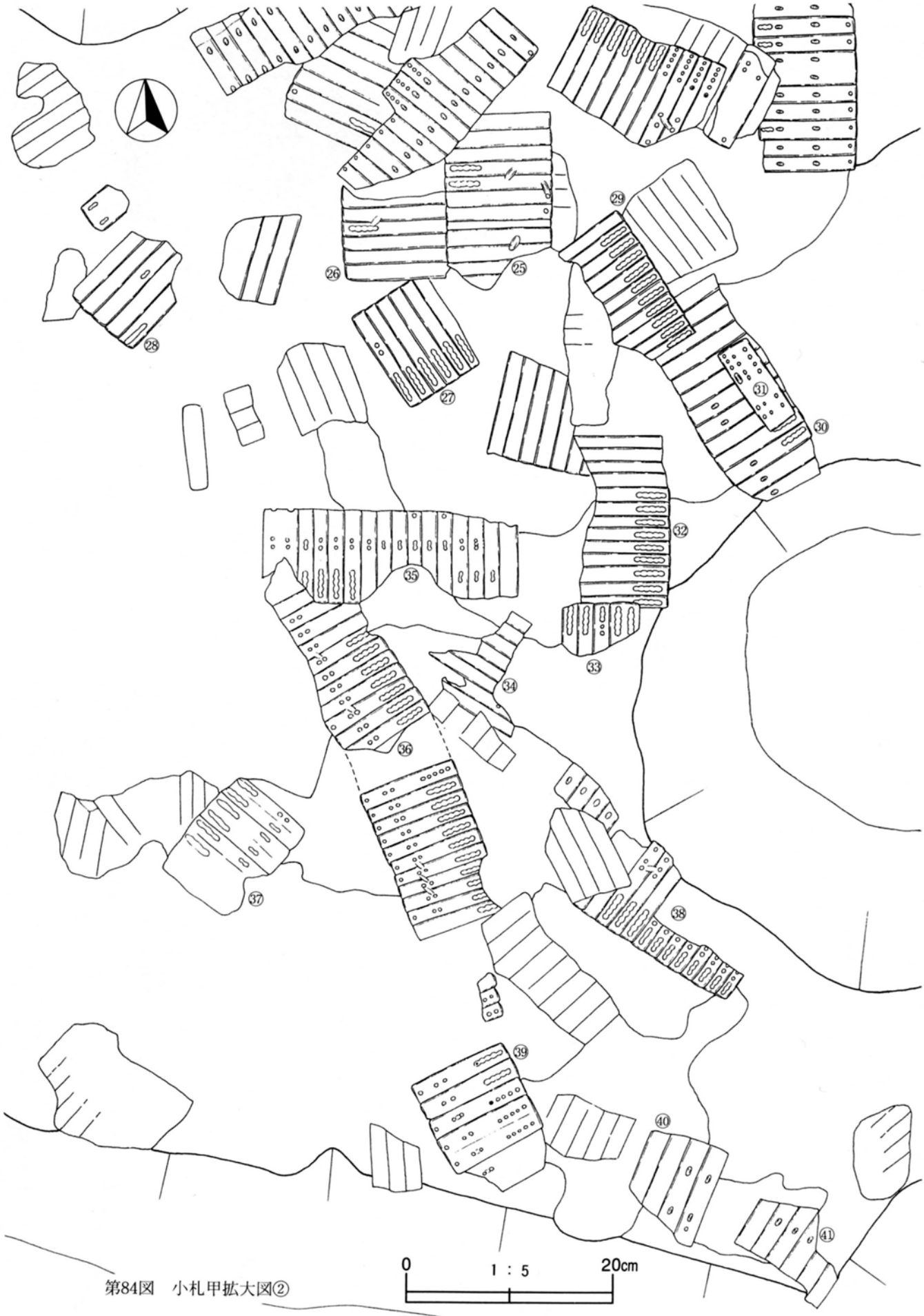

第84図　小札甲拡大図②

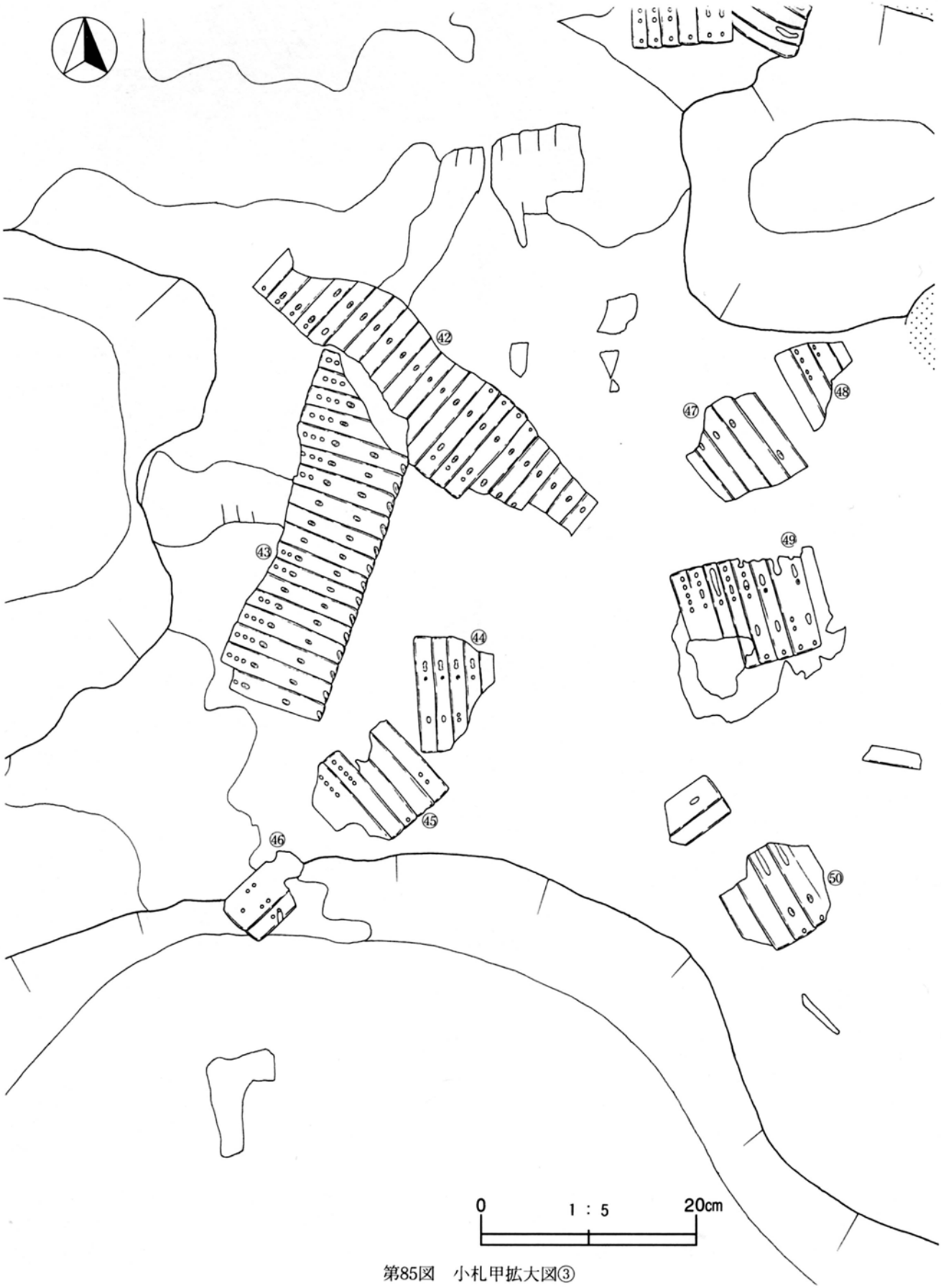

第85図　小札甲拡大図③

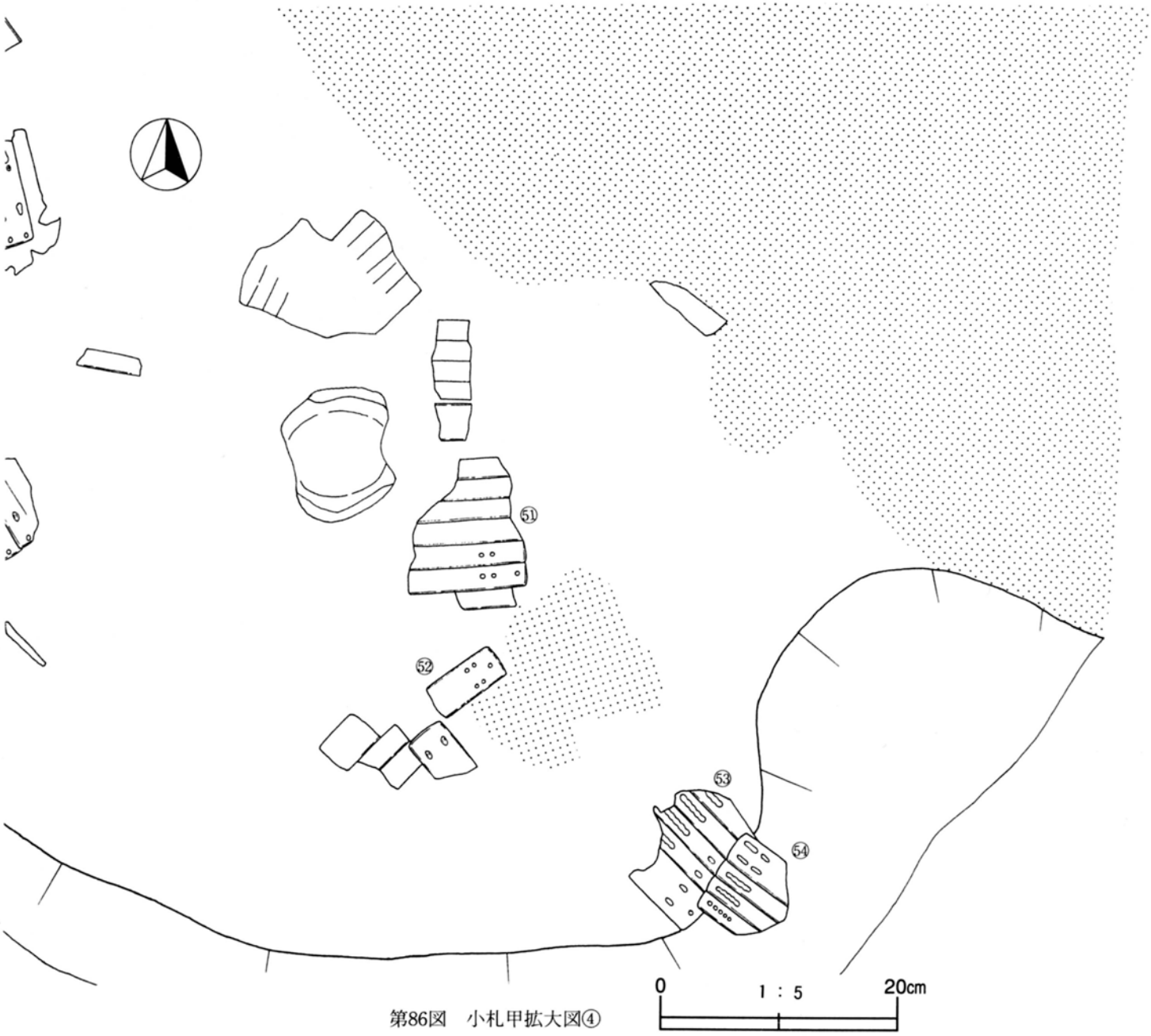

第86図　小札甲拡大図④

が確認されており、各々を示した。

○観察結果からの小札(こざね)分類や各項目の傾向などについて(表１～３・第89図参照)

形態に基づく小札(こざね)分類(第89図・図１)

小札は主として札幅と長さから形態が大きく３分類される。

Ⅰ類　札幅3.3cm～3.7cm、長さ9.8cm～10.3cmで、Ⅱ類に比しやや幅広の形態である。

Ⅱ類　札幅2.7cm～3.2cm、長さ10.3cm～10.6cmで、Ⅰ類に比しやや細長い形態である。

Ⅲ類　札幅3.9cm～4.0cm、長さ10.0cmで、特に幅広の形態である。

Ⅳ類　札幅3.5cm、長さ15.6cmで札幅はⅠ類と同じだが、特に長く特殊な形態である。
縦断面形も上部1/3から下部1/3にかけて中央部がへこむ特殊な形態である。

札頭・札足形態については方形がほとんどを占め、大きさと札頭・札足形態との関連性は明確でないが、現状で隅切り形はⅣ類のみに認められる可能性が高い。現状で段全体数に占めるⅠ類小札の段の割合は５割弱、Ⅱ類小札の段の割合は４割弱で、この２種類が主体を占める。Ⅲ類は40と47の２例のみ、特殊なⅣ類は18の１例のみである。位置関係についてはⅠ類はⅠ類、Ⅱ類はⅡ類でその周辺で

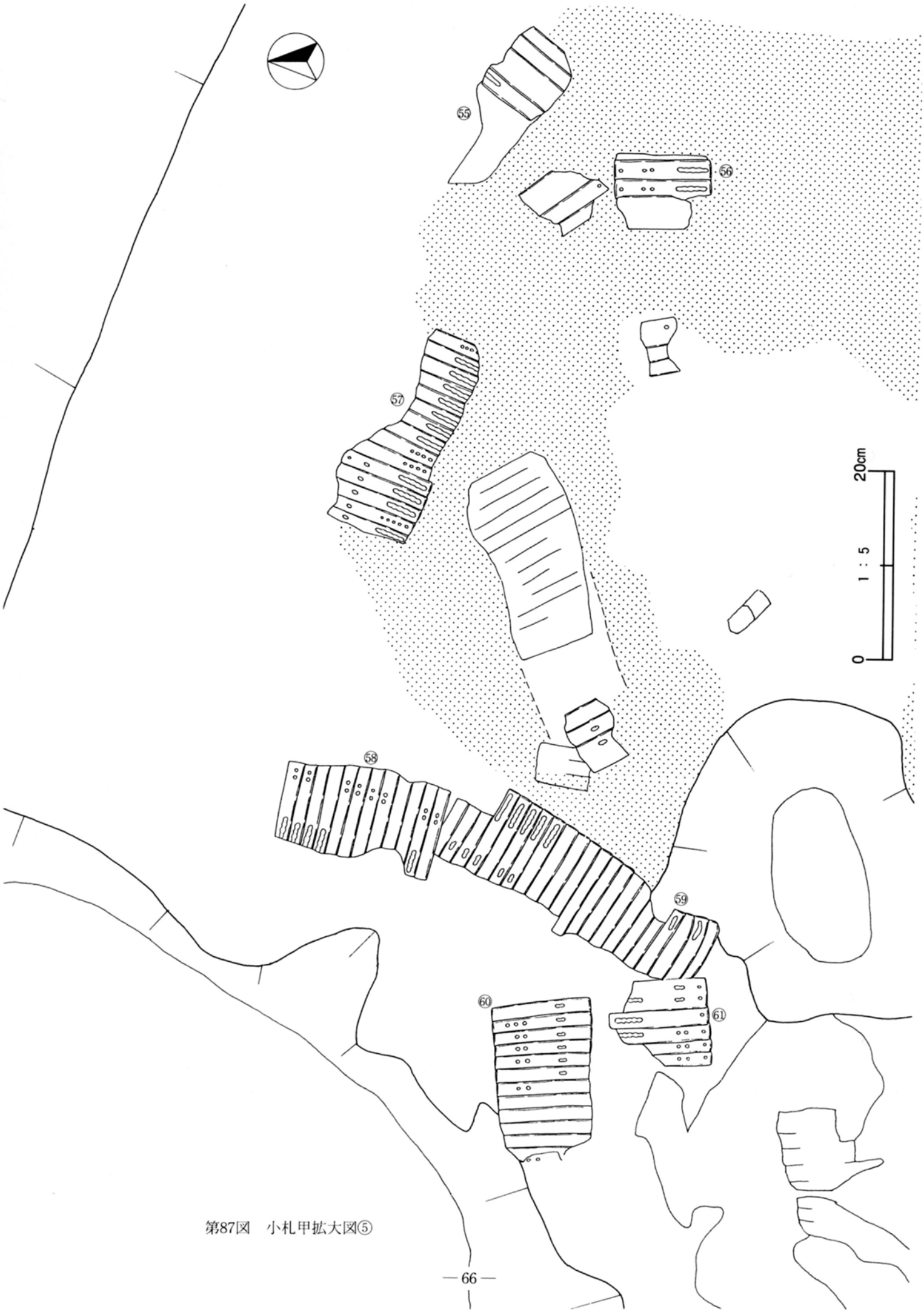

第87図　小札甲拡大図⑤

おおよそのまとまりを持つ傾向がある。小札の厚さについては有機質の本体部分が腐食しつぶれているため不明確だが、端部の漆膜の厚さ等から２㎜以上と考えられる。現状の観察では平面形態によって厚さが大きく違う可能性は少ないと判断される。

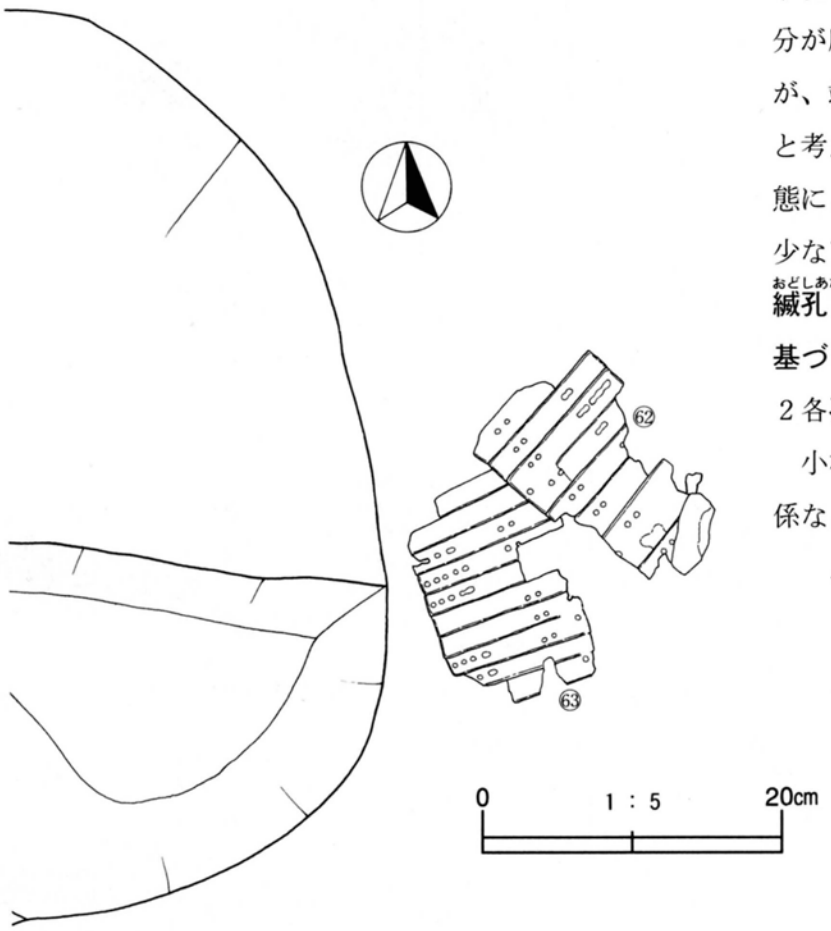

第88図　小札甲拡大図⑥

縅孔（おどしあな）・綴孔（とじあな）・下溜孔（したがらみあな）の各孔位置関係に基づく小札分類について（第89図・図２各孔位置に基づく小札分類参照）

小札は縅孔・綴孔・下溜孔の位置関係などから４分類される。

Ａ類　小札両側に８孔が２列対称に並んでいる。１列で見た場合、札頭側1/3に５孔が、札足側1/3に３孔が並ぶ。札頭側上から３孔が第１～第３縅孔、上から４孔目と５孔目が一対で第１綴孔となる。札頭側上から６孔目と７孔目が一対で第２綴孔となり、最も下の札足側に近い孔が下溜孔となる。

Ｂ類　孔の基本的配列及び位置関係はＡ類と同じである。孔の利用形態が異なり、１列で見た場合、札頭側上から２孔が第１・第２縅孔、３孔目と４孔目が一対で第１綴孔となり、５孔目が第２綴孔となる。札頭側上から６孔目と７孔目が一対で第３綴孔、最も下の孔が下溜孔となるのはＡ類と同じである。第２綴孔内には革紐痕跡らしきものが確認される。

Ｃ類　下溜孔が１孔で、札足近くで両側２列の中央に位置する以外はＡ類と同じである。

Ｄ類　小札両側に10孔が２列対称に並んでいる。１列で見た場合札頭側1/4までに４孔が、中央付近に３孔が並ぶ。札足側1/3付近に２孔、間隔を置き最も下に１孔が並ぶ。札頭上側から２孔が第１・第２縅孔、３孔目と４孔目が一対で第１綴孔、５孔目と６孔目が一対で第２綴孔、７孔目が第３縅孔となる。札頭上側から８孔目と９孔目が一対で第３綴孔となり、最も下が下溜孔となる。

現状で確認できる各類小札使用の段の割合については、Ａ類のものがほとんどで、主体を占めている。Ｂ類は44、49の２例、Ｃ類は46、52、53、62、63の５例、Ｄ類は18の１例のみである。若干だが、23、35のように２タイプが同じ段に使用される例もある。位置的にはＤ類は北西側１箇所のみで、Ｂ

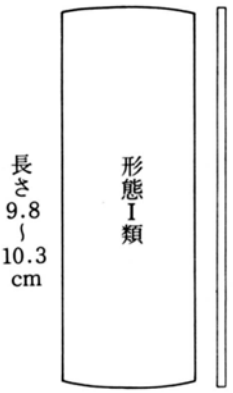

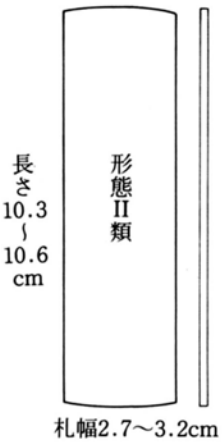

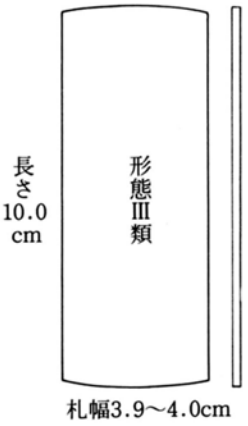

図１　小札形態分類

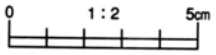

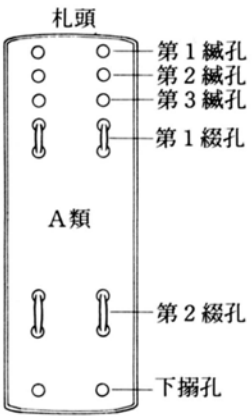

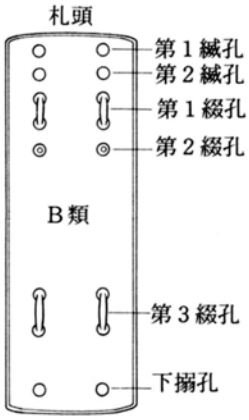

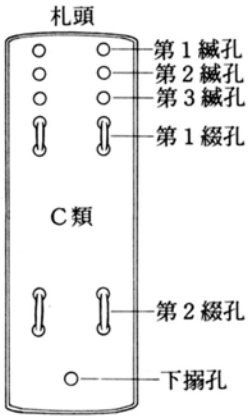

図２　小札各孔位置関係分類

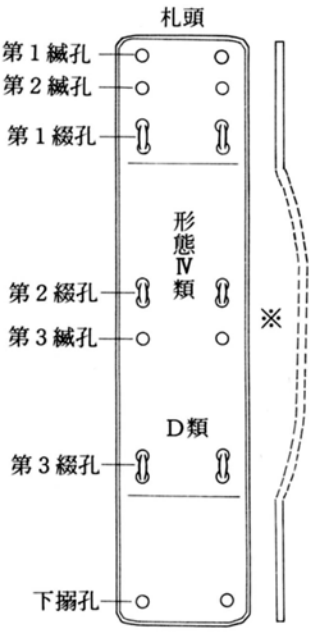

※Ⅳ類のΩ形カーブの深さは
土圧による形態の変化あり不明。

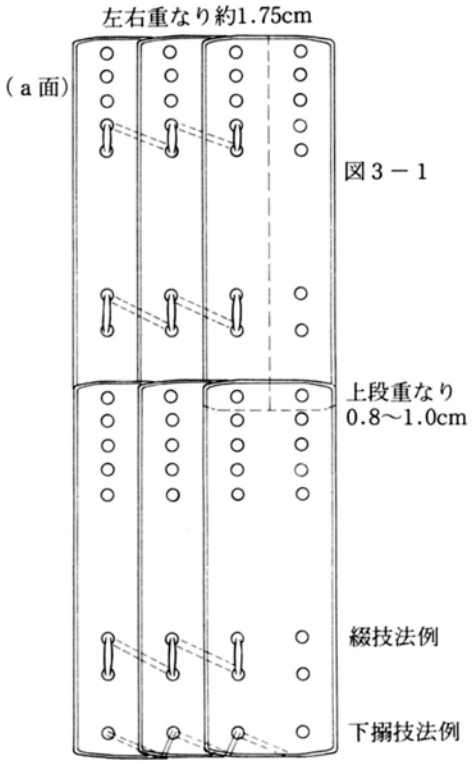

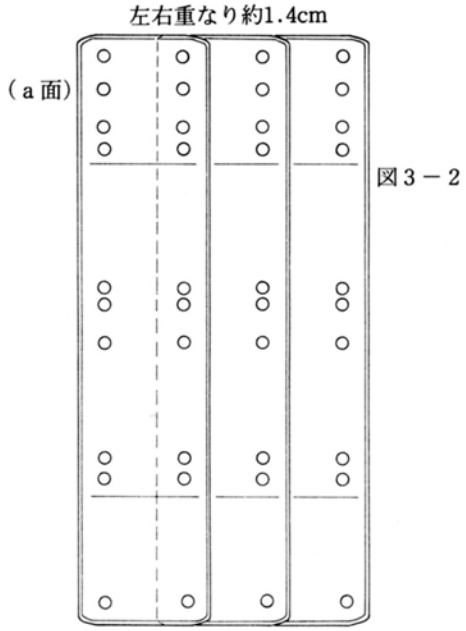

第89図　小札分類・段重ね・縅・綴・技法関係図

類は南東側、C類は南東側と集中箇所から離れたＳＩ1547中央付近に集中しており、一定のまとまりを示している。D類の18については、前述形態と孔の位置関係などから腰札（こしざね）となると考えられる。

綴（とじ）技法について（第89図・図３）

綴技法については綴紐が腐食して不明な点が多いが、第88図　図３－１のように、綴紐を１回通して、小札を綴じ合わせ、ｂ面で斜行状となるように綴じ合わせる技法は認められる。斜行の方向は右上がりと左上がりの両方が認められる。22、25、36、38、46でｂ面の斜行痕跡が認められる。

下搦（したから）技法について（第89・図３）

下搦み技法については各段ごとの小札の下端を横方向に螺旋状にくくり、第88図　図３－１のように連結する技法が認められる。斜行の方向は右上がり、左上がりの両方が認められる。3、11、13、19、25、43で痕跡が認められる。

段の長さについて

段（札板）の長さは横方向の欠損などにより不明確だが、３と18については、長さと形態及び周囲の状況からほぼ全長が残っている可能性が高いと判断される。これによれば腰札と考えられる18の長さは約45.5㎝程、胴部の一段であると考えられる３の長さは44.5㎝程になる。

綴重（とじがさ）ね及びその方向について（第89図・図３）

綴重ね（横縫）については、全段とも基本的に２枚重ねである。Ａ～Ｃ類についてはほとんど間隔を置かず重なっている。18のＤ類については左右の重なりが約1.4㎝程と他に比べ重なりが少ないと判断される。これは腰札部分が胴部横に沿ったより強いカーブに対応するためとも考えられる。綴重ねの方向については、左右両方向が認められる。24、25、55のように段途中から１枚の小札を境に左右に綴重ねの方向が分かれるものもある。位置関係では、周辺の４～５段でまとまりを持つ部分が数ヶ所ある他は、大きなまとまりは認められない。

各段の重なりについて（第89図・図３）

各段の重なりについては、縅紐が腐食し、各段とも廃棄段階で縅しの連結が解けている可能性も強く明確でないが、13と14、25と26のように段の各項目の類似と位置関係から重なりが確認できる箇所がある。これによれば段重なりは、ａ面を基準とした場合13と14が外重ね、25と26が内重ね方式となっている。重なりの幅については上下で0.8～１㎝程と推定される。

面について

ａ面が多いと考えられるが、部分的に22、23、25、26や58～61、62、63のようにｂ面がある程度まとまって認められる部分もある。

仕上げ漆色調について（第90図）

表面の漆色調については黒色漆仕上げが主体を占めている。暗赤褐色漆については、北西側の18推定腰札を中心にしてまとまる傾向が認められる。漆色調については後述の科学分析等に基づけば、黒色については墨などを混ぜた「黒漆」、暗赤褐色についてはベンガラを混入した「赤漆」によるものと考えられる。綴じ紐で連結後の最終仕上げの漆塗りについては、観察によれば黒漆もしくは赤漆どちらかのみの場合と、両者を重ね塗りした場合があるようである。後者の場合は赤漆から黒漆という

前後関係が多いようである。

各項目と要素の全体的関係について

小札の形態と各孔位置関係による分類に基づいた場合、腰札(こしざね)と考えられる各孔位置D類・形態Ⅳ類以外については、主体を占める各孔位置A類と形態Ⅰ・Ⅱ類が胴部を構成する可能性が高い。その他の各孔位置B類などについては、最下段など特別な部分に用いられた可能性がある。18が腰札となった場合、腰札が18一段のみで、暗赤褐色漆がその周囲にまとまりを持つことから、その周囲が腰札と連結した別パーツの胴部横部分(腋楯(わいだて))に該当する可能性もある。

○小札製作工程について(「秋田城跡から出土した小札甲の材質について」参照)

肉眼の観察では、製作工程の把握には限界があるため、その把握は薄片及び電子顕微鏡観察によった。詳細は後述の分析結果を参照されたい。小札断面の薄片及び電子顕微鏡観察によれば、今回出土した小札甲の小札製作工程にはいくつかの特徴が指摘された。非鉄製有機質の小札本体の材質については、繊維質とされた部分が革となる可能性も含めなお明確にはなっていない。一方で、小札の下地加工として砂鉄もしくは石英といった鉱物を下地の赤漆と混和し塗るといった極めて特徴的な技法を用いていることは注目される。分析結果にあった混入された鉱物が小札や段により違っているかは、現時点の表面観察では不明である。今後の課題としたい。また、もう一つの特徴である不連続な針葉樹材が、本体の裏打ちのようなものなのか否かについても分析を継続していきたい。いずれにせよ、今次報告の中では製作工程については不明確な点も多く、今後本体材質及び前述2点の特徴についても検討・分析を継続し、課題としていきたい。

引用・参考文献

1．津野　仁　　1995　「挂甲小札と国衙工房」『太平台史窓』第13号

2．津野　仁　　1995　「奈良・平安時代の挂甲～挂甲から大鎧への小札の変遷～」土曜考古学研究会発表資料

3．津野　仁　　1998　「古代小札甲の特徴」『横浜市立歴史博物館特別展　兵の時代－古代末期の東国社会』

4．近藤　好和　1998　「大鎧の成立－有職故実の見地から－」『横浜市立歴史博物館特別展　兵の時代－古代末期の東国社会』

5．宮崎　隆旨　1983　「文献からみた古代甲冑覚え書－「短甲」を中心として－」『考古学論叢』関西大学

6．笹間　良彦　1981　『図録日本の甲冑武具事典』

7．塚本敏夫他　1994　『団子塚9号墳出土遺物保存処理報告書』袋井市教育委員会

第90図　小札甲仕上げ漆色調観察図

III　第 73 次 調 査

第73次調査は、焼山地区北部を対象に平成10年10月28日から11月6日まで実施した。発掘調査面積は1,000㎡(303坪)である。

調査地は政庁から外郭西門に至る間の区域にあたり、調査地東側隣接地及び南東側では規則的配置に基づく掘立柱建物群や竪穴住居跡、土取り穴などが検出されている。

調査地は第21次調査地と第70次調査地の東側隣接地であり、第66次調査地の北西側にもあたっている。また、調査地北側は第３次国営調査、南側は第４次国営調査地と隣接している。現地形は、調査地中央が西側に向けて低くなる谷状地形の上部にあたっており、北側、南側とも中央に向けて低くなっている。現状は竹藪(旧畑地)となっている。

調査は、これまでの調査で焼山地区中央部から北部にかけて検出されている掘立柱建物群の追及をはじめとする周辺への遺構の広がりや利用状況を把握することを目的に実施することとした。しかし、調査自体は平成10年４月からの第72次調査の期間が延長されたことにより、調査期間が大きく短縮されたため、第72次調査と併行し、調査区域の表土剝ぎ及び抜根作業を実施するにとどまった。

調査は、まず調査区域の竹藪刈りを行った(10月27日)。その後、重機による竹、雑木の抜根作業を行った(10月28日～10月29日)。作業終了後に調査区の設定を行い、表土除去作業を行ったが、遺構精査については次年度以降の調査へ繰り延べとなった(10月30日～11月6日)。

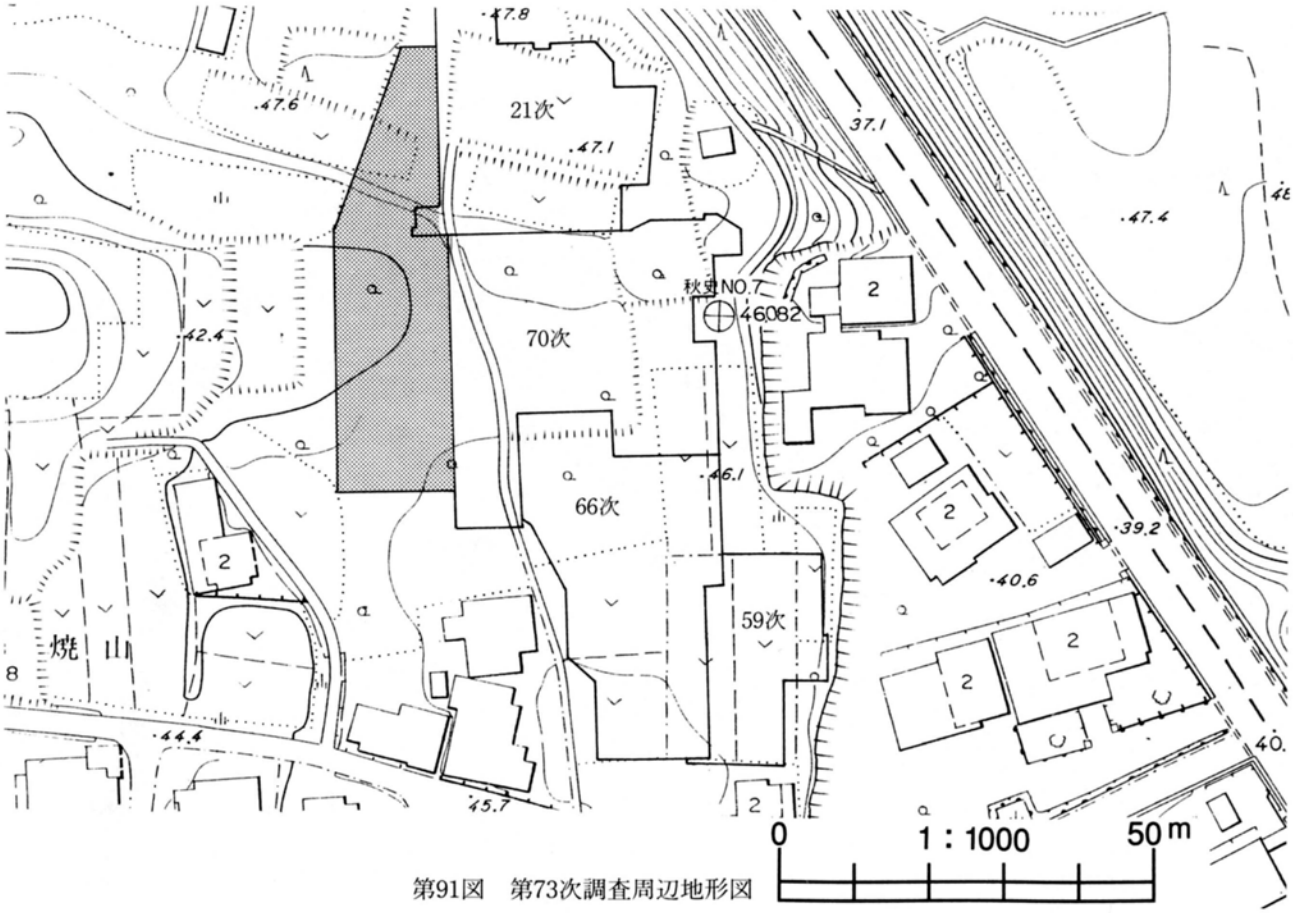

第91図　第73次調査周辺地形図

Ⅳ　第74次調査

1）調査経過

第74次調査は住宅新築に伴う緊急調査である。秋田市教育委員会からの指令第139号により、秋田市寺内字大畑314－1、同314－5、長澤栄一氏所有地内の発掘調査を実施した。

調査地は秋田城跡城内南側にあたり、推定の外郭南辺から北に約25mの地点に位置している。調査地東側の第10次調査では、外郭築地塀及びその城内側である北側に竪穴住居跡が検出されており、調査地周辺も遺構の存在が予想される地区である。なお、旧地形は北側から南側への傾斜地と推定される。

調査は、まず調査対象地のうち、住宅が建築される西側寄りに南北方向にトレンチを設定して掘り下げを開始した。トレンチ南側の表土下に黒褐色土の古代の遺物包含層が確認されたため、住宅建築予定地を中心にトレンチを拡張し、調査区を設定した。表土除去後、黒褐色土層面を精査したが遺構が検出されなかったため、これを除去していった(11月30日)。黒褐色土層直下を精査したところ、遺構を検出した。遺構としては調査区北側においてＳＫ1581、調査区南側においてＳＤ1579，ＳＤ1580を検出した。検出状況の写真撮影を行い、各遺構の掘り下げを行った。また、調査区の土層断面図実測を行った。各遺構掘り下げ後、平面実測を開始した(12月１日)。平面実測と各遺構の土層断面実測を行った後、完掘後の全体の写真撮影を行い調査を終了した(12月2日)。

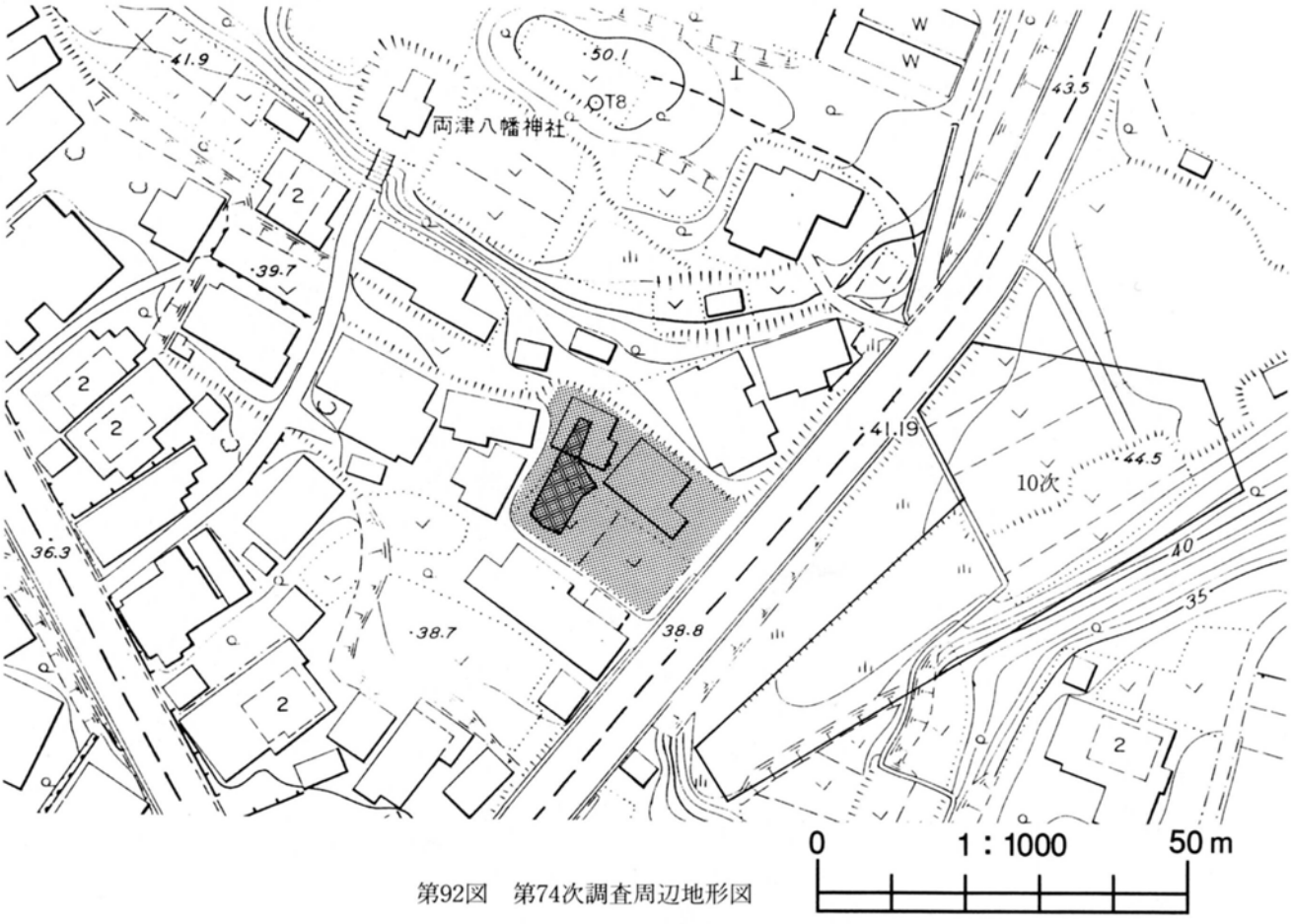

第92図　第74次調査周辺地形図

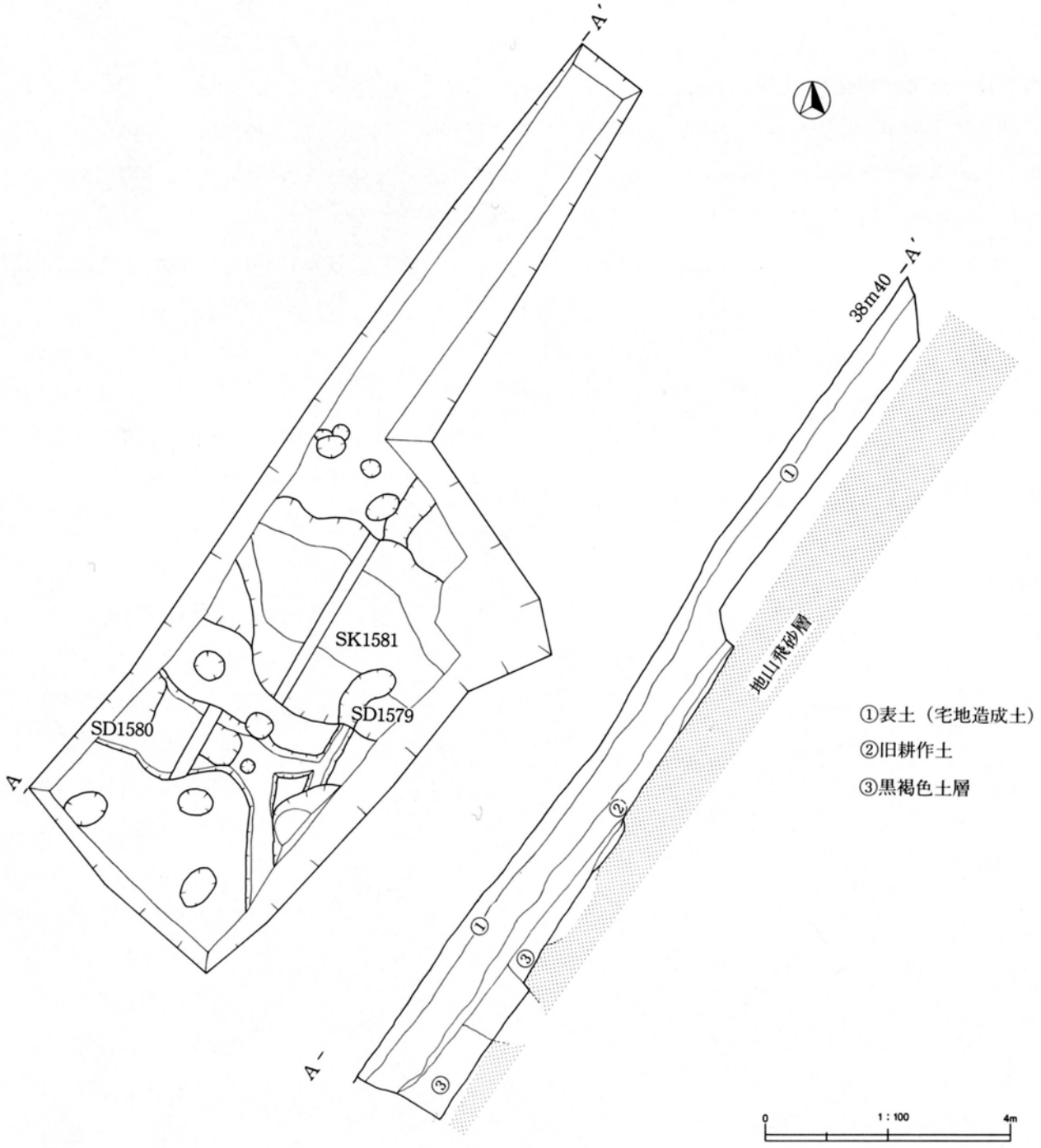

第93図　第74次調査検出遺構図

2）検出遺構と出土遺物

ＳＤ1579溝跡（第94図、図版36・37）

調査区中央の地山飛砂層面で検出された。幅25cm～40cm、深さ15cm前後、長さ1.6m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約30度東に振れる。ＳＫ1581と重複し、これより古い。

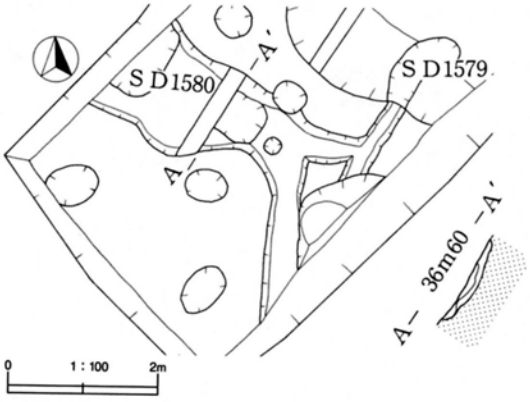

第94図　ＳＤ1579・ＳＤ1580溝跡

ＳＤ1580溝跡（第94図、図版36・37）

調査区中央から南側の地山飛砂層面で検出された。幅40㎝～140㎝、深さ約15㎝、長さ3m以上の東西方向の溝跡であるが、東側で２又に分かれ一条は南に曲がって伸びる。溝の方向は東西方向については東で約15度南に振れる。南側に曲がる溝の方向はほぼ真南である。

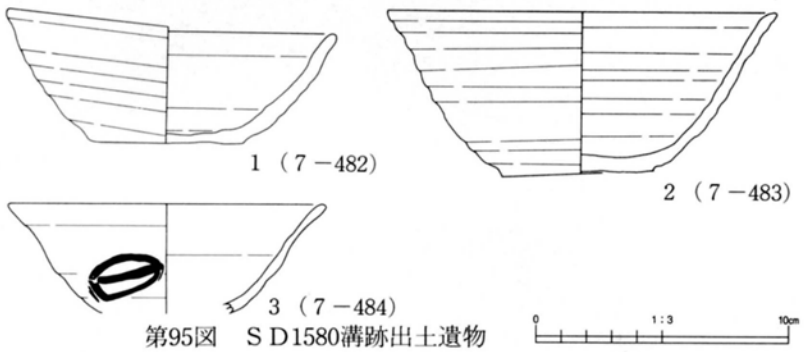

第95図　ＳＤ1580溝跡出土遺物

ＳＤ1580出土遺物（第95図、図版52）

赤褐色土器（１～３）：いずれも埋土出土である。１、２は糸切り無調整の坏である。３は坏体部で「⊖」の記号がある。

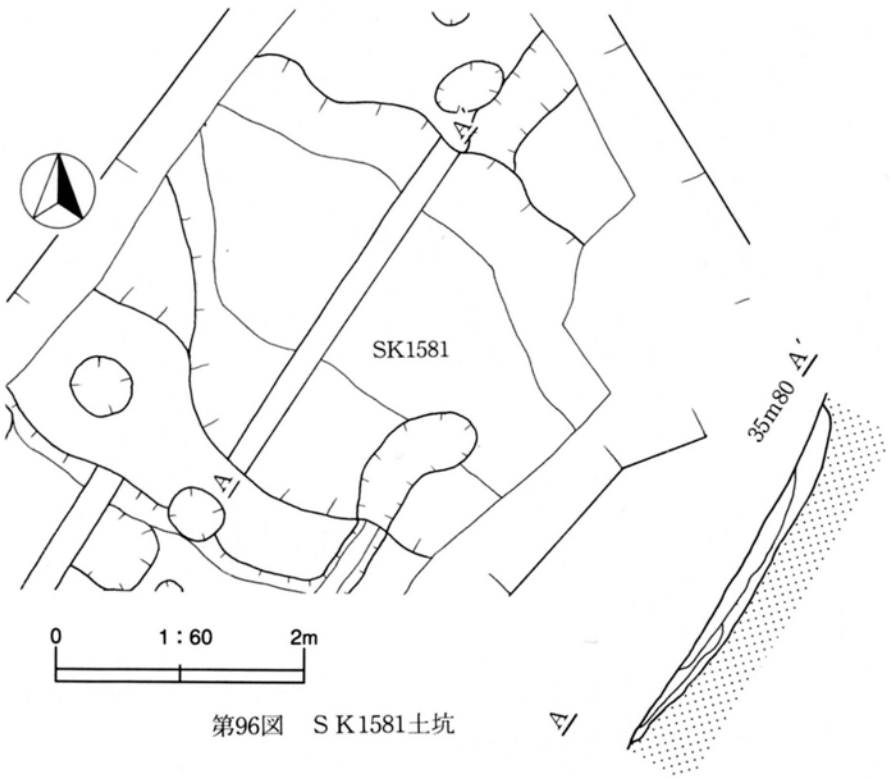

第96図　ＳＫ1581土坑

ＳＫ1581土坑（第96図、図版36・37）

調査区中央の地山飛砂層面で検出された。規模については南北3.0m×東西3.8m以上、深さ約20㎝であるが、平面形については東西両側が調査区外となっていることから不明である。ＳＤ1579と重複し、これより新しい。

ＳＫ1581出土遺物（第97図、図版52）

いずれも埋土出土である。

土師器（１）：糸切り無調整の坏である。体部に「所ヵ」の墨書がある。

赤褐色土器（２～４）：２は糸切り無調整の皿である。３、４は糸切り無調整の坏である。

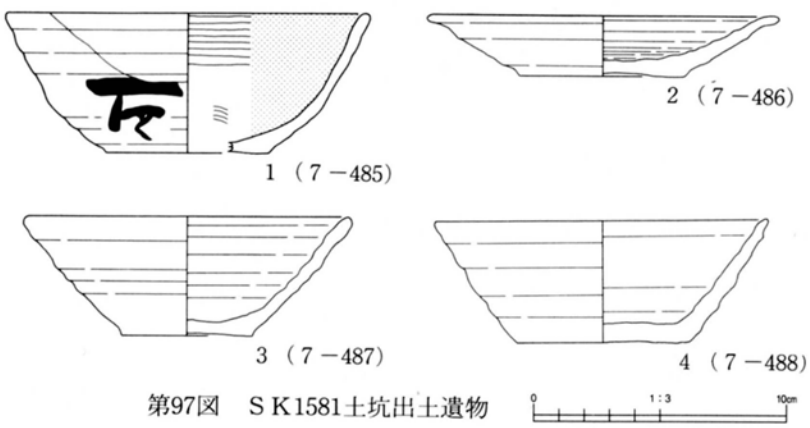

第97図　ＳＫ1581土坑出土遺物

3）基本層序及び各層出土遺物

基本層序(第93図、図版36)

第74次調査地では、調査区中央から南側にかけて遺物包含層の堆積が見られた。調査区の基本層序をまとめると以下のようになる。

第１層　表土：宅地の造成土。

第２層　旧耕作土：宅地造成前の耕作土。

第３層　黒褐色土層：調査区の中央から南側にかけて堆積する。

地山飛砂層：遺構検出面。黄褐色砂が地山となっている。

各層出土遺物

○表土、旧耕作土出土遺物(第98図、図版53)

土師器(１)：糸切り無調整の坏で、内面体部に横方向、底部に放射状のミガキを施す。体部に「上」の墨書がある。

中世陶器(２)：片口鉢の口縁部破片である。

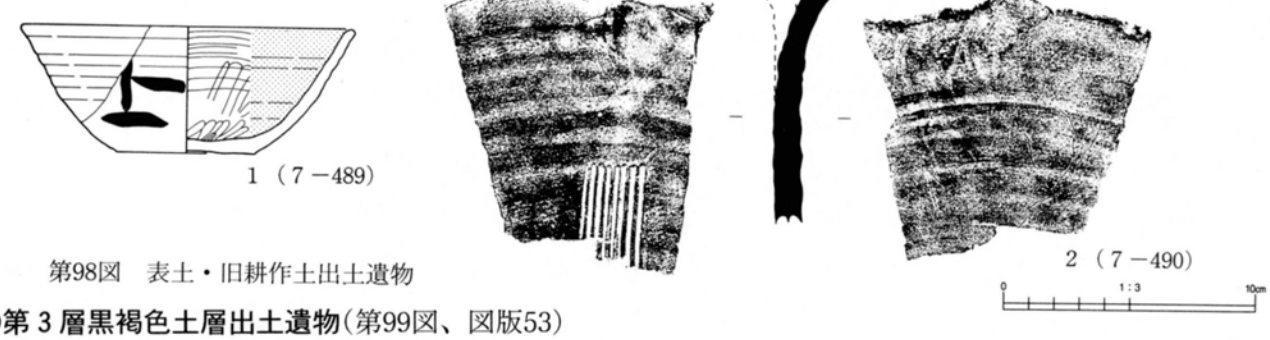

第98図　表土・旧耕作土出土遺物

○第３層黒褐色土層出土遺物(第99図、図版53)

赤褐色土器(１～４)：１～４は糸切り無調整の坏である。

灰釉陶器(５)：埦の口縁部から体部破片である。

緑釉陶器(６)：段皿の口縁部から体部破片である。淡緑色の釉が内外面に刷毛塗りされ、胎土は硬質である。

銭貨(７)：開元通宝(初鋳年621・唐)の銅銭である。

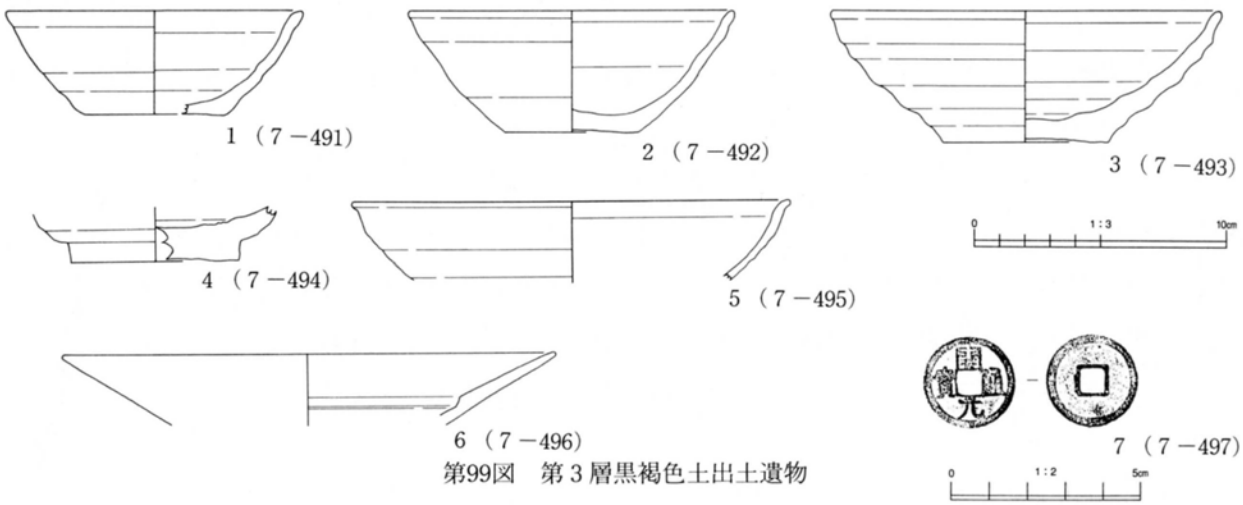

第99図　第３層黒褐色土出土遺物

Ⅴ まとめ

（1）第72次調査検出遺構の年代と変遷について

第72次調査は、城内中心施設である政庁の南東側に隣接する区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南西隅より東へ約35m離れた位置となっている。従来から未調査域が存在し、その実態が明確でなかった政庁から外郭東門に至る間の区域、大畑地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況把握を目的として実施した。調査の結果、掘立柱建物５棟、柱列３列、材木列塀２列、竪穴住居跡６棟、竪穴状遺構１基、竪穴状工房３棟、鍛冶炉10基、土坑14基、溝跡４条等、多数の遺構を確認し、居住域や鍛冶工房域、建物群といった形で周辺の利用状況を知ることができた。また、多数の漆紙文書や非鉄製有機質の小札甲などの重要遺物が出土した。

検出遺構については、各遺構の出土遺物や重複関係、建物方位及び住居壁の方位などから、年代や変遷の把握が可能である。

以下各遺構出土の年代比定資料や各遺構重複関係の検討を行い、その後に方位関係などをふまえ、調査地全体の利用状況の変遷などについて検討を加えてみたい。

１）各遺構の年代について

調査地西側のＳＩ1546からは、床面より底部ケズリ調整を施す丸底の土師器坏や非ロクロ成形でカキ目調整を施す土師器甕などが出土している。両者とも形態から８世紀中葉に位置付けられると考えられ、他の出土遺物も土師器主体の組成で秋田城跡においては古い様相を示すことから、ＳＩ1546の年代は８世紀中葉を中心とすると考えられる（註１）。ＳＩ1546よりも重複関係で新しいＳＩ1545は、埋土から、ボタン状に近いツマミを持つ天井部ヘラ切り無で調整の須恵器蓋が出土している。これは秋田城跡出土土器の基準資料である第５４次調査ＳＧ1031下層スクモ層から15・16層出土土器や、周辺窯の谷地Ⅱ遺跡２号窯出土土器に類似し、８世紀第４四半期から９世紀初めに位置付けられることから、この時期にはＳＩ1545は廃絶していると考えられる（註２）。ＳＩ1546とほぼ同位置で建て替えられていることも考慮した場合、ＳＩ1545の年代はＳＩ1546とあまり時期差のない８世紀後半に位置付けられると考えられる。

調査区南西側のＳＩ1548からは、カマド内より非ロクロ成形でカキ目調整を施す、土師器甕底部が出土しており、８世紀代に位置付けられると考えられる（註３）。

ＳＩ1548と重複しこれより新しいＳＩ1549からは、赤褐色土器が出土せず、埋土より形態及び法量から第５４次調査ＳＧ1031　15・16層出土須恵器に類似し、９世紀初めに位置付けられるヘラ切り無で調整の須恵器坏と台付坏が出土していることから、遅くとも９世紀初めころには廃絶していたと考えられる（註４）。検出状況からＳＩ1549はＳＩ1548と同位置でこれを縮小し建て替えられたと判断され、両者に時期差はなく連続すると考えられるため、ＳＩ1548も年代的にあまり古くは遡らず８世紀後半に位置付けられると考えられる。

小札甲が出土したＳＩ1547からは、柱掘り方埋土より初現年代が８世紀末となる小型の赤褐色土器坏Ｂが出土している（註５）。竪穴埋土からは、形態及び法量から９世紀第２四半期頃に位置付けられる、口径12㎝台後半とやや小型の逆台形を呈するヘラ切り撫で調整もしくは軽い撫で調整の須恵器坏が出土している（註６）。同じく埋土の小札甲と共伴する位置及び層位から、糸切り無調整でやや底径比の大きい埦型の須恵器坏が出土し、赤褐色土器としては、やや大型で底径比の大きい器高の低いタイプの赤褐色土器坏Ａが出土している。前者は古城廻窯出土須恵器に類似しており、９世紀前半の年代が与えられている（註７）。後者は第54次調査ＳＧ1031の11層出土赤褐色土器に類似しており、９世紀第２四半期の年代が与えられている（註８）。以上のことからＳＩ1547は８世紀末以降の年代に位置付けられ、９世紀第２四半期頃には廃絶したと考えられる。このことから小札甲の廃棄年代についても９世紀第２四半期頃と考えられる。

調査区西側のＳＩ1544からは、柱掘り方埋土から前述のＳＩ1547出土タイプに類似した糸切り無調整の須恵器坏が出土し、床面からは底径比がやや大きく、器面平滑で丁寧なつくりの第54次調査ＳＧ1031の11層出土土器に類似した赤褐色土器坏Ａが出土している（註９）。そのことからＳＩ1544は９世紀第２四半期以降の年代に位置付けられると考えられる。

調査地西側のその他主要遺構のうちいくつかは、年代比定が可能な遺構との重複関係から、おおよその年代的位置付けが可能である。

ＳＡ1539は８世紀後半に位置付けられるＳＩ1545と重複しこれよりも新しく、８世紀後半以降に位置付けられる。ＳＡ1539と重複しこれより新しいＳＢ1532については、前段階の３時期の遺構変遷を考慮した場合、８世紀末から９世紀初め以降の年代に位置付けられると考えられる。そのＳＢ1532と重複しこれよりも古いＳＤ1554は８世紀末以前に位置付けられる。ＳＫ1562はＳＩ1647と重複しこれよりも古く８世紀末以前に位置付けられる。

調査地東側のＳＢ1533は柱掘り方抜き取り部から、やや深みのある赤褐色土器皿、底径比の縮小した赤褐色土器坏Ａや底部を擬高台状につくり出す赤褐色土器坏Ａなどが出土している。これら出土土器の様相は時期的な特徴及びまとまりを持ち、９世紀第３四半期に位置付けられると考えられ、ＳＢ1533もその時期には廃絶していたと考えられる（註10）。建物の存続年代等を考慮した場合、ＳＢ1533が機能した時期は９世紀第３四半期以前の９世紀前半に遡ると考えられる。

調査地の東側のＳＩ1541からは、埋土より赤褐色土器坏Ｂなどが出土する一方、底径比の小さいややつくりの粗雑な坏Ａが出土しており、これらは、９世紀第２四半期から第３四半期にかけて位置付けられている第５４次調査ＳＧ1031の11層から10層の土器様相に類似している（註11）。このことから、ＳＩ1541は９世紀中葉以降の年代に位置付けられ、９世紀第３四半期頃には廃絶したと考えられる。

調査地南東側のＳＩ1542からは、埋土より須恵器台付皿や底径比の縮小した糸切り無調整の須恵器埦型坏などが出土しており、第５４次調査ＳＧ1031の11層から７層にかけての土器様相と類似していることから、９世紀第３四半期以降に廃絶したと考えられる（註12）。ＳＩ1542と重複しこれよりも古いＳＩ1543からは、床面から法量の大型化した、つくりの粗い赤褐色土器坏Ａが出土しており、そ

の時期は9世紀第3四半期に位置付けられる（註13）。ＳＩ1543からＳＩ1542へは同位置で建て替えられていることを考慮した場合、両者の間に大きな時期差はなく、ＳＩ1543も9世紀第3四半期を大きく下らない時期に位置付けられると考えられる。

ＳＩ1542と重複しこれよりも新しいＳＡ1537は、掘り方埋土より底部が厚みを持ち柱状高台状になる赤褐色土器小型皿底部が出土しており、今次調査でもっとも新しい10世紀前半を中心とした年代に位置付けられると考えられる（註14）。

調査地北東側のＳＫ1555からは、多量の土器類と共伴して多数の漆紙文書が出土し、これらの廃棄年代が重要となっている。ＳＫ1555は埋土が大きく第1層から第4層まで分けられる。出土土器類としては、土師器は小型台付埦と台付皿、赤褐色土器は無台皿と底径比の縮小したやや大型の坏Ａなど、各層から共通する器種器型が出土し、各層出土土器全体の様相も類似していることから、第1層から第4層の各層の堆積に時期差は無いと考えられた。その堆積時期については、最下層の第4層から前述の土師器台付皿や赤褐色土器無台皿などが出土しており、これらは9世紀第3四半期以降の出現が指摘されること、また、赤褐色土器坏Ａについては器型及び法量などが第５４次調査ＳＧ1031の11層出土土器に類似していることなどから、9世紀第3四半期を中心とする年代に位置付けられると考えられる（註15）。

しかし一方で最下層の第4層から、口径が12㎝台後半から13㎝台前半のヘラ切り撫で調整の須恵器坏が出土しており、それらの形態及び法量から9世紀第2四半期に位置付けられるものもあることから、ＳＫ1555については出土遺物の年代に幅を持つという特徴が指摘される（註16）。

ＳＫ1555の第2層から第4層までは焼土炭化物を含む土層であり、火災等に伴い、廃棄物を投棄した土坑である可能性が高い。ＳＫ1555出土遺物は周囲の9世紀第2四半期の遺物を混入混在させた状況で、9世紀第3四半期を中心とする時期に廃棄され、埋め立てられたと考えられる。

調査区東側のＳＫ1556については、ＳＫ1555出土の灰釉陶器三足盤とＳＫ1556出土の破片が接合しており、また、出土遺物の様相と年代幅などもＳＫ1555と類似している。焼土炭化物を含む堆積である点も同様であることから、ＳＫ1555とほぼ同時期、同様の性格の遺構と考えられる。

調査地北東側の小土坑群のうちＳＫ1557とＳＫ1563からは赤褐色土器無台の皿や台付皿が出土しており、前述からの年代比定に基づけば9世紀第3四半期以降に位置付けられる。（註17）またＳＫ1561については、出土した赤褐色土器無台の皿がＳＫ1557のものより小型化していることから、年代的に新しく9世紀第4四半期以降に位置付けられる。ＳＢ1532東側のＳＸ1578からは、底径比の小さい赤褐色土器坏Ａが出土しており、9世紀第3四半期頃に位置付けられる（註18）。

調査地東側のその他主要遺構のうちいくつかは、年代比定が可能な遺構との重複関係から、おおよその年代的位置づけが可能である。

ＳＫ1559はＳＫ1555及びＳＢ1533と重複しこれより古いことから9世紀前半以前に位置付けられる。ＳＫ1559に関係すると考えられるＳＤ1553については、ＳＢ1553と重複しこれより古いことから、やはり9世紀前半以前に位置付けられる。

ＳＢ1535とＳＢ1534についてはＳＩ1541と重複しこれより古いことから、9世紀前半以前に位置付

けられる。

以上のような出土遺物からの各遺構の年代的位置づけと、各遺構の建物方位や住居壁の方向との関係を検討した結果、調査区全体において共通する時期的まとまりと変化の傾向が把握された。

まず、今次調査地検出各遺構の建物方位及び住居壁の方位は、南北方向が北で東に約2度から約5度振れるタイプと、ほぼ真北か西に2度まで振れるタイプの2タイプに大別される。前者はＳＢ1532、ＳＢ1545、ＳＡ1539、ＳＡ1538、ＳＤ1554、ＳＩ1546、ＳＩ1547、ＳＩ1548、ＳＩ1549などが該当し、後者にはＳＢ1531、ＳＢ1533、ＳＢ1534、ＳＢ1535、ＳＩ1541、ＳＩ1542、ＳＩ1543、ＳＩ1544、ＳＡ1536などが該当する。前者は調査地西側に多く、遺構の年代では8世紀から9世紀第1四半期頃までのものが該当する。後者は調査地東側に多く、遺構の年代では9世紀第2四半期以降のものが該当する。

このことから、政庁域南東側隣接地域である今次調査地周辺では、建物や竪穴住居、竪穴状工房の方位に規制が存在していたことと、9世紀前半の第1四半期から第2四半期にかけてのある時期に、プラン設定の基となる方位の規則性に変化があったことが明らかになったといえる。

また、この方位の規則性に基づけば、出土遺物や重複関係からの年代的位置づけが困難であったり、明確でなかった遺構についても年代的位置づけが可能となると考えられる。

特に区画施設として対象施設を持つＳＡ1538柱列については、柱列の方向が北で約5度東に振れており、ＳＩ1547やＳＢ1532とその方位が同じであることから、これら調査区西側の施設を対象とし、年代的にも8世紀末から9世紀第1四半期頃の年代に位置付けられると考えられた。

また、ＳＡ1539材木列塀については塀の方向が北で約2度東に振れており、西側のＳＩ1549と方向が同じであることから、類似した遺構であるＳＡ1540材木列塀とともに調査区西側の施設を対象とし、年代的にも8世紀後半代に位置付けられると考えられた。

また、ＳＢ1531については、建物方位が北で約2度西に振れていることから、ＳＩ1544、ＳＢ1533と同様に9世紀第2四半期以降に位置付けられると考えられた。

以上のような調査地各検出遺構の重複関係及び年代的位置づけに基づく変遷を整理すると、以下の

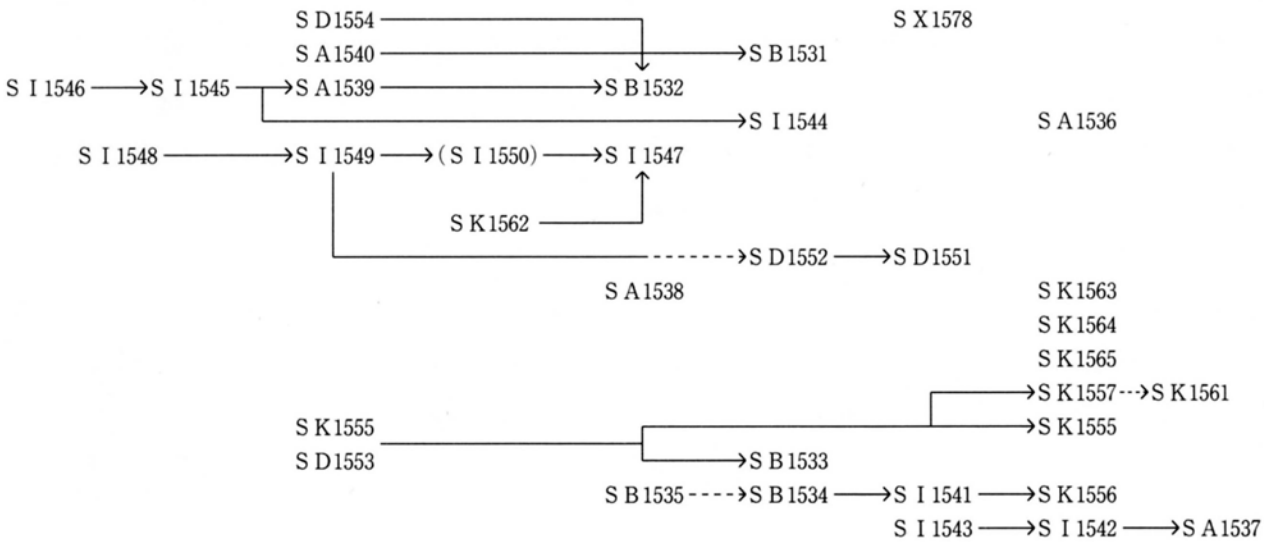

ようになる。

2）調査地の利用状況の変遷について

前述してきた遺構の年代的位置付けや変遷に基づき、調査地全体の利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。

まず調査区西側は8世紀中葉から後半にかけてＳＩ1546、ＳＩ1445、ＳＩ1548などが造られ、居住域として利用された。しかし、ＳＩ1548からＳＩ1549への建て替えを境に利用状況が変化し、床面に鍛冶炉を伴う竪穴状鍛冶工房が継続して造られる。鍛冶工房は、8世紀後半新段階から9世紀第2四半期にかけてＳＩ1549、ＳＩ1547、ＳＩ1544と工房の形態と位置を変えながら継続して操業を行い、調査地西側は生産施設の区域として利用されたと考えられる。ＳＢ1533は8世紀末から9世紀第1四半期頃に位置付けられ、ＳＩ1547竪穴状鍛冶工房との同時存在の可能性があり、鍛冶工房に関係する施設となる可能性がある。また、これらの工房は各期間ごとに、ＳＡ1539や材木列塀やＳＡ1538柱列といった区画施設を伴うと考えられる。

9世紀に入り9世紀第2四半期頃になると従来利用されていなかった調査区東側が利用されるようになり、ＳＢ1533、ＳＢ1535などの規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用される。この時期、調査区西側には方位を同じくするＳＩ1544竪穴状鍛冶工房が存在し、また、この時期以降に北寄りのやや離れた一画にＳＢ1531が存在したと考えられる。

調査区東側は9世紀第3四半期以降にＳＩ1541、ＳＩ1542、ＳＩ1543などが造られ、居住域となり、利用状況が変化する。しかしこれらの住居跡のうちＳＩ1541などは9世紀第3四半期以降の早い段階に廃絶していると考えられる。この住居跡の廃絶後にＳＫ1555、ＳＫ1556に遺物の廃棄が行われている。また、ＳＫ1555土坑からは多数の漆紙とともに多数の漆付着土器も出土していることから、調査地東側近辺に9世紀前半から中頃にかけて漆関係の工房が存在した可能性が考えられる。

以上のように今次調査地全体の利用状況の変遷を述べてみたが、まだ不明な点も多く課題が残る状況である。ＳＢ1533とＳＢ1535などは、規則的配置に基づく建物群を構成する可能性が高く、城内域における平安時代の実務官衙の実態を知るうえで重要な地区となると考えられる。今後一部検出にとどまるＳＢ1535と重複するＳＢ1534との関係も含め、建物群の展開が予想される東側へ調査を進め、建物配置やその時期について更に把握していく必要がある。また、調査地東側では9世紀前半以前の利用状況が明確でなく、ＳＫ1559のような未調査の遺構も含め、今後追求し調査していく必要がある。

3）小札甲について

ＳＩ1547出土の小札甲については、前述した供伴土器資料の年代や鍛冶工房廃絶年代から、9世紀第2四半期頃に廃棄されたものと考えられ、遺物としては9世紀前半のものと位置付けられる。平安時代前期の非鉄製有機質の小札甲の出土例は全国的にも例がなく、また伝世し現存するものも無く、日本古代の甲の実態と変遷を知るうえで極めて重要な資料と考えられる。今後、小札本体の材質や甲の形態、系譜の問題についても検討を加えていくことが課題と考えられる（註19）。

（2）第74次調査検出遺構と年代について

第74次調査では土坑１基、溝跡２条が検出されている。検出遺構は出土遺物からおおよその年代的位置づけが可能である。

まずＳＤ1580からは、埋土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器坏Ａの大型のものと小型のものが出土している。ＳＫ1581も埋土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器坏Ａの大型のものと小型のものが出土し、また、赤褐色土器無台の皿も出土している。これら出土土器の様相は、秋田城跡出土土器基準資料である第54次調査ＳＧ1031の７層出土土器の様相に類似しており、９世紀第４四半期に位置付けられると考えられる。ＳＤ1580と重複関係が明確でなく連続し、同時期の可能性が高いＳＤ1579とともに、主要な検出遺構は９世紀第４四半期を中心とした年代に位置付けられると考えられる。

また、各検出遺構上に堆積していた第３層黒褐色土層からは、口径11㎝台の小型の赤褐色土器坏Ａや、底部が厚みを持ち、柱状高台状につくり出される赤褐色土器坏の底部が出土しており、10世紀前半以降の堆積と考えられる。

以上の検出遺構及び遺物包含層の年代の検討から、第74次調査地は、平安時代以降に利用される状況が把握された。

註１　「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会　1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海　シンポジウムII』1997年

註２　ａ『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』秋田市教育委員会　1990年

ｂ『秋田城跡平成２年度発掘調査概報』秋田市教育委員会　1991年

ｃ小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）―第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして―」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

ｄ　註１に同じ

ｅ伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会　1998年

註３　註１に同じ

註４　註２ａｂｃｄに同じ

註５　赤褐色土器の呼称と坏Ａ・Ｂの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケヅリ調整を施すものを坏Ｂ、無調整のものを坏Ａとしている。

註６　註４に同じ

註７　『古城廻窯跡発掘調査報告書』秋田市史編纂室　1997年

註８　註４に同じ

註9　註4に同じ

註10　従来、註2ｃｄのように、赤褐色土器における施釉陶器模倣の影響による皿形器形の出現は、9世紀後半の第4四半期には確認されるとされてきたが、その出現が須恵器と同様に9世紀後半の第3四半期に遡る可能性が考えられている。第72次調査ＳＫ1555出土の漆紙の年紀「嘉祥三年」（850）とそれらと供伴する皿類の存在が注目される。

ａ小松正夫「秋田県の9世紀の土器」『日本土器事典』雄山閣　1998年

ｂ『秋田城跡平成9年度発掘調査概報』まとめ　秋田市教育委員会1998年

註11　註4に同じ

註12　註4に同じ

註13　註4に同じ

註14　伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究7号』1997年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸の10・11世紀代の土器様相
―第83回北陸古代土器研究会例会シンポジウム資料』1997年

註15　註4に同じ

註16　註4に同じ

註17　註10に同じ

註18　註4に同じ

註19　非鉄製の甲に関する記録は文献上に認められる。平安前期の特に陸奥出羽地方に関しては革製の甲の記録が多く認められる。

①『続日本紀』宝亀十一年八月十八日条

鉄製の甲冑の制作を止めて以後は革製の甲冑を作るように指示した勅命の記載がある。

『類聚三代格』天応元年四月十日付「太政官符」

前述の内容が太政官符をもって諸国に下されている。

②『続日本紀』延暦九年閏三月四日条

勅により、蝦夷征討のため諸国に革製の甲冑2千領を作らせるよう命じる記載がある。

③『三代実録』元慶五年四月二十五日条

元慶2年の蝦夷の攻撃に際し、秋田城跡から「革短甲」347領が焼かれたり、略奪されたりして失われたとの記載がある。

Ⅵ　秋田城跡環境整備事業

平成10年度の整備（鵜の木地区第１次18ヶ年計画）

平成10年度の整備は、外郭東門・築地塀復元完成による見学者の増加、既整備面積が23,000㎡と広くなったことから、来訪者の利便性を考え誘導標・総合案内板の設置を行い、また夜間利用者の増加、地域住民の要望を考慮し公園灯の設置を行った。

１）総合案内板

総合案内板は、耐久、耐候性を考え説明文・写真部分は白磁陶板を、地形模型の部分についてはクラフト陶板を用いた。地形模型については史跡全体が入るものとし、全体が90haと広いことからスケールを1／1,000とした。このため、比高差が50m弱しかない地形では高さがよく表現できないことから、広さと高さの比率を１：３としている。また、この案内板の台座は、復元外郭東門と築地塀という重厚感のあるもののそばに立つため、逆に素材的には軽快感があるとされるステンレスを用い単純なデザインとした。ただ、表面については、ステンレス特有の輝きで目立ちすぎるのを押さえるためと、指紋の付着や細かなキズが目立たぬようメンテナンスを考え、ヘアライン仕上げとした。

２）その他の整備

公園灯の灯具の形状は箱型で、周囲を強化ガラスで覆っており、灯具の上部については光の散乱を防ぐため反射板を使用している。灯具は、公衆便所のところが民家に隣接しているため、マルチハロゲンランプの200W、その他は400Wを使用した。また、誘導標については台座を男鹿石、版面はステンレスエッチング仕上げとしデザイン的にはシンプルなものとした。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区　　鵜ノ木、大畑地区

実施面積　104㎡　　総事業費　24,000千円

工　種	種　別	細　目	数量	金額(千円)	備　考
園路広場工	広場工	広　場	１式	1,182	ブロック敷(104㎡)
管理施設工	サイン工	総合案内板	１式	10,512	版面(陶板・クラフト陶板 1,800×2,100)
		誘導標	１式	1,024	８基
	照明工	公園灯	１式	3,812	400W型５基・200W型１基
直接工事費				16,530	

総合案内板

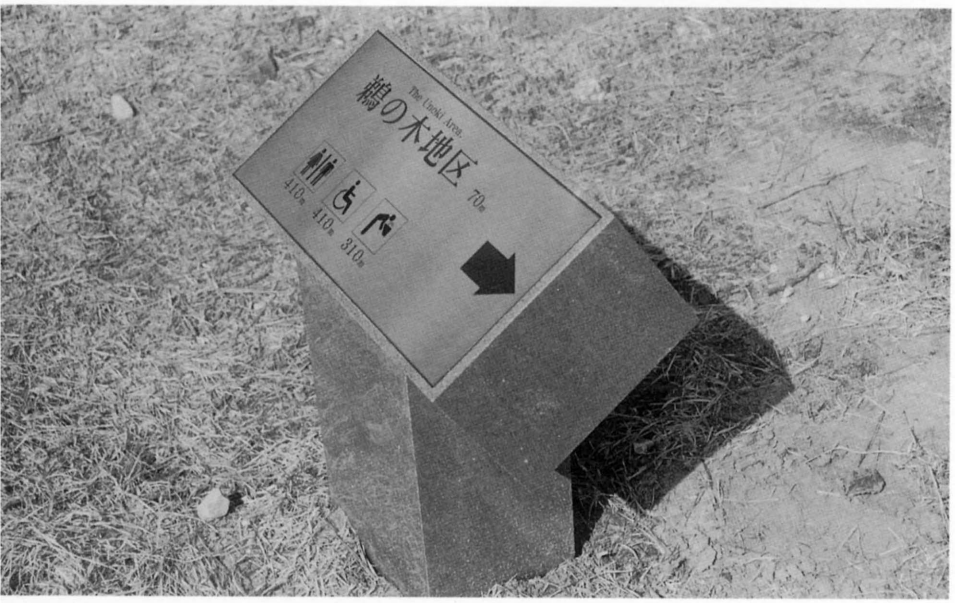

誘導標

公園灯

Ⅶ　秋田城跡から出土した小札甲の材質について

パリノ・サーヴェイ株式会社

はじめに

秋田城跡第72次調査では、調査区西側で検出された９世紀前半の竪穴状工房（ＳＩ1547）の埋土下層から床面にかけて、甲の部品である小札が大量に出土している。「続日本紀」の宝亀11年（780）８月18日の条には、鉄製の甲冑の製作を止めて以後は革製の甲冑を作るように指示した勅令の記載がある。また、元慶５年（881）４月25日の条には、元慶２年の蝦夷の反乱の際に、秋田城から革短甲が焼かれたり略奪されたとの記載がある。これらのことから、今回出土した小札についても革製の可能性が考えられている。

本報告では、小札の生地の材質と製作技法について検討を行う。方法は、走査型電子顕微鏡による断面の観察と、漆器等に適応される断面の薄片作製および偏光顕微鏡による観察の２方法からの検討を試みる。また、生地については、脂肪酸分析により革の使用に関する検討も併せて行う。

１．試料

試料は、小札２点（試料番号１・２）である。試料番号１は厚手硬質、試料番号２は薄手軟質であり、外観でタイプが異なる。

２．方法

（１）薄片作製および観察

試料の周囲を樹脂で覆って補強した後、カッターによる切断と研磨を行い、プレパラートを作製する。プレパラートは、偏光顕微鏡で観察する。

（２）電子顕微鏡観察

試料の断面を作成して試料台に固定し、白金パラジュームで表面をコーティングして観察試料とする。試料の断面を走査型電子顕微鏡で観察する。

（３）脂肪酸分析

ａ）脂質の抽出

試料の形状、大きさを考慮し、抽出に適当な大きさのビーカーに試料が十分浸かる程度にクロロホルムーメタノール（２：１）混液を加え、超音波浴槽内で30分間、脂質を抽出した。次に、クロロホルムーメタノール層を濃縮して得られた抽出物に、無水メタノール－5％塩酸溶液2mlを加え再び溶解させ、スクリューキャップ付耐圧試験管に移し変えてキャップをし、100℃で２時間加熱して、脂質のメチルエステル化反応を行った。これは、ガスクロマトグラフィでピークとして検出するためにはメチルエステル化が必要なためである。

反応終了後、メチルエステル、ステロール類を抽出するために、耐圧試験管内の無水メタノール－5％塩酸溶液に水2ml、ヘキサン4mlを加え、タッチミキサーで30秒間撹拌し、その後遠心分離機を使用して、3000回転で上層のヘキサン層と下層の水層とに分離した。上層（ヘキサン層）3mlをピペット

を使用して分取後、ヘキサン3mlを再び加え、タッチミキサーで撹拌、遠心分離、分取の操作をもう一度繰り返した。分取したヘキサン抽出層を合わせた後、2%KHCO3溶液4mlを加え洗浄し、再び遠心分離を行った。ヘキサン層を回収して無水硫酸ナトリウムで乾燥後、濃縮しガスクロマトグラフィーに注入した。

b）脂質組成の測定

脂肪酸メチルエステル、ステロール類とも分離、分析時間を考慮の上、次のような条件で測定を行った。脂肪酸分析にはFFS ULBON HR－SS－10(0.32㎜×30m)カラムを用い、50℃から150℃まで20℃/min、150℃から220℃まで3℃/minで昇温し16種の脂肪酸について、またステロール分析にはDB－1－30W－STD(0.25㎜×30m)カラムを用い、270℃で6種のステロール類について、それぞれガスクロマトグラフィー標準品の検出時間、ピーク面積、注入量を基準にして同定、定量を行った。ステロールは脂肪酸よりも含有量が少ないため、5倍量をガスクロに注入した。

3．結果

（1）薄片観察および電子顕微鏡観察

a）試料番号1

中央部に0.1～0.3程度の黒色の粒子(電子顕微鏡では白色)を主とする帯が認められる。黒色の粒子は、磁石に反応すること及び顕微鏡下の特徴から、磁鉄鉱であり、粒子の大きさからいわゆる砂鉄と考えられる。その他に斜方輝石等の鉱物も少量認められ、一部では磁鉄鉱に斜方輝石が付着している様子が見られる。これらの砂鉄や鉱物の空壁には、赤色で透明の充塡物が認められる。充塡物は、その特徴から赤色顔料を混ぜた赤漆と考えられる。

砂鉄を主とする帯の片面は、赤漆の薄い層が1層塗布され、その外側に植物質の物質が不連続で配列する。植物質は、肉眼観察で認められた、軸方向に長い繊維質の物質と考えられる。電子顕微鏡では、板といえる程の大きさではないが、砂鉄層の片面に植物組織の一部が確認でき、これが植物質の一部である可能性が高い。大きさは約0.1㎜四方で、単列の放射組織が確認できることから、木材の板目面であり、その特徴から針葉樹材の可能性が高い。

砂鉄を主とする帯のもう一方の面には、漆を含むやや繊維質の層が2～3層あり、その外側に赤漆が薄く塗布されている。電子顕微鏡による観察でも、やや繊維質の様子が認められるものの、組織などは観察できなかった。

赤漆に混和された赤色顔料は、顕微鏡下の観察からいずれも酸化鉄であり、いわゆるベンガラと考えられる。

b）試料番号2

内部には植物質の物質が不連続で帯状に配列する。電子顕微鏡で観察すると、植物質は径7～8μmの四角形を中心とした組織が配列する様子が見られ、植物の横断面(木口面)と考えられる。一部単列の放射組織のような組織も見られることから、針葉樹材と考えられる。内部には漆と考えられる物質が充塡されている。

植物質の一方の面には、石英を主とする鉱物の層が見られ、空壁には赤漆が充塡されている。また、

その外側には赤漆の層が１層認められる。もう一方の面には、赤－黒－赤の漆を含むやや繊維質の層が認められ、最も外側の赤い層はさらに２～３層に細分される。

（２）脂肪酸分析

脂肪酸分析の結果(図１)では、コレステロールが100％となっている。しかし、得られた脂肪酸・ステロールの総量は、現生動物の同重量の革に対して分析を行った場合、と比較すると、非常に微量である。そのため、分析結果からは獣皮等の存在は断定できない。

４．考察

小札甲の部品は、「続日本紀」などの文字記録から革製の可能性が指摘されている。試料番号１の脂肪酸分析の結果は、現生の同重量の革に対して行った結果と比較して、脂肪酸・ステロールの量が著しく低く、獣皮の生地としての使用は考えにくい。コレステロールが抽出された理由には、製作や使用段階で人がさわっていることが関係している可能性がある。

試料は外観でタイプが異なり、断面観察の結果で塗布方法や物質に若干の違いも認められるが、類似点が多い。２点とも鉱物の層が認められ、試料番号１では砂鉄、試料番号２では石英を主とする。いずれの場合も不連続な針葉樹材に接して鉱物の層が認められることから、針葉樹材を板状に加工した上で、その表面に赤漆に鉱物を混入和して塗布している可能性がある。いわゆる漆地粉や黒土の下地技法(岡田，1995)に類似する技法と思われるが、類例はほとんど知られていない。これらは、小札甲の下地加工と考えられる。試料によって主となる鉱物が異なることから、混和する鉱物が何らかの理由により選択されていた可能性があるが、現時点では断定できない。

針葉樹材は、いずれも不連続で大きな板としては認められないこと、試料番号２で針葉樹材と針葉樹材の間に外側の漆層が入って波状になっている様子が見られること等から、細くした材を組んで板状にしている可能性もある。

試料番号１では砂鉄層の外側、試料番号２では針葉樹材の鉱物を混ぜた漆が塗布された面と反対側の面に、それぞれほそい漆を含む繊維室の層が認められる。電子顕微鏡による観察でも繊維質の様子は見られるものの、明確な組織などは認められなかった。革を利用する場合、鞣して利用する可能性が高く、組織が認められない繊維質の本層が革に由来する可能性がある。その場合、革の部分は埋積後の経年変化で消失して漆のみが残存し、その結果として脂肪酸分析の結果が低くなったことも指摘できる。しかし、現時点では詳細は不明である。可能であれば、今後さらにいくつかの試料についても同様の調査を行い比較したい。

引用文献　岡田文男　1995　古代出土漆器の研究－顕微鏡で探る材質と技法－．190p.京都書院

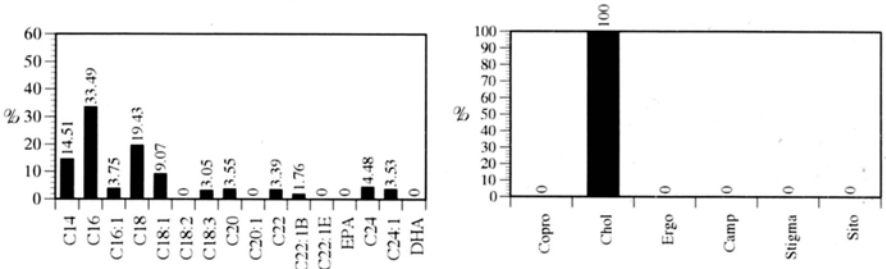

図１　試料番号１の脂質分析結果（左：脂肪酸・右：ステロール組成）

図版１　試料番号１の断面写真

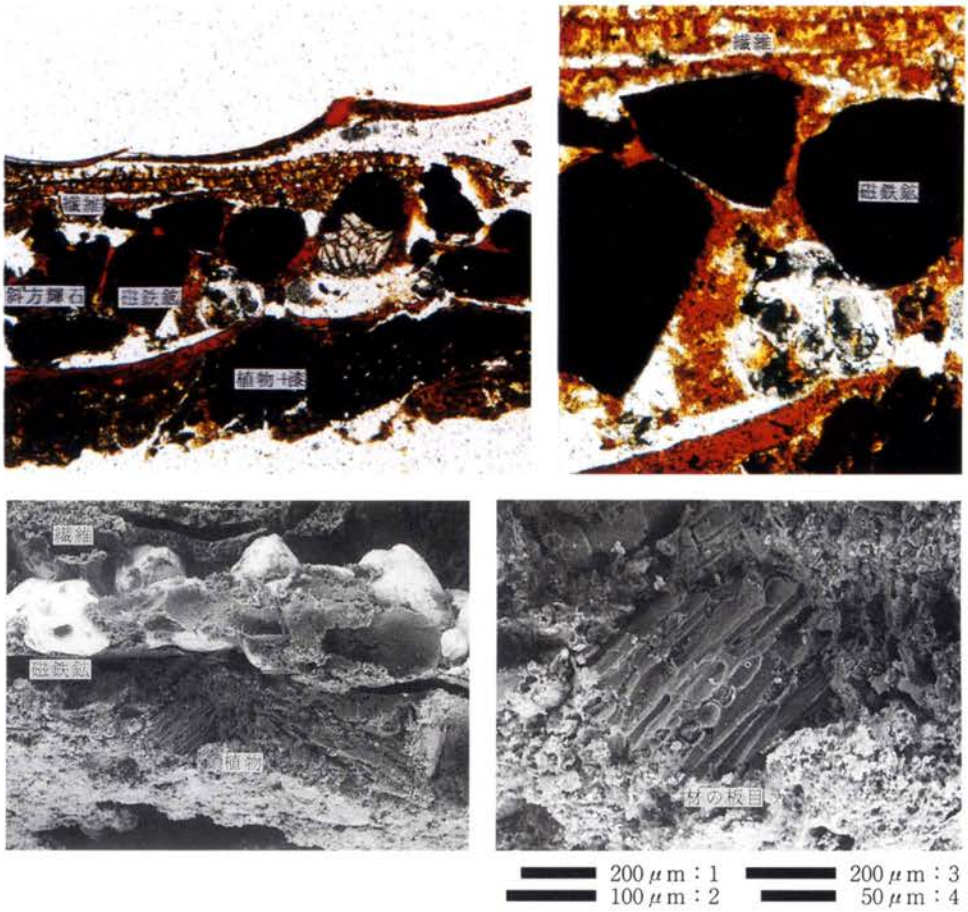

1.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)　2.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)
3.走査型電子顕微鏡写真　4.走査型電子顕微鏡写真

図版２　試料番号２の断面写真

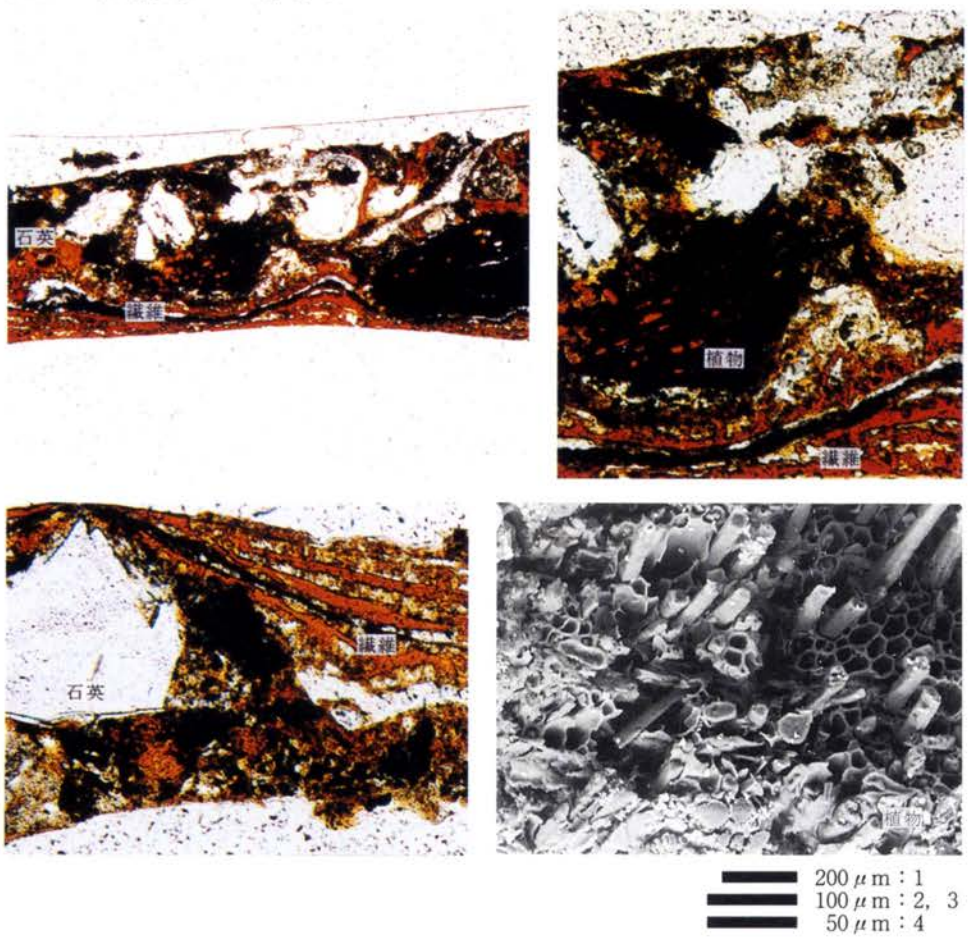

1.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)　2.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)
3.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)　4.走査型電子顕微鏡写真

図版１　第72次調査航空写真（東から）

（南から）

図版 2　ＳＩ1547出土小札甲全景

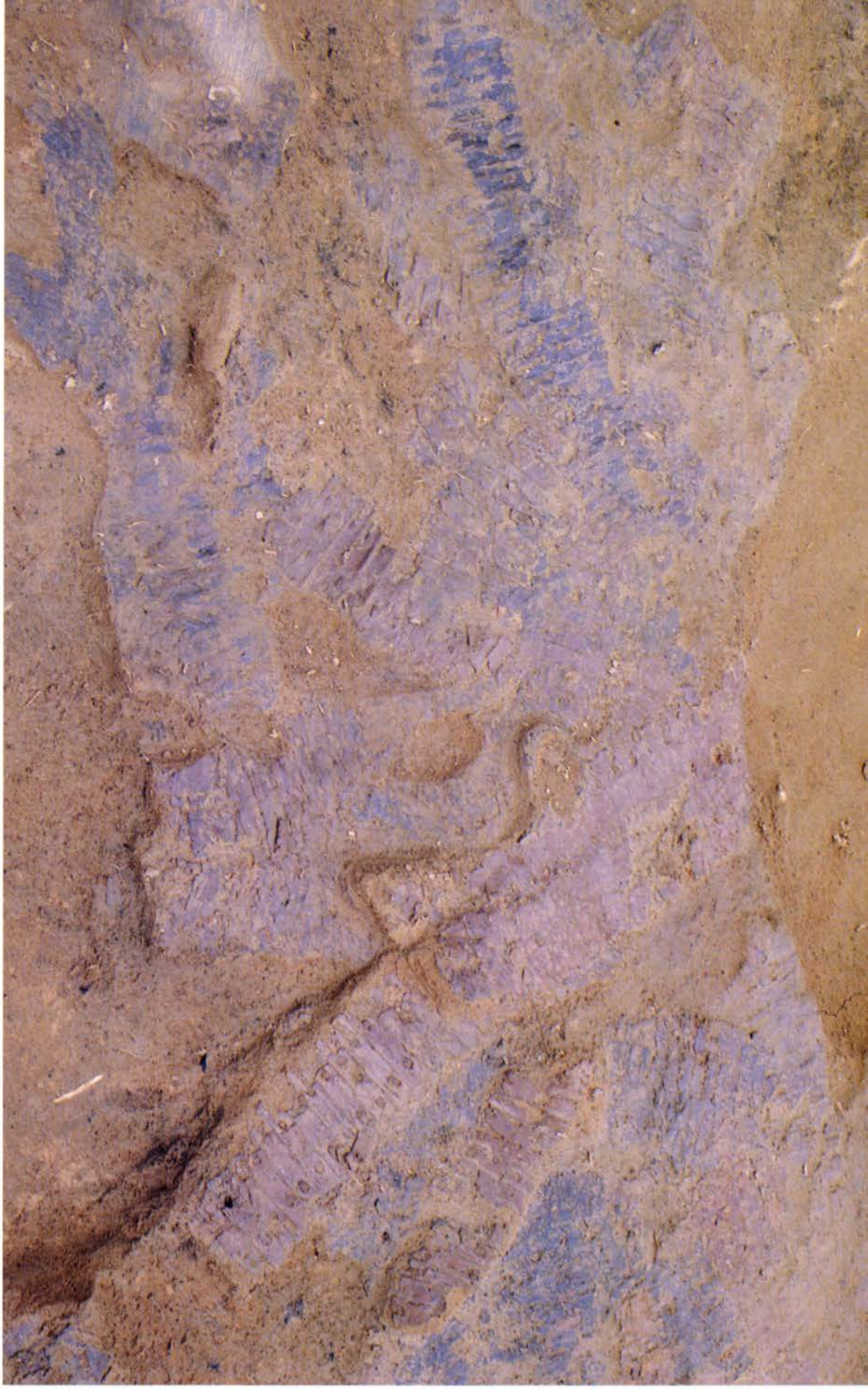

小札甲北西側集中部

小札甲黒漆塗り段部分（西から）

小札甲腰札周辺（北から）

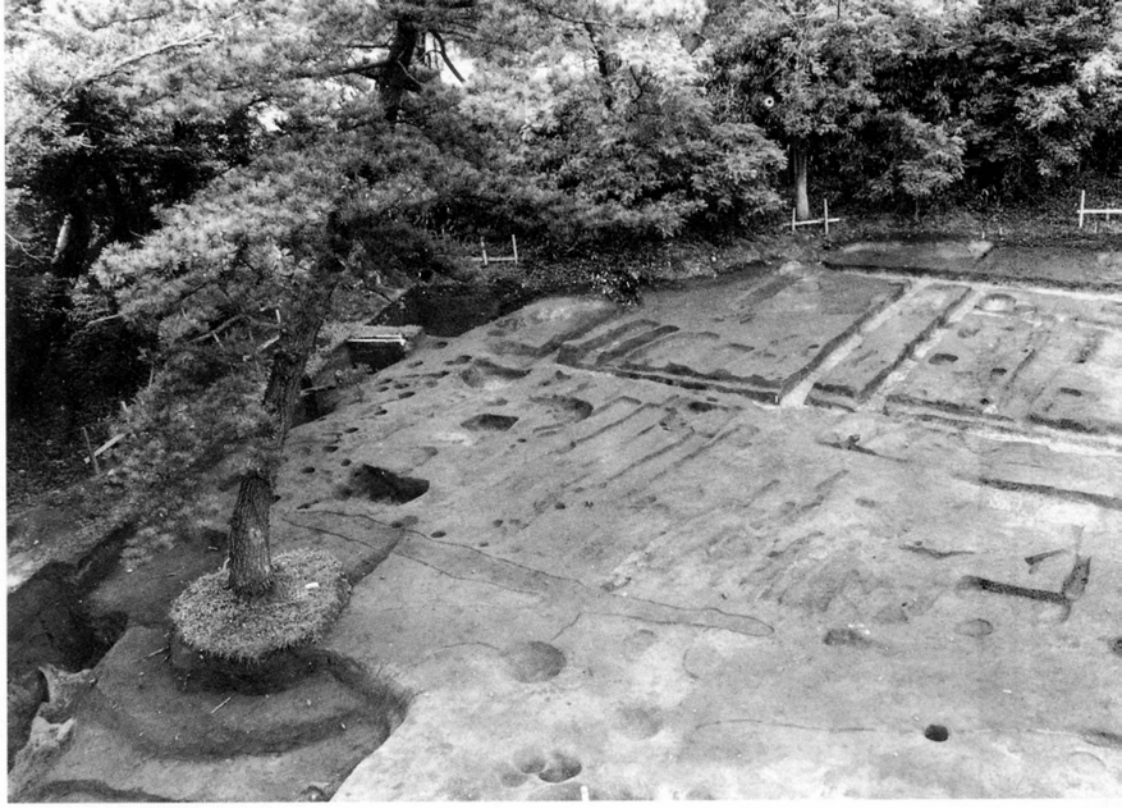

第72次調査区　西側遺構全景（最上層面検出状況）（南から）

第72次調査　遺構全景（最上層面検出状況）（東から）

第72次調査区　西側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）

第72次調査区　東側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）

第72次調査区　西側遺構全景（重複関係下位遺構検出状況）

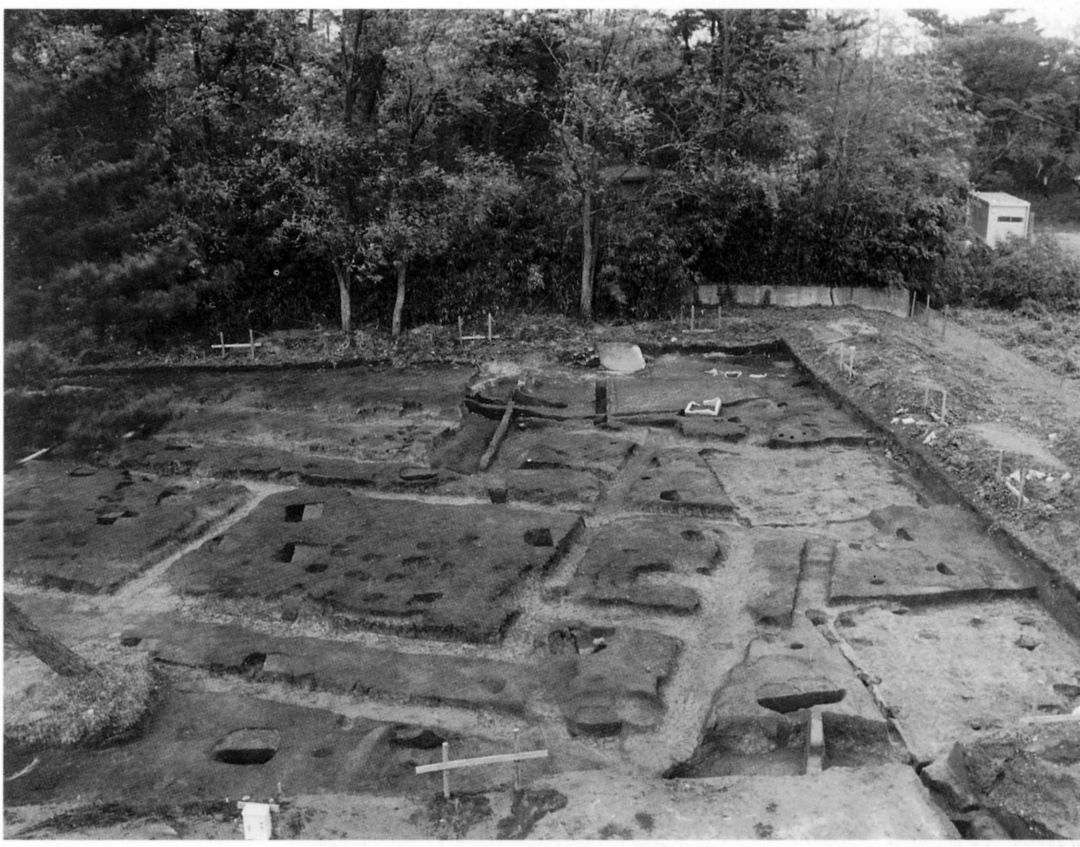

第72次調査区　東側遺構全景（重複関係下位遺構検出状況）

第72次調査
遺構全景（東から）

左：ＳＢ1531掘立柱建物跡（東から）
右：ＳＢ1531柱掘り方断面

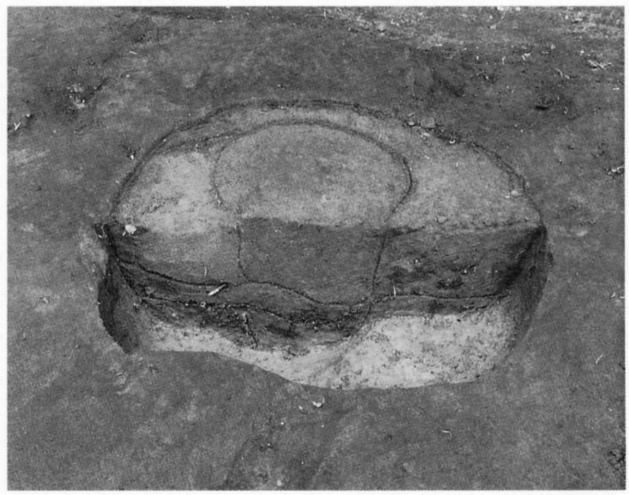

ＳＢ1532掘立柱建物跡（東から）

ＳＤ1554溝跡

ＳＢ1532掘立柱建物跡
柱掘り方断面

ＳＢ1533掘立柱建物跡（南から）

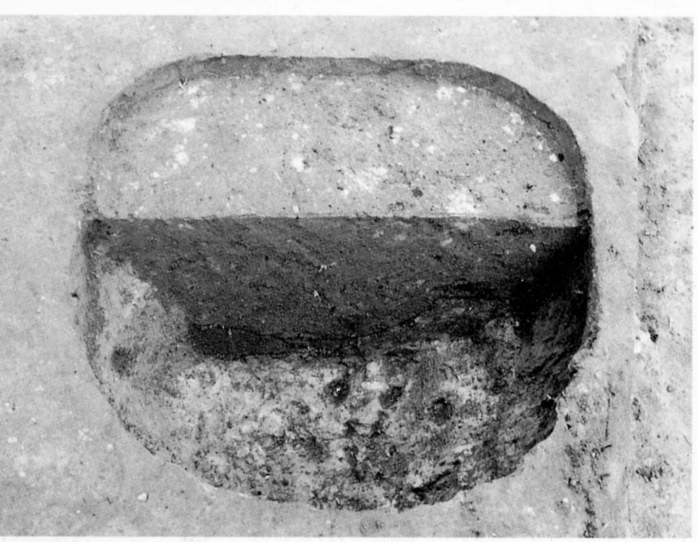

ＳＢ1533掘立柱建物跡柱掘り方断面

ＳＡ1537柱列（南から）

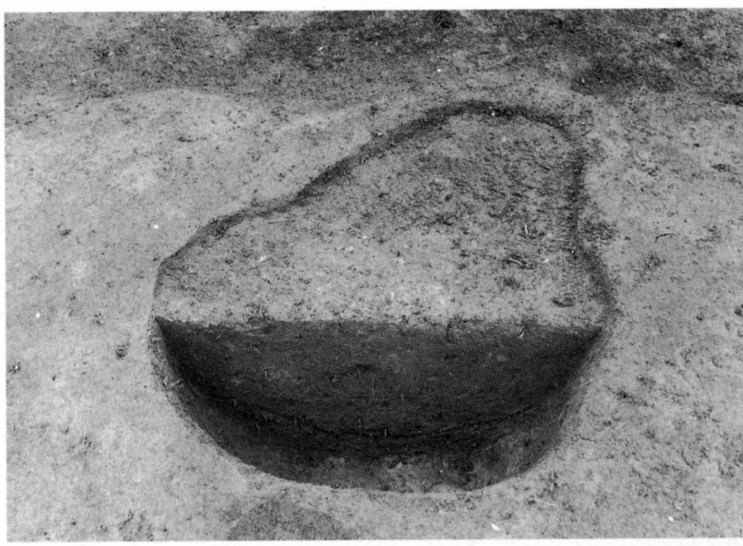

ＳＡ1537柱列
柱掘り方断面

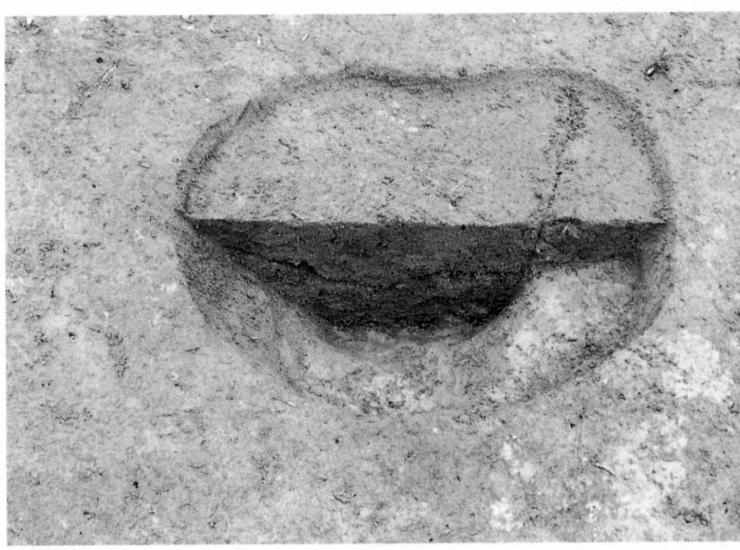

ＳＡ1537柱列
柱掘り方断面

ＳＡ1538柱列
（南から）

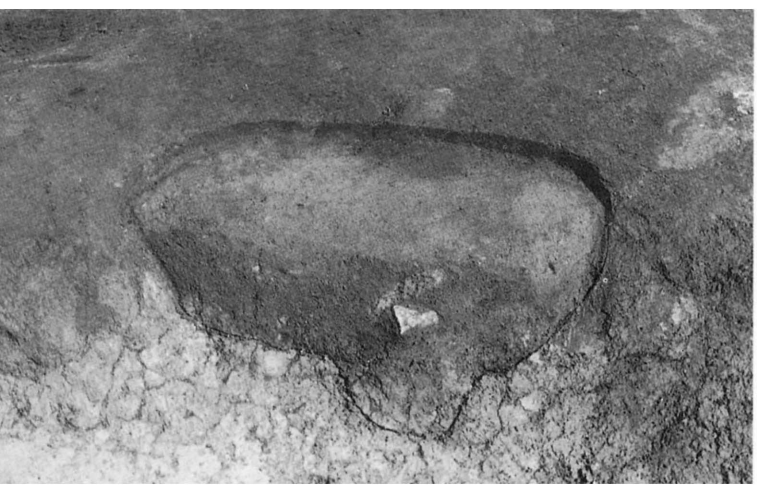

ＳＡ1538柱列
柱掘り方断面

ＳＡ1538柱列
柱掘り方断面

図版12

ＳＡ1539材木列塀跡
（南から）

ＳＡ1539材木列塀跡
布掘り溝断面及び
溝底部柱痕跡
（南から）

図版13

ＳＡ1540材木列塀跡（東から）

ＳＩ1541竪穴住居跡（西から）

ＳＩ1542竪穴住居跡
ＳＩ1543竪穴住居跡
（西から）

ＳＩ1544
竪穴状工房跡
（東から）

左下：ＳＸ1569鍛冶炉跡
右下：ＳＸ1570鍛冶炉跡

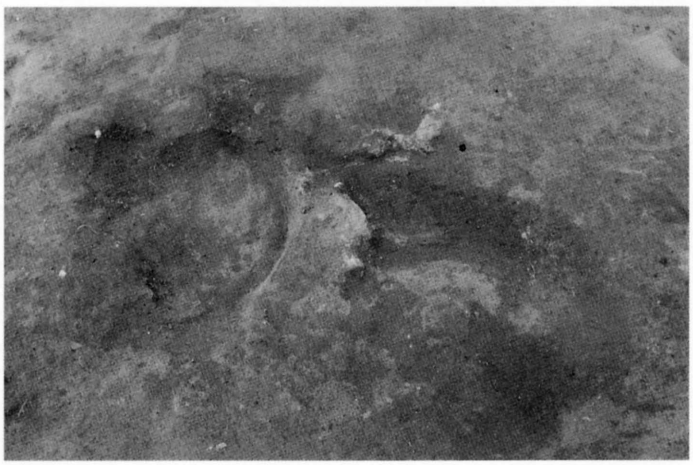

ＳＩ1545竪穴住居跡
（南から）

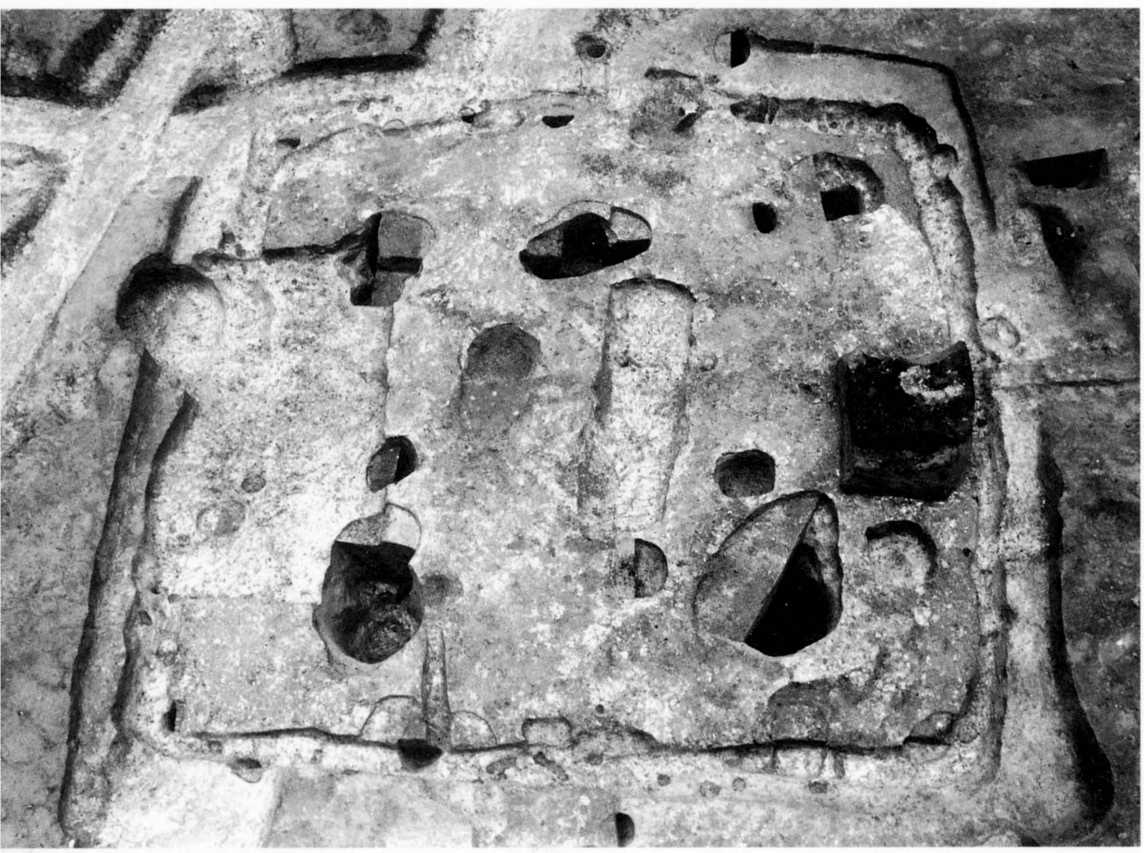

ＳＩ1546竪穴住居跡
（西から）

ＳＩ1546竪穴住居跡
カマド（西から）

図版16

ＳＩ1547竪穴状工房跡（東から）

ＳＩ1547竪穴状工房跡主柱穴柱掘り方断面

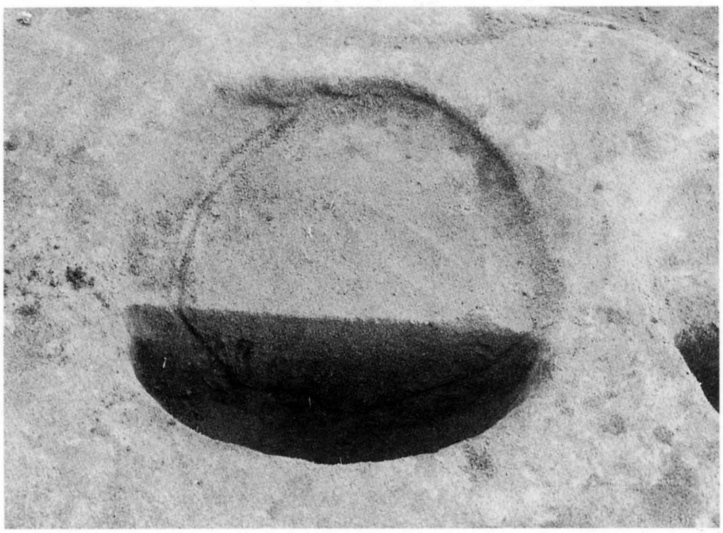

ＳＩ1547竪穴状工房跡壁際小柱掘り方断面

ＳＸ1572鍛冶炉跡（西から）

ＳＸ1573鍛冶炉跡（北から）

ＳＸ1574鍛冶炉跡（北から）

ＳＩ1547中央部出土小札甲（南から）

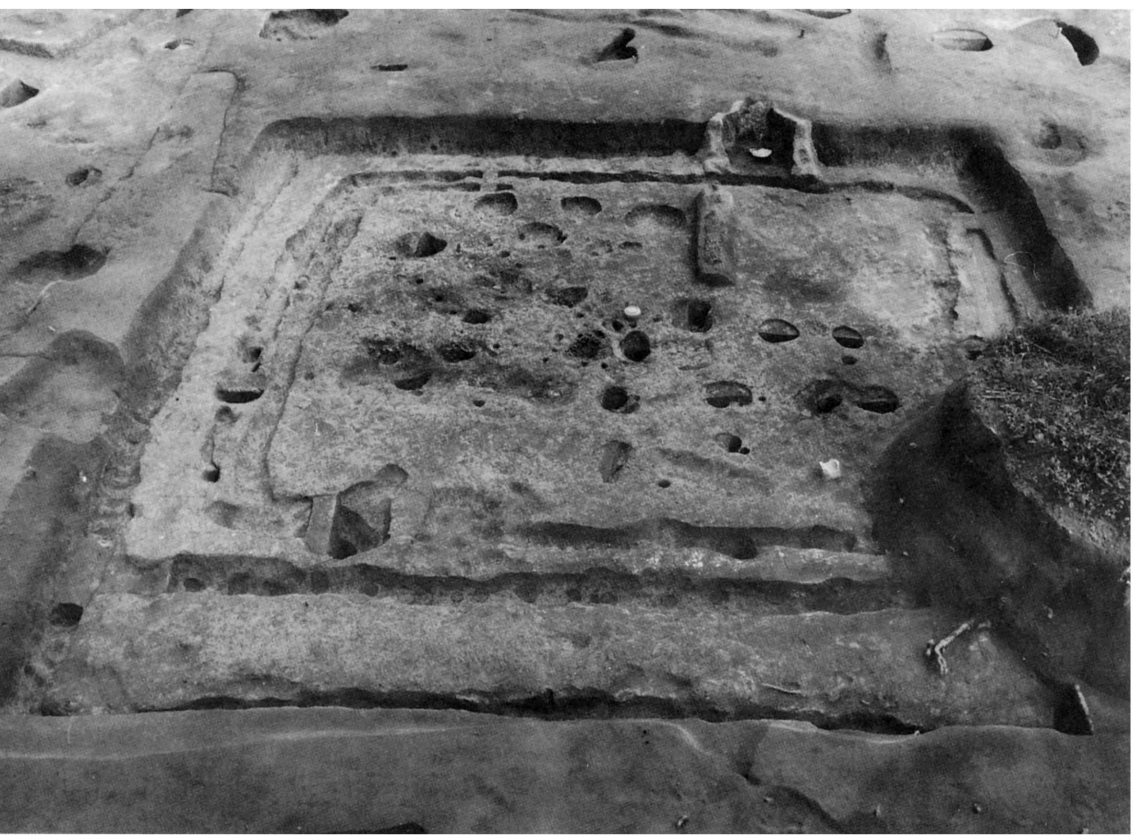

ＳＩ1548竪穴住居跡
ＳＩ1549竪穴状工房跡
（西から）

ＳＩ1548竪穴住居跡
西壁周溝
（北から）

ＳＩ1548竪穴住居跡
カマド（西から）

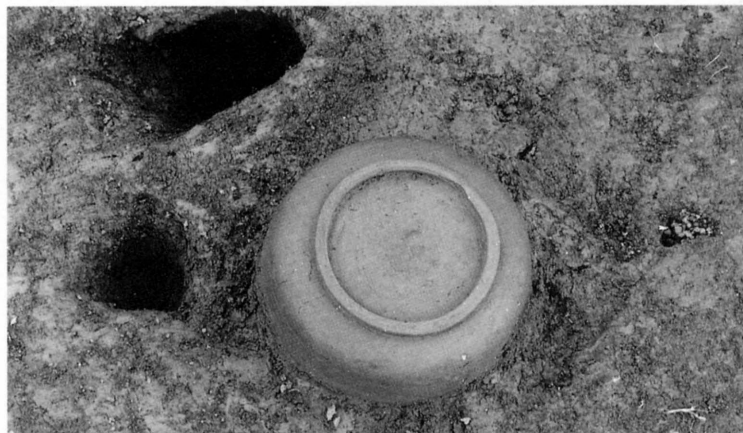

ＳＩ1549竪穴状工房跡
床面出土須恵器台付坏

図版19

ＳＸ1575鍛冶炉跡（東から）

ＳＸ1575鍛冶炉　炉跡拡大

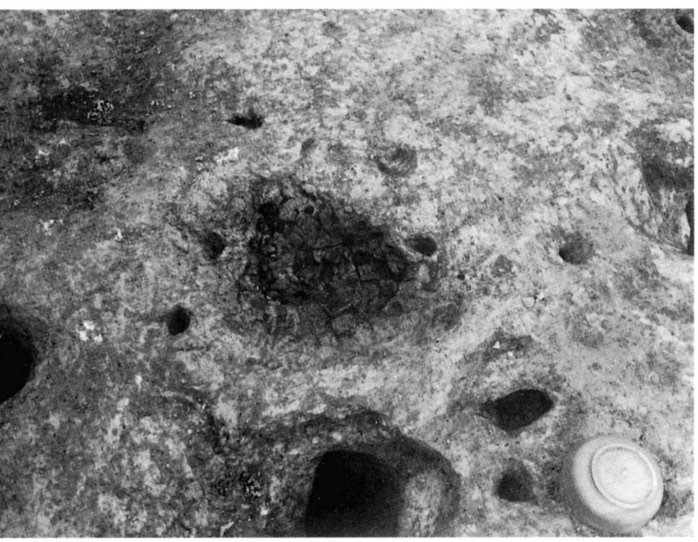

ＳＸ1576鍛冶炉跡（南から）

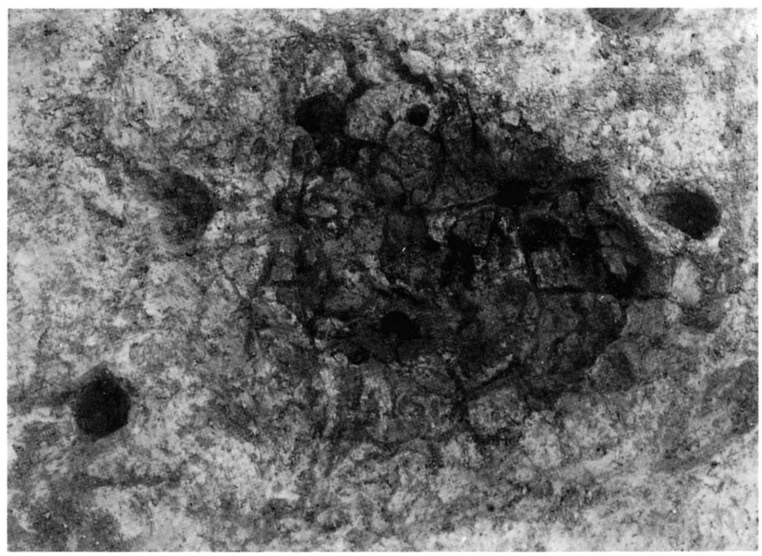

ＳＸ1576鍛冶炉　炉跡拡大

ＳＸ1577鍛冶炉跡（東から）

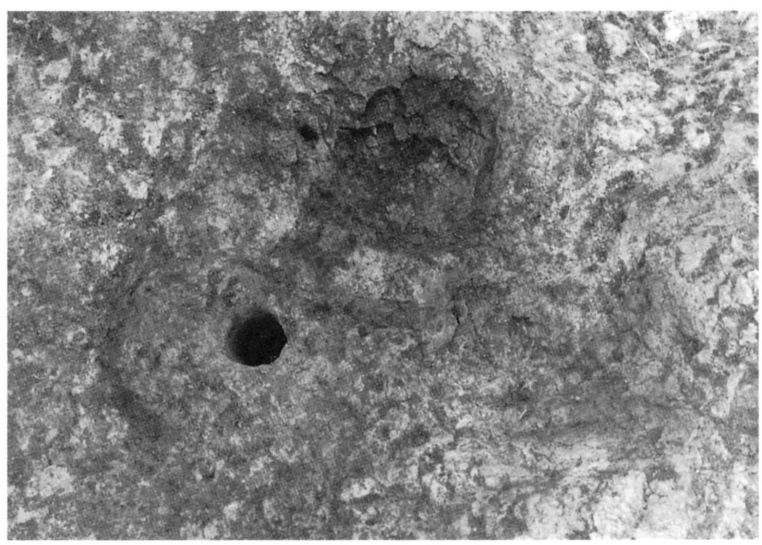

ＳＸ1577鍛冶炉　炉跡拡大

図版20

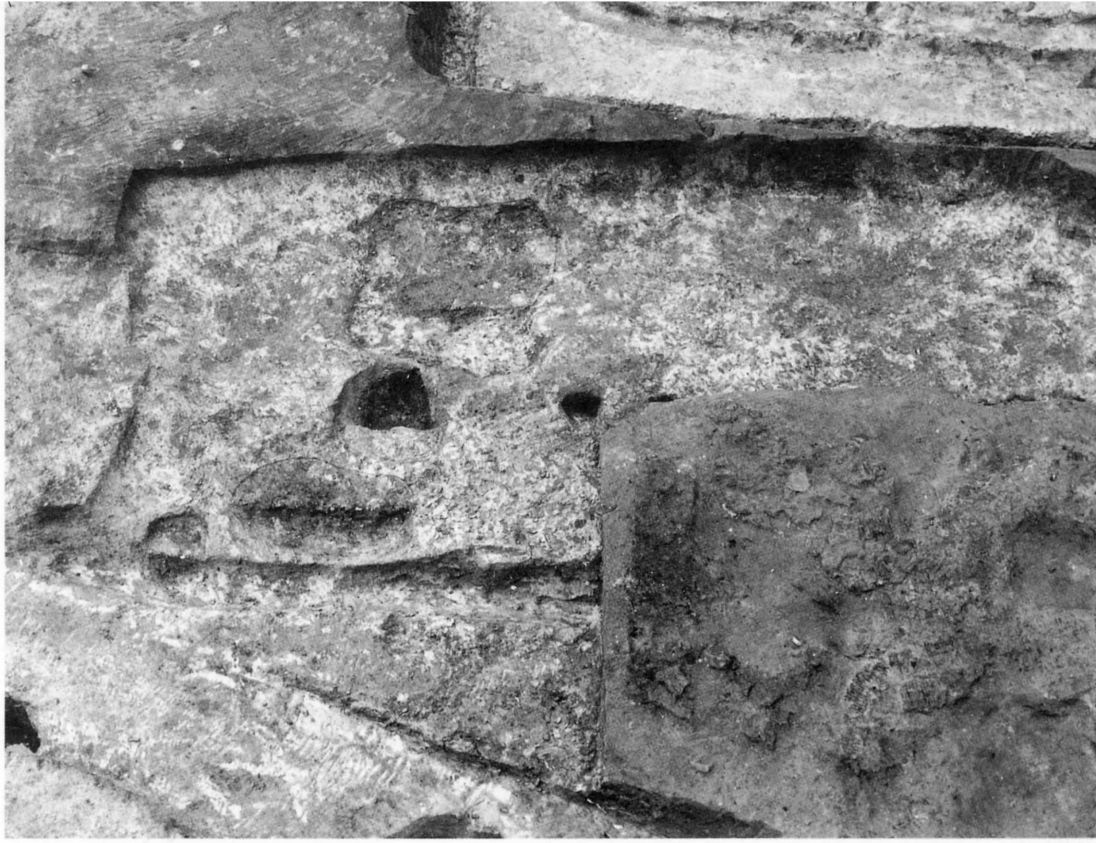

ＳＩ1550竪穴状遺構（北から）

ＳＤ1551溝跡（北から）

ＳＤ1552溝跡
（東から）

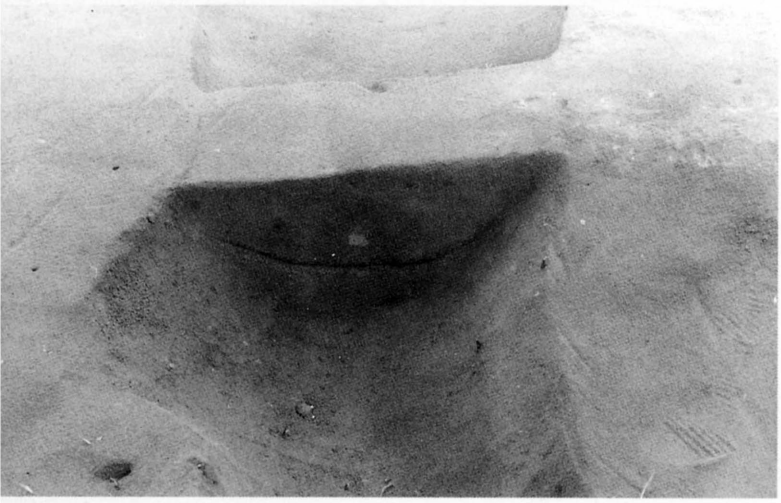

ＳＤ1552溝跡東側断面
（西から）

ＳＤ1552溝跡西側断面
（西から）

図版22

ＳＫ1555土坑検出状況（西から）

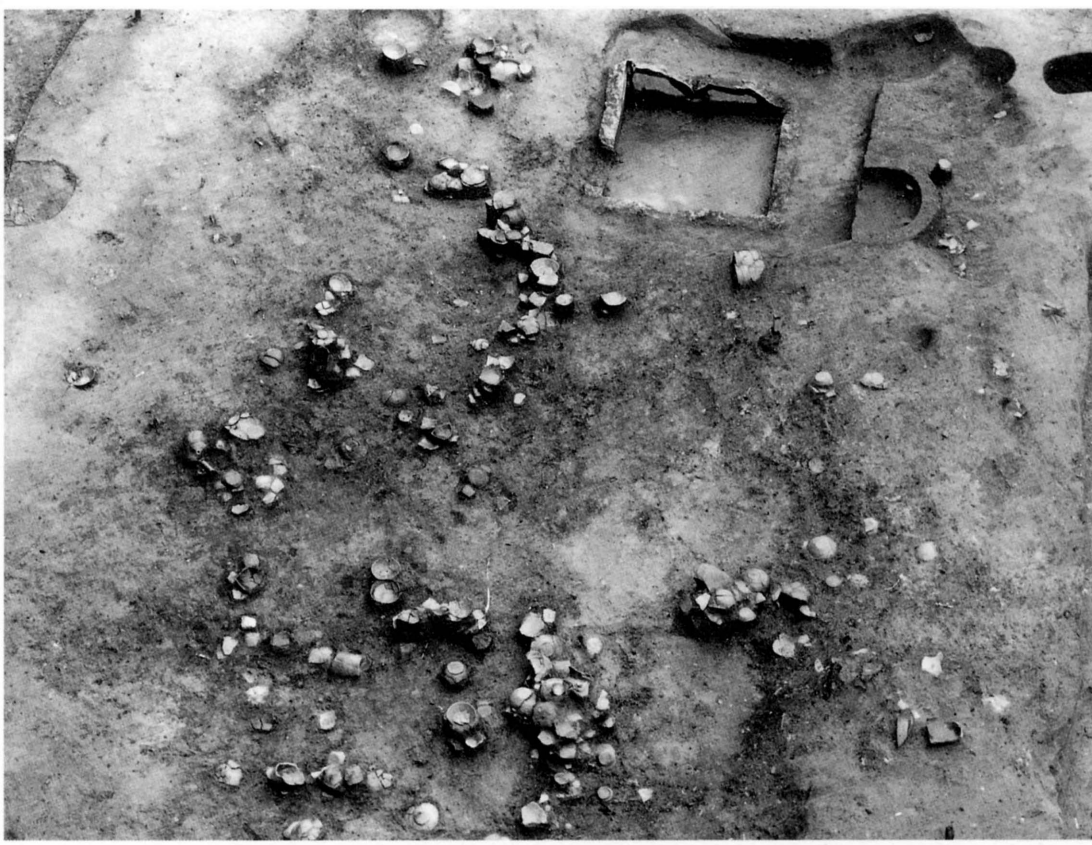

ＳＫ1555土坑１面検出状況（西から）

ＳＫ1555土坑
３面検出状況
（西から）

ＳＫ1555土坑
東西方向土層断面
（南から）

ＳＫ1555土坑
南北方向土層断面
（西から）

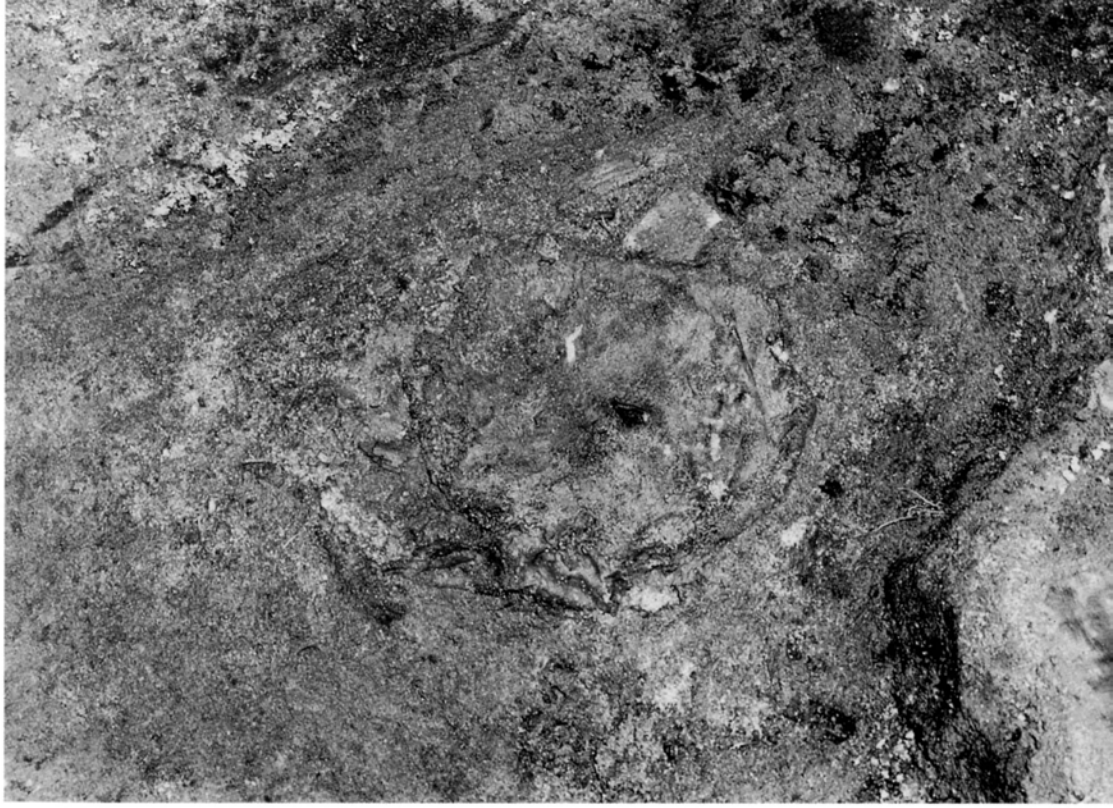

ＳＫ1555土坑　２号漆紙（20号文書）出土状況

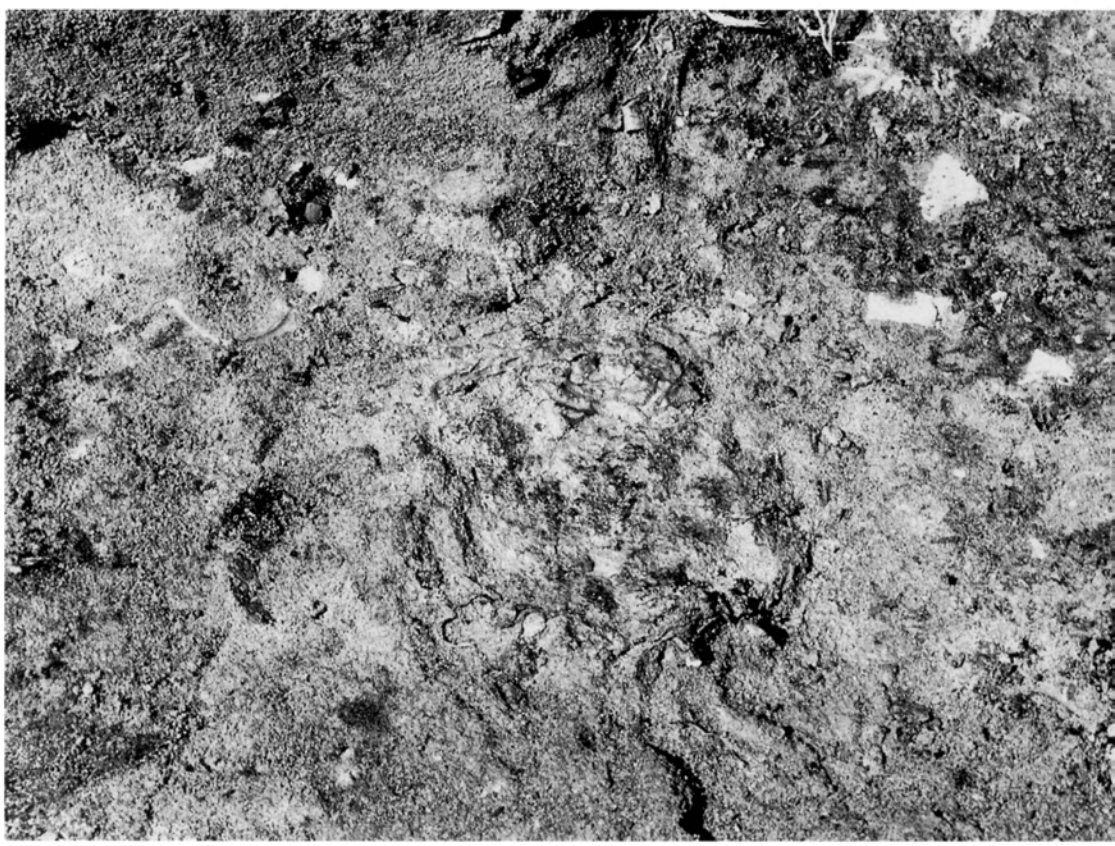

ＳＫ1555土坑　６号漆紙（18号文書）出土状況

ＳＫ1555土坑
20号漆紙
（16号文書）
（17号文書）出土状況

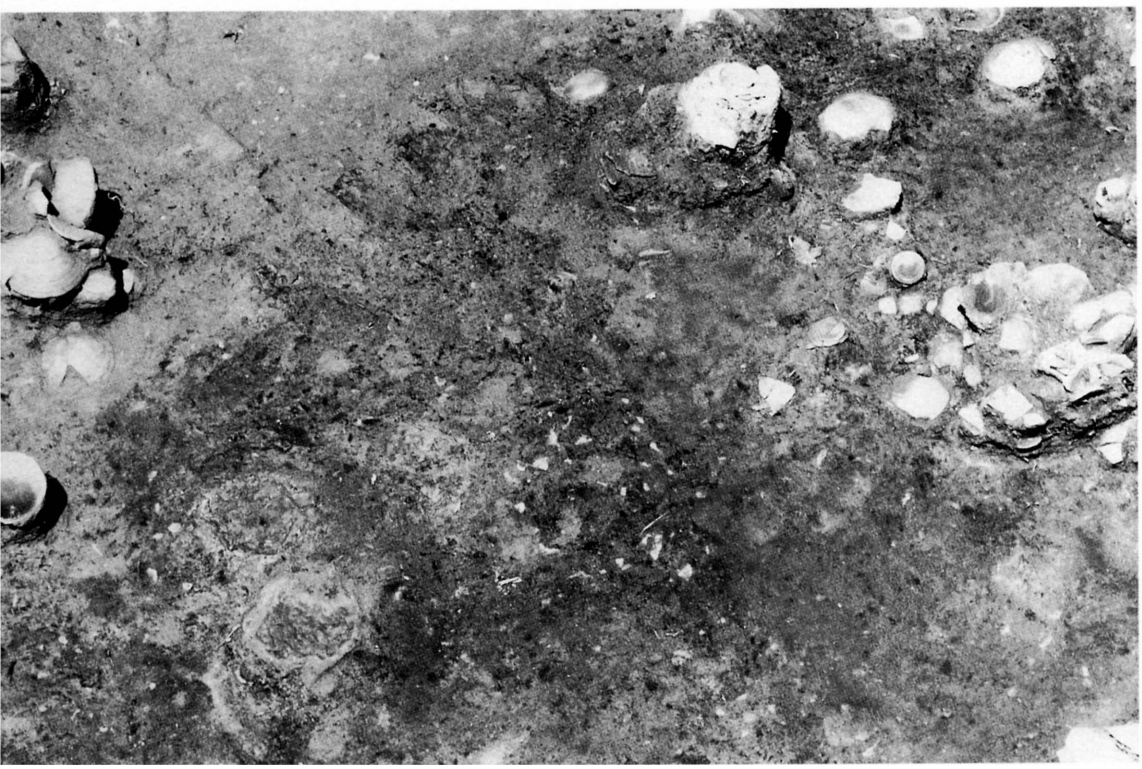

ＳＫ1555土坑
第３面漆紙出土状況

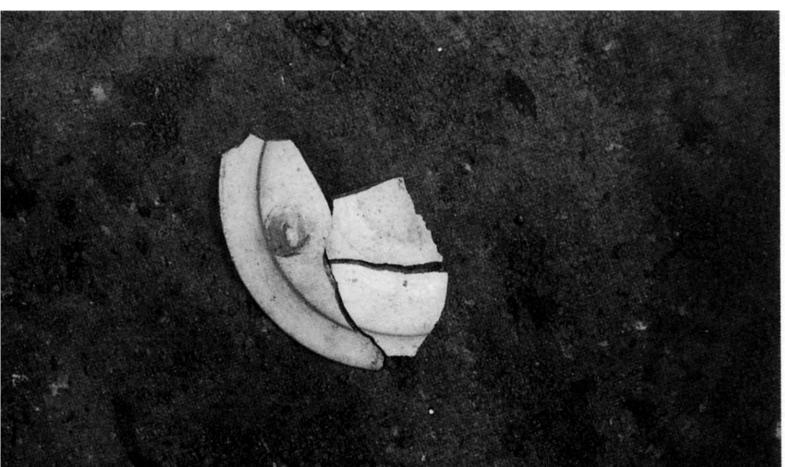

ＳＫ1555土坑
灰釉陶器三足盤出土状況

ＳＫ1556土坑
遺物出土状況
（西から）

ＳＫ1556土坑
１号漆紙
（24号文書）
出土状況

ＳＫ1556土坑
緑釉陶器埦
出土状況

図版27

ＳＫ1557土坑
（東から）

ＳＫ1560土坑
検出状況
（南から）

ＳＫ1561土坑
（南から）

ＳＫ1562土坑
（西から）

ＳＫ1563土坑
ＳＫ1564土坑
ＳＫ1565土坑
（西から）

ＳＫ1566土坑
（南から）

ＳＫ1567土坑
（南から）

ＳＸ1568鍛冶炉跡
（南から）

ＳＸ1571鍛冶炉跡
（西から）

ＳＸ1578土坑状遺構
（西から）

図版30

ＳＩ1547南西部　小札甲（こざねよろい）出土状況全景（南から）

ＳＩ1547南西部　小札甲出土状況拡大（南から）

ＳＩ1547出土小札甲　北西側小札集中部出土状況（西から）

ＳＩ1547出土小札甲　西側中央小札集中部出土状況（西から）

ＳＩ1547出土小札甲　南西側出土状況（西から）

ＳＩ1547出土小札甲　中央南側出土状況（西から）

ＳＩ1547出土小札甲　中央北側出土状況（北から）

ＳＩ1547出土小札甲　小札綴重ね状況（段状況）
第83図　小札甲拡大図②㊱付近（西から拡大）

ＳＩ1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第84図　小札甲拡大図③
㊸付近(西から拡大)

ＳＩ1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第84図　小札甲拡大図③
㊾付近(南から拡大)

ＳＩ1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第82図　小札甲拡大図①
⑱腰札付近(北から拡大)

第74次調査遺構全景（検出状況）（東から）

第74次調査遺構全景（掘り下げ後）（東から）

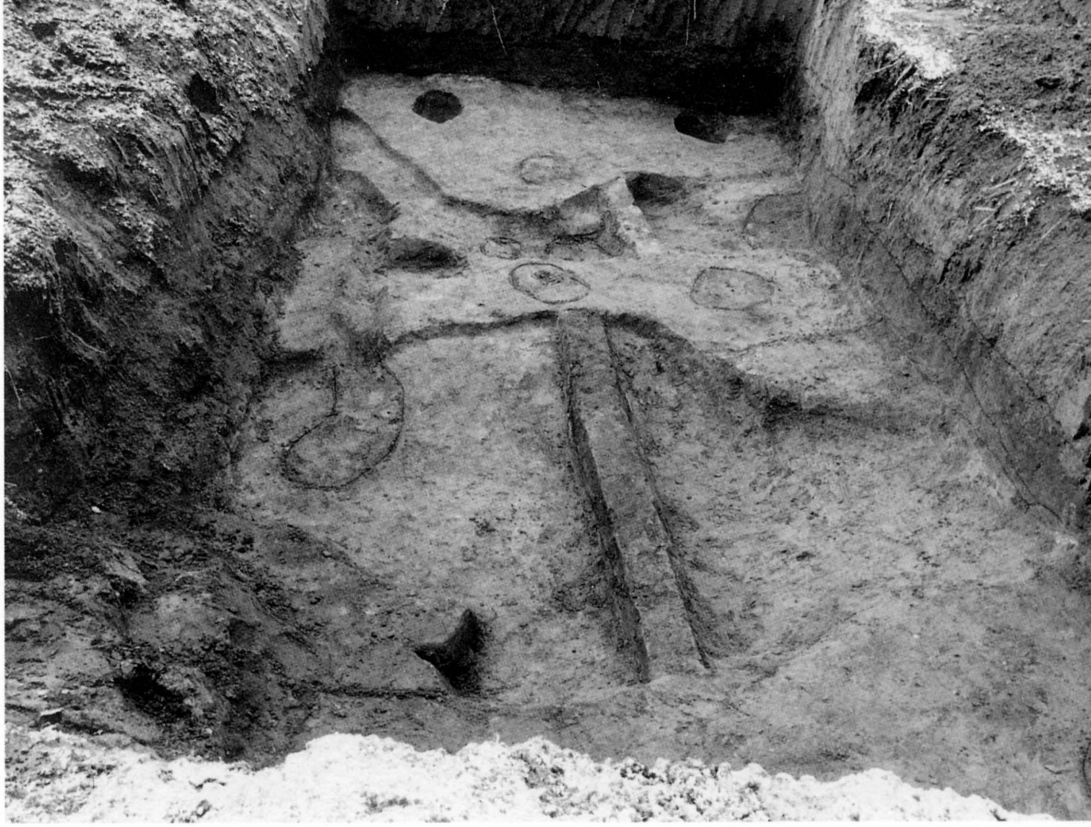

第74次調査遺構全景（掘り下げ後）(北から)

ＳＫ1581土坑（東から）

1

2

3

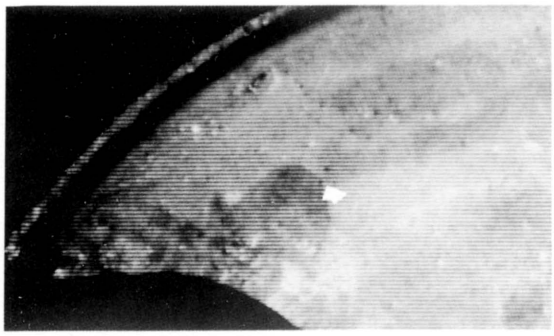
1

4

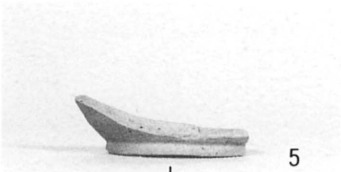
5

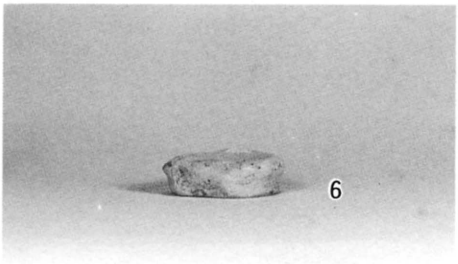
6

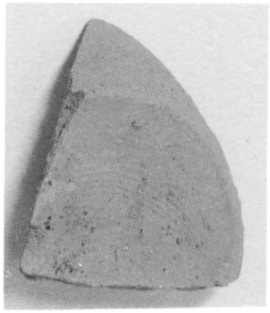
5

7

8

9

10

11

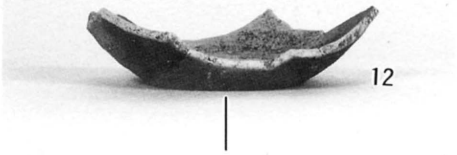
12

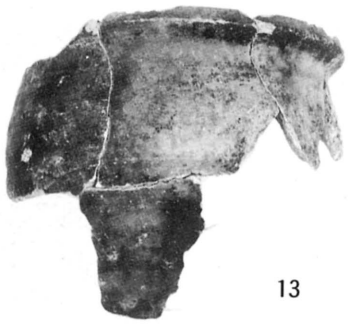
13

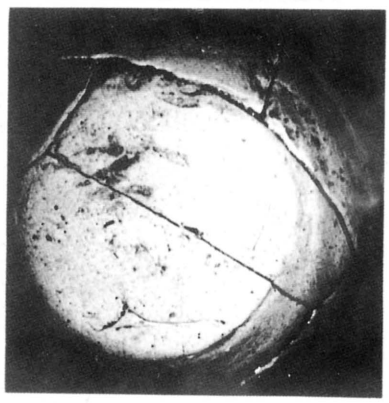
11

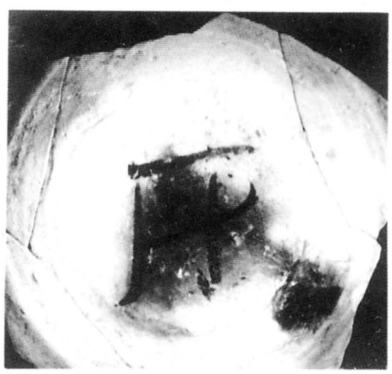
12

図版38　1　ＳＢ1531,　2　ＳＢ1532,　3～5　ＳＢ1533
6　ＳＡ1537,　7～13　ＳＩ1541

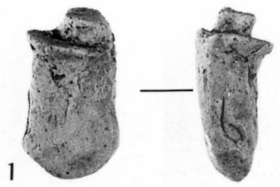

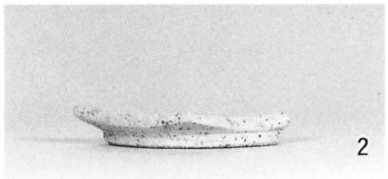

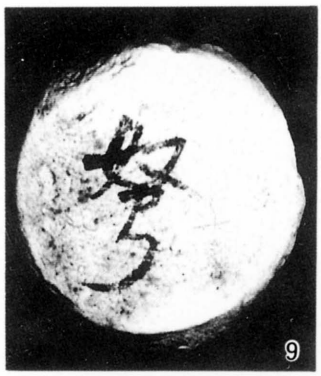

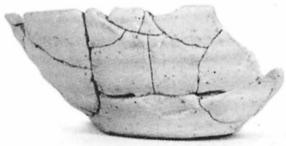

図版39　1・2　SI1541,　3～10　SI1542,　11・12　SI1543
13～19　SI1544

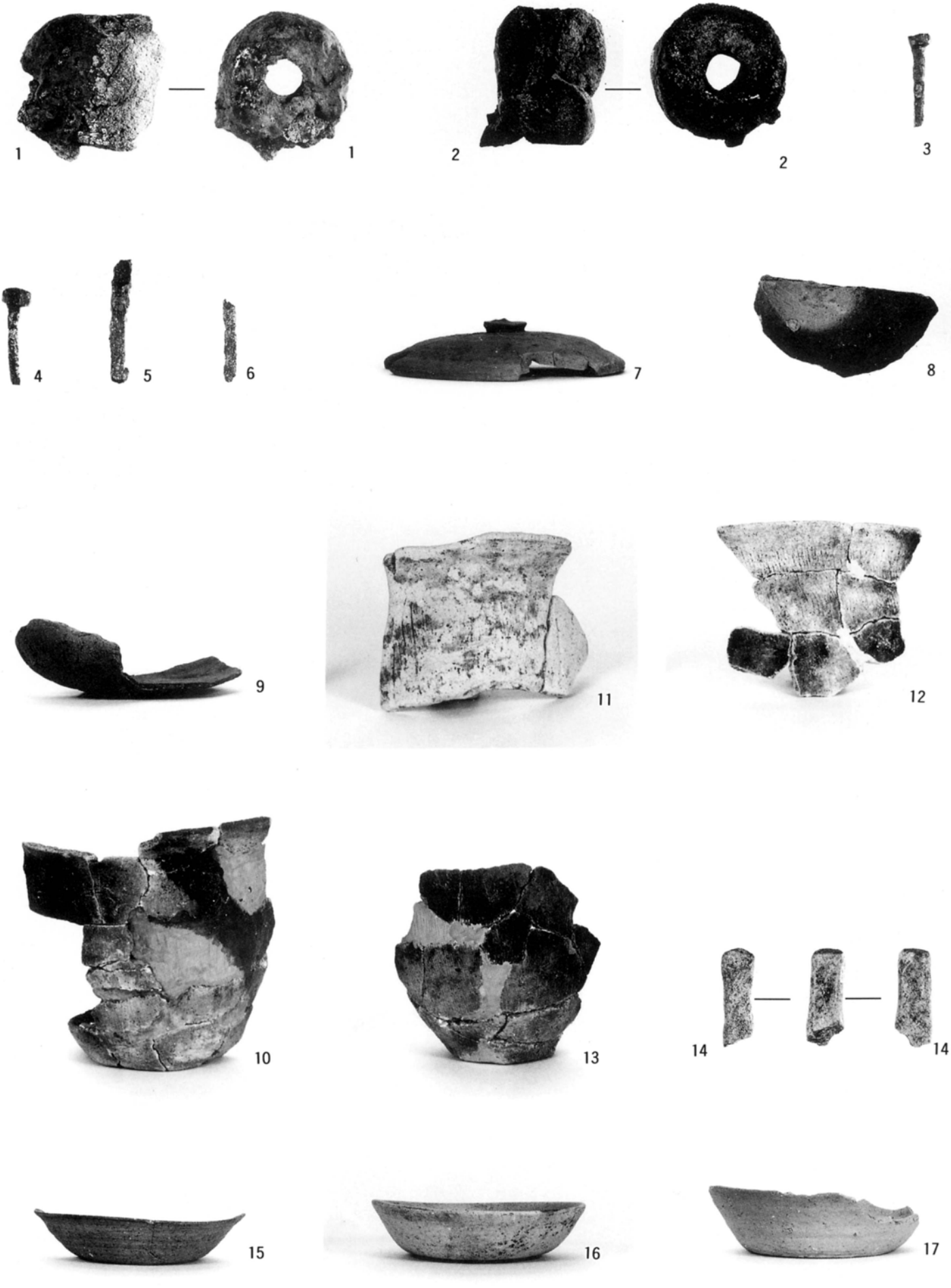

図版40　1～6　S I 1544,　7　S I 1545,　8～14　S I 1546
15～17　S I 1547

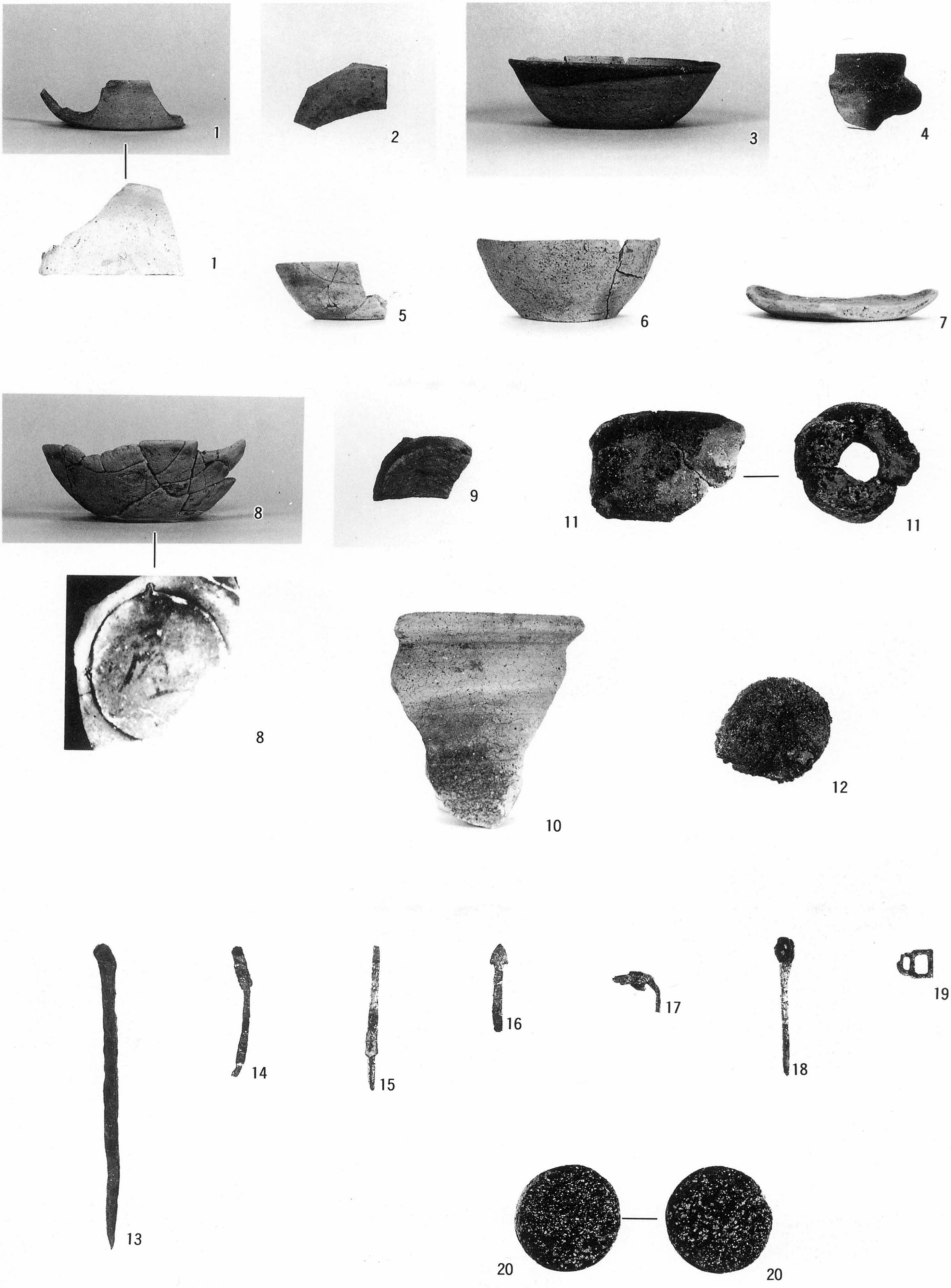

図版41　1～20　ＳＩ1547

図版42　1・2　S I 1548,　3～11　S I 1549,　12・13　S I 1550
14　S D1552

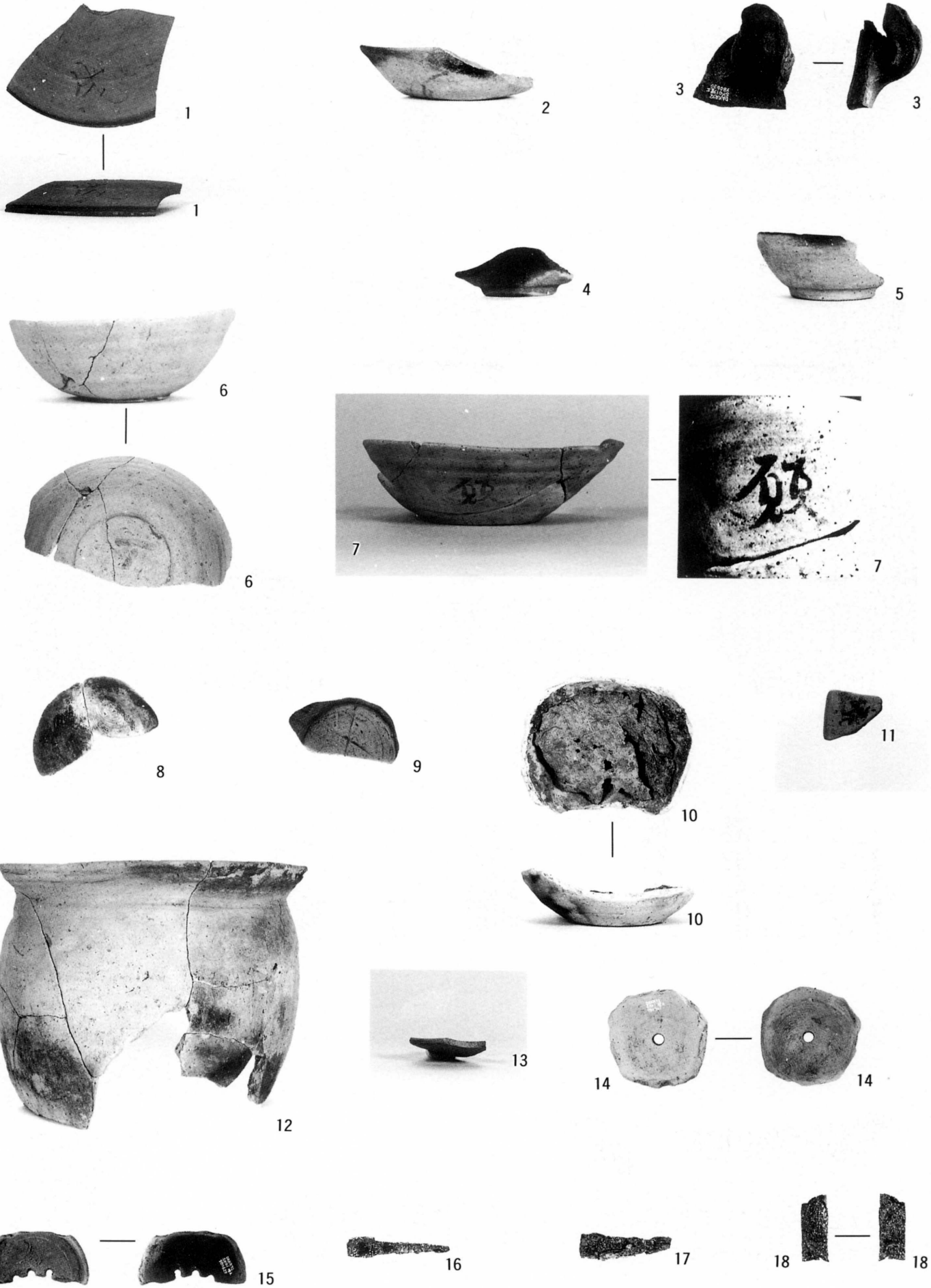

図版43　1　SD1552,　2　SD1554,　3～18　SK1555　第1層

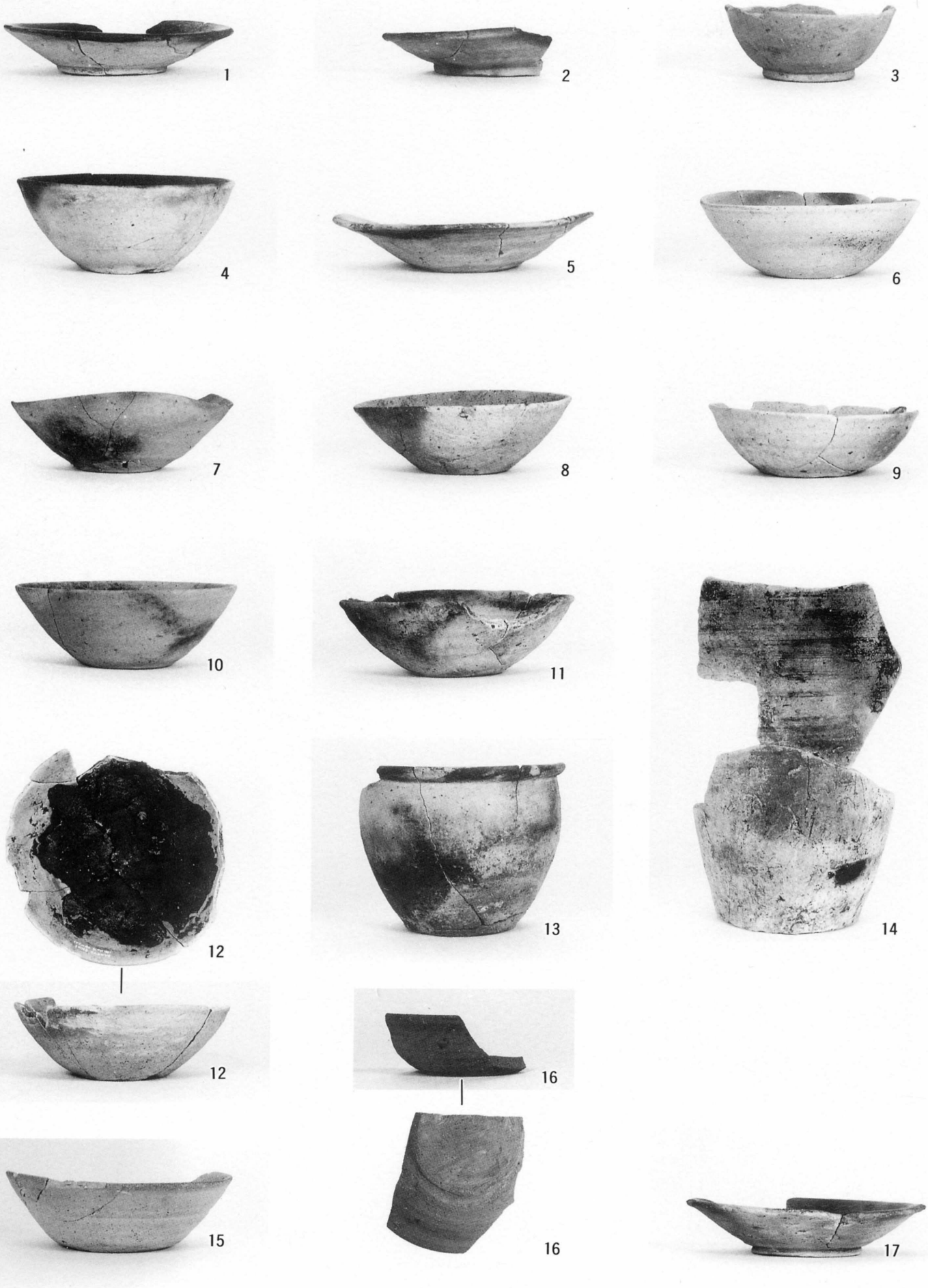

図版44　1～14　SK1555　第2層，　15～17　SK1555　第3層

1

2

3

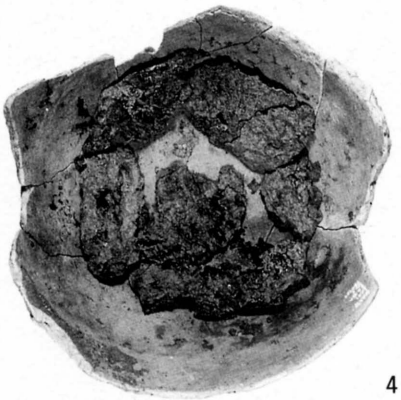
4

5

6

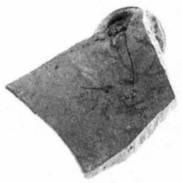
6

4

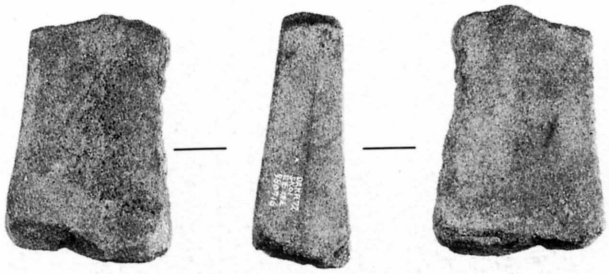
7

8

9

10

11

12

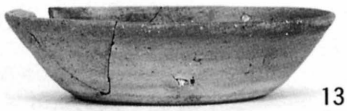
13

14

15

図版45　1～8　ＳＫ1555　第３層，　9～15　ＳＫ1555　第４層

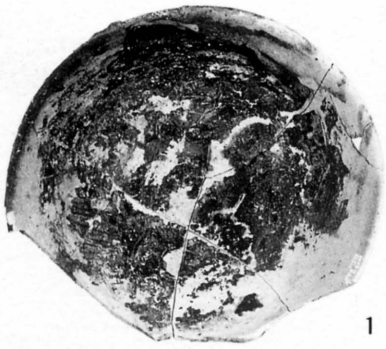
1

1

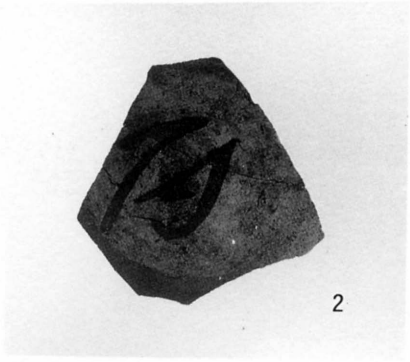
2

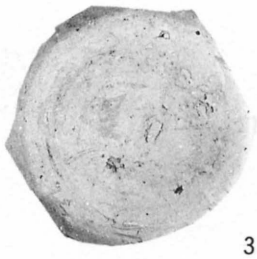
3

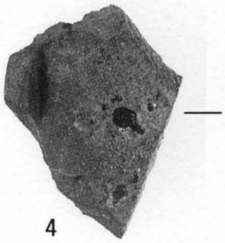
4

4

5

5

6

7

8

9

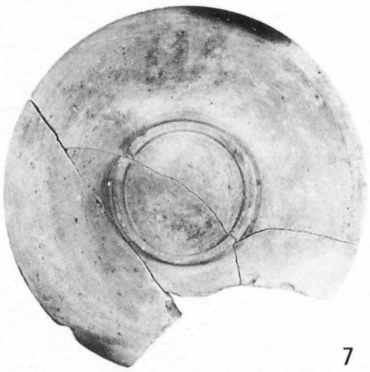
7

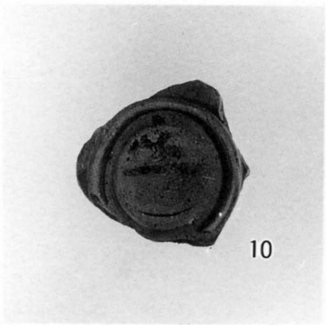
10

11

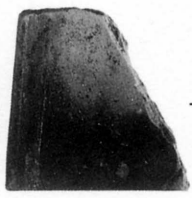
12

12

13

13

図版46　1～13　ＳＫ1555　第４層

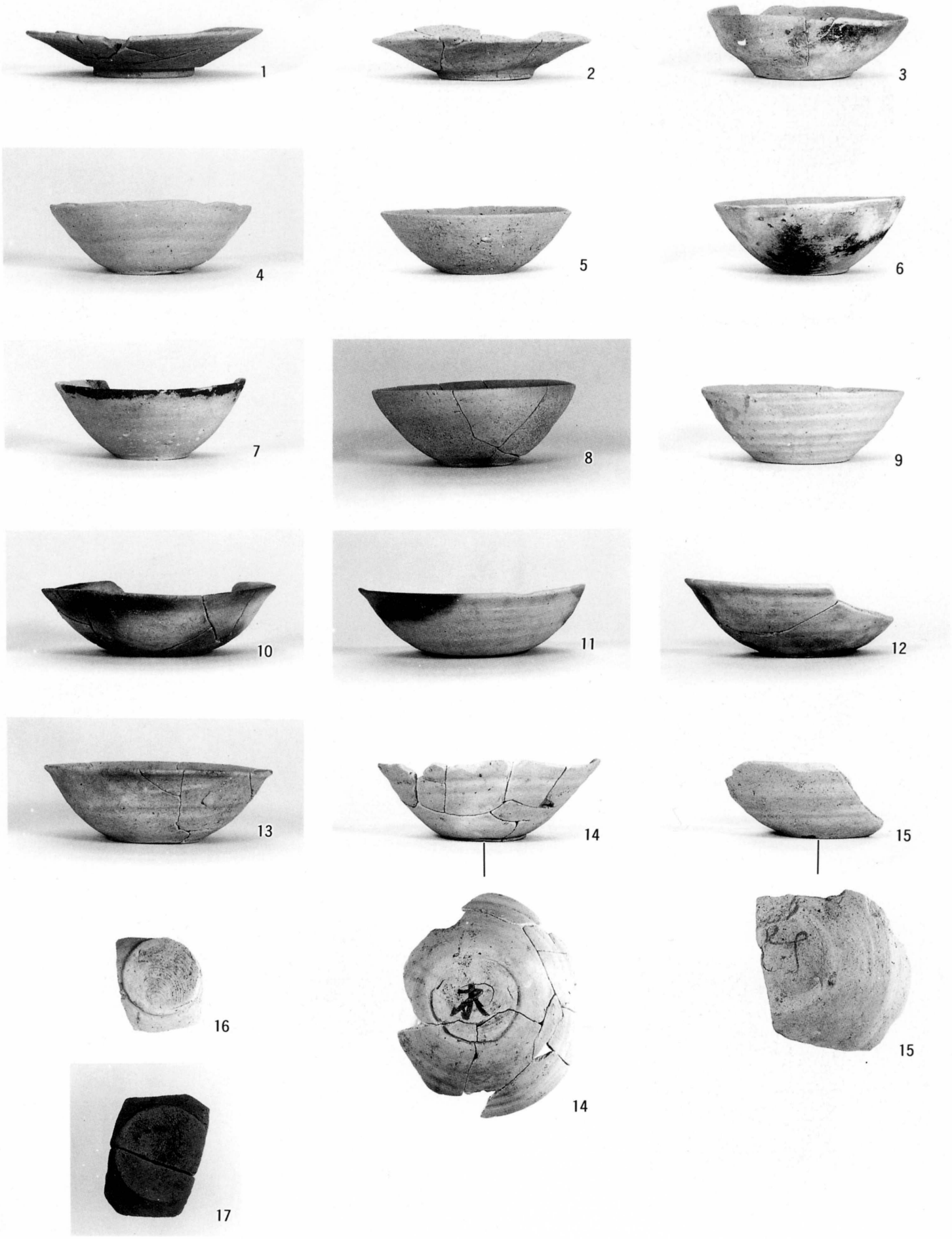

図版47　1～17　ＳＫ1555　第４層

1

1

3

5

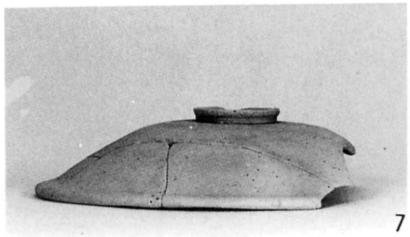
7

4

6

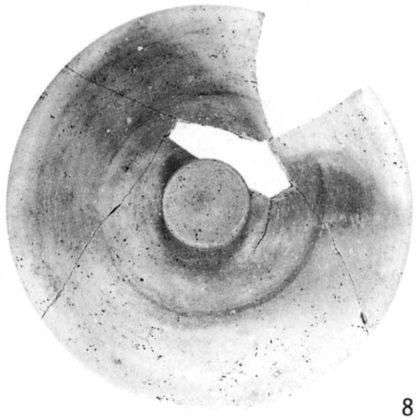
8

2

9

10

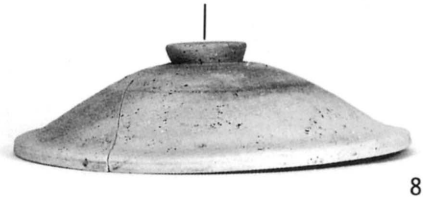
8

11

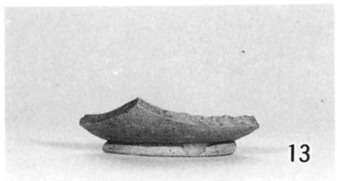
13

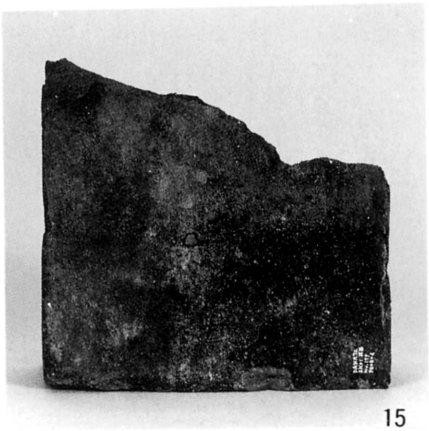
15

14

16

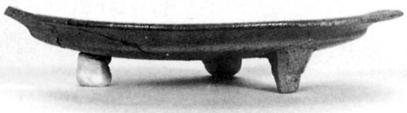
12

図版48　1～16　ＳＫ1555　第４層

1

1

2

2

3

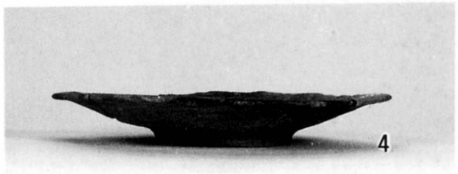
4

5

6

7

8

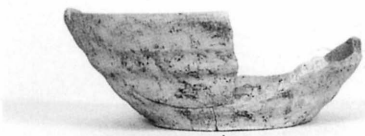
9

9

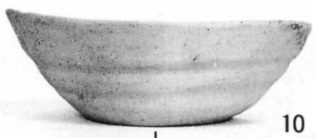
10

10

11

11

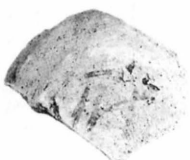
12

13

13

図版49　1～13　ＳＫ1556

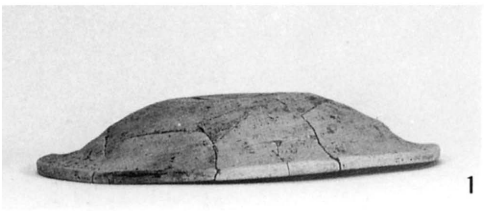
1

3

2

2

4 4

5 5

6

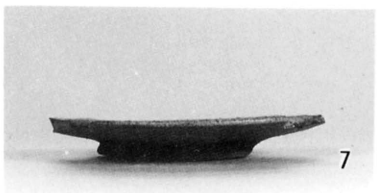
7

8

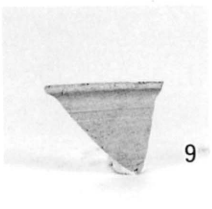
9

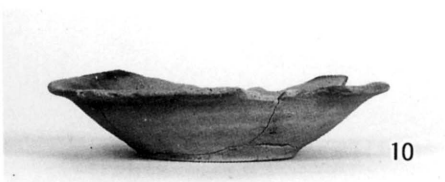
10

11

12

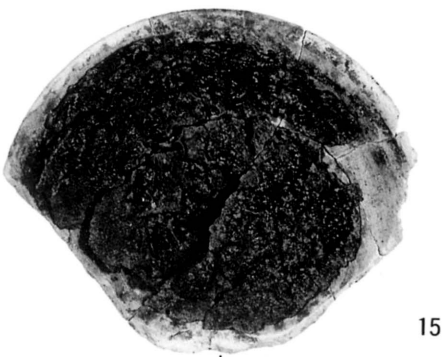
15

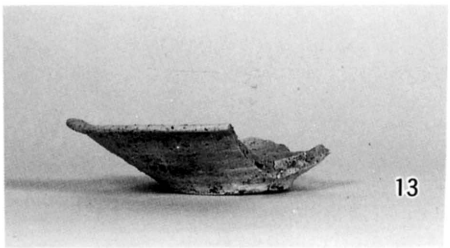
13

14

15

図版50　1～9　SK1556,　10～12　SK1557,　13・14　SK1561
15　SK1563

図版51　1・2　SK1563,　3　SX1577,　4　SX1578
5～12　表土・表採・旧耕作土

1

2

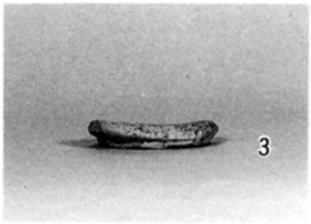
3

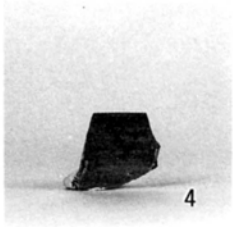
4

5

6

7

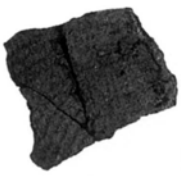
8

9

10

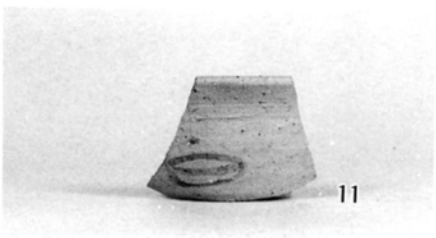
11

12

13

14

15

図版52　1～4　第3層　暗褐色土層,　5・6　第4層　褐色土層
7・8　第5層　黄褐色土層,　9～11　SD1580,
12～15　SK1581

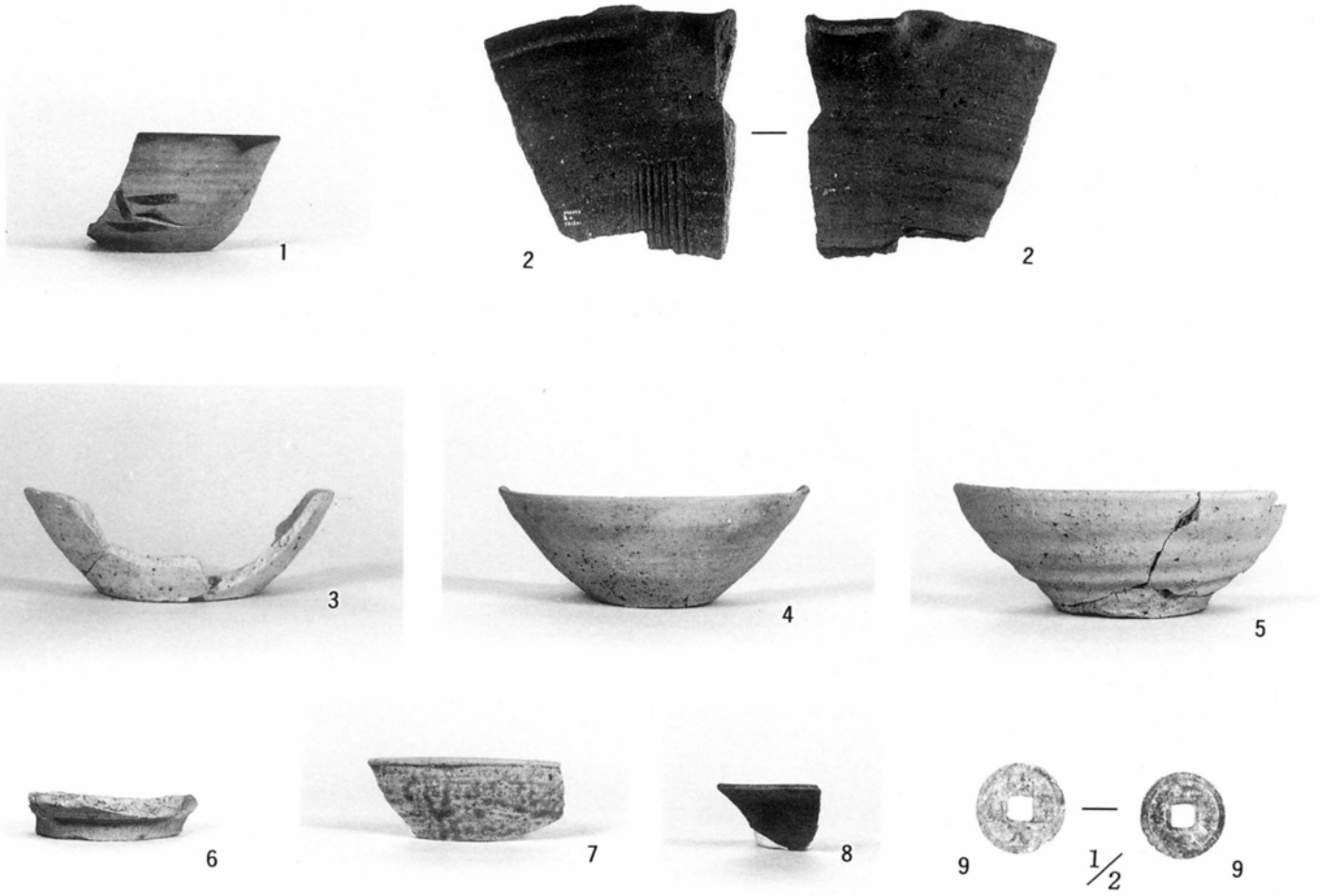

図版53　1・2　表土・旧耕作土，　3～9　第3層　黒褐色土層
10～11　ＳＩ1544出土鉄滓

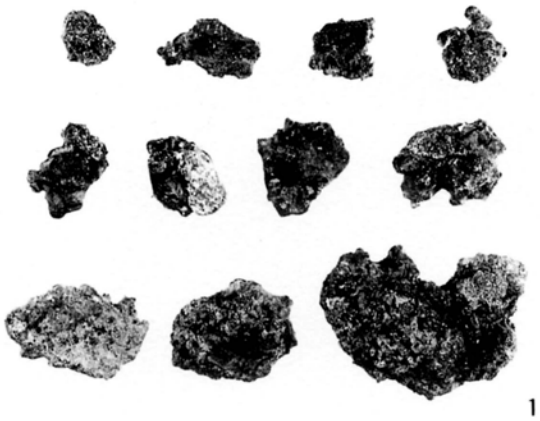

1

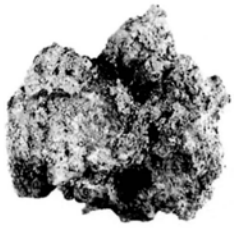

2

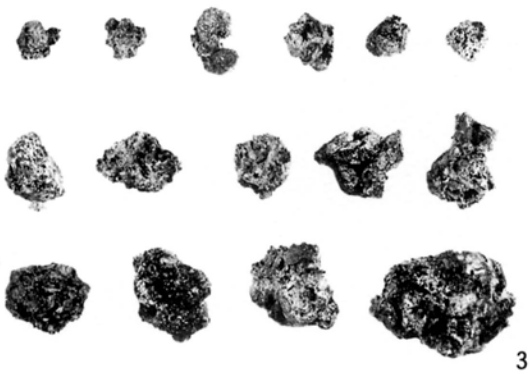

3

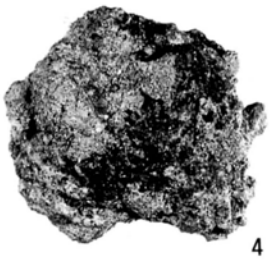

4

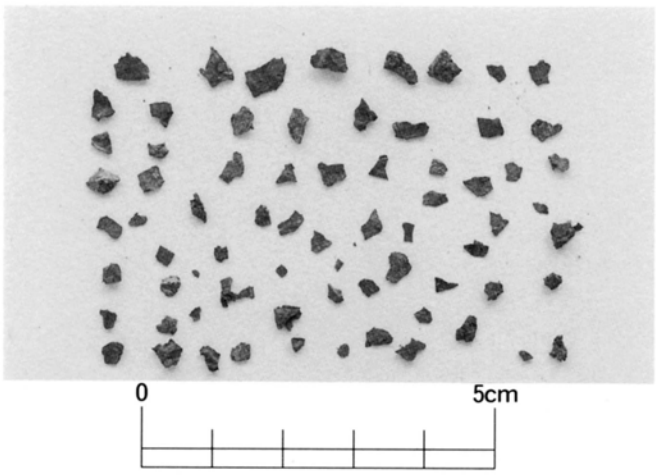

ＳＩ1547床面採集　鍛造剝片

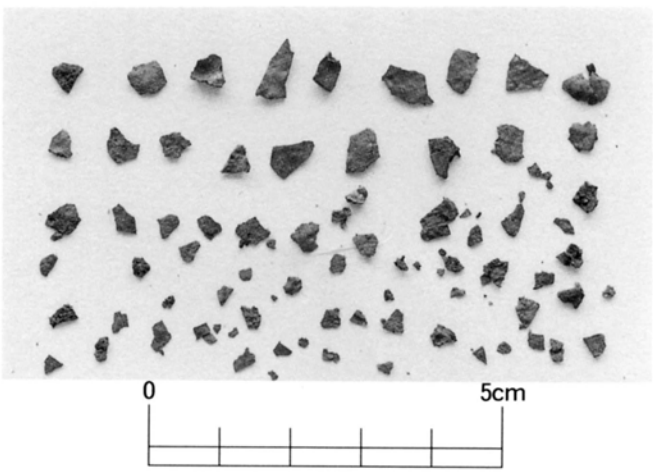

ＳＩ1549床面採集　鍛造剝片

図版54　1・2　ＳＩ1547出土鉄滓，　3・4　ＳＩ1549出土鉄滓

Ⅷ　秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について

国立歴史民俗博物館教授　平川　南

秋田城跡第七二次調査出土の漆紙文書は、総点数約三十四点以上に達し、いまだ調査中であり、未整理のものも相当数ある。今回は、現段階でほぼ整理を終えた主な文書について、その釈文・記載様式そして内容などに関して概要を紹介するにとどめたい。今回の文書については、数点が複雑に重なり合った状態で出土しており、それを展開していった過程など、出土状態や文書の形状等の報告は省略した。いずれにしても、第七二次調査の漆紙文書については、今後改めて正式な報告書において全容を明らかにする予定である。

十六号文書

〔釈文〕―図1参照　〔実測図〕―図2参照

（一）記載様式

二段書きの歴名記載の帳簿である。その記載様式は、戸ごとに戸主名を冒頭に記し、以下に「人名＋年齢　年齢区分　＋死亡年月日」と死亡した戸口を列記している。二段書きの歴名帳および人名の下の二行割書は、正倉院文書として伝わる中央に京進された公文類には例をみない。しかし地方から出土する漆紙文書には類似の記載が認められる。

二段書きの歴名記載が見られるのは、秋田城跡第三六次発掘調査（護国神社境内）出土第二号文書〈出挙帳様文書〉である（註1）。この文書の年代は八世紀中頃かと考えられる。

漆紙文書2

□柒拾人
□直忍麻呂戸口
□伍束
□貳束
□伍束
□束

□□拾参束伍把
□□麻呂貳束
丸子部□刀自賣伍束
戸主秦連恵尓□
戸主磯部小龍戸口
□部小刀自賣伍束
戸主□太部道石□束

この文書は、国府に備えられた出挙関係の帳簿に相当するものと考えられる。

また、人名の下の二行割書は、茨城県鹿の子C遺跡の第九五号文書に類似の記載がある（註2）。それは郡家段階で作成した計帳に、年齢区分と身体的特徴の記載が年齢の下に小字で二行割書されている。

□　□年貳拾	□□	
□占部真妹女年貳拾捌	□□	
妹占部子稲主女年貳拾捌	正女 右目後黒子	
妹占部申虫女年貳拾伍	正女 頑痲	
占部廣刀自賣年參拾捌	正女	

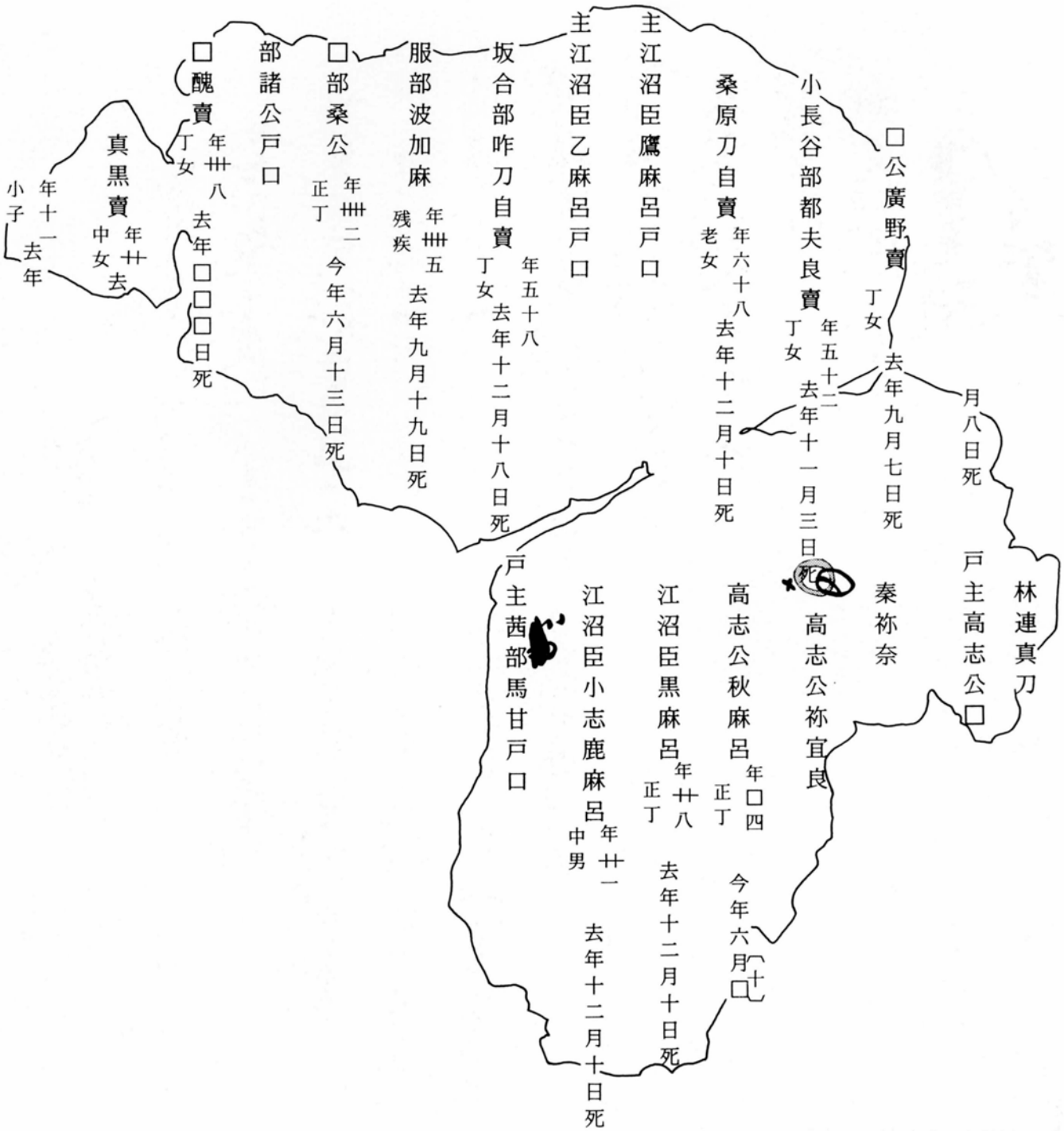

□公廣野賣 丁女 去年九月七日死

月八日死

林連真刀

戸主高志公□

秦祢奈

高志公祢宜良

小長谷部都夫良賣 年五十二 丁女 去年十一月三日死

桑原刀自賣 年六十八 老女 去年十二月十日死

主江沼臣鷹麻呂戸口

主江沼臣乙麻呂戸口

坂合部咋刀自賣 年五十八 丁女 去年十二月十八日死

服部波加麻 年卌五 残疾 去年九月十九日死

□部桑公 年卌二 正丁 今年六月十三日死

部諸公戸口

□醜賣 年卅八 丁女 去年□□□日死

真黒賣 年廿 中女 去

年十一 小子 去年

高志公秋麻呂 年□四 正丁 今年六月□(十)

江沼臣黒麻呂 年廿八 正丁 去年十二月十日死

江沼臣小志鹿麻呂 年廿一 中男 去年十二月十日死

戸主茜部馬甘戸口

図1　16号文書　釈文

図2　16号文書　実測図
〔左文字を反転させた図〕

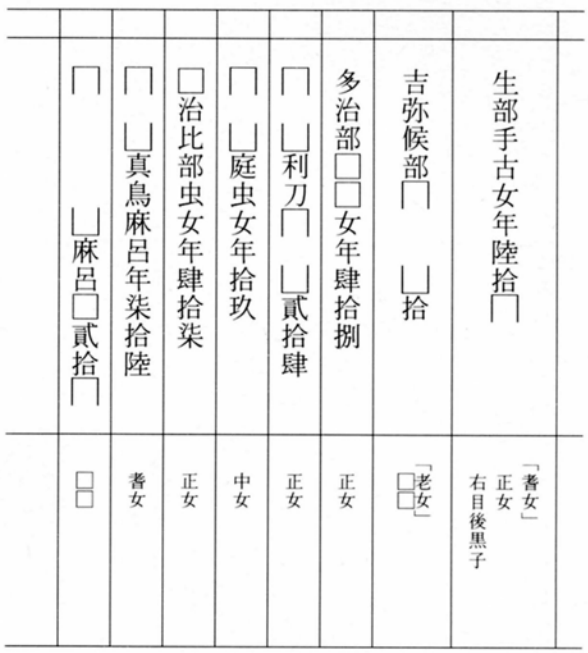

生部手古女年陸拾□	「耆女」 正女 右目後黒子	
吉弥候部□　□拾	「老女」 □□	
多治部□□女年肆拾捌	正女	
□□利刀□　□貳拾肆	正女	
□□庭虫女年拾玖	中女	
□治比部虫女年肆拾柒	正女	
□　□真鳥麻呂年柒拾陸	耆女	
□　□麻呂□貳拾□	□□	

河内国大税負死亡人帳

戸主伊我臣入鹿戸物部刀良年拾壱（陸）　税肆拾束死天平九年六月十日

戸主海犬養（ママ（犬））麻呂戸

民首髪長売年伍拾玖　税参拾陸束死天平九年七月十日

戸主牛鹿部県戸日下部姉女年伍拾肆　税参拾束死天平九年八月十日

同戸酒人袁尓売年弐拾　税参拾束死天平九年八月十五日

戸主車持連龍麻呂年伍拾弐　税肆拾束死天平九年二月十日今戸主首

戸主酒人長麻呂年伍拾弐　税参拾陸束死天平九年八月十日今戸主賀等理

戸主日下部吉師首麻呂戸

日下部牟良自年肆拾玖　税参拾陸束死天平九年九月五日

（国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』一九九二年　より）

この二点の帳簿は、公出挙稲（大税）を負ったまま死去した人々の歴名簿であり、天平九年、天平十一年分（正月～十二月）をそれぞれ記載している。この場合は公出挙稲を負ったまま死亡した人のみの名簿である。

今回の帳簿は、去年七月から今年六月までの一年間の死亡した人を書き記したものである。

『延喜式』（主計下）勘大帳条に「死亡帳」の名がみえ、また『政事要略』巻五十七（交替雑事十七・雑公文事上）の雑公文事には大帳枝文として、数多くの帳簿類があげられているが、

二段書きおよび二行割書は、京進文書の記載様式ではなく、地方官衙にとどめ置く公文に特徴的な、実用的な記載様式といえる。さらに本帳簿には、墨抹消や墨と朱による圏点（〇印）と「×」印が付されている。これらからも、本帳簿は上申されるものではなく、秋田城内で実際に事務処理に活用されたものであることは明らかであろう。

死亡年月日を記す現存の帳簿としては、正倉院文書二点がある。

〇天平九年（七三七）の河内国大税負死亡人帳（天理図書館蔵）

〇天平十一年（七三九）の備中国大税負死亡人帳（正倉院蔵）

私案大帳枝文

目録帳　郷戸帳　浮浪人帳　中男帳　隠首帳　雑色人帳　高年帳
老丁帳　癈疾帳　學生帳　逃亡帳　神戸帳　多男父帳　中男残帳
死亡帳　残疾帳　遭喪帳　祢宜祝帳　老残帳　陵子帳

その中に、「死亡帳」が存在している。

なお、上段に横墨界線を認められるが、下段には確認できない。この四本の横界線は四本が本帳簿の冒頭に集計部分を有していることを示している。

死亡帳簿とされるものは、長岡京跡第三四一次調査で漆紙文書「延暦九年死亡人帳」が出土しているが、数片の断片で、死亡年月日など一部しか知ることができない（註3）。

（二）記載内容

本帳簿に記載された内容を整理すると、表1のようになるであろう。

（三）ウジ名の分布

・高志公

高志公は、越＝高志＝古志という地域名＋公であり、左のような分布例が知られている。

○西大寺流記資財帳（八世紀後半）
「頸城郡大領高志公船長」
○新潟県三島郡和島村八幡林遺跡第一号木簡（八世紀前半）
五八五×三四×五

表1　十六号文書記載内容

戸主	戸口	年齢 年齢区分	死亡月日
戸主 ――	林連真刀 ――	――	――
	――	――	―月八日死
戸主高志公□ ――	―□公広野売	丁女	去年九月七日死
	秦　祢奈 ――		
	小長谷部　都夫良売	年 52 丁女	去年十一月二日死
	高志公　祢宜良 ――	――	――
	桑原　刀自売	年 68 老女	去年十一月十日死
	高志公　秋麻呂	年 4 正丁	今年六月□十 ――
戸主江沼臣　鷹麻呂	江沼臣　黒麻呂	年 28 正丁	去年十二月十日死
戸主江沼臣　乙麻呂	江沼臣　小志鹿麻呂	年 21 中男	去年十二月十日死
	坂合部咋刀自売	年 58 丁女	去年十二月十八日死
戸主　茜部　馬甘	服部　波加麻	年 45 残疾	去年九月十九日死
―― 又は	――		
	□部桑公	年 42 正丁	今年六月十三日死
―― 部諸公	――	――	――
	―□醜売	年 38 丁女	□□□日死
―― 又は	――		
	―― 真黒売	年 20 中女	去 ――
―― 又は	――		
	――	年 小子	去 ――

・「郡司符　青海郷事少丁高志君大虫　右人其正身率□（身カ）」
・「虫大郡向参朔告司□率申賜　符到奉行　火急使高志君五百嶋　九月廿八日主帳丈部□」

和島村八幡林遺跡は古代の越後国頸城郡・古志郡など、越後国南部に分布したウジ名といえる。結局のところ、「高志公」は、古代の越後国古志郡の中心地である。

・江沼臣

「江沼臣」は加賀国江沼郡（弘仁十四年〈八二三〉二月三日太政官奏において、越前国江沼・加賀二郡を割いて加賀国を建置した）を本拠とするウジ名である。

○天平三年（七三一）越前国正税帳
「江沼郡主政江沼臣大海」
「江沼郡主帳江沼臣入鹿」
○天平五年（七三三）越前国郡稲帳
「江沼郡大領江沼臣武良士」
○天平十二年（七四〇）越前国山背郷計帳
「江沼郡山背郷郷長江沼臣族忍人」

・小長谷部

現存史料によれば、「小長谷部」の分布は、越中二例、信濃二例、甲斐二例、遠江、上野、下総など、東国に集中している。秋田城外郭東門跡第五四次調査出土木簡には、十六号「小長谷部マ犬万呂」、十七号「小長谷大町」の二例が知られる。

以上のウジ名分布（註4）をみても、「高志公」「江沼臣」のように、北陸道地域からの出羽国内へ移住を明確に認めることができる。

なお、秋田城第五四次調査出土木簡のなかに、

六十四号
・「〈三国浄万呂調米五×
・「〈　三月九日　×

とあり、「三国」は「三国坂井縣」（上宮記逸文）で知られるように、越前国坂井郡には、「三国真人」の存在がきわだっている。この「三国浄万呂」も国郡郷名を伴わない調米の付札に記された貢進者名であるので、北陸地方から移り出羽国内に在住していたと考えられる。

ところで越前・越後両国からの出羽国への移住については、史料上、和銅五年（七一二）の出羽国建置まもない時期に次のような記事がみえるのみである。

『続日本紀』和銅七年（七一四）十月丙辰条
勅割二尾張。上野。信濃。越後等国民二百戸一。配二出羽柵戸一。

『続日本紀』霊亀二年九月乙未条（同三年二月丁酉条重複か）
（前略）因以二陸奥国置賜最上二郡。及信濃。上野。越前。越後四国百姓各百戸一。隷二出羽国一焉。

これら一連の記事以降、史料上には全くみえないが、おそらくは、その後、越前（加賀）・越後など北陸道諸国からの出羽国への移住は小規模ながら継続していたのではないかと推測される。

この死亡帳はおそらく秋田城の支配領域（秋田平野を中心とする秋田郡域ほか）の民について記載したもので、この帳簿を浄書したのち、当時の出羽国府（庄内平野）に提出されたであろう。死亡帳は大帳の枝文であるので、本来は大帳使が都に遣わされるが、『類聚三代格』嘉祥二年〈八四九〉閏十二月二十六日の太政官符によれば、出羽国の

場合、朝集使に大帳を付して九月末日までに京進することとしている。

死亡帳は、造籍と造籍の間に毎年作成されるものである。この帳簿は、すでに京進されている戸籍に載せられていた人についてだけその死亡者名を提出するのであるゆえに、造籍後に生まれた乳幼児については記載しないのであろう。

この死亡帳によれば、戸主高志公（名を欠く）の戸では一年間（去年八月～今年七月）に六人も死亡するという異常さである。

死亡年月日と老若男女を対比させてみると、女性と老人が去年の九月ごろから十二月までの間に死亡し、今年の六月ごろに成人男子が死亡している。

九世紀前半は、日本古代史上でもまれにみる天変地異の続いた時期である。

各地の火山の噴火・大地震・異常気象と思われる長雨や風水害による凶作あり、さらには疫病などに連続して襲われ、飢饉が続発した時期である。

特に、出羽国では八四〇年以降、飢饉にたびたび襲われたのである。

表2参照

死亡帳の死者全体をみると、地震や疫病によるものではなく、凶作が続き去年九月の収穫期も不作のため体力と食糧のない女性や老人が相次いで亡くなり、最後まで当時の税の負担者であった成人男子がわずかな食糧を食いつないだが、今年六月にはついに死亡したと推測することができるのではないか。

表2　東北地方災害一覧

全国		東北地方	
812 弘仁3	飢饉		
815 弘仁6	長雨		
817～818	不作・疫病		
823 弘仁14	飢饉		
		829 天長6	陸奥出羽　疫病
		830 天長7	出羽　大地震
		837 承和4	陸奥　火山噴火
		841 承和8	出羽　飢饉
		843 承和10	陸奥　飢饉
849 嘉祥2～	風水害による飢饉続発	846 承和13	出羽　飢饉
		850 嘉祥3	出羽　大地震
853 仁寿3	疱瘡		

十七号文書

〔釈文〕―図3参照　〔実測図〕―図4参照

〔内容〕

本文書の記載様式は、人名＋年齢＋年齢区分を列記している。

残存する部分のみでは、次のような戸の構成が想定できる。

戸の構成模式図

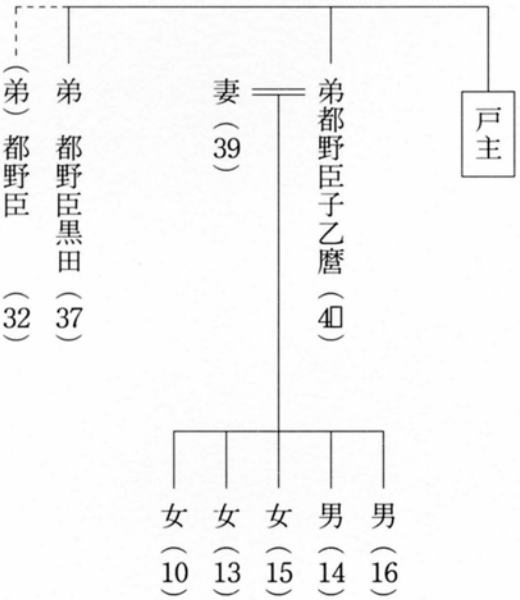

以上の記載様式・内容から判断するならば、本文書は戸籍の一部であるとみて問題ないであろう。

平安期の戸籍は、次のような記載様式の特徴があげられる（註5）。

（イ）　各戸の首部に、戸口の変動＝損益の集計記載が行われる様式になっている。

（ロ）　緑（黄）子・女（一～三歳）の記載がなく、少子・女も十歳以上であり、はなはだ少ない。

（ハ）　女子が比較的多い。

（ニ）　年齢と年齢区分との関係記載がはなはだしく混乱している。

これら平安期における戸籍の特徴については、十世紀初めの延喜期二通、十世紀末の長徳期二通、十一世紀初めの寛弘期の一通を対象としている。

本戸籍断簡は、九世紀半ば以前のものであることは間違いない。本戸籍について、上記の平安期の戸籍の特徴を簡単に検討してみたい。

まず（イ）の戸の首部は、断簡ゆえに不明である。（イ）の男女の割合は、男性五人、女性九人であり、男性に正丁も二ないし三人含まれている。（ニ）の年齢と年齢区分との記載には混乱がみられない。一方、（ロ）は小女が十歳以上であるが、小断簡であるので全体的傾向とはいえない。

以上のように、本戸籍断簡は、平安期の戸籍ではなく、むしろ八世紀代の戸籍の特色とあまり変わらないといえよう。

本戸籍は、戸主弟の妻「丈部」姓をのぞくと、すべて「都野臣」である。「都野」＝「都努（怒・能・濃）」＝「角」であり、紀臣と同祖で、仁徳朝、その児の男嶋足尼は都怒国造（周防国都濃郡都濃郷）に任ぜられた（国造本紀）とされている。これまでの出羽国関係史料には、「都野臣」はなく、初見史料といえる。

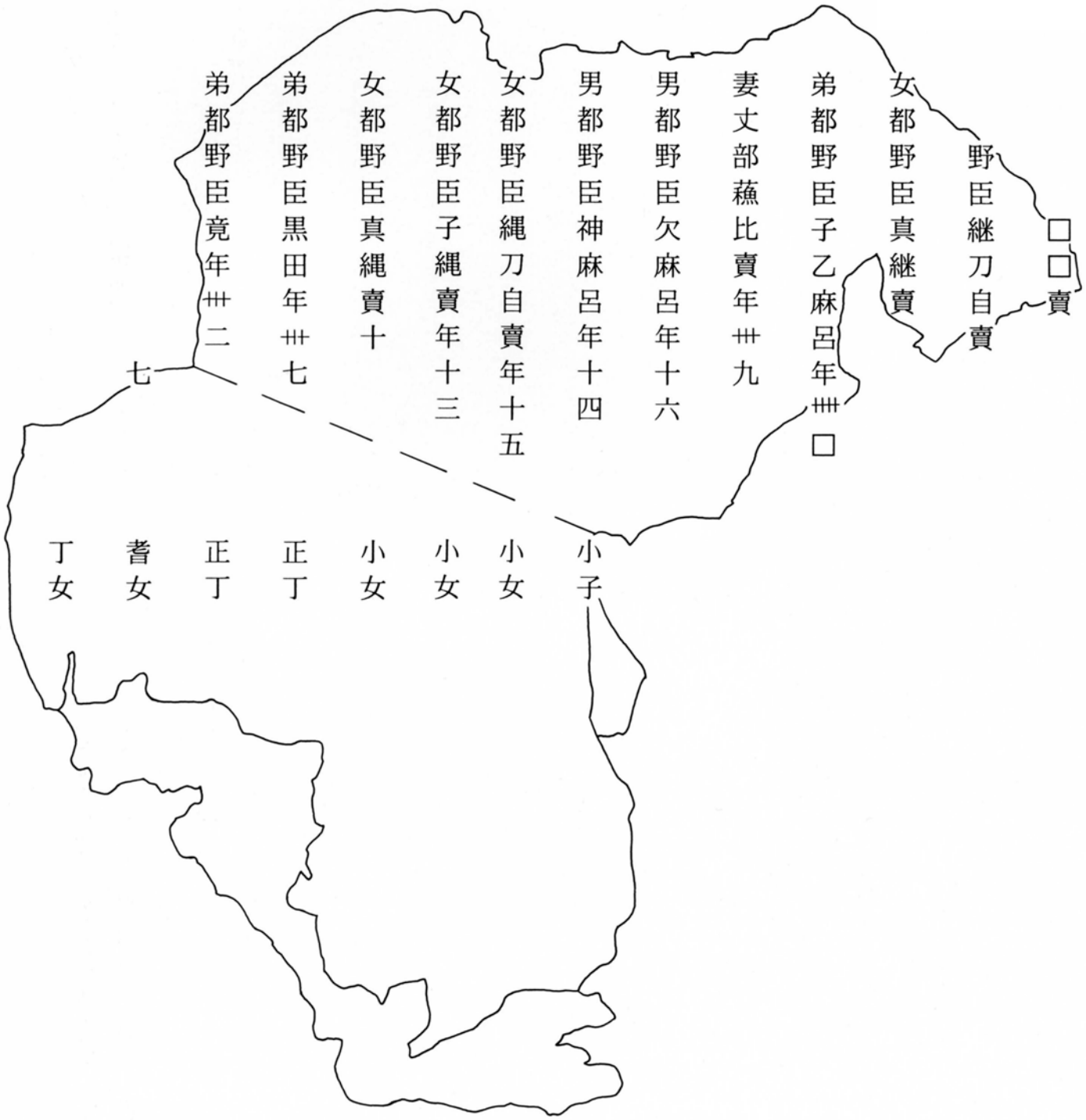
女都野臣真継賣
野臣継刀自賣
□□賣
弟都野臣子乙麻呂年卌□
妻丈部蘇比賣年卌九
男都野臣欠麻呂年十六
男都野臣神麻呂年十四
女都野臣縄刀自賣年十五
女都野臣子縄賣年十三
女都野臣真縄賣十
弟都野臣黒田年卌七
弟都野臣竟年卌二
七
小子
小女
小女
小女
正丁
正丁
耆女
丁女

図3　17号文書　釈文

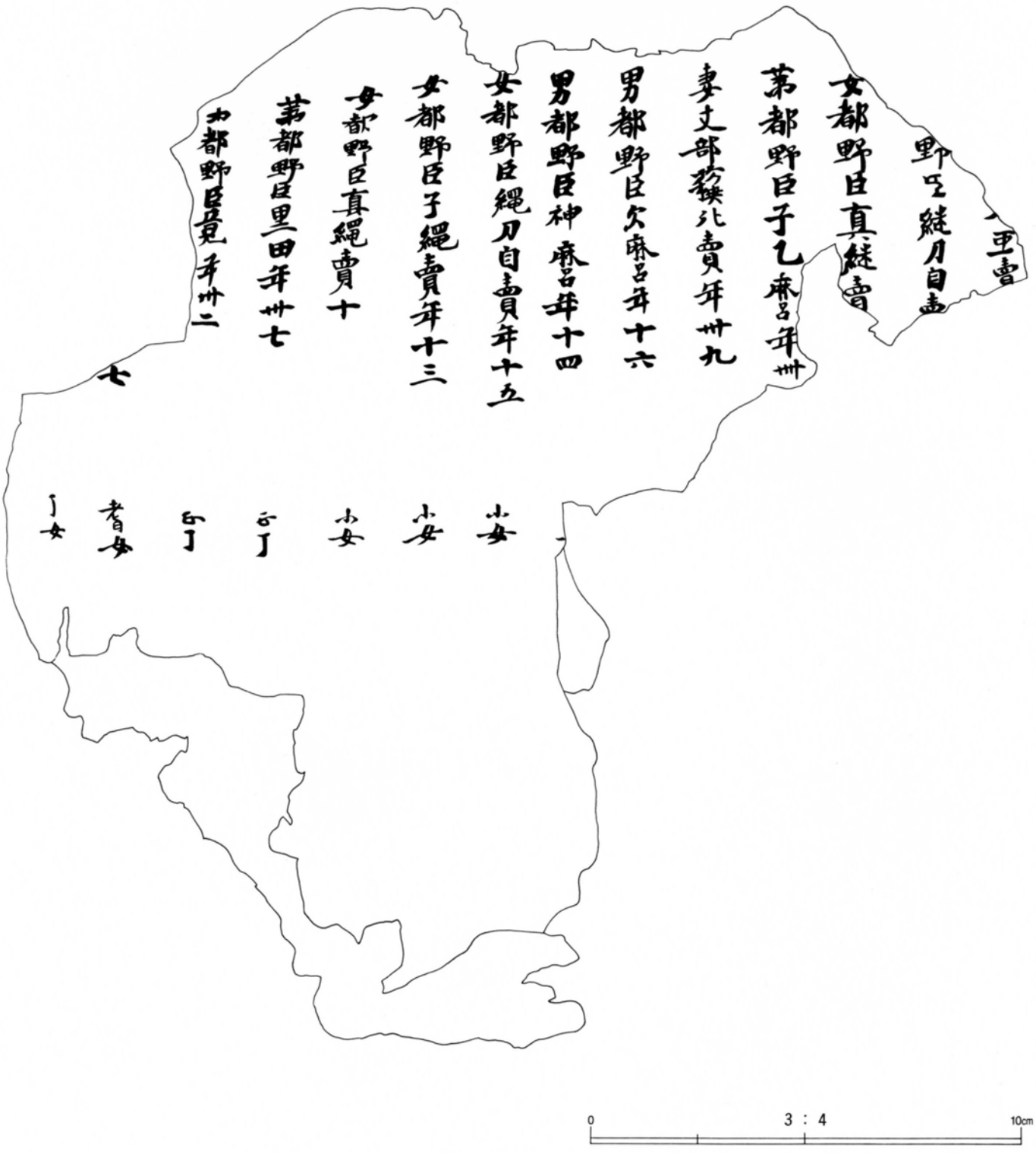

図4　17号文書　実測図

〔左文字を反転させた図〕

十八号文書

〔釈文〕―図5参照　〔実測図〕―図6参照

〔内容〕

本文書の記載様式は、次のとおりであり、続柄が記されていないが、現段階では、本文書は計帳様文書の断簡とみておきたい。

界線は折界でなく、裏面からのヘラによる押界と判断される（註6）。

戸主□公―戸口合〇〇人
――――
――――
――――
戸主小高部公―戸口合四十七人
□不課
□課

八世紀の計帳

戸主――戸口
去年計帳定良口〇〇人　男〇人　女〇人

今年計帳見定良大小口〇〇人
不課口〇〇人
男〇人　〇人△△△〇人△△
女〇人　〇人△△△〇人△△
課口〇人
見輸〇人　△△
課戸主――年〇〇　△△

〇印は数字
△印は年齢区分

残存する部分では、次のような戸の構成が想定できる。

計帳の模式図

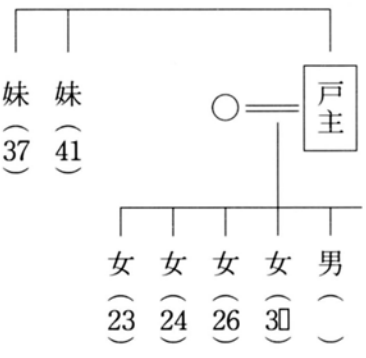

「和太公」は、現地名＋公（君）姓であり、この記載のしかたは蝦夷が律令国家に服属した時のウジ名とされている。

「和太公」の「和太」という地名は、現在、秋田城の南東、河辺郡河辺町和田に該当すると考えられる。「和田」の地名は、『日本歴史地名大系』（平凡社）によれば、天正十九年（一五九一）の出羽国秋田郡御蔵入目録写（秋田家文書）に、「弐百四拾弐石四斗八升弐合　鮎川村　わた村」とあり、中世末には村として成立していたことが知られている。

図5　18号文書　釈文

図6　18号文書　実測図　　〔縦界線は押線〕

「小高野公」の「小高野」という地名は、現在、河辺町〃和田〃のすぐ西に隣接している北野田高屋字小高付近に比定される。『角川日本地名大辞典』(角川書店)によれば、天正十九年(一五九一)正月吉日豊臣秀吉が秋田実季の当知行を安堵した朱印状写に賀川村と併記して「おたか村」七十七石余とあるのが初見とされている(秋田家文書)。

和田・小高両地域付近の蝦夷が国家側に服属した時に計帳に登載され、その計帳は課税等の基本台帳としたことが想定される。小高野公三手継の戸の構成員が合わせて「四十七人」という数値は、蝦夷の現地支配が大きな単位で掌握されていたことを示す貴重な史料として注目しておきたい。

結局のところ、この計帳を「夷俘帳」および「俘囚計帳」に類似したものとみなした場合は、これまで、次のような史料から、その帳簿の存在は知られていたが、実例としては初見とすることができるであろう。

『日本後紀』弘仁二年(八一一)三月十一日条

始令下二諸国一進中俘囚計帳上。

『延喜式』(主計式帳除条)

凡大帳六年一除。調庸死亡。俘囚。隠首。季帳及諸司返上等帳者。三年一除。雑任帳一年一除。

『延喜式』(主税式勘税帳条)

凡勘二税帳一者。先據二去年帳一。勘二会今年帳一。次計二会出挙。祖地子。駅伝馬。池溝。救急。公廨。夷俘。在路飢病。及倉附等帳一。

(後略)

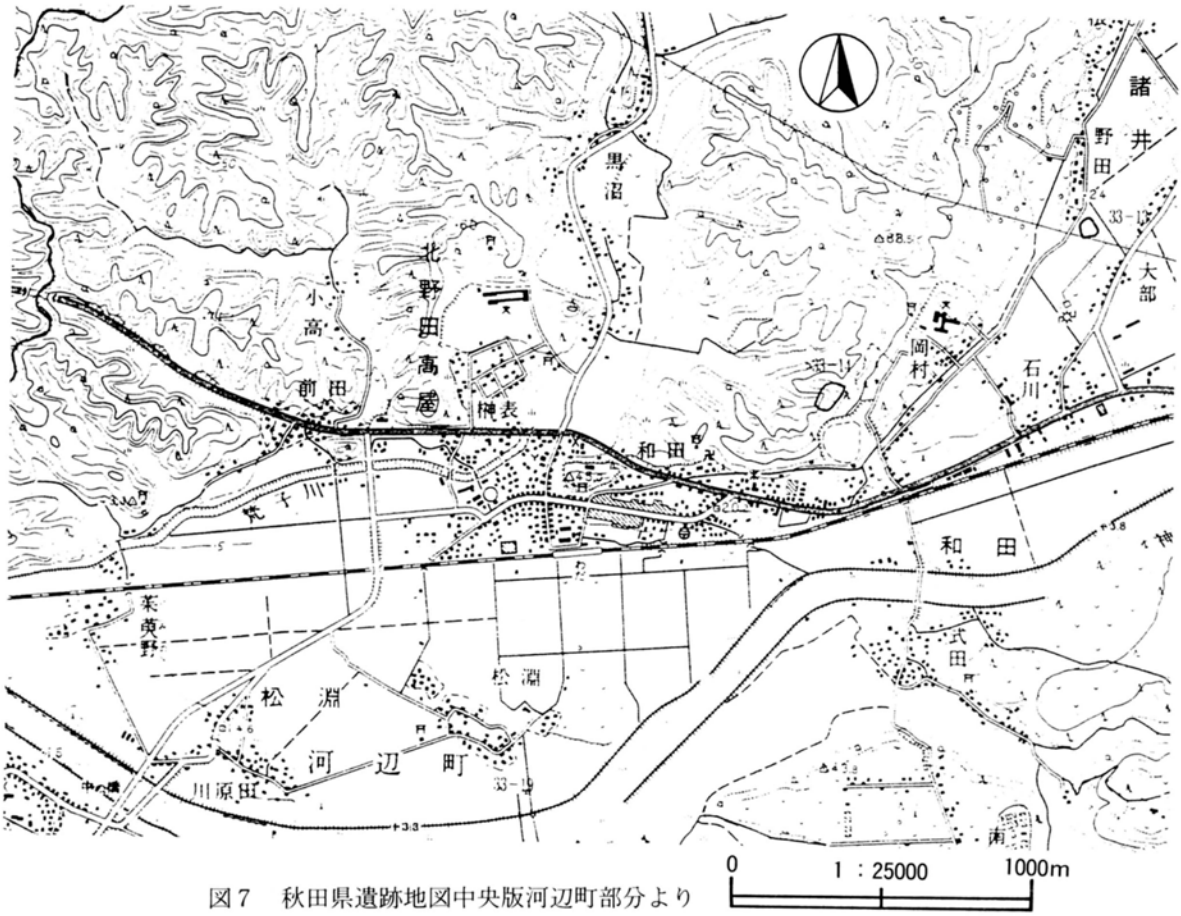

図7　秋田県遺跡地図中央版河辺町部分より

十九号文書

〔釈文〕〈表（おもて）面〉

×五石　伴子福人手×

×□手四石　下毛野公遠守手×

後色二×

〈裏面〉　未調査のために釈文を略す

〔内容〕

本文書の記載様式は、

人名＋「手」＋数量

を列記している。「手」は、主として、手工業生産に携わる技術者を指している。次のようないくつかの例が知られている。

織手　『令集解』職員令織部司条古記所引別記

鋳手　『類聚三代格』承和四年四月一日官符など

作器手　『類聚三代格』弘仁六年八月七日官符

写書手・装潢手・造紙手・造筆手・造墨手　職員令図書寮条

太政官符

図書寮

造筆手（元六人 今令定二三人一）　造紙手（元八人 今定二五人一）

右、右大臣宣。奉レ勅。年料造紙。其数不レ多。所レ有紙手既無二食料一。又年中造筆無レ有二定数一。依二臨時宣一。造備供奉。准二量所用一。造手有レ余。並従二減省一。

大同三年二月十六日

三人の数量が五石、四石、三石と膨大であり、しかも端数を伴わないなどの点から判断すると、主食料の給米などの可能性は少ないであろう。そこで、その可能性を次のように推測しておきたい。

長屋王家木簡には酒の醸造に関する木簡があり、それによると、五石以上の堅を「大堅」、四石一斗八升の堅を「次堅」、二石四斗五升の堅を「小堅」と呼んだことがわかる（註7）。これらの数値は、各器の受量を表しているので端数が生ずるのであろう。「大倭国正税帳」（天平二年〈七三〇〉）によれば、「酒漆拾甕々別五斛」とあるように、甕（堅）はいわゆる五斛（石）入りの甕の意味であると考えられる。

以上の史料を参照するならば、五石の「大堅」、四石「次堅」、三石「小堅」と理解し、おそらくは造酒手の酒の醸造の割り当て・作業量を意味しているのではないか。

本文書には年紀は記載されていないが、「伴子福人」は、弘仁十四年（八二三）淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴氏は伴に改めていることから、本文書は、弘仁十四年（八二三）以降のものであることが知られる。共伴の年紀を有する文書（後掲）にみえる嘉祥二、三年（八四九、八五〇）と矛盾しない。

二十号文書

〔釈文〕

進上如件以解

嘉祥二年六月廿三日　助丈部

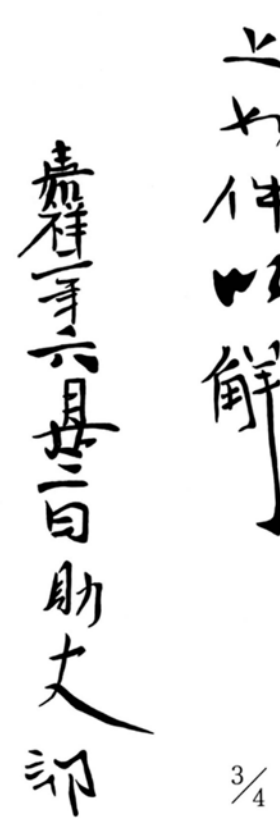

3/4

図8　20号文書　文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

本文書は解文の書止部分である。嘉祥二年は八四九年。日下の職名として「助」が注目される。職員令によれば、中央官制の寮の四等官は、頭（カミ）・助（スケ）・允（ジョウ）・属（サカン）であり、司の場合は次官（スケ）を置かないので、正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカン）である。地方官司では、大宰府の場合、防人司が正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカン）とされており、中央の司に相当している。

秋田城跡では、外郭東門跡第五四次調査出土木簡にその官制を伝える二点の木簡が含まれている。二点の木簡の年代は、共伴する年紀を有する木簡によれば、延歴十年（七九一）から同十四年（七九五）の間ごろと考えられる。

二十八号木簡　（七三）×三五×三　〇一九

・「主粮返抄　×

・「□　×

大宰府の官司「主神」「主船」「主厨」などに比するべき「主粮」（かてのつかさ）の存在を示す。

九十七号木簡　（二八〇）×（七）×四　〇六六

・×□□佑申□□□□□請□□不□□×

・×□□□已□□□□×

「佑」は、先にみたように地方官司では、大宰府の防人司が正・佑・令史で構成されており、その「佑」に相当する。さらに外郭南門跡西側第十七次調査出土墨書土器（須恵器台坏ヘラ切り・九世紀前半）二点に「允」と記されている。墨書土器「允」は、中央官制の寮の四等官「允」（ジョウ）に相当しよう。

以上から、「佑」は防人司の佑（ジョウ）、「允」は中央官制の寮の四等官の允（ジョウ）にそれぞれ相当することが知られた。

本漆紙文書の職名「助」は、墨書土器「允」とともに、中央官制の寮の四等官を意味していることになる。二十八号木簡の「主粮」の存在は、中央官制でいえば、宮内省の主殿寮、地方官制では、大宰府の主船（ふねのつかさ）、主厨（くりやのつかさ）などとの類似を想起させる。九十七号木簡「佑」は防人司の佑に相当することも併せ考えると、秋田城には、大宰府に類似した官制を有し、中央官制でいえば、寮または司相当のものといえよう。

以上のことから一連の秋田城の官制に関する出土文字資料は、城制下の官制の実態を伝える注目すべきものであるとしえる。

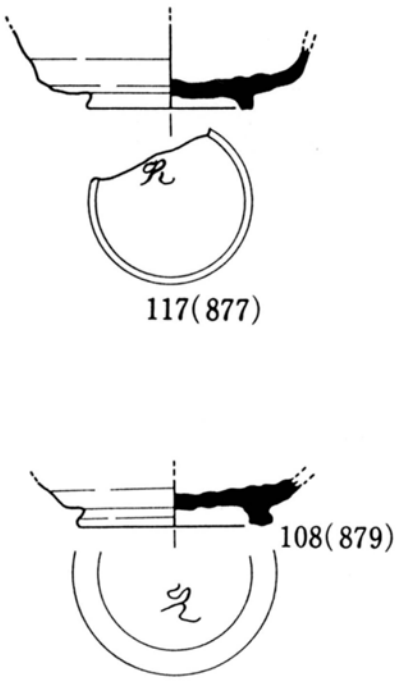

図９　第17次調査出土「允」墨書土器

第54次調査出土28号木簡

軍団	郡				
	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡
大毅	大領			大領	領
少毅	少領			少領	｜
｜	主政			｜	｜
主帳	主帳			主帳	主帳

国				衛府	司	寮	省	神祇官	
大国	上国	中国	下国	太宰府			弾正台	太政官	職
守	守	守	守	帥	正	頭	卿	伯	長官
介	介	｜	｜	佐	｜	助	大輔	大納言	次官
少大掾	掾	掾	｜	大尉	佑	(少大)允	大丞	少大納言	判官
大目	目	目	目	大志	(大)令史	少大属	大録	大外記	主典

表３　四等官一覧

二十一号文書

□□

嘉祥三年三月十日

一未状□□□徳
前廣麿申状

嘉祥三年は八五〇年。

二十二号文書

〔釈文〕

a「（嘉）祥三年七（月）」　b「十一日」

c「望申」　d「□□□」

二十三号文書

〔釈文〕

「嘉祥」

二十四号文書

〔釈文〕

「天長九年十一月」

天長九年は八三二年。

3/4

図10　24号文書　文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

二十五号文書

〔釈文〕

「使書生

□」

死亡帳・戸籍・計帳の年代

これら年紀を記す解文は、一般的に長期間にわたり保管することは考えられない。一方、解文と共伴している戸籍・計帳・死亡帳の三点の帳簿は、その記載様式からみて、次のようにその保存期間を想定することができるであろう。

計帳については、秋田城漆紙文書第九号文書によれば、天平六年（七三四）計帳が、紙背を天平宝字三年（七五九）具注暦として利用されている例からすれば、二十五年間保管されていたことが判明している。ただし、本計帳を「夷俘計帳」（俘囚計帳）とみなす場合は、死亡帳と同様に『延喜式』（主計式帳除条）に京進された「夷俘帳」「俘囚帳」は「三年一除」とされている。戸籍は、周知のとおり五比三十年間の保管を原則としている。

一方、死亡帳は、「延喜式」（主計式帳除条）によれば、京進された死亡帳は俘囚帳と同様に「三年一除」とされている。本死亡帳は、あくまでも秋田城にとどめ置かれたものであり、様々な書き込みと二段書きの記載様式から判断すれば、保存期間を長期に想定する必要はない。その点では、本戸籍は断簡ながら、一切書き込みなどが確認できない。

したがって、本戸籍はこの時期の秋田城は国府は存在しないが、一応国府相当機関とみなすと年紀を有する解文の年代である嘉祥二～三年（八四九～八五〇）から五比三十年ほど前を原則的には想定できる。死亡帳および計帳は嘉祥二～三年にかなり近い時期を想定できるであろう。

末筆ながら資料整理および解読にあたり御助力をいただいた日本学術振興会特別研究員三上喜孝・専修大学大学院生小塚裕姫子両氏に対して深く感謝の意を表したい。

註

註1　拙稿「秋田城跡第二号・第三号漆紙文書について」（秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料Ⅰ』一九八四年。

註2　財団法人茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告第二〇集―鹿の子C遺跡漆紙文書―本文編―』一九八三年。

註3　長岡京跡出土漆紙文書「死亡人帳」の釈文は次のとおりである（(財)向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会　一九九七年八月十三日記者発表資料による）。

釈文

漆紙文書A

（1）×□延暦九年六月三日死
〔六ヵ〕
□月七日死
×□　延暦九年□月七日死

（2）×□六月七×

（3）延暦九年六月□×

（4）□□
□□□□□　篤女　（延）暦九年×
〔八ヵ〕
×□年六月□日死

（5）延暦〔左字〕□□

漆紙文書B

（1）戸主□　部□×〔廣ヵ〕
□□

（2）□□

註4　茜部の例はこれまでの史料にはみえなかったが、近年、二条大路木簡のなかに次のような例が新たに確認されている（早稲田大学・大学院生亀谷弘明氏の教示による）。

○伊豆国田方郡棄妾郷瀬埼里戸主茜部真弓調荒堅魚十一斤十両

「六連一丸」　三三五×三二×五　〇三一

（平城宮発掘調査出土木簡概報二二・二五）

○伊豆国田方郡棄妾郡瀬埼里茜部立麻呂調荒 ┌

（一八三）×二五×五　〇三九

（平城宮発掘調査出土木簡概報二四・二四下）

註5　宮本救「戸籍・計帳」（『古代の日本9　研究資料』角川書店一九七一年）。

註6　紙背文書が確認できず、計帳の歴名記載が界線に沿っており、特に二・一cm幅のところに二行がおさまっていることも併わせて考えると本計帳に伴なう界線と想定できるのではないか。

註7　巽淳一郎「奈良時代の暖・理・正・由加」（奈良国立文化財研究所『文化財論叢』II　一九九五年）。

16号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

17号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

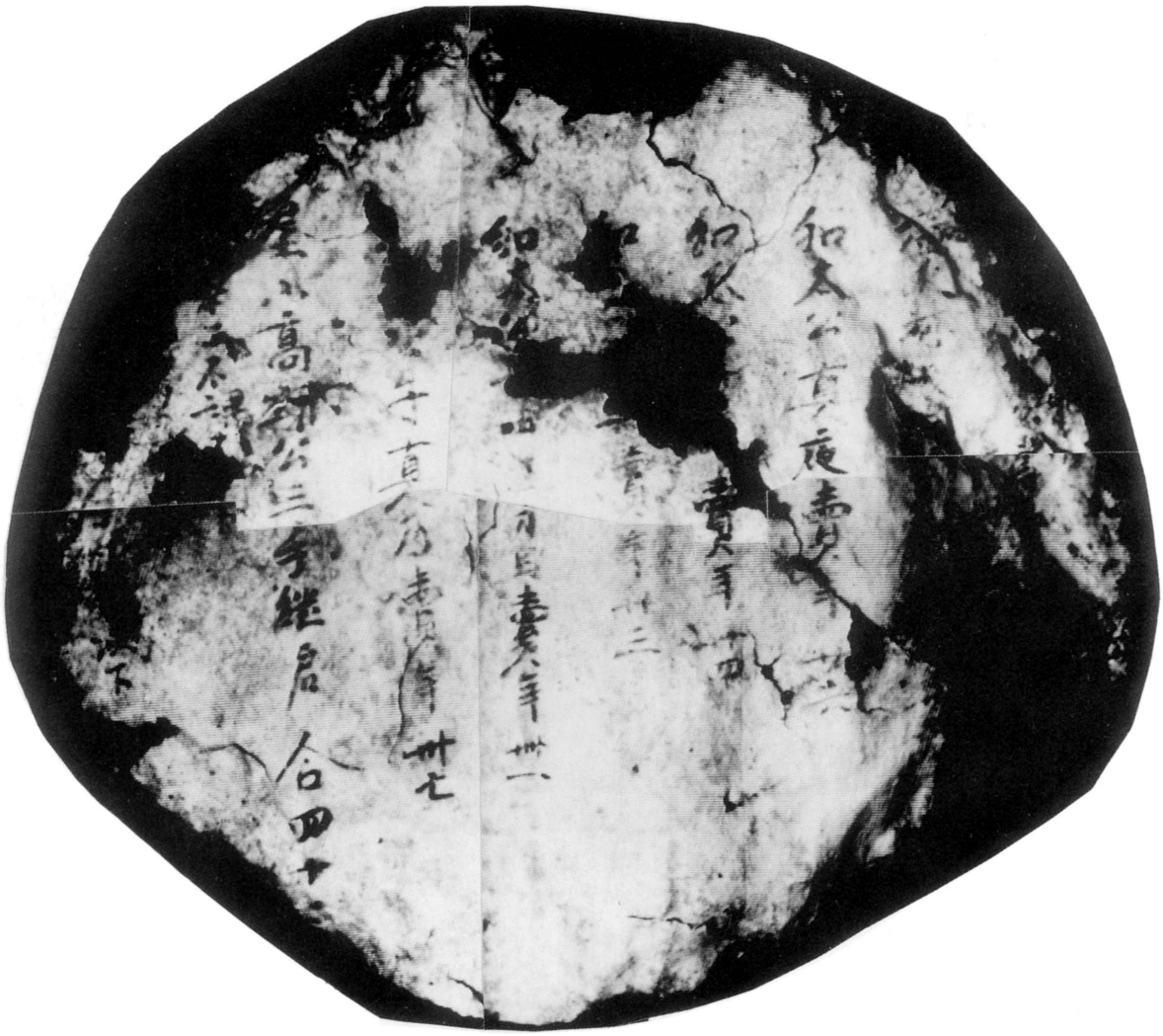

18号文書写真（赤外線テレビカメラ）

19号文書写真（赤外線テレビカメラ）

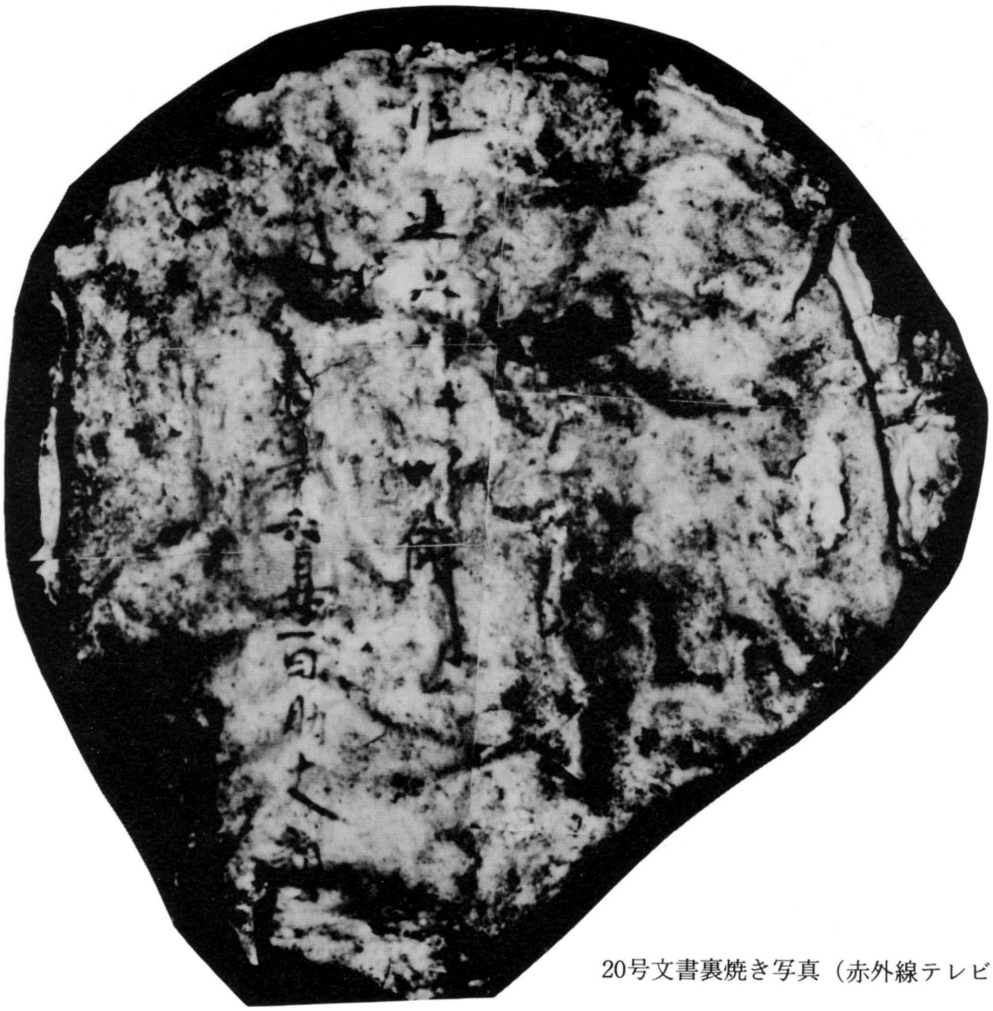

20号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

（裏側）

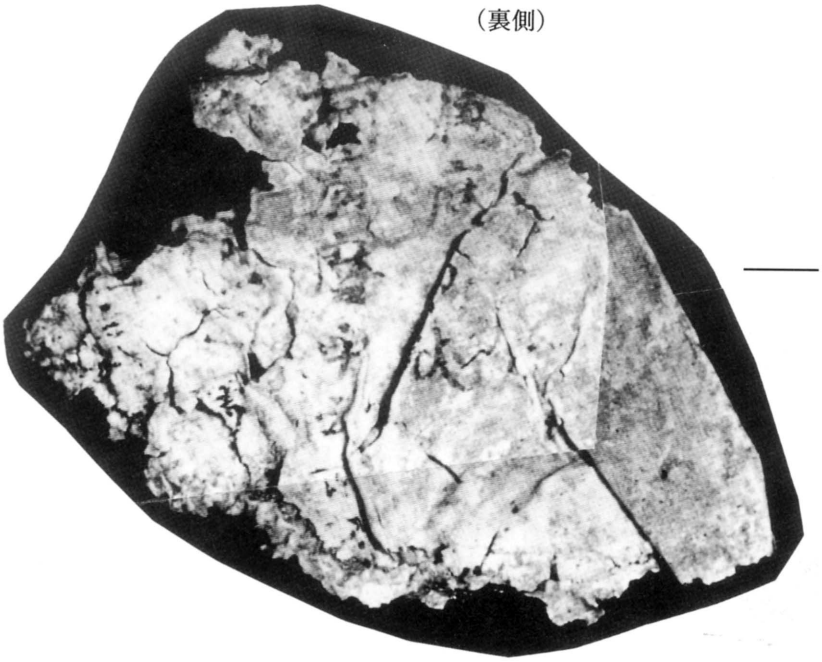

（表側）

21号文書写真（赤外線テレビカメラ）

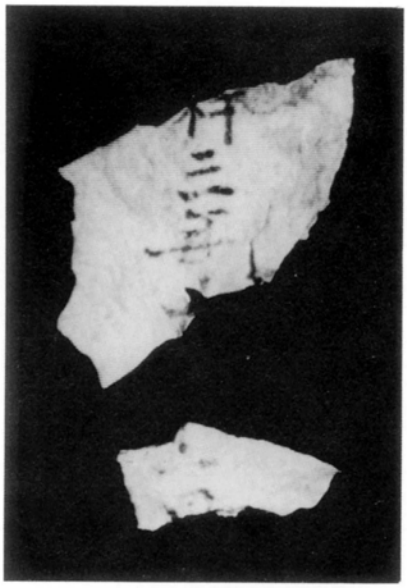

22号文書写真
（赤外線テレビカメラ）

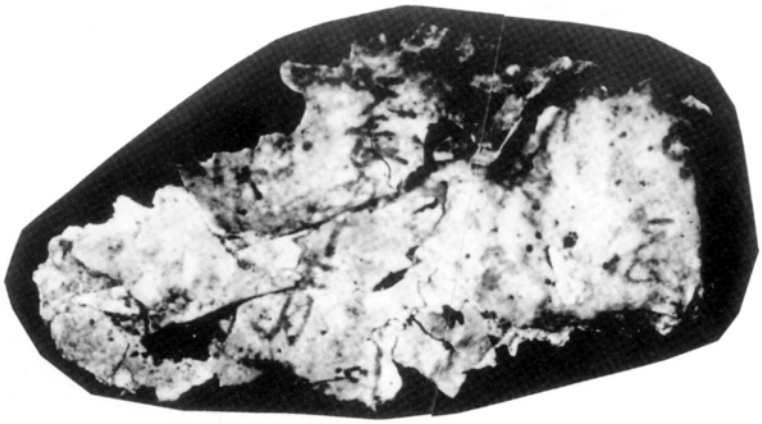

24号文書裏焼き写真
（赤外線テレビカメラ）

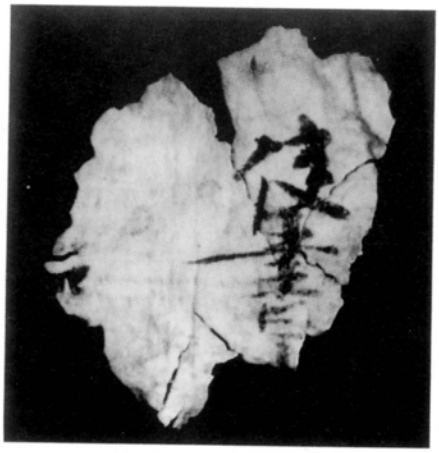

25号文書写真
（赤外線テレビカメラ）

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと
書名	秋田城跡
副書名	平成十年度秋田城跡発掘調査概報
巻次	
シリーズ名	秋田城跡調査概報
シリーズ番号	
編著者名	日野　久、松下秀博、伊藤武士、進藤　靖
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所
所在地	〒011-0901　秋田県秋田市寺内字焼山56　　Tel 018-845-1837　Fax 018-845-1318
発行年月日	1999年3月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしてらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第72次調査 19980413～ 19981209	1,300	学術調査 保護管理
						第73次調査 19981027～ 19981106	1,000	
						第74次調査 19981130～ 19981202	50	現状変更（住宅新築）に伴う事前調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
秋田城跡 第72次調査	城柵官衙遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡　5棟 竪穴住居跡　6軒 竪穴状工房跡　3棟 鍛冶炉　10基 竪穴状遺構　1基 材木列塀跡　2列 柱列　3列 溝跡　4条 土坑　13基 土坑状遺構　1基	須恵器、土師器、赤褐色土器、墨書土器、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦、塼、硯、フイゴ羽口、土製品、鉄製品、石製品、非鉄製小札甲、漆紙、銭貨、縄文土器、弥生土器	大畑地区中央部の調査 全国初の平安時代前期の非鉄製小札甲や戸籍、死亡帳、計帳、解文などの漆紙文書が出土した 鍛冶工房と考えられる生産施設や官衙ブロックを構成する可能性が高い建物を検出した
秋田城跡 第73次調査	同上	奈良～平安			焼山地区北部から中央部の調査
秋田城跡 第74次調査	同上	平安	溝跡　2条 土坑　1基	須恵器、土師器、赤褐色土器、墨書土器、灰釉陶器、緑釉陶器、中世陶器、銭貨	大畑地区南部の調査

秋田城跡調査事務所要項

I　組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則　抜粋

昭和37年５月８日教育規則第３号
改　正　昭和52年11月21日第11号

第１条

４．第３条第４項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡調査事務所を置く。

第３条

４．秋田城跡調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II　発掘調査体制

１）調査体制

秋田市教育委員会

教育長　石黒俊郎
文化課長　小松正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所　長　日野　久
主席主査　松下秀博
主　事　伊藤武士
主　事　進藤　靖

２）調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（平成10年度）

印刷・発行　平成11年３月
発　　行　秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011－0901　秋田市寺内字焼山56
TEL　018－845－1837
印　　刷　秋田マイクロ写真印刷株式会社